

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業

保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究

有限責任監査法人トーマツ

令和7年3月

目次

第1章	本調査研究の実施概要	1
1.	調査研究の背景・目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	2
(3)	調査研究の全体像	2
第2章	文献調査 A	3
1.	文献調査の概要	3
(1)	調査目的	3
(2)	調査方法	3
(3)	調査対象国	3
(4)	調査項目	3
2.	調査結果	5
(1)	イギリス(イングランド・ウェールズ)	5
(2)	ドイツ(ベルリン州)	25
(3)	フランス	38
(4)	スウェーデン	47
(5)	アメリカ(ニューヨーク州)	57
(6)	シンガポール	73
第3章	文献調査 B	88
1.	文献調査 B の概要	88
(1)	調査目的	88
(2)	調査方法	88
2.	調査結果	88
(1)	保育の配置基準に関するヒアリング調査	88
(2)	教育分野における文献調査	95
(3)	介護・福祉分野における文献調査	110
第4章	まとめ及び考察	134
1.	文献調査 A	134
(1)	諸外国における保育施設の職員の配置基準	134
(2)	今後の諸外国調査における調査設計	136
2.	文献調査 B	139
(1)	ヒアリング調査	139
(2)	教育分野	139
(3)	介護・福祉分野	140
(4)	保育所等の職員配置基準に関する実証実験に向けて	141

Appendix	143
----------------	-----

第1章 本調査研究の実施概要

1. 調査研究の背景・目的

(1) 背景

我が国において2020年には全世帯の3分の2が「雇用者の共働き世帯」となり現在も共働き世帯が増えている中で、こどもを安心して預けられる保育所の存在意義は社会的に重要度が増してきている¹。

保育の質に関する議論は2018年の厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上検討会」の中間的な論点の整理以降、検討されてきている。具体的には総論的事項の具体的な検討項目として「我が国の文化・社会背景の下での保育所等における保育の質に関する基本的な考え方、その具体的な促し方・示し方等」が示され、日本の文脈に即して、事項に関する総論的議論を深めていく必要があるとの方針が示された²。

また、こども政策においては令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の基本理念の一つとして「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること」とし、これまで以上に親の就労形態や家庭状況を分け隔てることなく、多様なこども・子育て支援ニーズに対し、よりきめ細かい対応が求められるこども政策の基本姿勢も打ち出されている³。

特に、保育所の質(主に配置基準改善)に関してはこども未来戦略会議において議論され、「こども未来戦略(加速化プラン)」に検討内容が盛り込まれた経緯がある。具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された課題であった、4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設けると共に、職員配置における最低基準の改正が行われた。更に、2025年度以降、1歳児の保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めることとなった⁴。

こうした保育所の職員配置基準に係る検討の背景には、保育所の職員配備が充分ではないことによる「保育の質の低下」が挙げられる。相次ぐ保育事故や不適切な対応事案により、共働き世帯や子育て世帯が保育所へこどもを預けることに不安を抱えていることが指摘され、安心してこどもを預けられる体制整備を早急に検討し実現する必要があると実施された改正であり、この視点は保育所の質の在り方においても非常に重要な視点であると言える。また、保育の質の在り方においては、職員配置のみならず、保育所で働く保育士等の働きやすさや処遇改善についても重要な視点であることが示唆されている⁵。

一方で、保育の課題を起点とした「保育の質」改善の動向は認められているものの、保育所が本来こどもの豊かな育ちのために提供すべき環境整備や体制構築のための指標となる「保育の質」自体に資する保育内容等の充実については、まだ十分に議論がなされていない^{2 5}ため、現行の改善が果たして保育の質向上として十分な取組であるのかの検証が難しい状況にあると推察された。

よって、広く国際的に保育先進国からの取組事例やサービス提供に関するサービスの質を図るための保育の質に関する基本的な考え方やその具体的な捉え方・示し方等を参考として、幅広く「保育の質」向上のための情報を整理し⁵、日本における保育の質を検討するための基礎資料の提供が求められている。

【出所】

1:内閣府男女共同参画局「結婚と家族をめぐる基礎データ」令和3年5月18日

<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/1st/pdf/5.pdf>

2:厚生労働省「保育所等における保育の質に関する基本的な考え方等(総論的事項)に関する研究会 報告書概要」令和2年5月

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11360.html

3:こども家庭庁「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」令和5年12月22日

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/NrKhM28i

4:こども家庭庁「令和6年度保育関係予算案_保育所等の運営に関する改善事項(こども未来戦略(加速プラン))」

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/yosan>

5:厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会「議論のとりまとめ」を踏まえて今後とめられること」令和2年6月日本は障害者の権利に関する条約への批准や障害の差別の解消に関する法律等を背景に、教育や保育分野をはじめとした多様な分野で「インクルージョン」が重要な理念として注視されるようになってきた。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_554389.html

(2) 目的

今後、保育の質向上のための取組を充実させるために「保育の質」の考え方やその具体的な捉え方を検討するため、議論に必要となる基礎資料を作成し、それを基に「保育の質」に関しての検討事項等を整理することを目的として実施する。

(3) 調査研究の全体像

本調査研究事業では、以下の手順で調査を実施する。

(1) 文献調査A

(2) 文献調査B

(3) 調査研究報告書の作成

初めに基礎調査を実施し、保育の質の現状や課題について押さえるべき要旨を整理する。その後、文献調査Aで保育者の配置基準など構造的な面で参考となりうる諸外国調査を行う。また、文献調査Bでは、保育の質の評価やその手法及び指標等について要旨を念頭に置きつつも、多角的な検討に資する他分野の考え方等を文献調査及び有識者へのヒアリング・意見聴取等を行う。これらの調査より、今後の保育の質向上に向けた取組を充実させるために「保育の質」の考え方やその具体的な捉え方を検討に資する調査報告書を作成する。

第2章 文献調査 A

1. 文献調査の概要

(1) 調査目的

日本における効果的な保育所の職員の配置基準の検討するために、先進的な取組をしている諸外国における保育の質を支える多元的な側面(国における制度、基本原則や考え方・目標、配置基準・職員資格の規定等)の在り方について把握する。

(2) 調査方法

インターネットを活用した文献調査

(3) 調査対象国

6か国(イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、アメリカ、シンガポール)

(4) 調査項目

下記の調査項目で調査対象国について取りまとめを行った。

文献調査①における調査項目

大項目	中項目
I. 保育所運営における制度	(ア) 担当所管 ・ 省庁 ・ 実施運営機関 (イ) 保育所設置・運営における根拠法 (ウ) 保育における方針 ・ 基本原則・考え方 ・ 目標 ・ こどもの具体的な学び 等 (エ) 保育所等の種類及びサービス等 ・ 施設種別 ・ 対象年齢 ・ 保育受け入れ頻度 ・ 保育時間 等
II. 保育士の資格要件	(ア) 根拠法 (イ) 保育士の資格種類 ・ 名称 ・ 資格要件(国家資格の有無) ・ 養成・教育課程
III. 保育所運営における保育者の配置基準	(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制 ・ 名称 ・ 発行年(及び改正年)

大項目	中項目
Ⅲ. 保育所運営における保育者の配置基準	・ 概要 (イ) 保育所の職員配置基準 ・ 保育者及びその他資格・役職の配置基準 ・ 年齢別における保育者の配置基準 ・ 学級編成・面積基準 ・ 保育者の配置基準の遵守の状況(国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等) ・ その他

2. 調査結果

(1) イギリス(イングランド・ウェールズ)

イギリスの法体系¹は、①イングランド、ウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドの三つの法域で構成されており、Childcare Act 2006 においてもイングランドとウェールズが範囲である。

I. 保育所運営における制度

(ア) 担当所管²

■ 省庁

教育省 (Department of Education and Skills)

■ 実施運営機関

地方自治体

(イ) 保育所設置・運営における根拠法³

■ 根拠法

保育法 2006 年 (Childcare Act 2006)

■ 根拠法の趣旨

Childcare Act 2006 は 2006 年に施行され、こどものウェルビーイングの向上を目的に、イングランドとウェールズにおける地方自治体および他の機関に対して権限と義務を規定している。具体的には、こどもの福祉の改善に関する権限と義務、育児サービスの提供および親やその他の人々への情報提供に関する権限と義務、イングランドにおける保育サービスの規定と監査・評価、そしてウェールズに関連する 1989 年児童法の第 10A 部の改正について明記している。施行以降、2013 年に無料保育の提供範囲拡大、2015 年に保育所の評価基準・監査方法の厳格化や 2016 年に 30 時間無料保育の導入など働く親や低所得家庭の支援や保育サービスの質の保証に焦点をあてた改正が行われている。

(ウ) 保育における方針⁴

Childcare Act 2006 の第 39 条、第 40 条に基づき、0 歳から 5 歳までのこどもの教育とケアについて Early Years Foundation Stage (下記、「EYFS」と記す)に基準が示されている。EYFS は Childcare Act 2006 とともに 2006 年に導入されており、第 1 章にこどもの学習分野と発達目標、第 2 章にこどもの発達評価、第 3 章にこどもの保護、安全性や施設の物理的環境、配置基準に関する要件が定められている。0 歳から 5 歳のこどもを受け入れるすべての保育施設は EYFS に準拠することが求められており、教育基準局である Office for Standard in Education, Children's Services and Skills (下記、「Ofsted」と記す)が 4 年ごとに監査を実施し、EYFS への準拠性を含めて保育サービス全体における監視を行っている。

■ 基本原則・考え方⁵

EYFS はこどもたちがそれぞれ異なる個性をもつ存在で常に学び続ける存在であることを尊重し、積極的な人との関係づくりを通じて自立することを重視している。また、大人によるサポートを受けながら学びと発達を促進する環境を提供し、すべてのこどもの異なる発育発達、特別な教育的ニーズや障害を持つこどもも含めてサポートすることを指針としている。

■ 目標⁶

EYFS はすべての保育施設において質と一貫性を確保し、こども一人ひとりの成長と学びを支援すること、定期的なアセスメントと振り返りを通じて、個々のニーズに応じた発達機会を提供し、保育者と保護者の信頼関係を重視し、平等な機会と差別のない環境を整えることで、すべてのこどもが参加できる支援を実現することを目的としている。

■ こどもの具体的な学び⁷

EYFS はこどもの0歳から5歳までのこどもの学びと発達を支援するよう設計されており、主要三領域と特定四領域に分かれている。主要三領域とは学習の基盤となる上、人間関係の形成においても特に重要とされている領域である。特定四領域とは主要三領域を補強するとともに活動や体験を通して文化的、社会的、技術的、環境的多様性の理解を促進するための領域である。

【主要三領域】

- ① コミュニケーションと言語：読書、会話やロールプレイなどを通して言語発達を促進する
- ② 身体的発達：室内外の遊びを通して基礎的な筋力、空間認識や協調性の発達を促進する
- ③ 個人的・社会的・心理的発達：他のこどもとの交流を通して自己理解と他者理解を促進する

【特定四領域】

- ① 識字：読み書きの基礎を通し、語彙と表現力を促進する
- ② 数学：数字や数の概念、計算やパターン認識を通し、問題解決能力を促進する
- ③ 生活：自然、社会や人との関係について学び、好奇心や社会に対する理解を深める
- ④ 芸術とデザイン：音楽、絵画、ダンス、造形などを通し、創造的な表現力を育てる

(エ) 保育所等の種類及びサービス等^{8 9 10 11 12}

保育施設およびサービスは形態に応じて施設型と家庭型に分類される。

施設型保育は、0歳から5歳のこどもを対象とするデイナースリーと、通常2歳または3歳から5歳のこどもを対象とするプリスクールが含まれる。デイナースリーは長時間保育を提供し、フルタイムで働く親に特に適している。一方、プリスクールは教育と保育を組み合わせた施設であり、さらに公立プリスクールと私立プリスクールに分けられる。公立プリスクールには、通常半日預かりの3歳から4歳向けナーサリークラスと、小学校の一部として位置づけられる4歳から5歳向けレセプションクラスがある。2024 年に0歳から4歳のこどもが一人以上登録されている施設型保育所は 30,900 施設登録されている。

これに対して、家庭型保育はチャイルドマインダーと呼ばれる個人事業者によって提供される。チャイルドマインダーは Ofsted が運営する早期保育者登録制度である Early Years Register、または Ofsted に認定されている Early Years Childminder Agency(下記、「CMA」と記す)に登録すること

で、個人の自宅で少人数のこどもを預かることが可能であり、柔軟な保育時間や家庭的な環境を提供する点が特徴である。しかし、低賃金、政府による不十分な資金提供や厳格化する資格要件に応じた研修負担の増加により、登録者数は 2013 年の約 56,000 人から 2023 年には約 28,000 人に減少している。

図表イー-1 保育所等の施設種別一覧

#	施設種別	概要	保育者要件	対象年齢	受入頻度	保育時間
施設型保育施設	デイナーサラー	幅広い年齢層に長時間保育を提供する施設型保育所。私立が大部分であり、公立は共働きの他に、一人親、病気等リスクのある家庭のこどもにも入所の優先権が与えられる。	Level 2 Childcare 資格、Level 3 Early Years Educator 資格、Early Years Teacher Status、および場合によっては Qualified Teacher Status の保有が必要。	0歳-5歳	通常、週5回（平日、週数日預かりに対応する施設あり）	通常、午前8時から午後6時の全日（半日預かりに対応する施設あり）
	私立プリスクール	教育方針や経営理念が多様であることが特徴の施設型保育所。（進学校受験準備、モンテソーリ教育、日本語教育など）	Level 3 Early Years Educator、Early Years Teacher Status、および場合によっては Qualified Teacher Status の保有が必要。	2歳-5歳（18カ月から受け入れ可の施設あり）	通常、週3回から週5回（平日）	通常、午前8時半から午後3時半の全日（半日預かりに対応する施設あり）
	公立プリスクール	公立小学校に併設されている施設型保育所。初等教育の準備としての役割を担う。	基本的に教員免許が必須だが、一部 Early Years Teacher Status 資格保有者が担当する例外あり。	3歳-4歳（低所得家庭や特定ニーズがある場合2歳児も可）	通常、週5回（平日、週数日預かりに対応する施設あり）	通常、午前9時から正午、又は午後1時から午後3時半いずれか半日（全日預かりに対応する施設あり）

#	施設種別		概要	保育者要件	対象年齢	受入頻度	保育時間
	公立プリススクール	レセプション ンクラス	公立小学校に併設されている施設型保育所。小学校の学級として義務教育の一環として運営されている。	教員免許が必須。	4歳-5歳	原則、週5回 (平日)	原則、午前9時から午後3時半の全日
家庭型保育施設	チャイルドマインダー		自宅で少人数のこどもを保育者の自宅にて預かる個人型保育所。家庭的な環境で少人数のケアを行うことと柔軟なスケジュールに特徴がある。	Ofsted にチャイルドマインダーとして登録(通常3年に1度登録更新が必要)。チャイルドケア、救急法や安全基準に関する必須研修を受けていること(Level 3 Childcare 資格保有者は一部研修免除あり)。犯罪履歴がないこと。	0歳-8歳	通常、週5回 (土日預かりに対応する施設あり)	通常、午前8時から午後6時の半日、又は全日

II. 保育士の資格要件

(ア) 根拠法

■ 根拠法¹³

・Childcare Act 2006

保育士の資格要件は教育省が所管しており、Childcare Act 2006 と EYFS に基づいて発行している「Early years qualification requirements and standards」に規定されている。具体的には0歳から5歳までのこどもに対して質の高い教育とケアを提供するために、保育者が満たすべき資格と専門能力の基準を規定している。

(イ) 保育士の資格要件^{14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25}

■ 資格概要【資格概要】

施設型保育所または家庭型保育所においてスタッフとして就業可能な最低資格要件はレベル2、またはレベル3の資格保持であり、保育者の職位は保有する資格レベルに基づいて決定される。資格レベルは1から9まであり、レベル1から5は英国資格試験規制庁である The Office of Qualifications and Examinations Regulation(下記、「Ofqual」と記す)によって国が規制する公的な資格と認定されており、定期的な更新が求められる。一方、レベル6以上の資格は国家資格や博士号取得に伴い付与される資格である。具体的にはレベル6資格の Early Years Teacher Status 資格保有者は「Early Years Teacher」の名称独占、レベル7資格の Qualified Teacher Status 資格保有者は「Qualified Teacher」の名称独占、業務独占がある国家資格である。このようにレベル6、レベル7の資格は学位取得をした人に対し保育や社会福祉、医療分野におけるトップレベルの専門職や上級管理職に就くために必要な高度な知識とスキルを提供している。また、レベル8以上はさらに高度な研究や専門職資格取得などを目的とした博士号取得者に付与される資格であり実務における名称独占や業務独占は存在しない。

保育所における職位には3区分あり、主にレベル2資格保有者が就く Early Years Practitioner、レベル3からレベル5資格保有者が就く Early Years Educator、レベル6以上資格保有者が就く Early Years Teacher の職位に分けられる。それぞれの資格取得要件と取得に求められる教育内容は以下表の通りである。

図表イ-2 保育士資格の資格名及び目的

レベル	資格名 (一例)	目的
1	• Level 1 Award in Caring for Children (QCF) • Level 1 Award in Introduction to Health, Social Care, and Children's Settings	レベル1は、保育や社会福祉、医療分野への初歩的な導入を提供し、これらの分野での基本的な知識とスキルを習得するための基盤を築くことを目的としている。学習者は初歩的な役割に就くための準備を整え、高レベルの資格取得や専門職への進路を見据えた基盤を築くことが可能である。
2	• Level 2 Diploma for the Early Years Practitioner • Level 2 Certificate in Childcare and Education	レベル2は、保育や社会福祉、医療分野における基本的役割に必要な知識とスキルを提供することを目的としている。具体的には、基本的なケア手法、こどもの発達、健康と安全、コミュニケーションスキルをさらに深く学ぶ。
3	• Level 3 Diploma for the Early Years Educator • Level 3 Diploma in Childcare and Education	レベル3は、保育や社会福祉、医療分野における専門的な役割に必要な知識とスキルを提供する。具体的には、リーダーシップとマネジメント、発達理論、包括的なケア手法を学び、チームリーダーやスーパーバイザーとしての役割に就くための準備を整え、高度な資格取得や専門職への進路を見据えた基盤を築くことを目的としている。
4	• Level 4 Certificate for the Early Years Advanced Practitioner	レベル4は、レベル3を保有し、既に保育士として勤務している人に対して保育や社会福祉、医療分野における管理職や専門職にキャリアアップするために必要な知識とスキルを提供する。具体的には、戦略的計画、政策の実行、効果的なリーダーシップのスキルを学び、管理職や専門的な役割に就くための準備を整えることを目的としている。
5	• Level 5 Diploma in Leadership for Health and Social Care and Children and Young People's Service	レベル5は、レベル3以上の資格を保有し、既に管理職として勤務している保育士に対し、高度な専門知識やさらにキャリアアップするために必要な知識とスキルを提供する。具体的には、複雑な問題解決能力、先進的なリーダーシップスキル、専門的なケア手法を学び、学位取得やさらに高度な専門職資格取得を見据えた基盤を築くことを目的としている。
6	• Early Years Teacher Status • Bachelor of Education (BEd) in Early Years Education	レベル6は学士号を通じ、幼児教育および保育の専門知識とスキルの習得、保育施設でのリーダーや管理職、幼稚園や初等教育機関での教職に就くための基盤を築くことを目的としている。

レベル	資格名(一例)	目的
7	・Qualified Teacher Status	レベル7は修士号を通し、幼児教育または義務教育に特化した教員資格を取得し、幼稚園や初等教育機関で教えるための高度な知識とスキルを提供する。また、高度な学術的および実践的能力を養成し、幼児教育のリーダーとしての役割を果たす資格を取得する。
8	・Doctor of Education (EdD) in Early Childhood Education	レベル8は博士号を通し、幼児教育における実践的および理論的な問題に対する高度な研究を行い、教育現場での実践を改善するための指導者としての役割を果たす。また、独自の研究を通じて分野の発展に貢献し、学術的なキャリアを追求するための高度な研究スキルを提供する。
9	・Higher Doctorate (DSc, DLitt) in Education	レベル9は教育分野における卓越した研究業績を認められた研究者に授与される資格であり、教育理論や実践に対する重要な貢献を評価する。既存の研究業績の評価に基づき、卓越した学術的貢献が認められた場合に授与される。

保育士は資格レベルに応じて Early Years Practitioner(EYP)、Early Years Educator(EYE)、Early Years Teacher(EYT)の3区分に分けられ、それぞれ仕事内容が異なる。

図表イ- 3 保育士資格の要件及びその内容

職務名	資格要件	仕事内容
Early Years Practitioner	レベル2	Early Years Educator、Early Years Teacher やその他の資格を持つ専門家の指導と監督の下、日々の活動や教育プログラムの実施と計画の基本的サポートをする。主な業務はこどもの日常的なケア、遊びを通じた学びのサポート、基本的な発達支援や保護者とのコミュニケーションなどが含まれる。
Early Years Educator	レベル3 レベル4 レベル5	教育の計画、実施、評価など、より専門的で体系的な教育活動に従事し、主な業務はカリキュラムの計画と実施、学びの評価と記録、保護者や他の専門家との連携、教育環境の整備などが含まれる。
Early Years Teacher	レベル6以上	Early Years Teachers は、管理職として教育および管理面において幅広く責任を持ち、主な業務は高度な教育カリキュラムの計画と実施、個別教育プランの作成、スタッフの指導やトレーニングなどが含まれる。

【保育者登録者数】

イギリス政府は毎年、上級管理職およびこどもと直接関わる職員の人数を公表しており、2024 年の推定保育者総数は 368,100 人である。また、2021 年には詳細なレポートも併せて公表しており、328,500 人の推定保育者総数うち、72%の 236,000 人がデイナースリー、私立又はボランティアの施設型保育所勤務者、16%の 53,900 人が公立プリスクールを含む州立・独立学校が提供する施設型保育所勤務者、12%の 38,600 人がチャイルドマインダーやそのアシスタントであった。

■ 資格要件・教育内容

初期教育に関する3つの主要な資格である Early Years Practitioner、Early Years Educator、Early Years Teacher Status の受験資格要件と教育内容は以下の通りである。

図表イ-4 保育士のレベル別の資格取得要件

資格名	コース登録、 プログラム参加要件	取得期間	資格取得要件
Level 2 Diploma for the Early Years Practitioner	・16 歳以上であること	12 か月	・コースにて 37 単位取得(うち必修 14 単位) <コース内容> 1. 初期教育実践者の役割と責任 2. 初期教育における乳児と幼児の健康と安全 3. 初期教育の場での平等、多様性、包括的实践 4. 初期教育の場における乳児と幼児の保護、安全、福祉 5. こどもの発達を支援する方法の理解 6. 乳児と幼児のケアルーティンの支援 7. 活動・目的のある遊びの機会、教育プログラムの計画と実施の支援 8. 初期教育の場での遊びの促進 9. 健康的なライフスタイルのために乳児と幼児の福祉の支援 10. 乳児と幼児が身体的に活動することの支援 11. 特別な教育ニーズと障害を持つ乳児と幼児のニーズの支援 12. 初期教育の場における前向きな行動の促進 13. 初期教育におけるパートナーシップの構築 14. 学校準備のためのこどものニーズの支援 ・250 時間の実習(ボランティアや実習も含む)。 ・指導教員、または外部評価者による合格評価

資格名	コース登録、 プログラム参加要件	取得期間	資格取得要件
Level 3 Diploma for the Early Years Educator	・16 歳以上であること	12-24 か月	・コースにて 95 単位取得(うち必修 10 単位)。 <コース内容> 1. 初期教育者の役割の導入 2. こどもの包括的発達 3. 特別な教育ニーズと障害を持つこどもたち 4. 初期教育の場での効果的なコミュニケーション 5. 保護と福祉の要件 6. 健康、福祉、安全 7. 効果的な初期教育カリキュラムの推進 8. こどもの学びと発達の評価 9. 学びと包括的発達のための遊びの理解 10. パートナーシップの構築 ・350 時間の実習を推奨(実習先での現職者による研修記録の作成)。 ・指導教員、または外部評価者による合格評価

資格名	コース登録、 プログラム参加要件	取得期間	資格取得要件
Early Years Teacher Status	・英語、数学、理科の GCSE (または同等の資格) 取得。 ・関連分野の学位取得。 ・実務経験(場合による)	12-24 か月	・EYTS プログラムへの参加 ＜プログラム内容＞ 1. こどもの発達と学習 2. 観察と評価 3. カリキュラムと計画 4. インクルーシブ教育 5. 保護と福祉 6. 家族とコミュニティとの連携 7. 専門的スキルとリーダーシップ ・大学主導または学校主導のプログラムを通じて初期教育初任教師訓練 (EYITT) ・指導教員、または外部評価者による合格評価

Ⅲ. 保育所運営における保育者の配置基準

(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制²⁶

■ 名称

Early Years Foundation Stage

■ 発行年(及び改正年)

2006 年発行

■ 概要

Childcare Act 2006 の第 39 条、第 40 条に基づいた EYFS には0歳から5歳のこどもの配置基準を含む福祉要件が明記されている。また、EYFS には2種類のフレームワークがあり、1つ目はグループや規模の大きい数のこどものケアと教育を行う施設向けのフレームワークで、2つ目は個人で少人数のこどものケアと教育を行うチャイルドマインダー向けのフレームワークがある。2つのフレームワークは同様の学習と発達要件、安全と福祉要件について言及しているものの、環境の違いを考慮し資格要件、評価方法、配置基準などの内容に違いがある。

(1) 施設型保育所等: EYFS statutory framework for group and school-based providers

(2) 家庭型保育所等: EYFS statutory framework for childminders

また、配置基準において、1人のこどもに1人の保育者が担当者(キーパーソン)としてつくことが規定されている。担当者はこどもの安全確保と発達のサポートを行うと同時に保護者にこどもの成長や進捗状況について報告する役割を担う。

(イ) 保育所の職員配置基準²⁷

■ 保育者及びその資格・役職の配置基準

(1) 施設型保育所等: EYFS statutory framework for group and school-based providers

施設型保育所等における配置基準において、前提要件がある。この前提要件とは、配置基準の対象となる保育所等、保育士やインストラクターが、配置基準上の当該配置職員等としてみなされるための要件を指す。

例) レベル2保育士の配置基準に該当するためには、レベル2の保育士資格に加えて勤務開始後3か月以内に小児救急救命法(PFA)資格(3年ごとに証明書を更新要)を取得した者でなければならない。仮に、レベル2の保育資格を保有していても、PFA 資格を保有していない場合、配置基準の上では、レベル2保育士ではなく、その他スタッフとしてみなされる。

図表イ- 5 施設型保育所等における配置基準の前提要件

対象	前提要件	
職員全体	・半数の保育者がレベル2以上の保育資格を保有すること。 ・少なくとも1人は有効な小児救急救命法(PFA)証明書(3年ごとに更新要)を持っている者が、常に保育所等内におり、外出時にはこどもに同行すること。	
保育士	レベル2	・レベル2の保育資格を保有する者。 ・勤務開始後3か月以内に小児救急救命法(PFA)資格(3年ごとに証明書を更新要)を取得した者。
	レベル3	・レベル3の保育資格を保有する者。 ・レベル2の英語資格(中等教育修了レベルの実用的な英語能力を証明する資格)を保有している者。 ・勤務開始後3か月以内に小児救急救命法(PFA)資格(3年ごとに証明書を更新要)を取得した者。
	管理職	・レベル3以上の保育資格を保有する者。 ・レベル2の数学資格を保有、または管理職になってから2年以内に取得した者。 ・保育施設での実務経験が少なくとも2年ある、もしくは少なくとも2年間他の適切な経験がある者。
インストラクター	・学校において特定の技術や芸術、または科目や科目群の指導を行う者。 ・特別な資格や経験、またはその両方が必要とされる場合、学校の管理責任者または管理団体が、その教育を提供する者の資格や経験について満足している場合に雇用される。	

(2) 家庭型保育所等: EYFS statutory framework for childminders

家庭型保育所等における配置基準において、前提要件がある。この前提要件とは、配置基準の対象となるチャイルドマインダーが配置基準上の当該配置職員等としてみなされるための要件を指す。また、チャイルドマインダーはアシスタントを必ず雇う必要はないものの、つける場合は以下要件を満たす者が該当する。

図表イ- 6 家庭型保育所等における配置基準の前提要件

対象	前提要件
チャイルドマインダー	Ofsted、または Ofsted に認定されている CMA に登録している者。
アシスタント	登録したチャイルドマインダーが自身のこどもではない 1 人以上のこどもの保育を手助けする人物として雇った者。有給か無給かは問わず、登録したチャイルドマインダーとともに働く学生や見習いもアシスタントも含む。

■ こどもの年齢別における保育者の配置基準

(1) 施設型保育所等: EYFS statutory framework for group and school-based providers

本配置基準は、こどもと直接関わる全ての保育者に適用され、保育者は食事中を含め、常にこどもたちを適切に監督する責任を負う。例外としてこどものケアの質、安全性およびセキュリティが維持される場合には、配置基準に変更を加えることが認められる。配置基準を下表に記す。

図表イ- 7 施設型保育所等における年齢別の保育者の配置基準

年齢	配置基準	
0歳から1歳	<保育者対こども比率> ・保育者1人当たり最大3人のこどもを担当 <その他保育者人数・資格要件> ・少なくとも1名の保育者は、レベル3資格を保有し、2歳未満のこどもと働いた経験が十分にあること ・その他保育者の少なくとも半数は、レベル2資格を保有していること ・保育者の少なくとも半数は、乳児のケアに関する訓練を受けていること ・2歳未満のこども用の部屋がある場合、その部屋の責任者は、2歳未満のこどもと働いた適切な経験があること	
2歳	<保育者対こども比率> ・保育士1人当たり最大5人のこどもを担当 <その他保育者人数・資格要件> ・少なくとも1名の保育者は、レベル3資格を保有していること ・その他保育者の少なくとも半数は、レベル2資格を保有していること	
3歳以上	公立プリスクール	<保育士対こども比率> ・保育士1人当たり最大 13 人のこどもを担当 <その他保育者人数・資格要件> ・少なくとも1名の保育者は、2002 年教育法第 122 条で定義された学校教師であること ・少なくとももう1名の保育者は、レベル3資格を保有していること(公立プリスクールは1クラスあたり最大 30 人の児童が定員である)

年齢	配置基準	
3歳以上	その他保育所等	レベル6以上の資格保有者、インストラクター、または適切な資格を持つ海外で訓練を受けた教師がこどもと直接関わる場合： ＜保育士対こども比率＞ ・年度中に5歳以上になるこどもが多数を占めないクラスにおいては、保育士1人あたり最大13人のこどもを担当 ＜その他保育者人数・資格要件＞ ・年度中に5歳以上になるこどもが多数を占めるクラスにおいては、保育者1人あたり最大30人のこどもを担当
		レベル6以上の資格保有者、インストラクター、または適切な資格を持つ海外で訓練を受けた教師がこどもと直接関わらない場合： ＜保育士対こども比率＞ ・保育者1人あたり最大8人のこどもを担当 ＜その他保育者人数・資格要件＞ ・少なくとも1名の保育者は、レベル3資格を保有していること ・その他保育者の少なくとも半数は、レベル2資格を保有していること

※教育法 (Education Act 1996) よりこどもは5歳の誕生日を迎えた後の学期から義務教育が開始される

(2) 家庭型保育所等: EYFS statutory framework for childminders

チャイルドマインダー1人が同時にケアできる8歳未満のこどもの総人数は最大6人までと厳格に制限されている。内訳は0歳から5歳未満のこどもは3人以下、さらに1歳未満の乳児は1人以下とすることが求められている。

ただし、チャイルドマインダーがこどもたちの個々のニーズがすべて満たされていることを保護者、Ofsted の監査員または CMA に示すことができる場合、アシスタントを雇用した場合、または他のチャイルドマインダーと共に働く場合は、例外的な配置基準が認められることがある。

また、チャイルドマインダーはアシスタントに1日のうち最大2時間まで単独でこどもを任せることが可能であるが、その際は必ず保護者、養護者の許可を得なければならない。これは非常に短い時間であっても同様である。年齢別の配置基準を下表に記す。

図表イ- 8 家庭型保育所等における年齢別の保育者の配置基準

年齢	配置基準
0歳から4歳	チャイルドマインダー1人につき3人のこどもを担当可能
5歳から8歳	チャイルドマインダー1人につき6人のこどもを担当可能

■ 学級編成・面積基準

＜学級編成基準＞

EYFS において学級編成基準は規定されていない。なお、公立プリスクールのレセプションクラスは、初等教育に該当するため、教育省が 2012 年に発行した“The School Admissions (Infant Class Sizes) (England) Regulations 2012”の対象となる。学級編成基準を下表に記す。

図表イ-9 学級編成基準

対象	学級編成基準
公立プリスクール レセプションクラス	1クラスあたり最大 30 人の児童を超えてはならない
その他	規定なし

＜面積基準＞

EYFS の第3章に面積基準が定められており、施設型、家庭型保育所等ともに同様の規定である。室内面積基準を下表に記す。なお、最低面積にはクローゼット、クロークームやトイレは含まれない。また、保育者は屋外エリアへのアクセスを提供しなければならず、それが不可能な場合は安全でない天候条件など、状況が外出を不適切にする場合を除き、毎日屋外活動の計画と実施をしなければならない。

図表イ-10 年齢別室内面積基準

年齢	室内最低面積
0歳から2歳まで	3.5 平方メートル
2歳から3歳まで	2.5 平方メートル
3歳以上	2.3 平方メートル

■ 保育者の配置基準の遵守の状況(国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等)²⁸

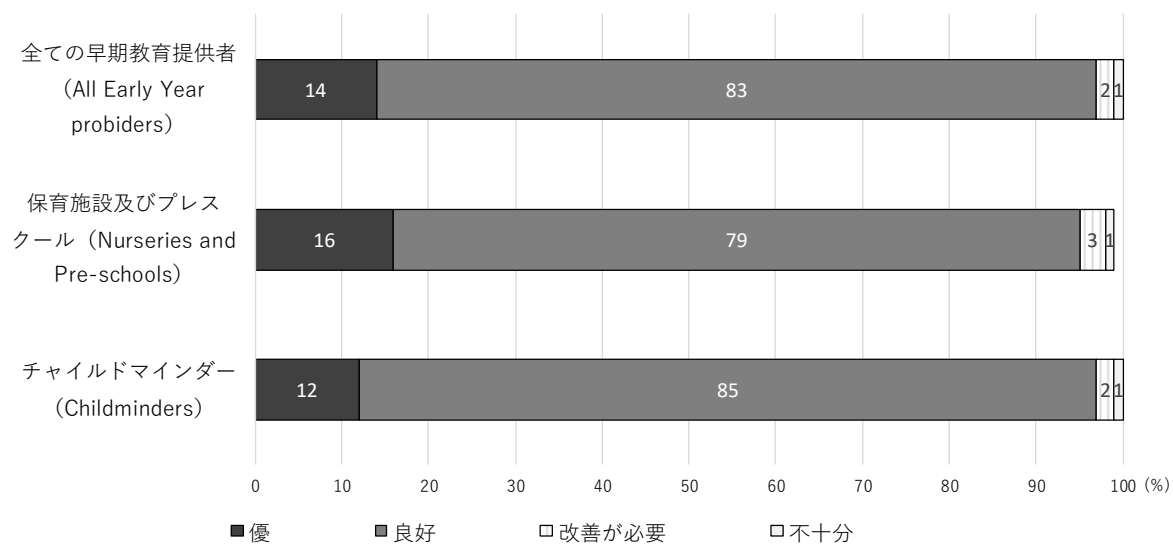
保育所や幼稚園の監査を担当する Ofsted が毎年発行している年次報告書(Annual Report)から、以下の内容が明らかになっている。

Ofsted による監査では保育所等は、Quality of Education(教育の質)、Behaviour and Attitudes(行動と態度)、Personal Development(個人の発達)、Leadership and Management(リーダーシップとマネジメント)の4領域における評価をもとに総合評価として Outstanding(優)、Good(良好)、Requires Improvement(改善が必要)、Inadequate(不十分)のいずれか評価を受ける。特に、Requires Improvement(改善が必要)と Inadequate(不十分)評価を受けた保育所等は、保育所等が提供する教育や保育において、重要な基準を十分に満たしていないことを示すため、改善計画の提出、再検査や場合によっては登録の一時停止、罰金などの措置や介入が行われる。

配置基準は EYFS に規定のある重要項目であるため、配置基準に不備がある場合は必ず Requires Improvement(改善が必要)、または Inadequate(不十分)評価を受け、改善が求められ

る。Ofsted による 2022 年度アニュアルレポートより、97%の保育所等施設が Outstanding(優)、又は Good(良好)評価を得ている。

図表イ- 11 保育施設の配置基準の評価結果



参考文献

1. Government of the United Kingdom "Devolution of powers to Scotland, Wales and Northern Ireland"
<https://www.gov.uk/guidance/devolution-of-powers-to-scotland-wales-and-northern-ireland>
2. Department for Education, "Childcare Act 2006"
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/21>
3. Department for Education, "Childcare Act 2006"
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/21>
4. Department for Education, "Childcare Act 2006"
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/21>
5. Department for Education, "Early years foundation stage statutory framework"
<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-foundation-stage-framework--2>
6. Department for Education, "Early years foundation stage statutory framework"
<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-foundation-stage-framework--2>
7. Department for Education, "Early years foundation stage statutory framework"
<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-foundation-stage-framework--2>
8. Government of the United Kingdom, "Research and analysis: A focus on childminders"
<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-inspections-statistical-commentaries-2022-to-2023/a-focus-on-childminders>
9. Hampshire County Council, "Types of childcare and early years education provision"
<https://www.hants.gov.uk/socialcareandhealth/childrenandfamilies/childcare/typesofchildcare>
10. Government of the United Kingdom, "Ofsted: schools and further education & skills (FES)"
<https://educationinspection.blog.gov.uk/2018/08/28/staff-qualifications-in-nurseries-and-pre-schools-do-they-make-a-difference-to-outcomes/>
11. National Day Nurseries Association, "NDNA in England"
<https://ndna.org.uk/ndna-in-england/>
12. Government of the United Kingdom, "Childcare and early years provider survey"
<https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/childcare-and-early-years-provider-survey/2024>
13. Department for Education, "Early years qualification requirements and standards"
<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-qualification-requirements-and-standards>
14. 厚生労働省「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000533050.pdf>
15. Department for Education, "Early years qualification requirements and standards"
https://assets.publishing.service.gov.uk/media/65844707ed3c34000d3bfd40/Early_years_qualification_requirements_and_standards_-_Jan_24.pdf
16. The Institute for Apprenticeships and Technical Education, "Early years practitioner"
<https://www.instituteforapprenticeships.org/apprenticeship-standards/early-years-practitioner>

17. Government of the United Kingdom, “Early years educator”
<https://www.instituteforapprenticeships.org/apprenticeship-standards/early-years-educator>
18. NCFE “NCFE CACHE Level 1 Certificate in Caring for Children”
<https://www.ncfe.org.uk/qualification-search/qualification-detail/ncfe-cache-level-1-certificate-in-caring-for-children-732>
19. NCFE “NCFE CACHE Level 2 Diploma for the Early Years Practitioner”
<https://www.ncfe.org.uk/qualification-search/qualification-detail/ncfe-cache-level-2-diploma-for-the-early-years-practitioner-1525>
20. NCFE “NCFE CACHE Level 3 Diploma for the Early Years Workforce (Early Years Educator)”
<https://www.ncfe.org.uk/qualification-search/qualification-detail/ncfe-cache-level-3-diploma-for-working-in-the-early-years-sector-early-years-edu-1801>
21. NCFE “NCFE CACHE Level 4 Certificate for the Early Years Advanced Practitioner”
<https://www.ncfe.org.uk/qualification-search/qualification-detail/ncfe-cache-level-4-certificate-for-the-early-years-advanced-practitioner-1097>
22. NCFE “NCFE CACHE Level 5 Diploma in Leadership for Health and Social Care and Children and Young People’s Services (England) (Children and Young People’s Management)”
<https://www.ncfe.org.uk/qualification-search/qualification-detail/ncfe-cache-level-5-diploma-in-leadership-for-health-and-social-care-and-children-904>
23. Government of the United Kingdom, “Early years initial teacher training: 2025 to 2026 funding guidance”
<https://www.gov.uk/guidance/early-years-initial-teacher-training-2025-to-2026-funding-guidance>
24. Government of the United Kingdom, “Survey of Childcare and Early Year Providers: Main Summary, England, 2021”
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1039675/Main_summary_survey_of_childcare_and_early_years_providers_2021.pdf
25. Government of the United Kingdom, “Childcare and early years provider survey Reporting year 2024”
<https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/childcare-and-early-years-provider-survey/2024>
26. Department for Education, “Early years foundation stage statutory framework”
<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-foundation-stage-framework--2>
27. Department for Education, “The School Admissions (Infant Class Sizes) (England) Regulations 2012”
https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2012/10/pdfs/ukxi_20120010_en.pdf
28. Government of the United Kingdom, “The Annual Report of His Majesty’s Chief Inspector of Education, Children’s Services and Skills 2022/23”
https://assets.publishing.service.gov.uk/media/655f2551c39e5a001392e4ca/31587_Ofsted_Annual_Report_2022-23_WEB.pdf

(2) ドイツ(ベルリン州)

I. 保育所運営における制度

(ア) 担当所管^{1 2 3 4 5 6}

■ 省庁

連邦家族・高齢者・女性・若者省(Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend; BMFSFJ)(以下、「BMFSFJ」と記す)

■ 実施運営機関

各州

(イ) 保育所設置・運営における根拠法^{1 2 3 4 5 6}

■ 根拠法

➤ 社会法典 第8巻 児童と若者の福祉

(Sozialgesetzbuch (SGB) – Achtes Buch (VIII) – Kinder- und Jugendhilfe; SGB VIII)(以下、「SGB VIII」と記す)

➤ 州法(Landesrecht)

■ 根拠法の趣旨

SGB VIII の第3節「Förderung von Kindern in Tageseinrichtungen und in Kindertagespflege(保育施設と家庭保育におけるこども達への支援)」では、保育施設のあるべき姿や教育支援されるこどもの対象年齢等が規定されている。加えて、詳細は州法が適用されることが記載されている。

詳細が記載されている州法の例として、ベルリン州の州法では、SGB VIII 同様、保育施設と家庭保育のあるべき姿や対象年齢に加え、保育時間や人員配置等の詳細が規定されている。

なお、後述するが、保育施設とは保育所、幼稚園、児童養護施設等、こどもを教育支援する施設の総称であり、家庭保育とは、より家庭に近い状態でこどもを教育支援する保育の形態である。

(ウ) 保育における方針^{1 2 3 4 5 6}

BMFSFJ では、保育に関する基本原則・考え方、目標等を示している。これは 2019 年に発効した「保育施設の質を向上させ、保育施設への入所を促進するための法律(KiTa-Qualitäts- und -Teilhabeverbesserungsgesetz; KiQuTG)」に則ったものである。

さらに、ドイツ政府(Die Bundesregierung)は、保育施設での保育の質をさらに改善するために、上記法律を改正し、2025 年1月1日に施行されている。

■ 基本原則・考え方

基本原則と考え方は、BMFSFJ の「Gute Kinderbetreuung(充実した保育)」に記載されている。

全てのこども達に対する適切な保育と早期教育をドイツにおける重要な課題の1つと捉え、こども達が質の高い教育サービスの恩恵を受け、且つ親が家庭と仕事をうまく両立できるようにするには、優れた保育に選択肢があることが前提条件である。

ただし、優れた保育とは、単に一定期間こどもを保育する機会だけではなく、こどもが質の高い教育の恩恵を受け、初めての友人を見つける等、様々な面でこども達の育成にとって良いことを指す。保育施設とは、こどもが走り回り、調べ、自分の世界を知り、創造的に自分を表現したりする場所である。

早期教育では、こども達の最初の一步を支援し、その後の教育的成功のための重要な基盤を築くことを目的としている。

■ 目標

➤ より質の高い保育施設の増加

政府、州、地方自治体共通の目標は、ニーズに基づいた質の高い保育施設を全国に創設することである。特に近年、3歳以下のこどもを対象に保育サービスの拡大が進められている。

➤ 保育の質の標準化と向上

保育サービス拡大の過程で保育人員比率は若干上向き、その質も一定に保たれる見込みだが、品質を全国的に向上させる必要がある。さらに、ドイツ全土のこどもが就学後も優れた教育、育成、ケアを平等に受けられ、小学校への入学によりこどもへのケアにギャップが生じないよう、2026年8月より小学生にも全日制保育（小学校での授業＋学童保育で1日最低8時間）を受ける法的権利が小学1年生から段階的に与えられる。

➤ 各州への支援

連邦政府は各州がより多くの保育施設を創設し、保育サービスの質をさらに向上させることを支援している。保育の提供者や施設は様々な連邦プログラムにより支援されており、2018年以来、BMFSFJは保育に対する特別な取り組みを表彰し、ドイツ保育賞を授与している。

➤ 保育に関する法律の改正と財源拠出

ドイツ政府は保育施設での保育の質をさらに改善するために、「保育施設の質を向上させ、保育施設への入所を促進するための法律（KiTa-Qualitäts- und -Teilhabeverbesserungsgesetz；KiQuTG）」を改正し、2025年1月1日に施行した。具体的には、教育の専門家の雇用、こどもの言語の発達、こどもの健康に対する支援等に対し、2025年と2026年に20億ユーロずつ、財源を拠出する。

■ こどもの具体的な学び

BMFSFJが運営するこどもの発達における早期教育からの支援に関する情報をまとめたサイト「Frühe Chancen（早期教育の機会）」で、こどもの学びについて具体的な重点項目が挙げられている。

➤ 幼児期におけるメディア教育

こどもも大人と同じように、日常的にデジタルメディアに触れる時代であるため、読み書きを教えるのと同じように、デジタルメディアの使い方を教える必要がある。その一環として、こどもに適したデジタルメディアは何か、こどもはデジタルメディアから何を学べるのか等について専門家と協議し、2023年にデジタルメディアを活用した教材パッケージを公開した。

➤ インクルージョンに関する教育

保育施設における多様な宗教への対応、難民経験のあるこどもとその親への支援、こどもに戦争の話をする等し、インクルージョンに関する教育を実施している。

➤ 言語教育

上記2つは昨今の状況に応じた教育方針だが、今なお、言語教育が保育の中心である。日

常的な言語教育を促進するために、連邦教育研究省 (Bundesministerium für Bildung und Forschung, BMBF)は各州と連携し「BiSS-Transfer」という語学教育や読み書き支援を全国約 2,700 の学校や保育所に導入及び支援するために資金提供をしている。

(エ) 保育所等の種類及びサービス等

➤ 施設種別⁷

ドイツでは、こどもを保育する施設は「Kindertagesstätte」、略して「Kita」と呼ばれ、保育所、幼稚園、児童養護施設等、保育施設の総称である。Kita にて、こどもは1日中、もしくは1日の一部の時間、資格を持つ教育の専門家によって教育支援を受ける。なお、Kita における教育方針は Kita 毎に異なる。

保育所 (Kinderkrippe) は3歳未満のこどもを対象とし、資格を持つ教育者によって教育支援を受ける施設である。保育所は保育時間や保護者がこどもを迎えに来る時間について柔軟に対応している。なお、育児費用は、収入、地域、保育所を運営する組織によって異なる。

家庭保育はドイツ語で「Kindertagespflege」と呼ばれ、保育所と同様に3歳未満のこどもを対象とした保育形態である。なお、家庭保育では保育所と異なり、こどもはより家庭に近い状態で教育支援される。こどもは教育の専門家ではあるが、より家庭的な保育を行う「Tageseltern」により教育支援を受け、その場所は Tageseltern の家や保護者の家、または「Großtagespflege」と呼ばれる5人以上のこどもがグループで数人の Tageseltern により教育支援を受ける場所等である。

幼稚園はドイツ語で「Kindergarten」と呼ばれ、3歳から就学まで、こどもが教育支援を受ける施設である。通常、午前中に始まり、保護者の希望に応じて昼間、または午後に教育支援が終了する。保育所同様、料金が無料の場合もあれば、収入、地域、幼稚園を運営する組織により異なる場合もある。

図表D-1 ドイツにおける保育施設、保育形態とその対象年齢

名称と 対象年齢	ドイツ語	日本語	対象年齢
	Kindertagesstätte (Kita)	保育施設の総称	就学まで
	Kinderkrippe	保育所	3歳未満
	Kindertagespflege	家庭保育 (より家庭に近い状態でこどもを 保育する保育形態)	3歳未満
	Kindergarten	幼稚園	3歳～就学まで

➤ 対象年齢⁸

保育施設および家庭保育で保育を受けることができる対象年齢は、SGB VIII の第 24 条で規定されており、生後1年を迎えたこどもは、3 歳になるまで保育施設または家庭保育で教育支援を受ける権利がある。また、3歳に達したこどもでも、就学するまで保育施設で教育支援を受ける権利がある。

なお、一定の条件を満たす生後1年未満のこどもでも保育施設または家庭保育で教育支援を受けることができる。

図表D-2 保育の対象年齢に関する法律の詳細

名称	ドイツ語: Anspruch auf Förderung in Tageseinrichtungen und in Kindertagespflege 日本語: 保育施設及び家庭保育における支援を受ける権利
根拠法	社会法典 第8巻 児童と若者の福祉(SGB VIII) 第 24 条
法律の内容	✓ 生後1年を迎えたこどもは3歳になるまで保育施設または家庭保育で教育支援を受ける権利がある ✓ 3歳に達したこどもは就学するまで保育施設で教育支援を受ける権利がある ✓ 以下の場合、生後1年未満のこどもは保育施設または家庭保育で教育支援を受けることができる A) 保護者が雇用されている、または求職中である B) 保護者が職業訓練を受けている、または高等教育を受けている

➤ 保育受け入れ頻度、保育時間^{9 10 11}

保育施設の受け入れ頻度及び保育時間は SGB VIII の第3節「保育施設や家庭保育で教育支援を受けるこども達への支援(Förderung von Kindern in Tageseinrichtungen und in Kindertagespflege)」の第 26 条に州法が適用されると規定されており、具体的な頻度や時間は国の法律では規定されていない。

州法の例としてベルリン州では、ベルリン州の保育所に関する州法である児童支援法(Kindertagesförderungsgesetz; KitaFöG)にて、保育受け入れ頻度と保育時間が規定されている。

図表D-3 保育施設の保育受け入れ頻度、保育時間に関する法律の詳細(ベルリン州)

名称	ドイツ語: Betreuungsumfang 日本語: 保育の範囲
根拠法	児童支援法(ベルリン州、Kindertagesförderungsgesetz; KitaFöG) 第5条(2)
保育時間の詳細	1. 半日の保育(1日あたり少なくとも4時間、最大5時間)、 2. 終日未満、半日以上の保育(1日あたり5時間以上、最大7時間) 3. 終日の保育(1日あたり7時間以上、最大9時間) 4. 終日の保育の延長(1日9時間以上)

一方、家庭保育の受け入れ頻度及び保育時間は SGB VIII の第 43 条に規定されており、こどもの保護者の世帯外で1人または数人のこどもを1日の一部、週 15 時間以上、3ヶ月以上保育する場合に家庭保育を営業する許可が必要となる。また、同法律にも詳細は州法で規定される旨が記載されている。

州法の例としてベルリン州では、保育施設と同様に児童支援法(Kindertagesförderungsgesetz; KitaFöG)にて家庭保育に保育受け入れ頻度と保育時間が規定されている。

図表D-4 家庭保育の保育受け入れ頻度、保育時間に関する法律の詳細(国)

名称	ドイツ語: Erlaubnis zur Kindertagespflege 日本語: 家庭保育の許可
根拠法	社会法典 第8巻 児童と若者の福祉(SGB VIII) 第 43 条(1)(5)
法律の内容	(1) こどもの保護者の世帯外で、1人または数人のこどもを1日の一部、週 15 時間以上有料で3か月を超えて保育したい場合は、許可が必要となる (2) 詳細は州法で規定されている

図表D-5 家庭保育の保育受け入れ頻度、保育時間に関する法律の詳細(ベルリン州)

名称	ドイツ語: Kindertagespflege 日本語: 家庭保育
根拠法	児童支援法(ベルリン州、Kindertagesförderungsgesetz; KitaFöG) 第 17 条(2)(3)
法律の内容	(1) 家庭保育で5人以上のこどもに対する場合は、小学生を含み、柔軟な教育支援の形態と見なされ、保育施設の範囲の一部である (2) 家庭保育における保育時間は以下の通りである 1. 月間最大 100 時間の半日の保育 2. 月 100 時間以上、140 時間以内の1日数時間の保育 3. 月 140 時間以上最大 180 時間までの終日の保育 4. 月 180 時間以上の終日の保育 5. 4の補足的な保育

II. 保育士の資格要件

(ア) 保育士資格の根拠法 ^{12 13 14 15 16}

■ 根拠法

教育専門職の認定に関する州法

■ 根拠法における資格に関する概要

ドイツにおける保育士は児童に対する教育専門職の1つで「Erzieher/in」(Erzieherin(女性名詞)と Erzieher(男性名詞)の総称)と呼ばれている。しかし、「Erzieher/in」は必ずしも保育士資格のみを指すものではなく、この資格を取得していれば、保育所のみならず、幼稚園や児童養護施設でも勤務することができる。このため、日本における幼稚園教諭はこの資格に包含される(以降、「Erzieher/in」を「児童教育者」と記載する)。

BMFSFJ の資格や雇用先に関するページ「Fachkräfte und Qualifizierung(専門職と資格)」及びドイツの政府機関で労働市場政策や社会保障に関する施策を実施している連邦労働局(Bundesagentur für Arbeit)のページ「Erzieher/in」に記載されているが、ドイツにおいて児童教育者資格は国家資格ではなく、州が認定する資格である。これを規定する州法には、州独自の認定方法や資格取得条件が示されている。

なお、上記を規定する州法は、ベルリン州と人口が最も多い州であるノルトライン＝ヴェストファーレン州では「Sozialberufe-Anerkennungsgesetz(社会的職業認識法)」、人口が2番目に多い州であるバイエルン州では「Sozial- und Kindheitspädagogengesetz(社会児童教育者法)」と名称が異なるが、養成プログラムを受け、資格取得条件を満たした人が州の試験に合格して州より資格認定を受ける点と、1つの州で児童教育者資格を取得した人は他の連邦州でも活動できる点において共通している。

(イ) 保育士の資格要件

■ 資格概要 ¹⁷

前述の通り、ドイツにおいて児童教育者資格は州が認定している。一定の要件を満たした人が養成プログラムを受け、州による試験に合格した者が資格取得できることは共通しているが、その要件は各州で異なる。

ドイツ連邦議会(Deutscher Bundestag)は「連邦州における児童教育者養成課程(Erzieherausbildung in den Bundesländern)」という文書を公表し、各州の資格要件をまとめており、その中で、児童教育者資格取得のための養成プログラムの受講要件の原則や取得した人の勤務場所の例が整理されている。

図表D- 6 児童教育者資格の概要と養成プログラムの受講に係る原則(ドイツ連邦政府によるまとめ)

資格の概要	✓ 児童教育者はこども、青少年、若者を教育支援し、主に就学前の教育、児童・青少年の支援活動、養護施設での教育に従事している
養成プログラムの概要	✓ 児童教育者の養成は、州法に基づいて規定された専門学校や職業訓練学校での養成プログラムにより行われる ✓ フルタイムの養成プログラムの期間は2～4年、パートタイムの場合は3～6年である。修了後、州による試験が行われ、合格すると資格を取得することができる ✓ 上記の他、州法に基づくパートタイムで 15～36 か月の養成プログラムがあり、州による試験に合格することにより資格が与えられる
養成プログラム受講要件の原則	✓ 原則として、中等教育修了資格に加え、教育学(社会教育学を含む)、社会福祉、家族支援に関する職業資格、養成プログラムに関連する実務経験が求められる ✓ 大学入学資格や専門学校入学資格を持ち、関連する実務経験が数ヶ月ある場合にも受講が可能である ✓ なお、州によって求められる学歴要件が異なる場合がある。さらに、健康診断書、拡張された犯罪経歴証明書(通常の犯罪に加え、特定の職業や活動(こどもや青少年との接触を含む仕事に関する情報)に関する犯罪歴がないことを示す証明書)、雇用主からの実習受講に係る承諾書、適切な社会教育機関や特別教育機関との雇用契約の有無等、提出物も州によって異なる場合がある
主な勤務地	✓ 幼稚園、保育所、学童保育所 (Kindergärten, Kinderkrippen und Horten) ✓ 児童・青少年向けの養護施設 (Kinder-, Jugendwohn- und Erziehungsheimen) ✓ 家庭相談センターや依存症に関する相談センター (Familienberatungs- und Suchtberatungsstellen) ✓ 障害者支援施設 (Tagesstätten oder Wohnheimen für Menschen mit Behinderung) ✓ 休養・休暇施設(休養を必要とする人がリハビリ、治療等を目的に利用する施設)(Erholungs- und Ferienheimen)

■ 資格要件・教育内容¹⁸

例として、ベルリン州では、保育士を含む児童教育者の要件を規定する「社会専門職承認法(Sozialberufe-Anerkennungsgesetz; SozBAG)」の第1条第1項の3で「ベルリン州に本部を置く州立大学または州が認可した教育機関で、総合的な実践訓練を含む専門的に認められた児童教育の養成プログラムを修了している」ことが児童教育者として認定される条件である。

図表ド- 7 養成プログラムの受講要件(ベルリン州)

受講要件	✓ 社会教育学を中心としたコースで取得した高等専門学校入学資格または科目別の大学入学資格 ✓ 他の教育プログラムで取得した高等専門学校入学資格または学科別の大学入学資格、一般大学入学資格と8週間の有益な活動 ✓ 中等学校卒業証明書と以前の専門訓練の証明書 ✓ 少なくとも2年間の関連する分野での職業訓練、少なくとも2年間の関連しない分野での職業訓練と商工会議所や職業組合が主催する試験の合格、または少なくとも3年間の関連しない分野での職業訓練の修了 ✓ 関連する職業分野で少なくとも3年間の実務経験または関連しない職業分野で少なくとも4年間の実務経験を積んでおり、それが週の労働時間の少なくとも半分を占める専門的活動であること
細則	✓ パートタイムの養成プログラムを受講するには、社会教育、社会的ケア、または家族ケア分野での仕事の実績、及び養成プログラム受講開始に対する雇用主の同意の証明書を提出する必要がある ✓ 診断書及び最新の拡張された犯罪経歴証明書(通常の犯罪に加え、特定の職業や活動(こどもや青少年との接触を含む仕事に関する情報)に関する犯罪歴がないことを示す証明書)の提出が必要になる場合がある ✓ 養成プログラムを実施する教育機関によっては、上記以外の受講要件が追加される場合がある

III. 保育所運営における保育者の配置基準

(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制^{19 20}

■ 名称

州法

社会法典 第 8 卷 児童と若者の福祉 (SGB VIII)

■ 発行年 (及び改正年)

Kindertagesförderungsgesetz ; KitaFöG (ベルリン州) : 2005 年 (2025 年改正)

社会法典 第 8 卷 児童と若者の福祉 (SGB VIII) : 1990 年 (2024 年改正)

■ 概要

児童教育者の配置基準は州法もしくは SGB VIII で規定されている。

しかし、保育所と幼稚園の児童教育者の配置基準については、国の法律で規定されておらず、州法で規定されている。例として、ベルリン州では保育施設に関する州法である「児童支援法 (Kindertagesförderungsgesetz ; KitaFöG)」にて、職員の配置基準やこどもの年齢別の児童教育者の配置基準が規定されている。

(イ) 保育所の職員配置基準¹⁹

■ 保育者及びその資格・役職の配置基準

児童教育者の資格と役職の配置基準について、国の法律では規定されておらず、州法で規定されている。

例として、ベルリン州では、保育施設に関する州法である「児童支援法

(Kindertagesförderungsgesetz ; KitaFöG)」の第 10 条にて、保育施設における保育者の資格と配置基準が規定されている。保育施設は教育の専門家、すなわち児童教育者を雇用する必要がある。さらに、公立の保育施設の職員は、思想的及び宗教的に中立であることが求められている。

図表 D-8 年齢別の保育者の配置基準に関する法律の詳細 (ベルリン州)

名称	ドイツ語 : Anforderungen an das Personal, pädagogische Konzeption, Fachberatung 日本語 : スタッフの要件、教育的概念、専門家のアドバイス
根拠法	児童支援法 (ベルリン州、Kindertagesförderungsgesetz ; KitaFöG) 第 10 条 (1)
保育者の資格と配置基準	✓ 保育施設では、本法律の第 1 項で述べた目標と課題が確実に追求され実行されるよう、教育の専門家 (児童教育者) を雇用しなければならない ✓ 公立の保育施設の職員は、職務を遂行する際に思想的及び宗教的中立性を確保する必要がある

■ 年齢別における保育者の配置基準^{21 22}

保育者とは児童教育者を指し、保育施設における保育者の年齢別配置基準は国の法律では詳細に規定されておらず、州法で規定されている。

例として、ベルリン州では、保育所に関する州法である「児童支援法（Kindertagesförderungsgesetz KitaFöG）」の第 11 条にて、年齢別の保育者の配置基準が規定されている。

図表ド- 9 年齢別における保育者の配置基準に関する法律の詳細(ベルリン州)

名称	ドイツ語: Personalausstattung 日本語: 人員配置
根拠法	児童支援法(ベルリン州、Kindertagesförderungsgesetz ; KitaFöG) 第 11 条(2)
人員配置基準	(2) 児童教育者の数を決定する際には、以下の原則を適用する必要がある 1. 児童教育者は週 38.5 時間の労働時間を確保する必要がある A) 2歳未満のこどもには下記の保育を提供 - 3.75 人のこどもに終日の保育 - 5人のこどもに終日未満、半日以上保育 - 7人のこどもに半日の保育 B) 2歳以上3歳未満のこどもには下記の保育を提供 - 4.75 人のこどもに終日の保育 - 6人のこどもに終日未満、半日以上保育 - 8人のこどもに半日の保育 C) 3歳以上の就学前のこどもには下記の保育を提供 - 9人のこどもに終日の保育 - 11 人のこどもに終日未満、半日以上保育 - 14 人のこどもに半日の保育 2. 9時間を超えて支援を受けるこどもに対し、追加の職員費用を支給する必要がある

※ベルリン州教育法(Schulgesetz für das Land Berlin)において、義務教育は6歳の誕生日を迎えた後の学年から始まることが明記されている。

家庭保育に関する児童教育者の配置基準は SGB VIII の第 43 条で規定されており、最大5人のこどもを保育することが許可されている。個別のケースまたは州法により異なる場合があるが、例として、ベルリン州の法律には、SGB VIII の第 43 条と同様の内容が記載されている。

図表ド- 10 家庭保育に関する施設運営における保育者の配置基準(国)

名称	ドイツ語: Erlaubnis zur Kindertagespflege 日本語: 家庭保育に関する許可
根拠法	社会法典 第8巻 児童と若者の福祉(SGB VIII) 第 43 条
法律の内容	✓ 児童教育者は同時に最大5人のこどもを保育することを許可する ✓ 個別のケースでは、より少数のこどもに対して許可が与えられる場合がある。さらに、州法では、同時に5人以上のこどもを保育する許可を与えることができる場合がある

■ 学級編成・面積基準²³

面積基準の詳細は、国の法律では規定されておらず、州法で規定されている。

例として、ベルリン州では、保育所に関する州法である「児童支援法

(Kindertagesförderungsgesetz ; KitaFöG)」の第 12 条にて、保育所に関する面積基準が規定されている。さらに、面積基準に加え、建物及び設備の材料についても規定されている。

図表D- 11 保育所の面積基準に関する法律の詳細(ベルリン州)

名称	ドイツ語 : Bau und Ausstattung 日本語 : 構造及び設備
根拠法	児童支援法(ベルリン州、Kindertagesförderungsgesetz ; KitaFöG) 第 12 条(3)
面積基準	✓ 全ての保育所では、こども1人あたり少なくとも3平方メートルの教育エリアを確保する必要がある ✓ 保育所を建設する場合、こどもを教育するための床面積は 4.5 平方メートルを目指す必要がある ✓ 各保育所には適切な割合のオープンスペース(こどもが屋外で利用できるエリア)が必要である ✓ 保育所の建設及び設備には、健康に害を及ぼさない材料のみを使用しなければならない

■ 保育者の配置基準の遵守の状況(国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等)

^{24 25 26}

保育施設の配置基準における遵守の状況の参考として、ハンブルグ州の例を示す。

ハンブルク州では、保育施設を所管する州の社会福祉事務所が、「Kita-Prüfverfahren(保育検査)」と呼ばれる検査を実施し、こどもの数に応じた児童教育者を雇用しているか、提供されている教育支援が適切か等を書類の請求や現地訪問により検査していることを州のホームページで公表している。そのホームページ内にて、「社会福祉事務所は、保育検査のプロセス全体に関する活動の包括的なレポートを毎年発行している。結果は集計形式で作成および分析され、個別の結果は公開されない」「社会福祉事務所は個々の保育施設に対する検査報告書を公表していない。結果は、保育施設の管理者、保育施設の運営者、保育施設の保護者の代表等に報告され、保育施設の運営者が報告書を公開するかを決定する」と記載されている。

参考文献

1. BMFSFJ, “Gute Kinderbetreuung”
<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/kinderbetreuung/gute-kinderbetreuung--73518>
2. BMFSFJ, “Betreuungslücken für Kinder im Grundschulalter schließen”
<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/kinderbetreuung/ganztagsbetreuung/betreuungsluecken-fuer-kinder-im-grundschulalter-schliessen-133604>
3. BMFSFJ, “KiQuTG”
<https://www.gesetze-im-internet.de/kiqutg/BJNR269610018.html>
4. Bundesregierung, “SGB VIII”
https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/BJNR111630990.html
5. Die Bundesregierung, “Die Kinder-Betreuung in Kitas soll besser werden”
<https://www.bundesregierung.de/breg-de/leichte-sprache/die-kinder-betreuung-in-kitas-soll-besser-werden-2304956>
6. BMFSFJ, “Frühe Chancen”
<https://www.fruehe-chancen.de/>
7. The Federal Government, “Child care”
<https://www.make-it-in-germany.com/en/living-in-germany/family-life/child-care>
8. SGB VIII, “§ 24 Anspruch auf Förderung in Tageseinrichtungen und in Kindertagespflege”
https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/_24.html
9. Kindertagesförderungsgesetz, “KitaFöG”(ベルリン州)
<https://gesetze.berlin.de/bsbe/document/jlr-KitaRefGBErahmen>
10. SGB VIII, “§ 43 Erlaubnis zur Kindertagespflege”
https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/_43.html
11. Kindertagesförderungsgesetz, “KitaFöG(ベルリン州)”
<https://gesetze.berlin.de/bsbe/document/jlr-KitaRefGBErahmen>
12. BMFSFJ, “Fachkräfte und Qualifizierung”
<https://www.fruehe-chancen.de/themen/fachkraefte-und-qualifizierung>
13. Bundesagentur für Arbeit, “Erzieher/in”
<https://web.arbeitsagentur.de/berufenet/beruf/9162>
14. Senatsverwaltung, “Sozialberufe-Anerkennungsgesetz – SozBAG”
<https://gesetze.berlin.de/bsbe/document/jlr-SozBerAnerkGBErahmen>
15. Landesregierung Nordrhein-Westfalen, “Sozialberufe-Anerkennungsgesetz – SozBAG”
https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_vbl_detail_text?anw_nr=6&vd_id=15033&sg=0
16. Bayerische Staatsregierung, “Bayerisches Sozial- und Kindheitspädagogengesetz – BaySozKiPädG”
<https://www.gesetze-bayern.de/Content/Document/BaySozKiPaedG/true>
17. Deutscher Bundestag, “Erzieherausbildung in den Bundesländern”
<https://www.bundestag.de/resource/blob/677954/cdb9162aaf12bca5544362851356eba2/WD-8-133-19-pdf.pdf>

18. Senatsverwaltung, “Sozialberufe-Anerkennungsgesetz – SozBAG”
<https://gesetze.berlin.de/bsbe/document/jlr-SozBerAnerkGBErahmen>
19. Kindertagesförderungsgesetz, “KitaFöG”
<https://gesetze.berlin.de/bsbe/document/jlr-KitaRefGBErahmen>
20. Bundesregierung, “SGB VIII”
https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/BJNR111630990.html
21. Kindertagesförderungsgesetz, “KitaFöG (ベルリン州)”
<https://gesetze.berlin.de/bsbe/document/jlr-KitaRefGBErahmen>
22. SGB VIII, “§ 43 Erlaubnis zur Kindertagespflege”
https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/_43.html
23. Kindertagesförderungsgesetz, “KitaFöG”
<https://gesetze.berlin.de/bsbe/document/jlr-KitaRefGBErahmen>
24. Freie und Hansestadt Hamburg, “Fragen und Antworten zum Kita-Prüfverfahren”
<https://www.hamburg.de/politik-und-verwaltung/behoerden/sozialbehoerde/themen/familie/kinderbetreuung/fragen-kita-pruefverfahren-35338>
25. Freie und Hansestadt Hamburg, “tätigkeitsbericht 2022”
<https://www.hamburg.de/resource/blob/820754/a5f75341a88600df7c2f0fdf85e5bfe8/tatigkeitsbericht-2022-data.pdf>
26. Freie und Hansestadt Hamburg, “Tätigkeitsbericht 2023”
<https://www.hamburg.de/resource/blob/1007408/0fa43436572514c4ad865c29bea51231/tatigkeitsbericht-2023-data.pdf>

(3) フランス

I. 保育施設運営における制度

(ア) 担当所管¹²

■ 省庁

労働・健康・社会福祉・家族省 (Ministre du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles)

■ 実施運営機関

- 労働・健康・社会福祉・家族省 (Ministre du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles)

社会福祉、家族支援、こどもの福祉を担当しており、保育施設の基準や運営方針の監督、保育施設で働く保育士等の労働条件の監督を行っている。また、保育サービスの品質向上に向けた取り組みも推進している。

- 国民教育省 (Ministère de l'Éducation nationale)

幼児教育、特に、幼児教育の一環として提供される教育プログラム、保育士資格や養成プログラムについて管轄している。

- 地方自治体

地方自治体 (以降自治体と記載する。) は保育施設の設立や運営に許可を出し、監督を行っている。さらに、保育施設に対する資金援助をしたり、地域のニーズに応じた保育サービスの調整を行っている。

(イ) 保育施設設置・運営における根拠法¹²

■ 根拠法

社会福祉および家族法典 (Code de l'action sociale et des familles)

■ 根拠法の趣旨

フランスの社会福祉政策や家族支援に関する枠組みを規定した法典である「社会福祉および家族法典 (Code de l'action sociale et des familles)」の L214-2 条に規定されている。この条文では6歳未満のこどもを対象とした保育サービスの整備について、全ての自治体が独自に策定できることを規定している。

なお、フランスでは、3歳～16歳までが義務教育の期間であり、保育とは3歳未満のこどもに対する教育を指す。

図表フー 1 保育施設設置・運営に関する根拠法

名称	フランス語: Services aux familles 日本語: 家族に対する支援
根拠法	社会福祉および家族法典 (Code de l'action sociale et des familles) 第 214-2 条
法律の内容	全ての自治体は家族に対する支援に関する下記の計画を独自に策定することができる。ただし、この計画はこどもの受け入れに関わる協会、企業、および一般的なガイドラインに関係する団体と協議して作成され、各自治体の議会で採択される必要がある。 1. 保育施設や子育て支援サービスを含む、6歳未満のこどもの受け入れに関するあらゆる種類の設備、サービス、受け入れ方法 2. ニーズの状態と性質の特定 3. 必要と思われるこども・子育て支援のための設備やサービスの整備と再配備の見通し、自治体が計画する事業の実施スケジュールや事業費の概算額

(ウ) 保育における方針³⁴

■ 基本原則・考え方

保育に対する教育方針について、国民教育省が教育プログラムを策定しており、5つの主な活動分野に分かれている。なお、国民教育省の教育プログラムに則るものの、自治体、保育施設は教育方針や教育プログラムを独自に決めることができる。

■ 目標

- ① 様々な場面で言語を活用する
- ② 身体を使った活動により、自分を表現する
- ③ 芸術的な活動を通じて、行動し、表現する
- ④ 思考を構造化するための初期段階を構築する
- ⑤ 世の中を探究する

■ こどもの具体的な学び(数字は前項「目標」に対応している)

- ① 様々な場面で言語を活用する
勇気を出してコミュニケーションを始め、他人と情報を交換する。また、聞く、書くことで言語について自ら考えることを促し、その機能を発見する。さらに、アルファベットの原理を理解する。
- ② 身体を使った活動により、自分を表現する
様々な環境や制約に対し、身体のバランスと動作を適応させる。さらに、身体を使った表現により、他人とのコミュニケーションを取る方法を覚える
- ③ 芸術的な活動を通じて、行動し、表現する
芸術的活動を実践することにより、自身の趣向を養う。また、歌を歌う、楽器を弾く、演劇や舞台を経験する等により、感情を表現し、様々な芸術表現への選択肢を持つ
- ④ 思考を構造化するための初期段階を構築する
数字を使用することにより、量、位置、ランク等を構造的に表現する方法を学ぶ

⑤ 世の中を探究する

生き物がいる世界、時間、空間を自ら探究する能力を養う。加えて、デジタルツールの使用方法を学ぶ

(エ) 保育施設等の種類及びサービス等⁵

➤ 施設種別

フランスにて保育施設は「Crèche(クレッシュ)」と呼ばれ、3歳未満のこどもを対象とした保育施設である。なお、2019年9月以降、3歳以上の全てのこどもに対し、義務教育が課せられ、3～6歳のこどもに対しては、幼稚園が就学前教育の場として機能している。

➤ 対象年齢

3歳未満

➤ 保育受け入れ頻度

フランスにおける保育受け入れ頻度は保育施設によって異なり、保護者は自分に合ったタイプの保育形態を選択する。例えば、行政や企業が提供している保育施設における保育頻度は、行政および企業の運営スケジュールによって設定される。

➤ 保育時間 等

保育時間は自治体および保育施設の方針により異なるが、通常、保育施設の開所時間は平日の8時～19時までである。一般的に1日のスケジュールはこどもの迎え入れ、午前および午後の教育活動、昼食、昼寝、おやつ、保護者のお迎えである。なお、午前の教育活動はこどもの成長促進に関するもの、午後の教育活動はゲームや読書等、より自由な活動に充てられる。

図表フ-2 保育施設の一般的な1日のスケジュール

時間	内容
8:30-9:30	こどもの迎え入れ
9:30-11:30	午前の教育活動 (言語や芸術等、こどもの成長を促進するものが主である)
11:30-13:00	昼食
13:00-14:00	昼寝
14:00-16:00	午後の教育活動 (ゲームや読書等、午前より自由な活動が主である)
16:00-17:30	おやつ、自由行動
17:30-19:00	保護者のお迎え

II. 保育士の資格要件

(ア) 保育士資格の根拠法⁶⁷

■ 根拠法

幼児教育者の国家資格証書に関する 2018 年 8 月 22 日の命令 (Arrêté du 22 août 2018 relatif au diplôme d'Etat d'éducateur de jeunes enfants)

■ 根拠法の資格に関する概要

幼児教育者の国家資格取得に向けたトレーニングへの参加要件、トレーニングの内容が規定されている。

(イ) 保育士の資格要件⁶⁷

■ 資格概要

フランスで保育士になるには、国家資格である幼児教育者 (Éducateur de jeunes enfants; EJE) 資格の取得が必要である。こどもとその家族を支援し、家族とともに包括的な教育的および社会的アプローチで幼児を支援するソーシャルワークの専門家であり、集団に属する 0～7 歳までのこどもの運動能力、感情的能力、認知能力、感覚能力、言語能力を育成することを目的としている。

■ 資格要件・教育内容

要件を満たした者が実務と学習を含む 3 年間のトレーニングを受けることができ、幼児教育者国家試験 (Diplôme d'Etat d'Éducateur de Jeunes Enfants; DEEJE) に合格すれば、幼児教育者の資格が与えられる。

図表フー 3 幼児教育者資格取得のトレーニングに関する詳細

トレーニング 受講要件	✓ 学士号を取得していること ✓ 少なくともレベル IV の専門資格 (高校卒業資格、職業訓練を経て取得する特定の職業分野におけるスキルを証明する資格、特定の職業分野での実務を経て取得できる資格等) の卒業証書、証明書、称号を保持していること
トレーニング 内容	下記を 3 年間で受講する。 ✓ 1,500 時間の理論学習 ✓ 2,100 時間 (60 週間) の実践研修 上記には、理論的、方法論的、応用的および実践的な教育、現代外国語の教育、IT およびデジタル実践に関連した教育が含まれる
実践研修の 枠組み	DF1: こどもとその家族の受け入れとサポート (500 時間) DF2: こどもを対象とした教育活動 (500 時間) DF3: 組織内における複数の専門職によるチームワーク、専門的なコミュニケーションに関する研修 (250 時間) DF4: グループダイナミクス、パートナーシップ、ネットワーク構築に関する研修 (250 時間)

トレーニングを受講する場所	✓ 国家機関、自治体、企業、公共施設、病院等 ✓ 保育施設、児童養護施設、おもちゃを貸し出す施設、児童館、サマーキャンプ等を実施している施設、保育士支援施設、母子受付施設（経済的に困窮している母子が宿泊、支援を受ける施設）、障害者支援施設、医療心理センター（精神疾患や心理的障害に苦しむ人を支援する施設）等
----------------------	--

III. 保育施設運営における保育者の配置基準

(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制⁸

■ 名称

公衆衛生法典(Code de la santé publique)

■ 発行年(及び改正年)

1953 年(2010 年改正)

■ 概要

フランスの公衆衛生法典とは、フランスで医療従事者が医療を行う際に遵守すべき倫理規程を定めたものであるが、保育施設についても、こどもに対するケアを行う観点で、資格保有者の配置基準が規定されている。

(イ) 保育施設の職員配置基準

■ 保育者及びその資格・役職の配置基準⁸

公衆衛生法典の R2324-42 には、保育施設においてこどもの管理を担当するスタッフの資格、および構成割合が規定されている。

図表フ-4 保育施設の職員配置基準

名称	フランス語: Personnels 日本語: 人員
根拠法	公衆衛生法典(Code de la santé publique) R2324-42
法律の内容	✓ スタッフの 40% 以上は幼児教育者、育児補助者、看護師、精神運動医でなければならない ✓ スタッフの 60% 以下は、労働・保健・連帯・家族大臣に任命された資格保持者で構成することができ、経験またはこどもに対し利益を与えることができることを証明しなければならない

■ 年齢別における保育者の配置基準⁸

【0～3歳未満】

公衆衛生法典の R2324-46-4 には3歳未満のこどもを対象とする配置基準が2つ明記されており、保育施設はいずれかの配置基準に遵守する必要がある。1つ目の配置基準は年齢ではなく、歩けるか歩けないかにより配置基準が規定されており、2つ目は3歳未満のすべてのこどもが対象とされている。

図表フ-5 保育士の配置基準

#	対象年齢	配置基準
1	歩けないこども	1人あたり最大5人のこどもを担当
	歩けるこども	1人あたり最大8人のこどもを担当
2	3歳未満のすべてのこども	1人あたり最大6人のこどもを担当

※教育法典(Code de l'éducation)において、義務教育はこどもが3歳に達した年の学年度の開始から16歳に達する日まで続くことが明記されている。

【3歳以上6歳以下の配置基準:(参考情報)】⁹

3歳以上6歳以下のこどもは義務教育の一環として幼稚園に通う。幼稚園の教師は教育学や幼児教育に関連する修士号を取得の上、国家競争資格と呼ばれる選抜試験の合格が求められる。幼稚園において具体的な配置基準は規定されていないが、教師1人が担当するクラスに入ることができる最大人数は地方毎に定められている。2019年に行われた教育省による調査によると幼稚園1クラス当たり人数の全国平均は24人であり、欧州委員会教育・文化実施機関が推奨する15名定員を上回っている状況である。

■ 学級編成・面積基準^{10 11}

学級編成は自治体および保育施設により異なるが、受け入れ可能なこどもの数が保育施設の規模により定められている。

図表フ-6 施設の規模による受け入れ可能なこどもの数

施設の規模による 受け入れ可能な こどもの数	✓ 最小規模保育施設…最大9人
	✓ 小規模保育施設…最大25人
	✓ 中規模保育施設…最大60人
	✓ 大規模保育施設…最大100人
	✓ 最大規模保育施設…最大150人

保育施設の面積基準については、幼児を受け入れる施設に適用される要件に関する国家基準(Arrêté du 31 août 2021 créant un référentiel national relatif aux exigences applicables aux établissements d'accueil du jeune enfant en matière de locaux, d'aménagement et d'affichage)で規定されている。

図表フ- 7 保育施設の面積基準

1 部屋の面積	✓ こどもが保育を受ける1部屋の面積は最低7㎡ないといけない
屋外スペース	✓ 保育施設の規模により下記以上の屋外スペースを設ける必要がある - 最小規模保育施設…15 ㎡ - 小規模保育施設…20 ㎡ - 中規模保育施設…30 ㎡ - 大規模保育施設…50 ㎡ - 最大規模保育施設…70 ㎡
屋内スペース	✓ こどもの運動能力を育む、もしくは文化・芸術的な教育を行う屋内スペースを設ける必要があり、その最小面積は保育施設の規模によって異なる - 最小規模保育施設…15 ㎡ - 小規模保育施設…20 ㎡ - 中規模保育施設…30 ㎡ - 大規模保育施設…50 ㎡ - 最大規模保育施設…70 ㎡
ホールと廊下	✓ ホール、廊下共に幅が 120 cm 以上、面積が6㎡以上あり、通行を円滑にするために適切に配置されている必要がある

- 保育者の配置基準の遵守の状況（国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等）なし。

参考文献

1. Code de l'action sociale et des familles, “Services aux familles(Articles L214-1 à L214-7-1)”
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006074069/LEGISCTA000006157580/#LEGISCTA000043520127
2. European Commission, “National Education System, France”
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/national-education-systems/france/overview>
3. Ministère du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles, “Qu’est-ce que le service public de la petite enfance?”
<https://solidarites.gouv.fr/quest-ce-que-le-service-public-de-la-petite-enfance>
4. European Commission, “National Education System, France
4.Early childhood education and care – 4.3 Educational guidelines”
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/national-education-systems/france/overview>
5. European Commission, “National Education System, France
4.Early childhood education and care – 4.2 Organisation of centre-based ECEC”
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/national-education-systems/france/overview>
6. Ministère de la Justice, “Arrêté du 22 août 2018 relatif au diplôme d’Etat d’éducateur de jeunes enfants”
<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000037324590>
7. Ministère du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles, “Éducateur de jeunes enfants (EJE)”
<https://solidarites.gouv.fr/educateur-de-jeunes-enfants-eje>
8. Code de la santé publique : Sous-section 4, “Personnels. (Articles R2324-33 à R2324-43-2)”
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006072665/LEGISCTA000006196367/#LEGISCTA000006196367
9. European Commission, “4.2 Organisation of centre-based ECEC, France“
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydia/france/organisation-centre-based-ecec>
10. European Commission, “National Education System, France“
4.Early childhood education and care – 4.2 Organisation of centre-based ECEC”
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/national-education-systems/france/overview>
11. Ministère de la Justice, “Arrêté du 31 août 2021 créant un référentiel national relatif aux exigences applicables aux établissements d’accueil du jeune enfant en matière de locaux, d’aménagement et d’affichage”
<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000044025618/2024-12-22>

(4) スウェーデン

I. 保育施設運営における制度

(ア) 担当所管^{1 2}

■ 省庁

スウェーデンの保育施設の運営において、学校庁(スウェーデン語: Skolverket、英語: The National Agency for Education、以下「学校庁」と記す)が、公立学校、就学前教育、学齢期保育、および成人教育を含めて、基本的な政策の策定や関連法規の整備を担当している。また、教育カリキュラムの策定や職員研修の基準設定なども担当する。就学前教育の対象者は、1歳から5歳までのこどもであり、学齢期の対象者は、6歳から12歳までのこどもである。また、スウェーデンの教育機関全般の査察と評価を行う役割を担う学校査察庁(スウェーデン語: Skolinspektionen、英語: Swedish Schools Inspectorate、以下「学校査察庁」と記す)がある。

■ 実施運営機関

コミュン(スウェーデン語: Kommun)が保育施設、保育サービスの運営を担っている。

スウェーデンの地方自治体は、20 のランスティング(スウェーデン語: Landsting)と 290 のコミュンがある。ランスティングとコミュンは、管轄する地域の広さと人口規模は異なるが対等な関係の地方自治体である。

ランスティングは、広域的な自治体であり、医療、公衆衛生および障がい者福祉などを担っている。コミュンは、基礎的自治体であり、教育と福祉を担っている。

(イ) 保育施設設置・運営における根拠法^{3 4}

■ 根拠法

保育施設設置・運営における根拠法は、学校法と1歳から5歳までのこどもを対象とする「就学前学校教育要領」(スウェーデン語: Läroplan för förskolan、英語: Curriculum for the Preschool。以下「就学前学校教育要領」と記す)がある。

学校法は、2010年に制定され、2011年7月1日に施行された。2024年11月に改正され、2025年に7月1日に改正が施行される。「就学前学校教育要領」は、2010年に制定され、2019年から改訂版(Lpfö 18)が施行されている。

後述する保育サービスの就学前学校、教育的保育および公開就学前学校に関する規定は、学校法に含まれるが、就学前学校教育要領は、就学前学校のみ適用される。

また、1歳から5歳までのこどもを対象とする就学前学校教育要領のほかに、7歳から16歳の義務教育を対象とする「基礎学校教育要領」、16歳から19歳の高等学校を対象とする「高等学校教育要領」、成人学習者を対象とする「成人教育要領」がある。

■ 根拠法の趣旨

学校法は、すべてのこどもに質の高い教育の機会を保障し、社会の一員としての成長を促すことを目的とする法律である。また、教育の目的は、こどもたちが知識と価値観を身につけ、成長することであると規定している。本法は、1歳からの就学前教育から、成人教育に至るまでの学校制度を規定している。すべてのこどもとその保護者の権利と義務を明確に定めている。

(ウ) 保育における方針⁵⁶⁷

■ 基本原則・考え方

就学前学校教育要領は、1歳から5歳までのこどもを対象として、すべてのこどもにとって楽しく、安全で、教育的な環境を提供することを目的とし、就学前学校の目標や教育の理念、教育者の責任を明確にしている。

また、スウェーデンの就学前教育は、遊びを通じた学びの理念に基づいており、こどもの主体性や好奇心を育むことを重視している。保育に関する活動は、こどもとそのニーズを総合的に捉え、ケア、発達、学習の3つの側面をバランスよく支えることが求められる。

各コミュニティは、保護者がこどもの保育を必要として申請した場合、4か月以内に保育の受け入れ枠を提供する義務がある。就学前学校や保育施設の適切な運営を監督し、基準を満たしているかを、学校査察庁が評価している。

■ 目標

就学前学校教育要領の2.2に「就学前教育は、こどもが自分自身や周囲の世界への理解を深めることを支える役割を担う必要がある。探求心や好奇心、遊びたい・学びたいという意欲が、教育の土台となるべきで、それはケア、発達、学びが一体となった、包括的な視点によって支えられることが重要である」と記載されている。

図表スー1 就学前学校教育要領の構成

1.就学前学校の価値とミッション	2.目標と指針
・基本的な価値観	2.1 規範と価値観
・理解と人間性	2.2 ケア、開発、学習
・客観性と汎用性	2.3 こどもの参加と影響力
・平等な教育	2.4 就学前学校と家庭
・就学前学校のミッション	2.5 連携とコラボレーション
・発達・学び・ウェルビーイングの基盤となる遊び	2.6 フォローアップ、評価、開発
・コミュニケーションと創造	2.7 教育における就学前学校教諭の責任
・持続可能な開発と健康と福祉	2.8 校長の責任
・ケア、開発、学習	
・各就学前学校の発展	

■ こどもの具体的な学び

就学前学校では、以下の能力を発展させる教育が提供されている。

- 自分のアイデンティティの理解と、それに対する安心感、身体的および個人的な尊厳の意識
- 自立心と、自分の能力への自信
- 好奇心、創造性、そして遊びたい・学びたいという意欲
- 個人として、また集団の中で機能し、協力し、対立を調整し、権利と義務を理解し、共通のルールに責任を持つ力

- 他者の意見に耳を傾け、考え、自らの意見を表現する力
- 想像力と創造力
- 運動能力、協調性、身体への意識、そして健康と幸福への関心
- 物事のつながりを見出し、周囲の環境を理解する力
- イメージ、形、演劇、動き、歌、音楽、ダンスなど、多様な表現方法を用いて経験や思考を創造し、表現し、伝える力
- デジタルメディアやその他のメディアにおける物語、画像、テキストへの関心と、それらを活用し、解釈し、問い、語る力
- 豊かな語彙と話し言葉の表現力を持ち、言葉を使って遊び、考えを伝え、質問し、議論し、他者とコミュニケーションを取る力
- 書かれた言語や記号への理解と、それらがどのようにメッセージを伝えるかへの関心
- 文化的アイデンティティへの理解、異なる文化への関心、多様性を尊重する姿勢、そして地域の文化的活動への興味
- スウェーデン語および、少数民族に属する場合の母語の習得
- スウェーデン語および、スウェーデン語以外を母語とする場合の母語の習得
- 聴覚障害がある場合や必要に応じたスウェーデン手話の習得
- 数学を活用し、問題に対する多様な解決策を模索し、考察し、検証する力
- 空間、時間、形態、集合、パターン、数、順序、測定、変化などの基本的な数学的概念への理解と、それを基にした数学的思考
- 数学的概念やその相互関係を区別し、表現し、探求し、活用する力
- 自然界のつながりや自然の循環、人間・自然・社会の相互作用への理解
- 日常生活における選択が持続可能な発展にどのように寄与するかへの意識
- 自然科学の基礎的な理解、生物や植物に関する知識、単純な化学プロセスや物理現象への関心
- 科学や技術を探求し、さまざまな方法で表現し、問いを持ち、議論する力
- 日常生活の中でテクノロジーを発見し、探求する力
- 多様な技術、材料、道具を活用し、構築し、創造する力

(エ) 保育施設の種類及びサービス等

■ 施設種別^{8 9 10}

- 就学前学校: 運営は、コミュニン(公立)、親協同組合(スウェーデン語: Föräldrakooperativ、以下「就学前学校」と記す)、民間の3種類があるが、いずれも国・コミュニンの運営交付金によって運営される。
- 教育的保育(スウェーデン語: Pedagogisk omsorg、以下「教育的保育」と記す): コミュニンが雇用している保育士が自分の家で数人のこどもを保育する制度である。
- 公開就学前学校(スウェーデン語: Öppen Förskola、以下「公開就学前学校」と記す): 保護者が任意の時間に訪問できる施設で、地域のこどもとの交流ができる場所である。
*教育的保育の保育士の資格要件は国で決められておらず、各コミュニンの基準に従い、保育関連の経験や訓練が推奨されていることが多い。
**親協同組合とは、保護者によって組織された協同組合が運営する形態であり、他の施設同

様に補助金を受けながら運営されている。保護者は運営方針や予算配分、人事などの意思決定を行い、掃除や食事準備などの業務支援も担当する。

■ 対象年齢^{8 9 10}

スウェーデンのパーソナルナンバー(個人識別番号)を持っていること。

- 就学前学校
1歳から5歳までが対象である。コミュニンが運営する公立就学前学校は、3歳になる年の秋から入学することができるようになる。
- 教育的保育
主に1歳から5歳までが対象である、0歳児の受け入れも可能である。
- 公開就学前学校
主に0歳から5歳までのこどもが対象である。

■ 保育受け入れ頻度^{8 9 10}

就学前学校の受け入れ頻度について、保護者が失業中、または育児休業中である場合、1歳以上のこどもは1日3時間、または週15時間以上通う権利がある。3歳から5歳のこどもについては、保護者の就労・就学状況に関わらず、年間525時間(週15時間、一日最低3時間)の無料利用が可能である。教育的保育と公開前就学学校の保育受け入れ頻度について、本調査研究の過程では見つからなかった。

■ 保育時間等^{11 12}

- 就学前学校
各コミュニンや施設によって異なる。ストックホルム市の場合、就学前学校は平日の6時30分から18時30分まで開園し、こどもを預けることができる。さらに、保護者のニーズに対応できるよう、早朝や深夜の保育については、近隣の就学前学校が連携し合うことを推奨している。
- 教育的保育
保護者の就労状況に応じて柔軟に対応することが可能である。具体的な保育時間について、本調査研究の過程では見つからなかった。
- 公開就学前学校
利用可能時間は施設ごとに異なるが、基本的に9時から12時まで開放されており、利用できる。

II. 保育士の資格要件 ^{13 14 15 16 17 18 19}

(ア) 保育士資格の根拠法

■ 根拠法

保育に関連する職業の法律は、以下の法令に記載されている。

- 学校法
- 就学前学校教育要領
- 高等教育条例(スウェーデン語: Högskoleförordningen 1993:100)
- 教諭および就学前教諭の教育に関する条例(スウェーデン語: Förordning (2021:1335) om utbildning till lärare och förskollärare)

■ 根拠法に関する概要

- 学校法: 保育に関連する異なる職業のそれぞれの役割や資格が明確に規定されている
- 就学前学校教育要領: 保育に関連する異なる職業が、こどもの発達を支援するために職業間で連携しながら果たすべき役割を示している。
- 高等教育条例: 大学・高等教育機関の運営や学位要件、教育内容、評価基準を定める法規である
- 教諭および就学前教諭の教育に関する条例: 就学前教諭の資格を取得するための履修すべき教育内容が記載されている

(イ) 保育士の資格要件

■ 資格概要

スウェーデンの就学前学校には、校長(スウェーデン語: Rektor)、就学前学校教諭(スウェーデン語: Förskollärare)、保育士(スウェーデン語: Barnskötare)の3つの職種がある。その中で、就学前学校教諭のみ国家資格の取得が義務付けられている。

- 校長: 就学前学校の教育の質の管理、教員の配置、施設運営の監督、カリキュラムの実施と評価の監督の責任を持つ。
- 就学前学校教諭: 就学前学校でカリキュラムを策定し、保育を行う。就学前学校教諭の資格を取得するには、学校庁に教諭資格(スウェーデン語: Lärarlegitimation)を申請する必要がある。
- 保育士: 就学前学校で就学前学校教諭と協力し、日常の保育業務を担当する。国家資格の取得は義務付けられていない。
教育的保育の保育士の資格要件は国で決められておらず、各コミューンの基準に従い、保育関連の経験や訓練が推奨されていることが多い。公開就学前学校の職員の資格について、本調査研究の過程では見つからなかった。

■ 資格要件・教育内容

- 校長: 適切な教育と経験を持つことが求められ、学校庁が定める校長研修プログラム(スウェーデン語: Rektorsutbildning)を受講することが義務付けられている。
- 就学前学校教諭: 国家資格が必要である。資格を取得するには、以下の4つの要件を満たした上で、学校庁に資格を申請する必要がある。学校庁への資格申請は、必須書類を準備した上でオンライン申請または郵送申請が可能である。

- ・ 大学において、就学前教育分野における 120 単位の高等教育単位を取得すること
 - ・ スウェーデン語、数学、英語、社会科、理科、技術の分野での教科研究および教授法を含む 165 単位の教育課程を履修すること
 - ・ 教育学、こどもの発達心理学、カリキュラム理論と教授法に関する教育科学科目を 60 単位履修すること
 - ・ 就学前学校での実習を終了すること。
- 保育士：高等学校の保育科における3年間の教育や成人学校での1年間の専門教育を受ける必要がある。教育内容として、こどもの発達や基本的な保育知識とスキルを学ぶ

Ⅲ. 保育施設運営における保育者の配置基準²⁰

(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制

■ 名称

保育施設運営に関連する法律は、以下の法令に記載されている。

➤ 学校法

- 就学前学校の目標達成(スウェーデン語: Måluppfyllelse i förskolan、以下「就学前学校の目標達成」と記する)は、2017年に発行されたものであり、最新版の「就学前学校教育要領(Lpfö 18)」は、2025年6月に新たに発行される予定である。

(イ) 保育所の職員配置基準

■ 保育者及びその資格・役職の配置基準

保育者の資格については学校法に明記されているが、役職ごとの配置基準は記載されていない。一方、「就学前学校の目標達成」では、校長がこどもを適切な構成と規模のグループに分ける必要があると定められているが、具体的な配置基準は示されていない。

■ 年齢別における保育者の配置基準

「就学前学校の目標達成」では、こどものグループの適正な人数について推奨基準を示している。1歳から3歳は6人から12人まで、4歳から5歳は9人から15人までが望ましいとされているが、実際の環境や保育者の経験・能力などの要因に応じて、グループの構成を柔軟に調整する必要があると明記している。

また、6歳については学校法において、こどものグループは適切な構成と人数を持たなければならないと記載はあるものの、最大人数の上限は明記されていない。

■ 学級編成・面積基準

「就学前学校の目標達成」には、「こどもの数に対して物理的な環境が十分に整っておらず、グループを適切に分けるためのスペースが確保できない場合、運営が難しくなり、グループが大きすぎると感じられることがある。そのため、物理的な環境は、活動の計画や実施において重要な役割を果たす。屋外で過ごす時間は、計画された環境と自然の中の両方で、遊びやさまざまな活動を楽しむ機会を提供する」と記載しているが、学級編成・面積基準についての具体的な規定は明記されていない。

■ 保育者の配置基準の遵守の状況(国もしくはコミューンにおいて配置基準を満たしている割合等)

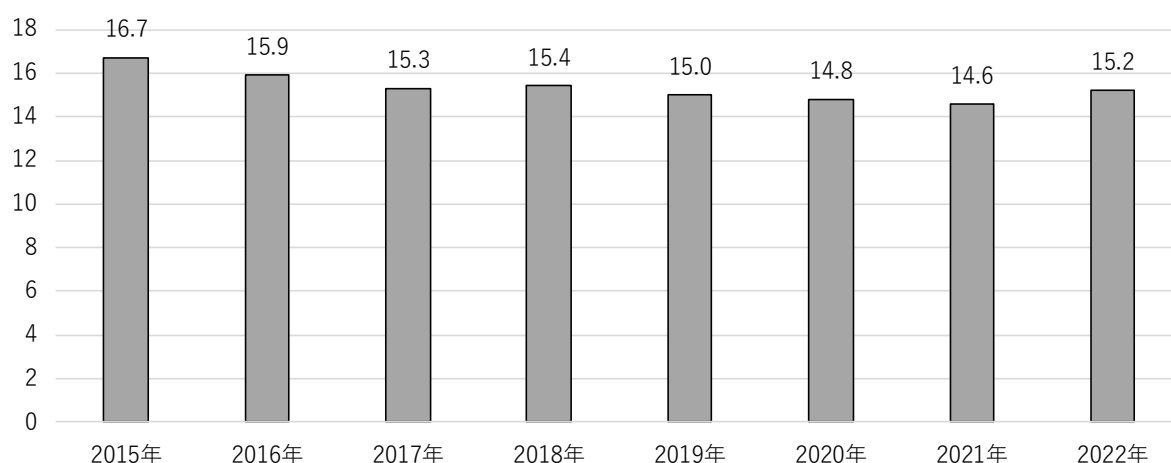
学校庁は、「就学前学校のこどもたちと職員(スウェーデン語: Barn och personal i förskola)」を毎年公開している。この資料は、就学前教育学校におけるこどもと職員の状況を詳細に報告したものであり、就学前学校に通うこどもの数、年齢別の分布、職員の数や資格、男女比などのデータが含まれている。

2023年に公開された「就学前学校のこどもたちと職員」の資料によると、2022年秋の時点で就学前学校に在籍しているこどもの数は50万9千人である。就学前学校のグループ数は増加傾向にあ

り、2022 年秋には約 3 万 3400 グループに達した。1 つの就学前学校あたり、平均 3.6 グループがある。

また、1グループあたりの平均こども数について、2015 年には 16.7 人だったが、2021 年には 14.6 人まで減少し、2022 年には 15.2 人に増加した。

図表ス- 2 1 グループあたり平均こどもの数の推移



年齢別のこどもグループ数と1グループあたりのこども数については、1～3歳のこどもで構成されたグループは1万 3600 グループあり、1 グループあたりの平均こども数は 12.6 人である。4～5歳のこどもで構成されたグループは 4650 グループあり、1グループあたりの平均こども数は 16.2 人である。また、1名の就学前学校教諭が担当するこども数は 12.5 人である。

学校庁が 2023 年5月に公開した報告書『就学前学校とカリキュラム-Lpfö 18 の変化の軌跡』(スウェーデン語:Förskolan och läroplanen – om förändringar i spåren av Lpfö 18)**は、2018 年に改訂された「就学前学校教育要領(Lpfö 18)」の導入後、現場の職員や責任者がどのように受け止め、実践しているかを調査したものである。この報告書によると、就学前学校教諭が担当するグループの8～9割には保育士も配置されている。また、保育士のほかに他のメンバー(例:保護者など)が含まれるグループは5～6割である。

■ その他

学校査察庁は、スウェーデンの教育機関(就学前学校、義務教育、高等教育など)が学校法や教育要領の基準を適切に満たしているかを監督・評価する独立機関である。学校査察庁は、教育の質を確保し、すべてのこどもが平等に良質な教育を受けられることを目的とし、学校運営の適正性や指導方針を監視する役割を担う。就学前学校に関しても、保育の質が適切に提供されているかを定期的に査察し、必要に応じて改善を指導する。具体的に、教育方針やカリキュラム実施計画、学校の自己評価報告書などを就学前学校に提出してもらって、学校に現地査察することで監督・評価をしている。

参考文献

1. 国土交通省国土政策局「各国の国土政策の概要 スウェーデン」
<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/sweden/index.html>
2. 厚生労働省「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会（保育の質に関する基本的な考え方や具体的な捉え方・示し方に関する調査研究事業）報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000533050.pdf>
3. 国立国会図書館 図書館に関する情報ポータル「スウェーデンにおいて学校図書館に関する法改正がなされる」
<https://current.ndl.go.jp/car/236827>
4. 学校庁「就学前学校教育要領」<https://www.skolverket.se/undervisning/forskolan/laroplan-for-forskolan>
5. Skolverket, “Skollag (2010:800)”
https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/skollag-2010800_sfs-2010-800/#K8
6. Skolverket, ”Läroplan för förskolan”
<https://www.skolverket.se/undervisning/forskolan/laroplan-for-forskolan>
7. 厚生労働省「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会（保育の質に関する基本的な考え方や具体的な捉え方・示し方に関する調査研究事業）報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000533050.pdf>
8. 厚生労働省「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会（保育の質に関する基本的な考え方や具体的な捉え方・示し方に関する調査研究事業）報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000533050.pdf>
9. 国立社会保障・人口問題研究所「特集：子育て支援策をめぐる諸外国の現状 スウェーデンの子育て支援 ―ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現 ―」
https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18529305.pdf?utm_source=chatgpt.com
10. Skolverket, ”This is the Swedish school system”
<https://utbildningsguiden.skolverket.se/languages/english-engelska/det-har-ar-den-svenska-skolan>
11. Stockholms stad, “Öppettider och schema”
<https://forskola.stockholm/att-ga-pa-forskola/oppettider-och-schema/#barn>
12. Stockholms stad, “Öppen förskola”
<https://forskola.stockholm/oppen-forskola/>
13. Skolverket, “Förordning om utbildning till lärare och förskollärare)”
https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20211335-om-utbildning-till-larare_sfs-2021-1335/
14. Skolverket, “Lärarlegitimation och förskollärarlegitimation”<https://www.skolverket.se/regler-och-ansvar/lararlegitimation-och-forskollararlegitimation>
15. 厚生労働省「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会（保育の質に関する基本的な考え方や具体的な捉え方・示し方に関する調査研究事業）報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000533050.pdf>
16. Sveriges Riksdags, “Skollag (2010:800)”

- https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/skollag-2010800_sfs-2010-800/
17. Skolverket, "Läroplan för förskolan, Lpfö 18"
<https://www.skolverket.se/publikationsserier/styrdokument/2018/laroplan-for-forskolan-reviderad-2018>
 18. Riksdagen, "Högskoleförordning (1993:100)"
https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/hogskoleforordning-1993100_sfs-1993-100/
 19. Riksdagen, "Förordning (2021:1335) om utbildning till lärare och förskollärare"
https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20211335-om-utbildning-till-larare_sfs-2021-1335/
 20. Skolverket, "Barn och personal I förskola Hösten 2022"
<https://www.skolverket.se/publikationsserier/beskrivande-statistik/2023/barn-och-personal-i-forskola---hosten-2022>

(5) アメリカ(ニューヨーク州)

アメリカ合衆国における国の保育士の配置基準¹は定められておらず、州で規定されている。保育士の配置基準は、フロリダ州では5歳児対保育者は1対25、ニューヨーク州は1対9であり比率に差がある。本文献調査の目的に資するよう、全米の中でも年齢別の配置基準が比率が低く、先駆的な保育の政策・取り組みをしているニューヨーク州を対象とした。

I. 保育所運営における制度

(ア) 担当所管^{2,3}

■ 省庁

保健福祉省 (United States Department of Health and Human Services)

■ 実施運営機関

各州

(イ) 保育所設置・運営における根拠法^{4,5}

■ 根拠法

- ニューヨーク社会福祉法 (New York Social Services Law)
- ニューヨーク法典、規則および規制 (New York Codes, Rules and Regulations)

■ 根拠法の趣旨

Social Services Law (下記、「SSL」と記す)は0歳から12歳を対象とする幼児保育や学齢期保育を提供する保育施設に関する基本的な枠組みと原則を定める法律である。1936年に設立され、保育施設のライセンス発行、基本的な運営基準、スタッフの資格要件、安全要件など、保育施設運営に関する基本的な枠組みを示しているが、具体的な規制や運営基準の詳細は New York Codes, Rules and Regulations (下記、「NYCRR」と記す)に定めている。NYCRRの第18編はSSLの390条に基づき1983年に設立された規則であり、413部において保育施設の定義と要件を定めた上で、416部から418部にかけて家庭内保育施設、グループ家庭内保育施設、施設型保育センター、小規模保育施設に関する詳細な施設要件、安全基準、プログラム内容などを定めている。プログラムの中でも特に、学童期保育プログラム(小学生向け放課後・休暇中のプログラム)は多くの保育施設が提供しているため、保育施設の対象年齢は、0歳から12歳と記されている。

これらの規則は、複数回の改正がされており、主要な改正は2020年の緊急時対応計画・災害対策のガイドラインの追加と2021年の保護者連携強化を目的としたものである。

(ウ) 保育における方針

■ 基本原則・考え方⁶

SSL、NYCRRは共に保育における基本方針について言及しておらず、基本方針や保育への基本的な考え方は、ニューヨーク州教育局 (New York State Education Department)の幼児教育プログラムのフレームワークに示されている。

主要なフレームワークは、ニューヨーク州教育局とニューヨーク州家庭サービス局が共同提供している0歳から8歳向けの New York State Early Learning Guidelines がある。同フレームワークに

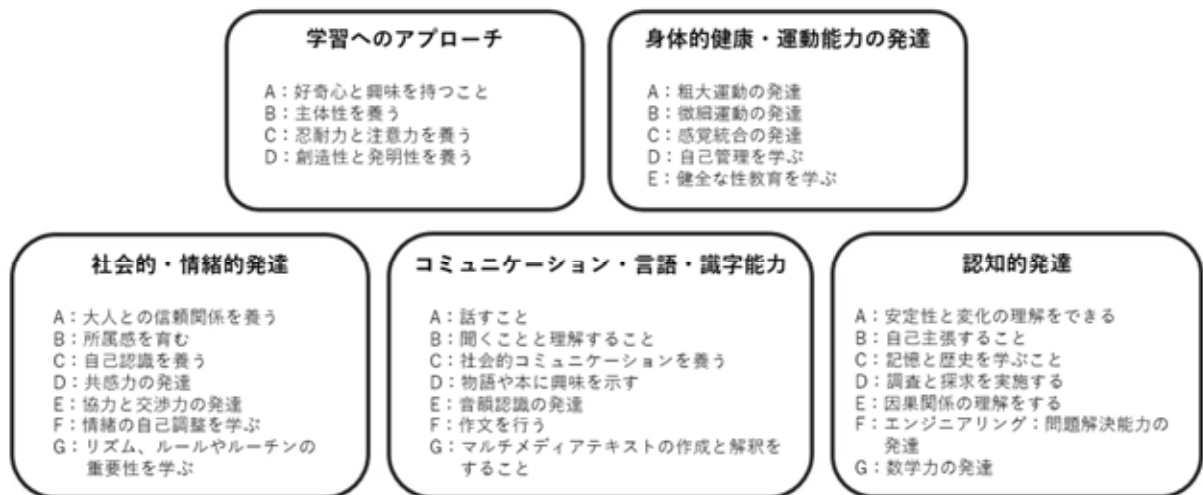
は 13 の基本方針が記載されており、これはニューヨーク州教育局が提供する4歳向けフレームワークの New York State Prekindergarten Learning Standards や5歳児向けフレームワークの New York State Kindergarten Learning Standards の根幹となっている。

【基本方針】

1. こどもは生まれながらにして学ぶ準備ができている。
2. すべての人間は独自の個性を持ち、多様な学習および表現の方法、興味、強みを持っている。
3. こどもは大人と同じ尊重を受けるに値する。
4. こどもが最大限に成長し、発達し、学ぶためには、住居、身体的、知的、感情的、社会的なニーズが満たされなければならない。
5. こどもは大人との安全で信頼できる関係と、安全で育成的な環境を持つ権利がある。
6. こどもは遊びを通じて学ぶ。
7. こどもは好奇心に基づき、興味に駆動されて自身の知識を構築する。この能動的な構築は、大人や他のこどもとの相互作用によって促進される。
8. こどもの学びは能動的であり、認識、探求、質問、応用という再帰的な道をたどる。
9. こどもは質の高い環境、相互作用、関係に触れ、関与することで最もよく学ぶ。
10. こどもは、彼らの生活に関わる大人たちが協力関係を築くことで最もよく学ぶ。
11. すべての民族的背景、価値観、信仰、習慣、言語、構成の家族およびこどもは平等に尊重されなければならない。
12. 家族やこどもは、彼らの成長と発達を支援するサービスを受ける権利がある。
13. 教育と学びは、教育者と学習者の間で行われる動的、体系的かつ相互的なプロセスである。

■ 目標・こどもの具体的な学び⁷

New York State Early Learning Guidelines は、主な発達領域を、学習へのアプローチ、身体的健康・運動能力の発達、社会的・情緒的発達、コミュニケーション・言語・識字能力、認知的発達に分けており、さらにそれぞれの領域は4つから7つの小項目を立てている。また、各小項目には0カ月から9カ月、8カ月から16カ月、15カ月から24カ月、24か月から36カ月、3歳、4歳、5歳、6歳、7歳、8歳の10段階で保育者が確認すべき項目やこどもに問いかけるべき質問が詳細に示されており、各年齢の発達の指標となるチェックリストなども提供されている。



(エ) 保育施設等の種類及びサービス等

保育施設は施設型保育施設と家庭型保育施設に大きく分類され、下記の4つの種別がある。

(1) 施設型保育施設(①施設型保育センター、②小規模保育施設)

(2) 家庭型保育施設(①グループ型家庭内保育施設、②家庭内保育施設)

施設型保育センターは7人以上のこどもを受け入れている施設型保育施設を指す。ニューヨーク州家庭サービス局による認可を受けた施設型の大規模保育施設であり、定員は数十人から100人以上のこともある。長時間保育を提供しており、フルタイムで働く親に適している。一方で、小規模保育施設は3人から6人のこどもの受け入れを行っている施設型保育施設を指す。施設型でありつつも保護者との距離が近く、こどもの発達段階に応じ、カリキュラムの調整などを行う個別教育が提供されていることが特徴である。対して、グループ家庭内保育施設は7人以上12人以下のこどもを受け入れている家庭型保育施設を指す。通常、複数の保育士が共同で運営しており、受け入れ人数の内、最大4人の乳児の受け入れが可能である。家庭内保育施設は3人以上6人以下のこどもを受け入れている家庭型保育施設を指す。通常、1人の保育士が自宅で保育を行うが、アシスタントを雇うことで受け入れ人数を増やすことが可能となっている。

ニューヨーク州家庭サービス局の2024年度保育施設数に関するレポートによると施設型保育施設が4,330施設、家庭型保育施設が10,928施設であり、各施設種別の受入可能な定員数は、施設型保育施設は327,372人、家庭型保育施設が150,278人である。

図表ア-1 保育施設の施設種別一覧

#	施設種別	概要	対象年齢	受入頻度	保育時間
(1) 施設型保育施設	① 施設型保育センター	7人以上のこどもを受け入れている施設型保育施設である。幅広い年齢のこどもを受け入れており、大規模施設であることが多く、100人以上のこどもの受け入れを行っている施設もある。0歳から2歳のこどもを預かるインフアントケアセンターを内設することも多く、教育プログラムは社会性を育てることを目的とした活動が中心となっており、6歳から12歳向けの学齢期保育プログラムも提供している。	6週間-12歳(主に6週間から5歳のこどもが利用する)	通常、週5回(土日預かり、週数日預かりに対応する施設あり)	通常、午前7時から午後6時の全日(半日預かりに対応する施設あり)
	② 小規模保育施設	3人以上6人以下のこどもを受け入れている施設型保育施設であり、少人数制保育を提供している。ただし、2歳未満のこどもを受け入れる場合は受け入れ人数は最大5人に制限される。年齢別クラスを元に教育プログラムを構成しており、一部施設では6歳から12歳向けの学齢期保育プログラムも提供している。	6週間-12歳(5歳までが中心の利用者)	通常、週5回(週数日預かりに対応する施設あり)	通常、午前7時から午後6時の全日(半日預かりに対応する施設あり)
(2) 家庭型保育施設	① グループ家庭内保育施設	7人以上12人以下のこどもを受け入れている家庭型保育施設である。最大12人のこども、その内最大4人の乳児を受け入れることが可能であり、自宅など家庭的な環境で保育を提供している。教育的要素よりもこどもの成長段階に応じた保育の要素を提供する傾向にあり、限定的に6歳から12歳向けの学齢期保育プログラムも提供している場合がある。	6週間-12歳(5歳までが中心の利用者)	通常、週5回(週数日預かりに対応する施設あり)	通常、午前7時から午後6時の全日(半日預かりに対応する施設あり)
	② 家庭内保育施設	3人以上6人以下のこどもを受け入れている家庭型保育施設である。ただし、アシスタントを雇った場合、さらに2名の学齢期のこどもを受け入れること	6週間-12歳(5歳までが	通常、週5回(週数日預かりに対応する施設あり)	通常、午前7時から午後6時の全日(半日預

#	施設種別	概要	対象年齢	受入頻度	保育時間
(2) 家庭型保育施設	② 家庭内保育施設	が可能である。家庭的な環境で柔軟な対応が可能 なため、変則的な時間帯で保育が必要な家庭や障 害を持つこどものサポートとして利用されている。多 くはないものの、限定的に6歳から12歳向けの学齢 期保育プログラムも提供している場合がある。	中心の利 用者)		かりに対応する施設 あり)

II. 保育士の資格要件

(ア) 保育士資格の根拠法

■ 根拠法

—

■ 根拠法の資格に関する概要

アメリカにおいて保育士資格における根拠法は存在しないものの、NYCRR18 編の 416 部から 418 部には運営者、及び保育者の主な就業要件が施設型保育センター、小規模保育施設、グループ型家庭内保育施設、家庭内保育施設の施設ごとに明記されている。運営者と保育者の就業要件が区分されているのは施設型保育センターのみであり、各職に就くために必要な資格、及び教育要件が記されている。一方、小規模保育施設、グループ型家庭内保育施設、家庭内保育施設については、運営者、保育者ともに年齢要件や実務要件などのみ設定されており、資格要件、教育要件などは明記されていない。各施設の主な就業要件の詳細は以下表の通りである。

図表ア-2 保育施設の就業要件

#	施設種別	主な要件
	運営者	保育者
(1) 施設型保育施設	①施設型保育センター 以下いずれかの条件を満たす必要がある。 ・ 12 単位以上の幼児教育、児童発達、または関連分野の単位を含む学士号の保有に加え、1 年以上保育プログラムまたは関連する分野でのスタッフ監督経験があること ・ ニューヨーク州のこどもプログラム管理者資格の保有に加え、1 年以上保育プログラムまたは関連する分野でのスタッフ監督経験があること ・ 幼児教育または関連分野の準学士号を保有し、学士号またはニューヨーク州のこどもプログラム管理者資格を取得するための学習計画を有し、かつ2年以上保育プログラムまたは関連する分野でのスタッフ監督経験があること ・ 幼児発達アソシエイト資格 (CDA 資格) またはその他の認定の資格を保有し、学士号またはニューヨーク州のこどもプログラム管理者資格を取得するための学習計画を有し、かつ2年以上保育プログラムまたは関連する分野でのスタッフ監督経験があること	＜3歳未満クラスの担任教師＞ 以下いずれかの条件を満たす必要がある。 ・ 幼児教育、児童発達、または関連分野の準学士号の保有に加え、1 年以上乳児および幼児のケアに関連する経験があること ・ 乳児および幼児の保育・教育資格、乳幼児発達アソシエイト資格、乳児および幼児に特化したその他の認定資格の保有に加え、2 年以上こどものケアに関連する経験があること ・ 幼児発達アソシエイト資格 (CDA 資格) の保有に加え、2 年以上こどものケアに関連する経験があり、そのうち1 年は乳児または幼児のケアに関連するものであること ・ 9 単位以上幼児教育、児童発達、または関連分野の単位の保有に加え、乳児および幼児の保育・教育資格、乳幼児発達アソシエイト資格、乳児および幼児に特化したその他の認定資格の保有、または幼児教育、児童発達、または関連分野の準学士号を取得するための学習計画を有し、かつ2 年以上こどものケアに関連する経験があること。また、学習計画を有する者は少なくとも1 年に1 回は学習計画の持続的な進捗状況を示す書類の提出が必要である ＜3歳以上クラスの担任教師＞ 以下いずれかの条件を満たす必要がある。

#	施設種別	主な要件	
		運営者	保育者
(1) 施設型保育施設	①施設型保育センター		・ 幼児教育、児童発達、または関連分野の準学士号の保有 ・ 幼児発達アソシエイト資格(CDA 資格)または未就学児に特化したその他認定資格の保有に加え、1年以上こどものケアに関連する経験があること ・ 9単位以上幼児教育、児童発達、または関連分野の単位の保有に加え、幼児発達アソシエイト資格(CDA 資格)、未就学児に特化したその他認定資格の保有、または幼児教育、児童発達、または関連分野の準学士号を取得するための学習計画を有し、かつ2年以上こどものケアに関連する経験があること。また、学習計画を有する者は少なくとも1年に1回は学習計画の持続的な進捗状況を示す書類の提出が必要である
	②小規模保育施設	以下すべての条件を満たす必要がある。 ・ 18 歳以上であること ・ 6歳未満のこどものケアの経験が2年間以上あること、又は6歳未満のこどものケアの経験が1年間以上あることと幼児教育に関する6時間のトレーニングや教育を受けていること(『経験』とは育児だけでなく	＜補助教師＞ 以下いずれかの条件を満たす必要がある。 ・ 高校卒業証書またはそれと同等資格を保有1年以上 13 歳未満のこどものケアをした経験があること

#	施設種別	主な要件	
		運営者	保育者
(1) 施設型保育施設	②小規模保育施設	く、有償および無償のこどものケアの経験も含む。『トレーニング』とは、未就学児のケアに関する教育ワークショップやコースを意味する。） - こどもの身体的、知的、感情的および社会的な福祉を支援し、安全で適切なケアを提供する能力がある上にそれを提供することに同意すること - 親族以外の少なくとも2つの受け入れ可能な推薦者の名前、住所、および日中の電話番号を事務所に提供すること。 - 健康診断書を提出すること	
(2) 家庭型保育施設	①グループ家庭内保育施設	以下すべての条件を満たす必要がある。 18歳以上であること 6歳未満のこどものケアの経験が2年以上あること、又は6歳未満のこどものケアの経験が1年以上あることと幼児教育に関する6時間のトレーニングや教育を受けていること(『経験』とは育児だけでなく、有償および無償のこどものケアの経験も含む。『トレーニング』とは、未就学児のケアに関する教育ワークショップやコースを意味する。) - こどもの身体的、知的、感情的および社会的な福祉を支援し、安全で適切なケアを提供する能力がある上にそれを提供することに同意すること - 親族以外の少なくとも2つの受け入れ可能な推薦者の名前、住所、および日中の電話番号を事務所に提供すること。 - 健康診断書を提出すること。	
	②家庭内保育施設	以下すべての条件を満たす必要がある。 18歳以上であること 6歳未満のこどものケアの経験が2年以上あること、又は6歳未満のこどものケアの経験が1年以上あることと幼児教育に関する6時間のトレーニングや教育を受けていること(『経験』とは育児だけでなく、有償および無償のこどものケアの経験も含む。『トレーニング』とは、未就学児のケアに関する教育ワークショップやコースを意味する。)	

#	施設種別	主な要件	
		運営者	保育者
(2)家庭型保育施設	②家庭内保育施設	・ こどもの身体的、知的、感情的および社会的な福祉を支援し、安全で適切なケアを提供する能力がある上にそれを提供することに同意すること ・ 親族以外の少なくとも2つの受け入れ可能な推薦者の名前、住所、および日中の電話番号を事務所に提供すること。 ・ 健康診断書を提出すること。	

(イ) 保育士の資格要件

■ 資格概要

保育者として働くためには主要な資格を保有、または学位の取得に加え、実務経験が必要である。これらの資格や学位は3種類に区分することができる。1つ目の代表的な資格は Child Development Associate であり、高校卒業後に受験可能な資格である。全米で認知されている幼児教育者資格であり、補助教師やアシスタントとして雇用される。2つ目は準学士号であり、代表的なものは Associate of Science in Early Childhood Education である。保育施設において保育者として雇用されるために取得する、もしくは学士号プログラムへの編入を目指すために取得する場合もある。3つ目は学士号であり、代表的なものは Bachelor of Science in Early Childhood Education である。保育施設にて保育者として勤務することが可能になることに加え、公立学校の幼児教育プログラムなどでも勤務が可能となる。

また、ニューヨーク州は Universal Pre-Kindergarten プログラム(以下、「UPK プログラム」と記す)という4歳児を対象に無償で就学前教育を提供する取り組みを実施しており、当プログラムは公教育の一環として提供されているため、UPK プログラムを提供する公立施設型保育センターや公立学校にて保育者として働くためには、幼児教育の教員資格をニューヨーク州教育省に教師登録をする必要がある。

■ 資格要件・教育内容

初期教育に関する3つの主要な資格である Child Development Associate、Associate of Science in Early Childhood Education、Bachelor of Science in Early Childhood Education の受験資格要件と教育内容は以下の通りである。

図表ア- 3 保育士のレベル別の資格取得要件

資格名	受験要件	取得期間	資格取得要件
Child Development Associate	・18 歳以上であること ・高等学校卒業証明書の保有	1 年間	・480 時間の実務経験 ・120 時間の公式トレーニング ＜コース内容例＞ ・知的発達 ・感情的発達 ・家庭関係 ・プログラム運営 ・プロフェッショナリズム ・こどもの運動 ・発達と教育の原則
Associate of Science in Early Childhood Education	・高等学校卒業証明書の保有 ・最低 GPA2.0	2 年間	・約 60 から 65 単位の取得 ・実習経験 ＜コース内容例＞ ・児童発達 ・幼児教育カリキュラムと指導について ・家庭と地域社会について ・健康管理、安全対策 ・特別支援教育
Bachelor of Science in Early Childhood Education	・高等学校卒業証明書の保有 ・最低 GPA3.0	4 年間	・約 120 から 130 単位の取得 ・実習経験 ＜コース内容例＞ ・幼児教育 ・教室管理 ・健康、安全、栄養 ・観察評価について

Ⅲ. 保育所運営における保育者の配置基準⁸

(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制

■ 名称

ニューヨーク法典、規則および規制(New York Codes, Rules and Regulations)

■ 発行年(及び改正年)

NYCRR

■ 概要

NYCRR は保育分野を含む 23 分野における行政法規であり、違反した場合には罰則が適用される。保育者の配置基準は当基準の第 18 編 416 部から 418 部に施設型保育センター、小規模保育施設、グループ型家庭内保育施設、家庭内保育施設の施設ごとに明記されている。すべての施設に対し、子どもが常に保育者の視界内におり、必要に応じて保育者が介入できる距離にいることが求められているものの、施設型保育施設と家庭型保育施設では保育者の配置基準の内容が異なる。

(イ) 保育施設職員配置基準

■ 保育者及びその資格・役職の配置基準

(1) 施設型保育施設

① 施設型保育センター

施設型保育センターは7人以上の受け入れを行っている大規模施設のため、年齢別配置基準が設けられている。当施設の保育者については、前述の「Ⅱ. 保育士の資格要件」の「(ア) 保育士の根拠法」の「図表ア-2 保育施設の就業要件」に示す「①施設型保育センター」の「保育者」に具体的な資格が記載されており、NYCRR18 編の 416 部から 418 部に記載がある施設の中で唯一、保育者の資格要件に準学士、又は CDA 資格の保有が含まれている。さらに、配置基準の前提要件として 18 歳未満の者が緊急時を含め、いかなる場合でも子どものグループを一人で監督してはならないことを明記している上、施設型保育センターは配置基準に加えて最大グループサイズを規定している。最大グループサイズとは1つのクラスやグループに所属できる子どもの最大人数を指す。

例) 配置基準 1:4 の保育者が3人いる場合でも、最大グループサイズ8人の場合、クラスに 8人以上子どもを所属させてはいけない。

図表ア- 4 施設型保育センターにおける配置基準、及び最大グループサイズ

年齢	配置基準	最大グループサイズ
6週間未満	保育者1人当たり最大3人のこどもを担当	6人
6週間から18カ月未満	保育者1人当たり最大4人のこどもを担当	8人
18カ月から3歳未満	保育者1人当たり最大5人のこどもを担当	12人
3歳以上4歳未満	保育者1人当たり最大7人のこどもを担当	18人
4歳以上5歳未満	保育者1人当たり最大8人のこどもを担当	21人
5歳以上6歳未満	保育者1人当たり最大9人のこどもを担当	24人

※ニューヨーク州教育法(New York State Education Law)において、州の義務教育の開始年齢が6歳と規定されているものの、ニューヨーク市を含む特定学区では5歳からの義務教育を規定することが許可されている。

② 小規模保育施設

小規模保育施設は3人以上6人以下の受け入れを行っている小規模施設のため、保育者の配置基準のみ設定している。保育者の要件については資格要件は含まれておらず、年齢要件と経験要件のみ定められている。また、前提要件として2歳未満のこどもは同時に2人までしか受け入れることはできず、保育に関わる資格、又は学士を取得途中の者を雇用した場合、監督する保育士が常時就く必要があることを明記している。

図表ア- 5 小規模保育施設における配置基準

年齢	配置基準
6週間以上から12歳以下	保育者1人当たり最大5人のこどもを担当
2歳以上から12歳以下	保育者1人当たり最大6人のこどもを担当

(2) 家庭型保育施設

① グループ型家庭内保育施設

グループ型家庭内保育施設は家庭型保育施設のため、配置基準のみ設定されている。保育者の要件については資格要件は含まれておらず、年齢要件と経験要件のみ定められている。また、7人以上12人以下の受け入れを行っている施設であることと、前提要件である4歳以下のこどもを6人以上を受け入れる場合は必ず保育者を2人以上を雇用する必要があることより、通常、2名以上の保育者の雇用が必要である。

図表ア- 6 グループ型家庭内保育施設における配置基準

年齢	配置基準
6週間以上から2歳未満	保育者1人当たり最大2人のこどもを担当
6週間以上から4歳以下	保育者1人当たり最大6人のこどもを担当
預かっているこどものうち、2人以上が5歳以上	保育者1人当たり最大8人のこどもを担当

② 家庭内保育施設

家庭内保育施設は家庭型保育施設のため、配置基準のみ設定されている。保育者の要件については資格要件は含まれておらず、年齢要件と経験要件のみ定められている。3人以上6人以下の受け入れを行っている施設だが、必要に応じてアシスタントを1人以上雇用することで、受け入れ人数を8人にすることが可能である。また、アシスタントはニューヨーク州教育省に申請することで年間30日間保育士に代わり、保育を実施することが可能となる。

図表ア- 7 家庭内保育施設における配置基準

年齢	配置基準
6週間以上から2歳以下	保育者1人当たり最大2人のこどもを担当
6週間以上から4歳以下	保育者1人当たり最大6人のこどもを担当
預かっているこどものうち、2人以上が5歳以上	保育者1人当たり最大8人のこどもを担当

■ 学級編成・面積基準

NYCRRにおいて、施設型保育センターについてのみ学級編成と面積基準について言及している。学級編成は上述の最大グループサイズの通りである。また、面積基準についてはこども1人あたり少なくとも35平方フィート確保する必要があることを明記している。

■ 保育者の配置基準の遵守の状況（国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等）

ニューヨーク州家庭サービス局は保育施設に対して初回監査、定期監査、苦情対応監査、ランダム監査、ライセンス更新時監査、モニタリングなど様々な種類の監査を実施しており、施設ごとの監査結果を公式ホームページに公開している。配置基準も監査の主要項目に含まれており、違反があった場合にはその違反項目、違反内容と是正状況も公開している。監査の是正措置指示に応じない場合はニューヨーク州家庭サービス局によるフォローアップ監査が行われた後、罰金、ライセンスの一時停止やライセンスの取り消しが行われることがNYCRRに明記されており、適切な施設運営が強く求められている。

参考文献

1. Florida Administrative Code & Florida Administrative Register, "Florida Statutes"
<https://www.flsenate.gov/Laws/Statutes/2020/1002.20>
2. New York State Legislature, "New York Social Services Law, Section 390"
https://newyork.public.law/laws/n.y._social_services_law
3. New York State Department of State, Division of Administrative Rules, "New York Codes, Rules and Regulations"
[https://govt.westlaw.com/nycrr/Browse/Home/NewYork/UnofficialNewYorkCodesRulesandRegulations?guid=I71a45c00b80f11dd9190c387f1d75965&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/nycrr/Browse/Home/NewYork/UnofficialNewYorkCodesRulesandRegulations?guid=I71a45c00b80f11dd9190c387f1d75965&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
4. New York State Legislature, "New York Social Services Law, Section 390"
https://newyork.public.law/laws/n.y._social_services_law
5. New York State Department of State, Division of Administrative Rules, "New York Codes, Rules and Regulations"
[https://govt.westlaw.com/nycrr/Browse/Home/NewYork/UnofficialNewYorkCodesRulesandRegulations?guid=I71a45c00b80f11dd9190c387f1d75965&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/nycrr/Browse/Home/NewYork/UnofficialNewYorkCodesRulesandRegulations?guid=I71a45c00b80f11dd9190c387f1d75965&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
6. New York State Early Learning Guideline, "New York State Early Learning Guidelines"
<https://ccf.ny.gov/wp-content/uploads/2024/11/ELG-2020.pdf>
7. Office of Children and Family Services, "Child Care Facts & Figures 2024"
<https://ocfs.ny.gov/programs/childcare/assets/docs/factsheets/2024-DCCS-Fact-Sheet.pdf>
8. New York State Department of State, Division of Administrative Rules, "New York Codes, Rules and Regulations"
[https://govt.westlaw.com/nycrr/Browse/Home/NewYork/UnofficialNewYorkCodesRulesandRegulations?guid=I740ecc50b80f11dd9190c387f1d75965&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/nycrr/Browse/Home/NewYork/UnofficialNewYorkCodesRulesandRegulations?guid=I740ecc50b80f11dd9190c387f1d75965&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))

(6) シンガポール

I. 保育施設運営における制度

(ア) 担当所管^{1 2}

■ 省庁

幼児期支援局(Early Childhood Development Agency)

■ 実施運営機関

幼児期支援局(Early Childhood Development Agency)

(イ) 保育施設設置・運営における根拠法^{3 4}

■ 根拠法

幼児教育施設法(Early Childhood Development Centres Act 2017)

幼児教育施設規則(Early Childhood Development Centres Regulations 2018)

■ 根拠法の趣旨

Early Childhood Development Centres Act 2017(下記、「ECDC Act」と記す)は2017年に保育法と私立教育法を統合することで制定された。保育施設における施設基準と運営基準を統一することが目的であり、0歳から6歳のこどもを対象とした保育施設は全てECDC Actに基づき幼児期支援局に登録する必要がある。また、具体的な運営基準についてはEarly Childhood Development Centres Regulations 2018(下記、「ECDC Regulations」と記す)に示されており、第1章から第15章に施設のライセンス取得要件、スタッフ要件、施設環境要件、料金要件などが明記されている。ECDC Regulationの施行以降に2020年には緊急時対応計画や災害対策のガイドラインの追加、2021年には保護者連携の強化を目的とした改正が行われている。

(ウ) 保育における方針^{5 6}

■ 基本原則・考え方

ECDC Actでは保育施設がこどもの発達を支える質の高い教育プログラムを提供することを義務付けており、その質の具体的指針は0歳から3歳についてはEarly Years Development Framework 2023(下記、「EYDF」と記す)、4歳から6歳についてはNurturing Early Learners Framework 2022(下記、「NEL」と記す)に示されている。両フレームワークは幼児期支援局と教育省が提供する公式の実践指針であり、幼児期支援局による定期的な監査を通し、保育施設の遵守を監督している。

EYDF、NELは以下2つの信念に基づいており、この信念は0歳から6歳の保育と教育における全ての基本原則の根幹となっている。

- ・こどもは喜びに満ち、好奇心旺盛、かつ活動的で、優秀な学習者であること。
- ・こどもは多様で多文化なコミュニティの中で他者と共に遊び、学び、成長する。

(1) Early Years Development Framework 2023

0歳から3歳については、信念を元に保育者は「C.H.I.L.D」という5つの基本原則に従った保育を提供しなければならない。基本原則は、こどもの幸福、学習、発達のための初期教育の質を向上させることを目的とし、保育者がこどもに適切かつ有意義な体験を計画し促進するための指針である。

【C.H.I.L.D】

- ・ケアと日常のルーティンを学びと発達の機会として活用する
- ・包括的な発達
- ・計画に基づく学びの多い体験の提供
- ・安全で豊かな環境での探求と遊びを通じた学び
- ・尊重的で、反応的かつ相互的な関わりを通じた安心できる愛着の形成

※基本原則の頭文字の「C.H.I.L.D」の順番に記載

(2) Nurturing Early Learners Framework 2022

4歳から6歳については、信念を元に保育者は「iTeach」という6つの基本原則に従った保育を提供しなければならない。基本原則は、こどもの学習と発達を効果的に促進・支援するため、また、優れた実践方法に関するシンガポール国内外の研究結果に基づいており、保育者がこどもたちに適切で有意義な学習体験を計画、設計、促進する際の指針となるものである。

【iTeach】

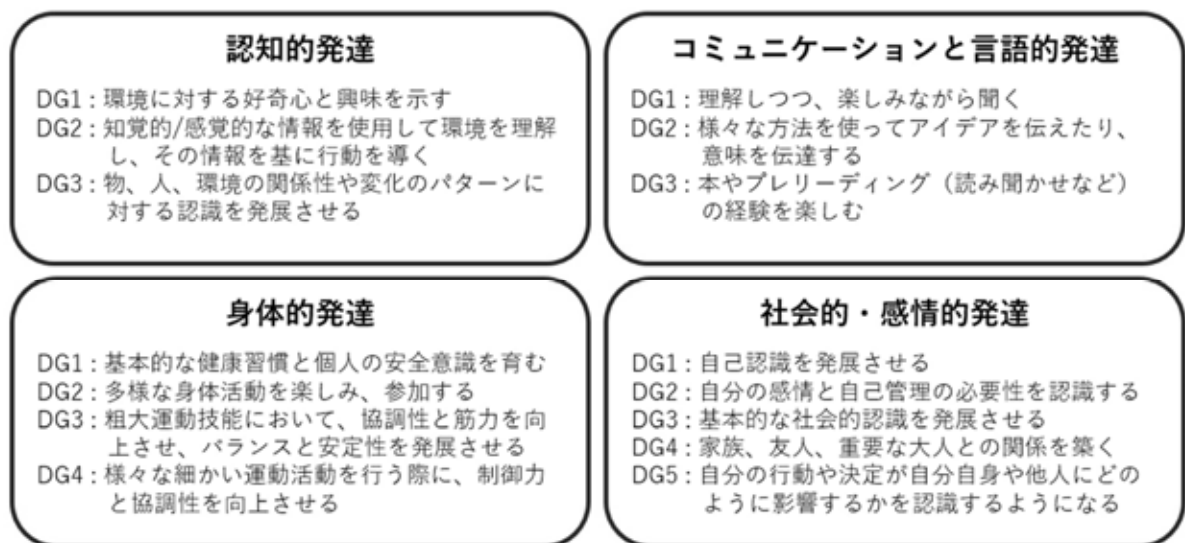
- ・教育と学習への統合的アプローチ
- ・学習のファシリテーターとしての教師
- ・目的を持った遊びを通じてこどもを学習に引き込む
- ・質の高いインタラクションを通じた実践的な学習
- ・知識の構築者としてのこども
- ・包括的な発達

※基本原則の頭文字を「iTeach」の順番に記載

■ 目標・こどもの具体的な学び

(1) Early Years Development Framework 2023

EYDF は主要な発達領域を認知的発達、コミュニケーションと言語的発達、身体的発達、社会的・感情的発達の4つに分類しており、各発達領域に「Development Goals」という発達目標が示されている。また、教育者がこれらの領域におけるこどもの学習と発達を観察し記録するのを支援するために発達の証拠を示す具体例も年齢別に提供されている。



(2) Nurturing Early Learners Framework 2022

NEL では学習の基盤として、価値観、社会的および感情的な能力、そしてポジティブな学習態度の育成の3つを強調しており、これら学習の基盤を元に具体的な5つの発達領域が示されている。また、5つの発達領域はそれぞれ「Learning Goal」という目標が設定されている。

美的および創造的表現 LG1：芸術や音楽、運動の活動に参加することを楽しむ LG2：芸術や音楽、運動を通じてアイデアや感情を表現する LG3：芸術や音楽、運動を鑑賞する	数的感覚、数概念 LG1：日常の経験を通して数的概念やスキルを学び、使うことを楽しむ LG2：数字の関係性やパターンを理解する LG3：数える力と数の感覚を育てる LG4：基本的な形や空間概念を理解する				
健康、安全および運動能力の発達 LG1：家庭、学校、公共の場所で健康的な習慣と安全意識を育てる LG2：様々な身体活動に参加することを楽しむ LG3：全身運動で制御、協調、バランスを実践的に身に着ける LG4：局所運動で制御と協調を実践的に身に着ける	世界の発見、探求 LG1：自分が住んでいる世界に好奇心と興味を示す LG2：周りの世界を理解するために必要な思考を身に着ける LG3：周りの世界に対する責任感、配慮、尊重の意識を育てる				
言語とリテラシー <table> <tr> <th>母語</th><th>英語</th></tr> <tr> <td> LG1：母語の学習を楽しみ、興味を示す LG2：母語の基礎的な語彙およびリテラシーを育てる LG3：自分の地域の民族文化への意識を育てる </td><td> LG1：楽しみや情報を得るために聞く LG2：他者とコミュニケーションをとるために自信を持って話す LG3：楽しみながら理解して読む LG4：アイデアや情報を伝えるために、記号、形、文字、単語を発明的および従来のつづりで使う </td></tr> </table>		母語	英語	LG1：母語の学習を楽しみ、興味を示す LG2：母語の基礎的な語彙およびリテラシーを育てる LG3：自分の地域の民族文化への意識を育てる	LG1：楽しみや情報を得るために聞く LG2：他者とコミュニケーションをとるために自信を持って話す LG3：楽しみながら理解して読む LG4：アイデアや情報を伝えるために、記号、形、文字、単語を発明的および従来のつづりで使う
母語	英語				
LG1：母語の学習を楽しみ、興味を示す LG2：母語の基礎的な語彙およびリテラシーを育てる LG3：自分の地域の民族文化への意識を育てる	LG1：楽しみや情報を得るために聞く LG2：他者とコミュニケーションをとるために自信を持って話す LG3：楽しみながら理解して読む LG4：アイデアや情報を伝えるために、記号、形、文字、単語を発明的および従来のつづりで使う				

(エ) 保育施設の種類及びサービス等⁷

保育施設は受入年齢により主に乳児ケアセンター、チャイルドケアセンター、キンダーガーデンに分けられる。乳児ケアセンターは生後2カ月から18カ月のこどもを対象としており、主に共働き家庭や出産後早期に復帰する母親のサポートとして利用されている。通常チャイルドケアセンターに併設されている。2023年には幼児期支援局に805の施設が登録されており、過去6年間で数は1.4倍に増加している。チャイルドケアセンターは、生後18カ月から6歳のこどもを対象としており、幅広いこどもに長時間保育を提供していることが特徴である。フルタイムで働く保護者に適しており、2023年の登録数は1665施設である。キンダーガーデンは3歳から6歳のこどもを対象としており、初等教育に向けた準備を行うことが目的である。半日など部分的なプログラムの提供が主であり、2023年の登録数は344施設であった。

なお、保育施設は受入年齢により主に乳児ケアセンター、チャイルドケアセンター、キンダーガーデンの3種類に分けられるが、保育施設の種類にかかわらず、年齢別にクラスに分けられている。クラス名、施設種類別の特徴は下表に記す。

図表シ- 1 保育施設のクラス一覧

クラス	対象年齢
インファントケアクラス	2カ月-18カ月未満
プレイグループクラス	18カ月-2歳
プレナーサリークラス	3歳
ナーサリークラス	4歳
キンダーガーデン 1 クラス	5歳
キンダーガーデン 2 クラス	6歳

図表シ-2 保育施設の施設種別一覧

施設種別	概要	対象年齢	受入頻度	保育時間
乳児ケアセンター	乳児の安全と健康を確保しながら、発達を促進するための環境を提供する。通常、チャイルドケアセンターに併設しており、保護者が仕事に専念できるようサポートする目的もあるため、長時間保育を提供している。	2カ月-18カ月	通常、週5回（土曜預かり、週数日預かりに対応する施設あり）	通常、午前7時から午後7時の全日（半日預かりに対応する施設あり、土曜は通常、午前7時から午後2時の半日）
チャイルドケアセンター	フルタイムで働いている保護者の支援を目的とし、幅広い年齢のこどもに長時間保育を提供している。包括的な発達をサポートし、社会的、感情的、認知的、身体的なスキルを育てるプログラムが提供されている。	18カ月-6歳	通常、週5回（土曜預かり、週数日預かりに対応する施設あり）	通常、午前7時から午後7時の全日（半日預かりに対応する施設あり、土曜は通常、午前7時から午後2時の半日）
キンダーガーデン	小学校入学前の準備に重点が置いてあり、学習基盤を築くことを目的とする。通常、給食などは含まれず、短時間の教育プログラムを提供する。	3歳-6歳	通常、週5回（週数日預かりに対応する施設あり）	通常、午前8時から午後12時の半日（午前8時から午後5時の前日預かり、午後1時から午後5時の半日預かりに対応する施設あり）

II. 保育士の資格要件

(ア) 保育士資格の根拠法

■ 根拠法⁸

幼児教育施設法(Early Childhood Development Centres Act 2017)

■ 根拠法における資格に関する概要^{9 10}

幼児教育施設法第 25 条には保育施設を登録する際に満たす必要のある保育士を含めた保育者の承認基準が記載されている。なお、具体的な資格要件については幼児期支援局が定めている。幼児教育専門資格要件、学歴要件、言語要件については ECDA Requirements for Educator Certification に示されており、認定されている専門資格については ECDA List of Early Childhood Qualifications Recognised for Educator Certification に示されている。

(イ) 保育士の資格要件¹¹

■ 資格概要

保育士になるためにはまず、中等教育修了試験にて規定される学術要件を満たさなければならない。そして、幼児期支援局が認定する幼児教育専門資格を取得する必要がある。さらに、取得した資格に応じて満たすべき言語要件がある。これら3要件を全て満たすことにより、幼児期支援局に保育士として登録することが可能となる。

認定資格は国ではなく PTAs (Private Training Agencies)、NIEC (National Institute of Early Childhood Development) や高等専門学校 (Polytechnic) など幼児期支援局が認定する専門機関や教育機関によって発行されており、17 歳から受験が可能となる。

また、保育士は対象とするこどもの年齢に応じて2つに分類される。3歳以下を対象とする保育士は Early Childhood Educarer (下記、「Educarer」と記す)、3歳以上を対象とする保育士は Early Childhood Teacher (下記、「Teacher」と記す) と呼ばれ、それぞれさらに取得した資格に応じて Early Years 1、Early Years 2、Early Years 2C、Level 1、Level 2、Level 2C に分類される。各資格レベルの詳細は以下表の通りである。

図表シ- 3 保育士資格の概要

名称	資格レベル	対象年齢	業務内容
Early Childhood Educarer	Early Years 1	2カ月-3歳	乳児・幼児への基本的な保育を実施する。具体的にはおむつ交換、食事補助や睡眠の管理などである。
	Early Years 2		乳児・幼児への基本的な保育に加え、教育的な活動を実施する。具体的にはお絵描きや工作などである。
	Early Years 2C		EY2として ECDA に登録するための要件を一部満たす者の仮登録状態のため、EY2の指導のもと活動を実施する。
Early Childhood Teacher	Level 1	18 カ月-6歳	主に4歳以上のこどもの基本的な幼児教育を実施する。具体的には絵本の読み聞かせ、歌・ダンスや運動である。
	Level 2		主に4歳以上のこどもの教育カリキュラムの設定と指導が求められる。具体的には英語、母語、科学体験や数字の学習などである。
	Level 2C		L2として ECDA に登録するための要件を一部満たす者の仮登録状態のため、L2の指導のもと活動を実施する。

図表シ-4 保育士資格の要件及びその内容

資格レベル		専門資格要件	学術要件	言語要件
EY1		WSQ Higher Certificate in Infant Care (WSQ HCIC)	中学2年生の教育を修了している、または8年間の正式な教育を修了している	職場リテラシー評価(WPL)において、平均レベル5を達成し、リーディング、スピーキング、リスニング、ライティングの各要素において、平均4レベルの修了証明書を取得。
		・WSQ Higher Certificate in Infant Care (WSQ HCIC) Chinese		
EY2、EY2C		WSQ Advanced Certificate in Early Years (WSQACEY)	中学4年生教育を修了している、または10年間の正式な教育を修了している	職場リテラシー評価(WPL)において、平均レベル5を達成し、リーディング、スピーキング、リスニング、ライティングの各要素において、平均レベル5の修了証明書を取得。その中でライティングスキルはレベル5以上を取得。
		WSQ Advanced Certificate in Early Years (WSQACEY) Chinese		
L1	English Language Teacher (English as First Language)	Certificate in Early Childhood Care and Education (English)	中等教育修了試験 ¹ において、3科目でC6以上の成績取得	中等教育修了試験の英語においてC6以上の成績取得。

資格レベル		専門資格要件	学術要件	言語要件
L1	Language Teacher – Chinese, Malay, Tamil, Non-Tamil Indian Language (NTIL)	Certificate in Early Childhood Care and Education (English/2 nd Language)	中等教育修了試験 ¹ において、3科目でC6以上の成績取得	中等教育修了試験の第二言語においてC6以上の成績取得。
	Foreign Language Teacher	Certificate in Early Childhood Care and Education(English/Foreign Language)		外国語において中等教育修了試験のC6同等と認められる成績を他国の類似試験にて取得。
L2	English Language Teacher (English as First Language)	Diploma in Early Childhood Care and Education (English)	中等教育修了試験において、5科目でC6以上の成績取得	中等教育修了試験の英語においてB4以上の成績取得。
	Second Language Teacher – Chinese, Malay, Tamil, Non-Tamil Indian Language (NTIL)	Diploma in Early Childhood Care and Education (English/2 nd Language)		中等教育修了試験の第二言語においてB4以上の成績取得。
	Foreign Language Teacher	Diploma in Early Childhood Care and Education (English/Foreign Language)		外国語において中等教育修了試験のC6同等と認められる成績を他国の国家試験または州試験にて取得。
L2C	English Language Teacher (English as First Language)	Diploma in Early Childhood Care and Education (English)	中等教育修了試験において、5科目でC6以上の成績取得	中等教育修了試験の英語においてC6以上の成績取得。
	Second Language Teacher – Chinese, Malay, Tamil, Non-Tamil Indian Language (NTIL)	Diploma in Early Childhood Care and Education (English/2 nd Language)		中等教育修了試験の第二言語においてC6以上の成績取得。

資格レベル		専門資格要件	学術要件	言語要件
L2C	Forgein Language Teacher	Diploma in Early Childhood Care and Education (English/Foreign Language)	中等教育修了試験において、5科目でC6以上の成績取得	外国語において中等教育修了試験のC6同等と認められる成績を他国の類似試験にて取得。

1：中等教育修了試験とは中学校を卒業した際に受験する試験であり、大学進学や就職にも影響する重要な位置づけの試験である

2：C6とは中等教育修了試験の合格判定の1種である。判定はA1からF9まで存在し、C6以上が合格判定である。

Ⅲ. 保育施設運営における保育者の配置基準¹²

(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制

■ 名称

幼児教育施設規則(Early Childhood Development Centres Regulations 2018)

■ 発行年(及び改正年)

2018 年発行

■ 概要

Early Childhood Development Centres Regulations 2018(下記、「ECDC Regulations」と記す)は Early Childhood Development Centres Act 2017 が定める基本的枠組みを具体的を実施するために制定された運営基準である。0歳から6歳を対象とする保育施設は全て ECDC Regulations に沿う運営が求められており、配置基準については ECDC Regulations の第 10 章 44 項から 49 項に記載されている。また、配置基準に限らず 1 章から 15 章には施設の登録手続き、安全・衛生基準や遵守すべき財務事項など様々な運営基準が定められており、幼児期支援局によりその遵守状況を監督されている。

(イ) 保育施設の職員配置基準

■ 保育者及びその資格・役職の配置基準

配置基準は年齢別クラス毎に定められており、それぞれの保育施設でいかなる時も守らなければならない常時配置基準、授業やアクティビティ中に守らなければならないプログラム中配置基準、園庭や公園など屋外活動を行っている際に守らなければならない屋外配置基準の3種類に分けられる。また、年齢が混合したクラスの場合は、最年少のこどもが該当するクラスの配置基準を順守しなければならない。

これらの活動別及び年齢別における保育施設の職員配置基準も設けられており、下表に記す。なお、下表の配置基準の資格は「Educator」や「Teacher」は「保育士」とし、「Program staff」は保育士も含む広義な資格・職位で「Educarer」「Teacher」「Assistant educarer」「Assistant teacher」「Principal」「Program helper」等が該当し「保育者」として記す。

図表シ- 5 活動別の保育施設の職員配置基準

対象時間	前提要件
保育時間内にこどもが施設にいる場合	・Child First Aid Accreditation(児童応急手当認定者)取得者が少なくとも3人いること。なお認定期限が有効であること。 ・その内1人は園長不在時に主要監督業務を行うように任命された保育士であること
保育時間外にこどもが施設にいる場合	・少なくとも2人保育者が常駐していること ・その内1人は保育士であること ・その内1人は Child First Aid Accreditation(児童応急手当認定)取得者であること。なお認定期間が有効であること。

図表シ- 6 年齢クラス別の保育者の配置基準

クラス・対象年齢	職種	時間	配置基準
ナーサリークラス・ 2カ月-18カ月未満	保育士 (Educarer)	常時	1人あたり最大5人のこどもを担当可能。
プレイグループクラス・ 18カ月-2歳	保育者(保育士含む)	常時	1人あたり最大12人のこどもを担当可能。
	保育士 (Educarer)	プログラム中	1人あたり最大8人のこどもを担当可能。
		屋外	1人あたり最大6人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。
プレナーサリークラス・ 3歳	保育者(保育士含む)	常時	1人あたり最大18人のこどもを担当可能。
	保育士 (Educarer)	プログラム中	1人あたり最大12人のこどもを担当可能。
		屋外	1人あたり最大9人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。
ナーサリークラス・ 4歳	保育者(保育士含む)	常時	1人あたり最大20人のこどもを担当可能。
	保育士 (Educarer)	プログラム中	1人あたり最大15人のこどもを担当可能。
		屋外	1人あたり最大10人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。

クラス・対象年齢	職種	時間	配置基準
キンダーガーデン 1 クラス・ 5歳	保育者(保育士 含む)	常時	1人あたり最大 25 人のこどもを担当可能。
	保育士 (Teacher)	プログラム中	1人あたり最大 20 人のこどもを担当可能。
		屋外	1人あたり最大 13 人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。
キンダーガーデン 2 クラス・ 6歳	保育者(保育士 含む)	常時	1人あたり最大 30 人のこどもを担当可能。
	保育士 (Teacher)	プログラム中	1人あたり最大 25 人のこどもを担当可能。
		屋外	1人あたり最大 15 人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。

■ 学級編成・面積基準

ECDC Regulations に学級編成基準に関する記載はない。一方で、面積基準については第 11 章の 51 項、52 項に安全に屋外活動できるスペースの確保が必要であること、用意すべき遊具などの設備や保育者が行うべき遊具の点検について言及している。しかし、具体的な面積に関する記載はない。

■ 保育者の配置基準の遵守の状況(国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等)

幼児期支援局は定期的に監査を実施しており、配置基準は安全基準、教育プログラムの質、施設運営などとともに監査の主要項目に含まれている。幼児期支援局による監査には2種類あり、年次で行われるものと問題が報告された際に臨時で実施される臨時監査ある。さらに、保育施設を運営するために必要なライセンスは種類によって1年から3年に1度更新する必要がある、更新の際も幼児期支援局による監査が行われているため保育施設は認可を維持するために多くの監査を受け続ける。ECDC Regulations 第 15 章 66 項には ECDC Act 又は ECDC Regulations に違反があった場合、種類と重度に応じて罰金、ライセンスの取り消し又は一時停止、さらには法的措置が取られることが明記されているため、監査結果は公表されないものの、適切な施設運営が強く求められている。

参考文献

1. Early Childhood Development Agency, “Early Childhood Development Centres Act 2017”
<https://sso.agc.gov.sg/Act/ECDCA2017>
2. Early Childhood Development Agency, “Early Childhood Development Centres Regulations 2018”
<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S890-2018/Published/20181228?DocDate=20181228>
3. Early Childhood Development Agency, “Early Childhood Development Centres Act 2017”
<https://sso.agc.gov.sg/Act/ECDCA2017>
4. Early Childhood Development Agency, “Early Childhood Development Centres Regulations 2018”
<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S890-2018/Published/20181228?DocDate=20181228>
5. Early Childhood Development Agency, “Early Years Development Framework 2023”
[https://www.ecda.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/early-childhood-educator/early-years-development-framework-\(eydf\)-2023.pdf?sfvrsn=a6e4108b_3](https://www.ecda.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/early-childhood-educator/early-years-development-framework-(eydf)-2023.pdf?sfvrsn=a6e4108b_3)
6. Early Childhood Development Agency, “Nurturing Early Learners Framework 2022”
https://www.nel.moe.edu.sg/qql/slot/u143/2022/NEL%20Framework%202022_new.pdf
7. Early Childhood Development Agency, “ANNUAL FACTSHEET ON ECDC SERVICES”
https://www.ecda.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/operator/statistics-on-ecdc-services-.pdf?sfvrsn=fdd767d0_9
8. Early Childhood Development Agency, “Early Childhood Development Centres Act 2017”
<https://sso.agc.gov.sg/Act/ECDCA2017>
9. Early Childhood Development Agency, “ECDA Requirements for Educator Certification”
https://www.ecda.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/early-childhood-educator/requirements-for-educator-certification-.pdf?sfvrsn=ee9d471b_3
10. Early Childhood Development Agency, “ECDA LIST OF EARLY CHILDHOOD QUALIFICATIONS RECOGNISED FOR EDUCATOR CERTIFICATION”
https://www.ecda.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/early-childhood-educator/list-of-early-childhood-qualifications-recognised-for-educator-certification3aadc5e0-56df-435b-8dc0-841503f48368.pdf?sfvrsn=8cd0fadf_6
11. Early Childhood Development Agency, “ECDA LIST OF EARLY CHILDHOOD QUALIFICATIONS RECOGNISED FOR EDUCATOR CERTIFICATION”
https://www.ecda.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/early-childhood-educator/list-of-early-childhood-qualifications-recognised-for-educator-certification3aadc5e0-56df-435b-8dc0-841503f48368.pdf?sfvrsn=8cd0fadf_6
12. Early Childhood Development Agency, “Early Childhood Development Centres Regulations 2018”
<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S890-2018/Published/20181228?DocDate=20181228>

第3章 文献調査 B

1. 文献調査 B の概要

保育所等における各年齢の配置基準に関する具体的な実証研究の手法等について情報収集する調査範囲を定める。情報収集は、多角的な検討に資する他分野の考え方等を参考とするために文献調査及び有識者ヒアリング調査を行う。なお、参考とする他分野として教育分野及び介護・福祉分野とした。

(1) 調査目的

保育所等における各年齢の配置基準に関する具体的な実証研究の手法等について、情報収集のうえ、多角的に検討を行う。

(2) 調査方法

有識者へのヒアリング調査及びインターネットを活用した文献調査を実施した。

2. 調査結果

(1) 保育の配置基準に関するヒアリング調査

(ア) 調査目的

保育所等における各年齢の配置基準に関する具体的な実証研究の手法等について、多角的に検討するための資料を作成することを目的として、現在保育の配置基準または保育所等に関する研究に取り組まれている各研究者、事業者などに現状の取り組み内容について情報収集する。

(イ) 調査時期

令和6年 12 月から令和7年2月

(ウ) 調査手法

調査対象者先に事前にヒアリング調査票を送付し、WEB 会議形式を利用した。

(エ) 調査項目・調査対象者(順不同)

項目	内容
ご氏名・役職	須藤 茉衣子 研究員
ご所属	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 政策科学研究部

項目	内容
ご氏名・役職	北野 幸子 教授
ご所属	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 人間発達専攻

項目	内容
ご氏名・役職	山口 利恵 准教授
ご所属	東京大学 大学院情報理工学系研究科

■ 学識有識者 ヒアリング項目

- ・ 現在または過去に実施された保育所等に関する研究の背景・目的
- ・ 研究内容
- ・ 保育士の配置基準に関するご意見伺い

特に、以下の点について

- ✓ 保育所等の職員の配置を検討する際の観点
- ✓ 配置基準の指標
- ✓ 指標の計測方法(データの収集方法、実証方法等)

項目	内容
法人名	NEC ソリューションイノベータ株式会社
ヒアリング項目	・ 保育分野での「NEC 感情分析ソリューション」を用いた実証事業の背景・目的 ・ 実証事業の内容 ・ 保育の配置基準の検討における「NEC 感情分析ソリューション」を用いた実証事業の可能性 ・ 保育士の配置基準に関するご意見伺い 特に、以下の点について ✓ 保育所等の職員の配置を検討する際の観点 ✓ 配置基準の指標 ✓ 指標の計測方法(データの収集方法、実証方法等)

項目	内容
法人名	株式会社ベネッセスタイルケア
ヒアリング項目	・ 保育 DX「コードモン」の導入の背景・目的 ・ 保育者の業務効率化の ICT 導入等に向けた課題感 ・ 業務効率化の観点等 ・ 保育 DX「コードモン」の導入後の効果検証 ・ 検証の着目点 ・ 効果測定、効果指標等 ・ 業務効率化後の園の状況、今後の取組について等 ・ 保育士の配置基準に関するご意見伺い 特に、以下の点について ✓ 保育所等の職員の配置を検討する際の観点 ✓ 配置基準の指標 ✓ 指標の計測方法(データの収集方法、実証方法等)

(オ) ヒアリング調査まとめ

有識者ヒアリングを通じて、保育所等における各年齢の配置基準に関する具体的な実証研究の手法等にむけて検討が必要となる事項を整理した。

実証実験を行う背景・目的を明確にすることで、研究デザイン、対象者、方法、取得項目（データ）等が定まってくる。また、実証実験に参加する対象者への丁寧な説明と理解を得ること、同時に倫理的配慮の対応が必要となる。

実証期間中は、実証内容に応じて、実証開始時に対象者への説明、および実証期間中の対象者からの問い合わせ対応として研究員等の配置を検討する必要がある。また、実証実験において回収数を高めるためには、対象者へのギフト等の工夫も求められる。

なお、保育所等における配置基準に関する実証実験の検討には、保育者の配置そのものだけでなく、園の運営方針、人材育成（研修制度を含む）、評価制度等も影響する要因と考えられるため、保育者のみならず、保育施設も分析対象とし考える必要がある。保育の質を高めていくために、実践力を高めるという観点から配置基準を考えていく必要がある。

各項目別の意見を次のとおり整理した。

① 目的・背景	
検討事項	- 現在の保育士の配置基準における課題や改善の必要性を整理し、実証実験を通じて検証する仮説を立てて、実証実験で明らかにすること及び目的を明確にする。 例）配置基準の検討内容（例：保育士1人あたりのこども数、補助者の導入、ICT 導入など） ※ヒアリング概要は、各実証実験で異なるため、記載を控えた。
② 対象者	
検討事項	- 実証実験の対象施設及び対象者を検討する。 ✓ 地域（都市部・地方）、保育施設の種別（認可保育所、認定保育園、小規模保育事業、家庭的保育事業）、保育施設規模、 ✓ 園児（対象年齢、年齢のクラスサイズ含む）、保育者・保育士、保護者 - また、対象施設及び対象者を決める際の選定基準の検討が必要である。 - 保育者のみならず、保育施設も対象とした検討が望ましい。
ヒアリング概要	- 地域（都市部・地方）においては、実証実験の目的による。都市部及び地方の対比が必要かを考えた方がよい。例えば、保育の配置基準を考える際に、仮に保育の質、保育士のストレスを見るとき、都心部、地方で変わらないと想定するならば、地域を考慮する必要はない。 - 調査対象者の選定は、本来課題がある地域や保育所を対象とすべきだが、そうした保育所の承諾を得ることは難しい。そのため前向きな取り組みをしている保育所が調査対象となる傾向がある。 - フルタイム、パートタイムという働き方の種別もあり、対象を検討する際に考慮が必要ではないか。

③ 実証実験の手法	
検討事項	- 研究デザインを検討する。 ✓ 研究対象に対して何らかの介入を行い(実験群と対照群を設定)、その効果を検証するための研究デザイン手法。なお、手法としてランダム化比較試験、もしくはクロスオーバー試験がある。 ✓ 横断研究(ある1時点において断面的調査を行い、要因と結果の関係を調べる研究デザイン手法) ※その他にも研究デザイン手法があるが、ヒアリング調査では主に上記研究デザインについての意見があった。 - 実証実験の期間や時期(4月、10月等)を検討する。 - 調査手法を検討する。 ✓ センシングや機器の活用、アンケート調査、ヒアリング調査、アセスメントシート、等の各種手法の組み合わせを検討する
ヒアリング概要	【研究デザイン・対象者人数】 - 研究デザインの質の観点から、対象者が絞られても、前後比較で実験群と対照群を設定した研究デザインが設計できるのが望ましい。なお、ランダム化比較試験の研究デザインは難しい分野と考えている。 - 仮に同一地域において、前後比較で実験群と対照群を設定した研究デザイン手法を行うとした場合、対象者は50人もしくは100人いれば新規性のある実証になると考える。 - こども家庭庁が実証実験を実施するのであれば、横断研究で対象者数を多くし、多変量分析を実施し、アウトカムを見る研究デザインも考えられる。なお、横断研究の場合、変数の数にもよるが、アウトカムや暴露(人員配置)に関係する要因が多い可能性があるので、対象者数は、1,000人及び2,000人規模が望ましい。 - 横断研究では、実験群と対照群を設定した研究デザインより研究における限界が多くなってくる。サンプルサイズを大きくし、より多くの変数で調整をすることが必要になってくる。 300人程度の対象者数を確保できるのが望ましい(機械学習、統計モデルを活用したときに、一定の説得力を担保可能と考える)。一方で、保育所への謝礼、園児やその他協力者への謝礼などの費用の工面も必要である。 - 実証実験の対象は、保育士が属している保育施設の環境(運営方針、メンバー構成など)も影響が大きい要因の一つと考える。保育士の情報と併せて、保育施設の情報も分析対象とすると良いと考える 【期間・季節】 - データ取得期間は、研究計画により決まると考える。 - 前後比較で実験群と対照群を設定した研究デザインの場合、直前もしくは数週間から1か月前から配置基準を変える前のアウトカムを見たい。みたいアウトカムにもよるが、保育士のストレスの変化等だと実証実験の期間は、数か月は必要ではないか。

③ 実証実験の手法

ヒアリング 概要

- ・ 実現可能性とは別に、理想的には2～3か月データを取得して最初の1週間のデータは使わず、期間中の4～5週間を分析するという方法が望ましい。
- ・ 同期間、同対象者に対して仮に100人からデータ取得ができれば望ましいが、実現可能性を考える必要がある。可能な規模のグループに分け、例えば、実証を開始する曜日を合わせて五月雨式に実証を行う等の検討が必要である。
- ・ 目的に応じてだが、1年間を通じてデータ取得できるのが望ましい。4月～7月は園児と保育者の関係の構築期であり、保育士の配置が手厚くしており、秋頃は園内の運営は安定してきている。保育の業務も季節に応じて異なることを考慮して時期を設定できるとよい。

【対象者の検討】

- ・ 保育士・保育者、保護者は調査を通じてデータ取得可能だが、こどもの調査は難しいと考える。

【機器を活用したデータ取得】

- ・ 機器等を活用した実証実験は客観的なデータを取得し、検証できるのが強みである。
- ・ 機器等を活用した測定データは、活動記録のような時系列データと組み合わせる必要がある。
- ・ 測定可能な面積、距離、利用人数の制限については、システムのスペック、設備の設置可否、費用面の3つにより実現可能性に影響する。
- ・ 発信機が外れた、電池切れ、着衣を着替えていた等データ取得ができていない事象は生じる。一方、データ欠損は、保育実践の理解として、服が濡れて着替えたなどの記録になる
- ・ 機器を活用した実証実験は、機器導入ができれば、実査は可能であるが、機器の設置方法(工事がある場合、工事の時間帯も考慮が必要となる。)、保護者の同意の取得等の、調整に時間がかかる。
- ・ スマートウォッチを活用した実証実験は、必要な対象人数の1.5倍程度の対象者を想定する必要がある(機器を装着して慣れ、さらに保育所という施設でデータを取得するという難しい条件が重なるため)。実証実験中に脱落する人、着用がうまくできない人等がいる。これを防ぐひとつの案として対象者にモチベーションを与えることである。1週間に1回程度のペースで、インセンティブを与える方法もある。
- ・ スマートウォッチを装着することで、協力施設からこどもにけがをさせてしまう可能性がある、指摘を受け、スマートウォッチの上からリストバンドを被せて調査を実施した。

【実証実験の研究支援体制】

- ・ 研究対象となる3～5歳児が100人、保育者数名とした場合、常に人が対応できる状態は必要である。
- ・ 対象者が200～300人の規模となると、調査開始前の説明、調査期間初期の問合せが多い時期の支援研究員の体制は厚めに考える必要がある。調査開始して少々時間が過ぎると、支援研究員の数は軽減可能と考える。

③ 実証実験の手法	
ヒアリング 概要	【対象者への謝金】 ・ 実証実験の対象者へ謝金やギフトの用意は、調査研究の円滑な推進や、個人情報取り扱いに関するトラブル回避にも有用であると考ええる。

④ 測定するデータ(指標)	
検討事項	・ 指標については、有識者の実施した研究の目的に応じて多様なデータ項目を取得していた。測定するデータ(指標)は、データ(指標)単体で検討するのではなく、実証実験の目的・明らかにしたいことから研究デザイン、実証手法と検討を進める中で、データ取得(測定)の現実的な可能性及び分析手法とともにデータ(指標)を検討する必要がある。 ・ 定量・定性データ、フローデータ(一定期間に流れる変化量を表すデータ)、ストックデータ(ある時点において蓄積している量などを表すデータ)がある ・ 実証実験手法や分析手法とともに、時系列データ・横断的データとするかの検討が必要である。また、実証実験の目的に応じて、パネルデータ(同一の対象者について、複数の項目を継続的に記録するデータ)の取得も考えられる
ヒアリング 概要	・ 保育士・保育者の経験年数、人間関係、給与(処遇) ・ こども一人当たりの保育士・保育者の数 ・ 海外のシステムティックレビューを参考とする際には、日本と諸々の背景事情などで値の見方が異なってくるかもしれないか、基本的には妥当性のある指標を使う方がよい ・ 滞在時間、移動距離、速度、位置情報であり、どう動いたか、どこにどれだけ滞在したか、誰とどこにいたか等 ・ 性別、年齢、体重、身長 ・ 心拍数(ストレス計測、例:オムロン ヘルスケア社のアクティブスタイルプロ HJA-750 を用いて測定)、総消費カロリー、基礎代謝率(疲労度計測: Garmin 社のスマートウォッチを用いて測定) ・ 保育士や保育者の業務内容、業務分担、タイムスケジュール等の情報(アンケート調査票もしくはヒアリング調査にて情報収集)

⑤ 分析手法	
検討事項	・ 分析手法については、有識者の実施した研究の目的に応じて分析手法を予め想定している。分析手法単体で検討するのではなく、実証実験の目的・明らかにしたいことから研究デザイン、実証手法と検討を進める中で、データ取得(測定)の現実的な可能性及び分析手法と共に検討する必要がある。 ・ また、複数の分析手法を組み合わせる場合もある(単純集計・クロス集計、統計分析、画像分析 等)
ヒアリング 概要	・ 分析手法例として保育施設で記録している保健事案の記録を確認し、事象のあったデータを確認し、関係者へのヒアリングとともに分析をしている。

ヒアリング 概要	・ 市販のスマートウォッチを使用し、脈拍のデータを取得し、心拍変動を解析している。 ・ 取得したデータから AI を用いた機械学習でアルゴリズムを作り、対象者のストレス度合いを分析する手法を開発している（メンタルヘルスに問題を抱えている人ではなく、その手前のフェーズにフォーカス）。なお、分析結果から目的に応じて（例：セルフマネジメント、組織マネジメント、環境マネジメント）活動記録やヒアリング調査と共に分析をする。
---------------------	---

⑥ 倫理的配慮	
検討事項	・ 実証実験の対象施設、職員（保育士等）、保護者への説明・同意取得の取り方を検討する。 ・ 対象者からは個別に同意書を得るセンシング、画像等のデータ取得、その取扱いにおいてはプライバシー保護の問題もあり、同種の実証実験の経験を有した有識者にデータの取り扱いや分析、結果の示し方について助言を得る体制の整備を検討する。
ヒアリング 概要	・ 学識有識者は、所属大学の倫理審査会を通し実証実験を実施していた。 ・ 実証実験の参加施設、職員、保護者への説明会を主任研究員が実施している。 ・ センシング、機器等を活用したデータ取得においては、電波、電磁気等の人体への影響や、基準に準拠している点についても説明をしている。

⑦ その他配置基準等に関するご意見	
【働き方、労働環境】 ・ 配置基準を考える上で、保育士とこどもの観点において安全面以外では、不適切な保育、保育者の態度及び保育に関わる態度はみてもよいと考える。 ・ 配置基準を考える上で、不適切な保育等が背景にあると思慮するが、不適切な保育が発生してからでは、手遅れであるため、これらを防ぐには保育の労働環境を改善する必要があるのではないか。 【ストレス等】 ・ 保育所の離職率が他の業種と比較すると高いので、オフィスワーカーの同年齢の人を対象にして、保育者だけがストレスが高いか比較するという考えもある。 ・ 実証研究の結果、人によりストレスを感じる時間帯や業務内容が異なる。園児と過ごす時間は安定しており、事務の時間はストレスを感じる。発表会やイベントなど普段と異なる業務をしている場合、ストレスを感じる傾向にある。 【ICT導入】 ・ 配置基準の改正は、時間を要するため、重要なのは保育現場の実態を明らかにすること、そして ICT 技術を保育者の助手のように取り入れるという観点で、人の手が不足し、目が行き届かない課題を ICT 導入で解決できないかと考える。 ・ 保育者の事務負担を軽減する観点では、ICT の科学技術の発展、保育者支援、業務改善は進んでいる。一方で、保育の実践において、科学技術の応用ができるか、どのように寄与できるかはまだ十分でないと考えている。	

⑦ その他配置基準等に関するご意見

【ICT導入と業務効率化】

- ・ 保護者からは園を見学する際に、ICT導入について聞かれるようになっている。主に園との欠席連絡、連絡帳のやり取り等である。また、求職者からもICTツールについて質問がある。園運営においてICTツールの重要性は高くなっている。
- ・ ICT導入による保育者の業務時間および残業時間も減少傾向にある。なお、保育者のICT習熟度は園や職員により異なるが、結果として園の職員・保育者が計画の内容に時間を使う、こどもと過ごす時間を使えるようになることを期待している。
- ・ ICT導入により保護者の満足度は向上していると考えられる。また、各種データの電子化によりクラス間の情報連携はしやすくなっている。
- ・ 今後保育者の業務分析をして、簡略化する業務の検討は可能と考えるが、保育者はこどもや保護者のことを考えて保育実践をしているため、どの業務が簡略化可能、不可能か、機械的に判断するのはよく検討する必要がある。

【組織運営】

- ・ 配置基準は最低限必要だが、配置基準以上の配員は、職員の技量を考慮したうえで検討している。なお、人員配置は、配置そのものだけではなく、組織の評価制度、等級制度を基に、園長、リーダー、担当の体制を整備し、園運営をしていく、また研修制度にも力を入れ、保育の質を高めていくために、実践力を高めるという観点から配置を考えていく必要がある。

【地域差・各年齢】

- ・ 配置基準において感じる課題感として、地域差があることである。東京都は国に加えて東京都で補助金がつくが、他地域は異なるため国の基準で配置をすると、保育者不足になるのではないかと。また、保育者の採用や、働く時間(シフト)も課題である。
- ・ 0歳と1歳は、国基準プラス1人を配置している。国の基準では、保育者が休暇を取る際のフォア体制が難しい。

(2) 教育分野における文献調査

(ア) 学級編制と教職員定数に関する法令

学級編制及び教職員定数に関する国公立学校に共通した法制としては、標準法の前にまず省令基準(1947年学校教育法施行規則、1948年高等学校設置基準、1956年幼稚園設置基準)がある。

【出所】

渡部昭男「標準法における学級編制原理の検討——「特別なニーズ教育」の視点から——」

<https://cir.nii.ac.jp/crid/1050578304505217280>

① 学校教育法施行規則

<第十条>

「学級の編制についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、各学年ごとの各学級別の生徒の数(数学年の生徒を一学級に編制する場合にあつては、各学級ごとの各

学年別の生徒の数とする。本条中以下同じ。)を記載した書類を添えてしなければならない。
 ②学級の編制の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期並びに変更前及び変更後の各学年ごとの各学級別の生徒の数を記載した書類を添えてしなければならない。」

② 小学校設置基準

<第四条>

「一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」

③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以降、義務標準法と記す）

国立国会図書館の調査によれば、義務標準法の改正に関して以下のように記載されている。

義務標準法は、昭和 33 年に制定された。制定の背景には、学齢児童・生徒の増加による「すしづめ学級」の問題、地方財政のひっ迫等があった。同法の趣旨は、学級規模と教職員の配置の適正化のために、各都道府県にとって標準となる学級編制及び教職員定数を定め、義務教育水準の維持向上を図ることである（同法第1条）。各都道府県は、この法定の「教職員定数の標準」を基に、各都道府県の教職員の定数を定めることになる。

【出所】

国立国会図書館 教職員定数と義務標準法の改正

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10311174_po_0945.pdf?contentNo=1

図表 3- 1 義務標準法第3条第2項学級編成の標準

学校の種類	概要	保育者要件
小学校	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）	八人

（イ）学級編制と教職員定数に関する法令の制定・改正の経緯

① 義務標準法の制定から 40 人学級の実現まで

昭和33年の義務標準法、昭和36年の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以降、高校標準法と記す）制定以来、これまで、7次にわたる教職員定数改善計画に

より、学級編制の標準の引下げや教職員定数の改善が実施されており、現在の 40 人学級は、昭和 55 年度からの第5次教職員定数改善計画により実現された。

学級規模の縮小は、第5次改善計画の時期は政府や教育関係者の間で重要な政策課題であると共通に認識されていた。しかし、第1次(昭和34年度～38年度)は学級編成及び教職員定数の明定、第2次(昭和39年度～43年度)は教育効果のより一層の向上、第3次(昭和44年度～48年度)は小規模校の改善と加配制度の創設、第4次(昭和49年度～53年度)は教育水準の一層の向上といった改善を進めてきている。

1980 年代の行政改革以降、第5次改善計画による 40 人学級実現以後の定数改善計画をめぐる論議では、教育経費の効率性や効果を問う機運も強まる中で学級規模の更なる縮小か少人数指導の創意工夫かという新たな論議も展開されるようになった。

【出所】

中央教育審議会初等中等教育分科会 今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/005/_icsFiles/afieldfile/2010/07/29/1296296_1.pdf

文部科学省 今後の学級編成及び教職員配置について（報告）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/012/toushin/000501a.htm

② 35 人学級の実現について

35 人学級の実現については、教育関係者をはじめとする多くの方々からの意見や中央教育審議会初等中等教育分科会の「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」を踏まえ、新・教職員定数改善計画(案)を策定したことがきっかけとなっている。「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」では、「今後の学級編制及び教職員定数改善の基本的な考え方」として、(1)新しい学習指導要領への対応、(2)生徒指導面の課題等への対応、(3)学級経営の確立、(4)こどもと向き合う時間の確保、(5)教育委員会・学校の主体的取組の促進の5点を挙げ、「具体的改善方策」として、学級編制の標準の引下げ、教職員定数の改善、制度的改善事項等の3つを提言している。

【出所】

文部科学省 新・教職員定数改善計画(案)の策定について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1298188.htm

中央教育審議会初等中等教育分科会 今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1295136.htm

図表 3-2 学級編成に関わる法令の制定・改正の経緯

施策	施行年	概要
学校教育法施行規則制定	1947	昭和二十七年当時の学級編制および教職員定数の基準は、当初の学校教育法施行規則の定めるところであった。これによれば、学級編制は、同学年編制を原則とし、一学級の児童・生徒数は、小・中学校では五〇人以下を、盲・聾(ろう)学校の小・中学部では一〇人以下を標準とし、また、教職員定数は、小学校(盲・聾学校の小学部)では、校長のほか、各学級に一人以上の専任教員を、中学校(盲・聾学校の中学部)では、各学級ごとに二人の教員をそれぞれ置くことが基準とされていたが、複式編制の標準が示されない等編制基準としては必ずしも明確なものとは言えなかった。
義務標準法制定	1958	義務教育水準の向上を図る上で、学級規模と教職員配置の適正化を進めることは極めて重要な課題である。昭和三十三年、地方財政の窮乏に伴う義務教育水準の切下げに対処するとともに、義務教育人口の急激な増加によるいわゆるすし詰め学級の解消を図るため制定された。義務標準法では、学級編制基準については、小・中学校の単式学級の標準が五〇人と定められ、複式学級・特殊学級及び特殊教育諸学校の学級編制についてもその標準が定められた。また、教職員定数については、学校数・学級数を基礎に、特別の事情等による加配数を加えて、各都道府県に置くべき教職員定数の標準が定められた。
義務標準法改正(第二次改正)	1963	小・中学校の単式学級の標準が四五人に引き下げられるなど学級編制基準の一層の改善が行われた。
義務標準法改正(第三次改正)	1969	複式学級及び特殊教育諸学校の学級編制基準の改善等が行われた。
義務標準法改正(第四次改正)	1973	計画期間が児童生徒の急増期(第二次ベビーブーム)に当たることから、小・中学校の単式学級の標準は四五人のまま据え置かれ、特殊学級及び複式学級の改善等が行われた。また小規模中学校における免許外教科担当教員解消や長期研修・教育困難校への加配のための教諭の配置基準改善、養護教諭・舎監・寮母・事務職員の配置基準の改善、学校栄養職員の配置基準の新設などの改善が行われた。
義務標準法改正(第五次改正)	1980	40 人学級が実現された。複式学級・特殊学級及び特殊教育諸学校の学級編制基準の改善、教頭の配置基準の改善、専科教員配置基準の改善、養護教諭・学校栄養職員・事務職員の配置基準の改善等が盛り

施策	施行年	概要
		込まれていた。
義務標準法改正（第六次改正）	1993	ティームティーチング（TT）等指導方法の工夫改善や通級指導や不登校対応、外国人子女等の日本語指導、コンピュータ教育のための加配が措置された。
義務標準法改正（第七次改正）	2001	都道府県の判断により、児童生徒の実態等を考慮して、国の標準（40 人）を下回る特例的な学級編制基準を設定することが可能となった。
小学校設置基準制定	2002	小・中学校設置基準は、まとまった形で規定した法令がないこと、私立小・中学校の設置学校数が少ないことなどの状況を踏まえ、教育改革国民会議の報告等において、多様な教育機会を提供する観点から、私立学校の設置を促進するため、国において小・中学校の設置基準を明確化すべきとの指摘がなされ、制定された。
運用の弾力化	2003	都道府県の判断により、児童生徒の実態等を考慮して、特例的な場合に限らず、全県一律に国の標準（40 人）を下回る一般的な学級編制基準を設定することが可能となった。
運用の弾力化	2004	都道府県の判断により少人数学級を実施する場合について、関係する学校を研究指定校とすることにより、教育指導の改善に関する特別な研究が行われているものとして、加配定数を活用することが可能となった。
義務標準法改正	2011	公立の小学校の第1学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の国の標準が40人から35人に引き下げられた。
義務標準法改正	2021	Society5.0 時代の到来やこどもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全てのこどもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の2年生から6年生の学級編制の標準が段階的に引き下げられることとなった。

【出所】

文部科学省 文科省資料学制百年史第二章新教育制度の整備・充実(昭和二十七年～昭和四十七年)第二節初等教育一学級編制基準

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317804.htm

文部科学省 文科省資料初等中等教育分科会「資料 2-1 小・中学校の設置基準について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1418670.htm

① 学級編制と職員配置について

➤ 学級編成の「標準」と「基準」

- 学級編制の標準(国が定める1学級あたりの標準的な児童生徒数の上限)
義務標準法に基づき、全国共通の上限人数を設定している。
- 学級編制の基準(市町村教育委員会、公立小・中学校の設置・管理・運営を担当、都道府県教育委員会は、市町村が編成した学級に対し、教職員を配置する権限を持つ)
国が定める標準を踏まえ、地方の実情に応じて各自治体が学級編成の基準を設定している。

図表 3-3 学級編制の「標準」と「基準」

学級編制	制定主体	根拠法	算定の考え方
標準	国	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)(義務標準法)	同学年学級:35人 複式学級:16人
基準	市町村教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(地方教育行政法)	国が定める標準を踏まえ、学級編成の基準を設定する

【出所】

文部科学省 令和2年2月21日第6回特別部会資料2-1「公立小中学校等の学級編制及び教職員定数の仕組み」

https://www.mext.go.jp/content/20200221-mext_syoto02-000005120_5.pdf

➤ 教職員定数

• 基礎定数と加配定数

教職員定数は、基礎定数と加配定数から成る。基礎定数とは、教職員定数のうち、学級数、学校数、児童・生徒数等に応じて機械的に算定される。これに対し、加配定数は、いじめ対応等、特別な配慮が必要な政策課題に応じて、毎年の予算折衝の中で措置され、教職員定数に加算される。加配定数には、教諭等、養護教諭、栄養教諭、事務職員がある。

出所:国立国会図書館「教職員定数と義務標準法の改正」

図表 3-4 教職員定数(小学校)の構造

定数種別	構成	算定の考え方
基礎定数	教職員の役割	校長:学校に1人 副校長:学校に1人 教頭:学校に1人 学級担任:学級に1人など
	学級編成	同学年学級:35人 複式学級:16人 特別支援学級:8人

【出所】

文部科学省 令和2年2月21日第6回特別部会資料 2-1「公立小中学校等の学級編制及び教職員定数の仕組み」2p

https://www.mext.go.jp/content/20200221-mext_syoto02-000005120_5.pdf

➤ 職員配置

・ 必置の有無と職員別職務

職員配置における必置の有無と職員別職務については学校教育法第37条において定められており、内容は以下のとおりである。

図表 3-5 小学校における職員の必置の有無と職員別職務

職員	必置	職務
校長	○	校務をつかさどり、所属職員を監督する
副校長	—	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる 校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う
教頭	○	校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる 校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う
主幹教諭	—	校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる
指導教諭	—	児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う
教諭	○	児童の教育をつかさどる

職員	必置	職務
養護教諭	○	児童の養護をつかさどる
栄養教諭	—	児童の栄養の指導及び管理をつかさどる
事務職員	○	事務をつかさどる
助教諭	—	教諭の職務を助ける
講師	—	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する
養護助教諭	—	養護教諭の職務を助ける

【出所】

学校教育法

<https://hourei.net/law/322AC0000000026>

➤ 管理職の資格

- 管理職の資格については、学校教育法施行規則第二十条第一号及び第二号、第二十一条、第二十二条、第二十三条で定められており、内容は以下のとおりである。

図表 3-6 小学校における管理職の資格

号	各号で定める資格	各号で指定する職
一	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)を有し、かつ、次に掲げる職(以下「教育に関する職」という。)に五年以上あつたこと (本表では右に掲げる職)	イ学校教育法第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長(就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)の園長を含む。)の職
		ロ学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長(幼保連携型認定こども園の副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員(以下本条中「教員」という。)の職
		ハ学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。)、実習助手、寄宿舍指導員及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に

号	各号で定める資格	各号で指定する職
一	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)を有し、かつ、次に掲げる職(以下「教育に関する職」という。)に五年以上あつたこと (本表では右に掲げる職)	規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。)の職
		二学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職
		ホ二に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
		ヘ海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(以下「在外教育施設」という。)で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職
		トヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職
		チ少年院法(平成二十六年法律第五十八号)による少年院又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において教育を担当する者の職
		リイからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職
		又外国の官公庁におけるリに準ずる者の職
二	教育に関する職に十年以上あつたこと	その他の要件無し

＜第二十一条＞私立学校の場合

私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

＜第二十二條＞学校の運営上特に必要がある場合の定め

国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

＜第二十三條＞副校長及び教頭の資格

前三条の規定は、副校長及び教頭の資格について準用する。

➤ 中間管理職の配置

- 中間管理職の配置については、学校教育法施行規則第四十四条において定められており、内容は以下のとおりである。

図表 3-7 小学校における中間管理職

名称	必置	充てられる者	職務
教務主任	○	指導教諭又は教諭	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
学年主任	○	指導教諭又は教諭	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる

※職務欄に規定する教務主任の担当する校務(第四十四条第四項)を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、職務欄に規定する学年主任の担当する校務(第四十四条第五項)を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

➤ 職員ごとの要件・役割について

- 職員ごとの要件・役割については、学校教育法施行規則第六十四条から第六十五条の七において定められており、内容は以下のとおりである。

図表 3-8 小学校の職員の要件または役割

職員の名称	要件または役割について
講師	常時勤務に服しないことができる
学校用務員	学校の環境の整備その他の用務に従事する
医療的ケア看護職員	小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰かくたん吸引その他の医療行為をいう。)を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する
スクールカウンセラー	小学校における児童の心理に関する支援に従事する
スクールソーシャルワーカー	小学校における児童の福祉に関する支援に従事する
情報通信技術支援員	教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する
教員業務支援員	教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する

➤ 免許について

免許については、教職員免許法において定められており、内容は以下のとおりである。

• 資格

基礎資格を有し、かつ、大学もしくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において所定の単位(下記図表参照)を修得したもののまたはその免許状を授与するために行う教育職員検定に合格した者に授与する。

図表 3-9 小学校教諭免許授与における資格

免許状の種類	所要資格	基礎資格	最低単位数(教化及び教職に関する科目)
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37

【出所】

教育職員免許法別表第一を参考にデロイトトーマツが作成

図表 3-10 養護教諭免許授与における資格

免許状の種類	所要資格	基礎資格	養護及び教職に関する科目の最低単位数
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	80
	一種免許状	イ学士の学位を有すること。	56
		ロ保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部	12

		科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	
		ハ保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	22
	二種免許状	イ短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	42
		ロ保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受けていること。	—
		ハ保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	—

【出所】

教育職員免許法別表第二を参考にトーマツが作成

図表 3- 11 栄養教諭免許授与における資格

免許状の種類	所要資格	基礎資格	栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数
栄養教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	46
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	22
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	14

【出所】

教育職員免許法別表第二の二を参考にトーマツが作成

(ウ) 先行研究調査

① 先行研究調査の概要

本調査研究の目的から教育分野における文献調査の観点を整理し、検索ワードを設定して CiNii Research で国内文献調査を検索した。検索した論文等において、紀要や研究レポートは除外し、インターネット上の検索で全文を公開している論文を最終的に調査対象とし、本調査研究の目的に資する論文を先行研究対象とした。(2012 年以前の論文等は選定から除外した。)

教育分野においては、以下の観点から対象とする先行研究を抽出した。

- ・ クラスサイズに関すること
- ・ 配置基準に関すること
- ・ 配置基準以外の人材配置・活用に関すること
- ・ 労働環境 (ICT 活用を含む業務効率化、人材の定着) に関すること

クラスサイズに関する研究の観点

先行研究より、クラスサイズは、学習者の学力、教師の指導法に関しては影響があるとされているものの、適切な教育環境や指導過程、調査対象期間、対象教科などは明確な知見がえられていない。クラスサイズを検討する際に、どのような観点で実証を検討すべきかの整理に参考になる。

【学習者の学力】

- ・ クラスサイズが小さいことが学力の高さにつながるかという先行研究は国内外ともに関心が高い研究テーマであり、実験研究と自然実験デザインの調査研究の蓄積がある。
- ・ 学習者個人の単位でも、過去の言語・読解の学力が低いとクラスサイズが小さい方が後続の学力が高まる

【教室の指導法】

- ・ 国内外の大規模調査データの分析や授業観察による先行研究の蓄積がある。教師一人当たりの生徒数が多いほど授業時間全体に対する実質的に指導に充てる時間が少なく、生徒に対する個別指導にかかる時間が少ないことが示唆されている

【教育心理学】

- ・ クラスサイズが学習者や教師に与える影響は一定程度明らかになっているものの、今後クラスサイズを規定することで教室当たりの児童生徒数と教室の指導が学習者に与える影響を明らかにすることが求められる

【達成目標の提示と達成状況の FB の頻度に着目する意義】

- ・ クラスサイズが小さい方が教室における学習者に対する個別指導が多い。背景には、学習者が少ない方が教師の処理すべき情報が少なくなると考えられている (認知負荷の低減)。特に、低学力の学習者に対する学力の向上に効果的であるとしている。

【調査対象期間・対象教科】

- ・ クラスサイズが小さい方が学習者の学力に与える効果が正であるものの、影響が小さいことが先行研究で示されている。その背景の一つに、調査対象期間が短いことがあげられる。また先行研究が対象とした教科は、日本の国語に相当する教科や算数・数学のみであり限定的である。

少人数学級及び外部人材活用

今後の望ましい指導体制の在り方を目的に、少人数学級及び外部人材の活用といった施策を行うことで、児童に対する各影響、および教師に対する各影響を検討している視点や影響する視点の整理が参考となる。また、調査対象と関連する調査対象者として保護者、教育委員会を入れており、主たる調査対象との関係や影響する人・機関も考慮して設計している。

【調査目的】

令和4年度から7年度にかけて、少人数学級及び外部人材の活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果、教師に与える影響等について実証的な調査研究を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

【調査観点】

①少人数学級の効果、②外部人材の活用の効果

- ・ 複数年度にわたる累積的な効果の検証
- ・ 児童生徒について、学力のみならず、社会情動的スキルなどに係る多角的な影響を検証。その
- ・ 際、心理学に係る専門的な知見を用いて、体系的に調査・分析。
- ・ 児童生徒への影響のみならず、その過程にある教師への影響（指導方法・学級経営、心理的影響、働き方等）などについても調査・分析。

【調査手法】

- ・ 学力は、地方公共団体独自の学力調査の結果を活用
- ・ 社会情動的スキルや教師への影響関係は、質問紙調査を実施する。対象は①児童生徒（約 72.2 万件）、②教師（延べ 6.6 万件）、③保護者（約 40.7 万件）、④教育委員会
- ・ 児童生徒と教師は一人一台端末を用いて回答、保護者は自らの携帯電話等を用いて回答

【調査対象】

- ・ 政令市や中核市を含む一定数の地方公共団体

【調査期間】

- ・ 令和4年～7年度
 - ・ 令和4年、5年に調査実施、令和6年度の結果を見つつ調査継続、令和7年度とりまとめ
- ※調査実施中

クラスサイズやクラスサイズの変化の影響

クラスサイズやクラスサイズの変化が、①授業中のフィードバックに及ぼす影響、②教師が行うフィードバックに与える影響、③学業成績及び情緒的・行動的問題の因果関係の研究から調査手法、対象、期間及び調査項目、分析手法について異なる研究デザインで実施されており、それぞれの方法が参考になる。

【目的】

- ① 授業を受けた学習者全員を、また授業時間全体を対象として、学級規模による授業中の児童の課題従事行動と、教員の児童に対する関わりの違いを検討すること
- ② クラスサイズ及び達成目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度による、小学校第4、5学年の2年間にわたる社会科の学力の変化の違いを検討すること。
- ③ 学業成績（国語および算数・数学）に加え、情緒・行動的問題に対するクラスサイズの影響を検討する。

【調査手法】

- ・ 実証実験（実験授業）型と、横断研究、縦断研究による研究があった。

■実証実験の概要

- ・ 調査手法:介入各学級に対して同一指導案による2時間の実験授業を実施(同一の学習内容、指導案、単元評価基準を事前に協議し作成)し、ビデオカメラの設置により机間指導の状況を把握、ウェアラブルセンサで課題従事行動を把握。
- ・ 調査対象:2学級で実験授業を実施。対象教科は社会。1組(35人学級)を10人、20人に編制、2組(32人学級)を15人、20人に編制
- ・ 調査期間:2017年2月 連続した2日間で実施
- ・ 調査項目:課題従事行動の把握(授業中の児童の揺れの周波数)、机間指導の状況の把握(児童が受けた机間指導の回数)
- ・ 分析手法:課題従事行動の把握は、60秒ごとの平均周波数を用い、実験学級ごとに各児童の各時点における計測値を標準得点化し、平均の分布を実験学級ごとに比較。机間指導の状況の把握は、動画データを教育心理学の専門の大学教員が視聴し、合議の上児童が教員による机間指導を受けた回数を計測した。

■横断研究の概要

- ・ 調査手法:学業成績の測定には、教研式標準学力検査を使用し、対人関係、向社会的行動、ソーシャルサポート、メンタルヘルスの測定では、アンケート調査を実施した。(縦断研究のデータを分析に用いている)
- ・ 調査対象:1つの中規模都市の小学校9校、中学校4校(計11,702名、のべ45,694名、1,308クラス)。小学4年生から中学3年生
- ・ 調査期間:継続中のコホート研究プロジェクトの一環 2007年～2015年までの計9回の調査
- ・ 調査項目:学業成績、対人関係、向社会的行動、ソーシャルサポート、メンタルヘルス
- ・ 分析手法:調査年度ごとのクラスサイズと学業成績及び情緒的・行動的問題の横断的な研究を検討した。9年分の調査データについて、個人レベル、クラスレベルをクラスター変数とする交絡分類モデルに基づいた分析を実施。統計ソフトウェアMplus7.31の交差分類モデルオプションを使用し、マルコフ連鎖モンテカルロ法に基づくベイズ推定によりパラメータを推定した。

■縦断研究の概要

- ・ 調査手法:2年間で同様の集団を担当した(学年持ち上がり)教員を対象とした調査データを分析し、1年目と2年目でのフィードバックの実施状況がクラスサイズの増減によって異なるかを検討する。
- ・ 調査対象:小学校のうち、条件のあてはまる47校50名の学年持ち上がりをした教諭を対象とした。
- ・ 調査項目:各学年の年度末に実施した1年間の国語の授業における以下に挙げた項目に関する実施の頻度。(1)単元テスト返却時における目標に対する達成状況の提示(a)、(2)個別に課題に取り組む、(3)小集団で課題に取り組む、(4)学級全体で取り組む、(5)宿題の返却、(6)小テストの返却の各機会におけるフィードバック内容((b)正誤や得点、(c)考え方や正誤の理由を説明)。回答は4件法で求めた。
- ・ 分析手法:各教員の1年目のクラスサイズが1年目の実施頻度に与える影響と、1年目と2年目のクラスサイズの差が2年目の実施頻度の変化に与える影響を推定した。モデル推定は時点レベルと教師レベルで求めた。

作業負担・タイムスタディ

調査項目として作業内容の分類、作業姿勢の分離は参考となる。また、調査対象を公立、私立としていたが、施設種別やこどもの年齢などを含めて調査対象をどのようにしていくか、検討の参考になる。労働負担、特に運動器負担に着目して分析をしているが、タイムスタディ調査の目的に応じて、同じ調査手法の実施でよいか、検討が必要となる。

- ・ 目的：公立および私立幼稚園に勤務する教諭の作業内容・作業姿勢・動作を記録し、姿勢分布等を解析することで、幼稚園教諭における労働負担を把握し、軽減を考えるための基礎資料とすべく調査を実施した
- ・ 調査手法：幼稚園教諭の1日の作業をビデオ撮影を実施。
- ・ 調査対象：公立幼稚園（1園）の4名の教諭、私立幼稚園（2園）の8名の教諭
- ・ 調査期間：科学研究費期間 2005 年～2006 年 介入調査は公立幼稚園は 2004 年9月、私立幼稚園は 2005 年1月
- ・ 調査項目：1日の作業内容（合計・公立・私立）、1日の姿勢分析（全体・公立・私立）、時間帯別にみた作業姿勢分析（全体）
- ・ 分析手法：後日ビデオ撮影を再生し、20 秒ごとのスナップリーディング法で解析した。

（3）介護・福祉分野における文献調査

（ア）介護事業所運営における制度

① 担当所管

【省庁】

厚生労働省

【実施運営機関】

地方公共団体

② 介護事業所設置・運営における根拠法

【根拠法】

介護保険法

【根拠法の趣旨】

<介護保険法第一条>

「介護保険法は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」

③ 介護事業所のサービス等

図表 3-12 介護サービスの種別一覧

サービス種別		概要
1. 居宅介護		
	訪問介護	介護福祉士や訪問介護員によって提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス
	訪問入浴介護	居宅を訪問し、持参した浴槽によって行われる入浴の介護
	訪問看護	看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士が居宅を訪問して行う療養にかかわる世話、または必要な診療の補助を行うサービス
	訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という専門職が、居宅(自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含む)を訪問して行われる、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション
	居宅療養管理指導	病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などによって提供される、療養上の管理及び指導
	通所介護	老人デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院や診療所で提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とする、リハビリテーション
	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練
	短期入所療養介護	介護老人保健施設などの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上のサービス
	特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画(特定施設サービス計画)にもとづいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送るうえで必要となるサービス
	福祉用具貸与	利用者の心身の状況、希望及びその環境をふまえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、(1). 車いす、(2). 車いす付属品、(3). 特殊寝台、(4). 特殊寝台付属品、(5). 床ずれ予防用具、(6). 体位変換器、(7). 手すり、(8). スロープ、(9). 歩行器、(10). 歩行補助つえ、(11). 認知症老人徘徊感知機器、(12). 移動用リフト(つり具の部分を除く)、(13). 自動排泄処理装置、の福祉用具を貸し与えること
	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの(これを「特定福祉用具」といいます)を販売すること

サービス種別		概要
2. 地域密着型サービス		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス
	夜間対応型訪問介護	夜間の、定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス
	地域密着型通所介護	老人デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練
	療養通所介護	常時看護師による観察が必要な難病等の重度要介護者またはがん末期患者を対象とし、療養通所介護計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練
	認知症対応型通所介護	認知症にある人が、老人デイサービスセンターなどを訪れて利用する、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練
	小規模多機能型居宅介護	利用者の居宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練
	認知症対応型共同生活介護	利用者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練
	地域密着型特定施設入居者生活介護	「地域密着型特定施設」に入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（地域密着型特定施設サービス計画）にもとづいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する職員などを定めた計画（地域密着型施設サービス計画）に基づいて行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービス
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	利用者の居宅への訪問、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練
3. 居宅介護サービス計画		居宅サービス、地域密着型サービス、そのほか利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療サービスまたは福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うこと

サービス種別	概要
4. 介護保険施設	
介護福祉施設	介護老人福祉施設とは、特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る)であって、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画(施設サービス計画)に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供することを目的とする施設
介護保険施設	介護老人保健施設とは、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画(施設サービス計画)に基づいて、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上のサービスを提供することを目的とし、所定の要件を満たして都道府県知事の許可をえた施設
介護療養施設	介護医療院とは、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画(施設サービス計画)に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上のサービスを提供することを目的とし、所定の要件を満たして都道府県知事の許可を得た施設
5. 介護予防サービス	
介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として、利用者の居宅を訪問し、持参した浴槽によって期間を限定して行われる入浴の介護
介護予防訪問看護	介護予防を目的として、看護師などが一定の期間、居宅を訪問して行う、療養上のサービスまたは必要な診療の補助
介護予防訪問リハビリテーション	介護予防を目的として、一定の期間、利用者の居宅で提供されるリハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的として、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などによって提供される、療養上の管理及び指導など
介護予防通所リハビリテーション	介護予防を目的として、一定期間、介護老人保健施設、病院、診療所などで行われる理学療法、作業療法、そのほかの必要なリハビリテーション
介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの施設で短期間、生活してもらい、介護予防を目的としてその施設で行われる、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援及び機能訓練
介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などの施設で短期間、生活してもらい、介護予防を目的としてその施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要な医療、日常生活上の支援
介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設に入居している要支援認定を受けた利用者に対して、介護予防を目的として、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画(介護予防特定施設サービス計画)にもとづいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話

サービス種別		概要
	介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち、介護予防に効果があるとして厚生労働大臣が定めた福祉用具を貸し与えること
	特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、介護予防に効果のあるものであって、入浴や排泄の際に用いられるなどの理由によって貸与にはなじまないもの(これを「特定介護予防福祉用具」といいます)を販売すること
6. 地域密着型介護予防サービス		
	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防を目的として、認知症にある人が、老人デイサービスセンターなどを訪れ、一定期間そこで提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者の居家で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、介護予防を目的に提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練
	介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防を目的として、利用者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練
7. 介護予防支援		介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防に効果のある保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する人などを定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うこと

【出所】

厚生労働省「介護サービス情報公表システム」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/glossary.html>

※保育所運営基準の比較対象として、「1. 居宅介護 通所介護」と「4. 介護保険施設 介護福祉施設」の配置基準を取り上げる。

(イ) 介護事業所運営における配置基準

① 通所介護

【名称】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

【発行年】

1997 年成立、2000 年施行

【概要】

介護保険法第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める。

【基本方針】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第九十二条

「指定居宅サービスに該当する通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。」

図表 3- 13 職員及びその資格・役職の配置基準

職種名	配置基準	資格要件
管理者	常勤専従で1人	なし
看護職員	単位ごとに専従で1人以上	看護師 准看護師
介護職員	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で以下の数以上 ア 利用者数が15人まで1人以上 イ 利用者数が16人以上 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1人以上	なし
機能訓練指導員	1人以上	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 看護職員 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師 6カ月以上の実務経験を持つ鍼灸師
生活相談員	1人以上	社会福祉主事任用資格 社会福祉士 精神保健福祉士

※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤

図表 3- 14 配置基準の改定、職員配置に係る報酬改定

時期	改定の内容	改定の趣旨
H21	＜職員の配置状況による加算＞ サービス提供体制強化加算の創設 次のいずれかに該当する場合、加算を行う。(①:12 単位／回、②6単位/回) ① 介護福祉士が 40%以上配置されていること ② 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること	介護従業者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行う。
H21	＜職員の加配による加算＞ 個別機能訓練加算Ⅱ 次のいずれにも該当する場合、加算を行う。(42 単位／日) ① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していること。 ② 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること ③ 個別機能訓練計画作成にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資することを目的として複数の機能訓練の項目が設定され、その実施にあたっては、グループに分けて活動を行っていること	個別ニーズに対応する機能訓練の体制及びサービス提供方法に着目した評価を行う。
H24	＜職員配置基準の緩和＞ 生活相談員及び介護職員に関する規定を以下のとおり改正する。 生活相談員及び介護職員の配置基準を、指定通所介護の単位ごとにその提供時間帯を通じて配置を義務づけていたものを、指定通所介護事業所全体のサービス提供時間数に応じた人員配置を可能なものとする。ただし、介護職員は、各単位において、提供時間帯を通じて1以上配置しなければならない。	常勤換算方式を導入して、ピークタイムに手厚く配置するなどの柔軟な人員配置を可能とする。 「単位ごと」の配置から「事業所ごと」の配置に見直し、複数単位を実施する場合に柔軟な取扱いを可能とする。

時期	改定の内容	改定の趣旨
H27	<職員の加配による加算>（加算要件の一部） 認知症加算の創設 次のいずれにも該当する場合、加算を行う。（60 単位／日） ① 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ② 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。 ③ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。 中重度者ケア体制加算の創設 次のいずれにも該当する場合、加算を行う。（45 単位／日） ① 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ② 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保していること。	認知症高齢者や中重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、介護職員又は看護職員を指定基準よりも常勤換算方法で複数以上加配している事業所について、加算として評価する。
H27	<職員配置基準の緩和> 看護職員の配置基準の緩和 病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、健康状態の確認を行った場合には、人員配置基準を満たしたものとする。	地域で不足している看護職員については、その専門性を効果的に活かすことができるようする。
H27	<加算要件の見直し> サービス提供体制強化加算の拡大	介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中

時期	改定の内容	改定の趣旨
H27	(I)イ 介護福祉士5割以上:18 単位/回 (I)ロ 介護福祉士4割以上:12 単位/回	核的な役割を担う存在として位置づける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。
H30	＜資格要件の見直し＞ 機能訓練指導員の確保の促進 機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。 個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。	機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する。
H30	＜加算要件の見直し＞ 栄養改善加算の見直し 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。	—
R3	＜加算要件の見直し＞ サービス提供体制加算の見直し I 以下のいずれかに該当すること ① 介護福祉士 70%以上 ② 勤続 10 年以上の介護福祉士 25%以上 II 介護福祉士 50%以上 III 以下のいずれかに該当すること ① 介護福祉士 40%以上 勤続7年以上の職員が 25%以上	サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。
R3	＜配置基準の緩和＞ 人員配置基準における両立支援への配慮 ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週 30 時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。 ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。 人員配置基準や報酬算定において「常勤」	介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、見直しを行う。

時期	改定の内容	改定の趣旨
R3	での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。	
R6	<加算要件の見直し> 個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ (改定前)85 単位/日(改定後)76 単位/日 機能訓練指導員の配置 専従1名以上配置(配置時間の定めなし) ※ 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イの配置(専従1名以上配置(配置時間の定めなし))に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。	機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロにおいて、現行、機能訓練指導員を通所介護等で行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。

【出所】

厚生労働省「介護報酬」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html

② 介護福祉施設

【名称】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

【発行年】

1997 年成立、2000 年施行

【概要】

介護保険法第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める。

【基本方針】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第一条の二

- ・「指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。」
- ・「指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。」
- ・「指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む)、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。」
- ・「指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。」
- ・「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。」

図表 3- 15 職員及びその資格・役職の配置基準

職種名	配置基準	資格要件
施設長	1人 ※常勤	以下のいずれかの要件を満たすことが必要 (1)社会福祉主事の要件を満たす者 (2)社会福祉事業に2年以上従事した者 (3)社会福祉施設長資格認定講習会を受講した者
医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	医師
生活相談員	入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに1人以上 ※常勤	社会福祉主事任用資格 社会福祉士 精神保健福祉士
看護職員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上	看護師 准看護師
介護職員	※看護職員のうち、1人以上は常勤	なし
栄養士	1人以上	栄養士 管理栄養士
機能訓練指導員	1人以上	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士

職種名	配置基準	資格要件
機能訓練指導員	1人以上	看護職員 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師 6カ月以上の実務経験を持つ鍼灸師
介護支援専門員	1人以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を標準とする) ※常勤	介護支援専門員
調理員	当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数	なし
事務員		

図表 3- 16 配置基準の改定、職員配置に係る報酬改定

時期	改定の内容	改定の趣旨
H21	＜職員の配置状況による加算＞ サービス提供体制強化加算の創設 次のいずれかに該当する場合、加算を行う。 (①:12単位/回、②・③:6単位/回) ① 介護福祉士が50%以上配置されていること ② 常勤職員が75%以上配置されていること 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること	介護従業者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行う。
H21	＜職員の加配による加算＞(加算要件の一部) 日常生活継続支援加算の創設 次のいずれにも該当する場合、加算を行う。 (22単位/日) ① 入所者のうち、要介護4～5の割合が65%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が60%以上であること ② 介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること。 ＜職員の加配による加算＞ 夜勤職員配置加算の創設 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合、加算を行う。(定員31～50人の施設:22単位/日、定員30人又は51人以上の施設:13単位/日)	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設措置の位置付けを踏まえ、介護が困難な者に対する質の高いケアを実施する観点から、認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者に対し介護福祉士を一定割合以上配置している施設を評価するとともに、基準を上回る夜勤職員の配置を評価する。

時期	改定の内容	改定の趣旨
H21	<職員の配置状況による加算> 看護体制加算Ⅰの創設 常勤の看護師を1名以上配置している場合、加算を行う。(定員 31～50 人の施設:6単位/日、定員 30 人又は 51 人以上の施設:4単位/日) <職員の加配による加算> 看護体制加算Ⅱの創設 次のいずれにも該当する場合、加算を行う。 (定員 31～50 人の施設:13 単位/日、定員 30 人又は 51 人以上の施設:8単位/日) ① 看護職員を常勤換算方法で入所者数が 25 又はその端数を増すごとに1名以上配置していること ② 最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること 当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、25 時間の連絡体制を確保していること	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置を評価するとともに、常勤の医師の配置に係る評価を見直す。
H21	<職員の配置状況による加算>(加算要件の一部) 認知症専門ケア加算 次の要件を満たす施設・事業所内の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者 1 人 1 日当たりにつき、いずれかを加算。 認知症専門ケア加算Ⅰ:3単位/日 ① 認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが、入所者・入居者の1/2以上 ② 認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが 20 人未満の場合は1名以上配置し、20 人以上の場合は 10 又はその端数を増すごとに1名以上配置 ③ 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的を実施 認知症専門ケア加算Ⅱ:4単位/日 ① 認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置	専門的な認知症ケアを普及する観点から、介護保険施設やグループホームにおいて、認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施または指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価を行う。

時期	改定の内容	改定の趣旨
	介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施	
H27	<配置基準の緩和> 「特別養護老人ホーム」の職員に係る専従要件の緩和 特別養護老人ホームの職員に係る「専従」の要件は、「特別養護老人ホームの職員配置基準を満たす職員として割り当てられた職員について、その勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する時間帯において適用されるものである」ことを明確にする。	特別養護老人ホームの直接処遇職員による柔軟な地域貢献活動等の実施が可能となることを目的とする。
H27	<加算要件の見直し> サービス提供体制強化加算の拡大 (Ⅰ)イ 介護福祉士6割以上:18 単位/日 (Ⅰ)ロ 介護福祉士5割以上:12 単位/日	介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置づける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。
H30	<加算要件の見直し> 夜勤職員配置加算の見直し 現行の加算要件に加えて、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合の区分を追加。 (Ⅲ)イ:28 単位/日(新設) (Ⅲ)ロ:16 単位/日(新設) (Ⅳ)イ:33 単位/日(新設) (Ⅳ)ロ:21 単位/日(新設)	夜勤職員配置加算について、現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)について、これをより評価する。
H30	<資格要件の見直し> 機能訓練指導員の確保の促進 機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。	機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する。
H30	<加算要件の見直し> 栄養マネジメント加算の要件緩和 常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設(1施設に限る。)との栄養ケア・マネジメントの兼務の場合にも算定を認めることとする。	栄養マネジメント加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設(1施設に限る。)との兼務の場合にも算定を認めることとする。

時期	改定の内容	改定の趣旨
H30	＜加算要件の見直し＞ 介護ロボットの活用の推進 夜勤職員配置加算の要件について、見守り機器を導入した場合の要件を追加。 ① 夜勤時間帯の夜勤職員数：夜勤職員の最低基準＋0.9 名分の人員を多く配置していること。 ② 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 15%以上に設置していること。 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。	夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、新たに評価する。
R3	＜加算要件の見直し＞ 栄養ケア・マネジメントの充実 (現行)栄養士を1以上配置 (改定後)栄養士又は管理栄養士を1以上配置。 ＜職員の加配による加算＞(加算要件の一部) 栄養マネジメント強化加算の新設 ① 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること。 ② 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ③ 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等を見直しを行う。
R3	＜職員の配置状況による加算＞(加算要件の見直し) サービス提供体制強化加算の見直し	サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。

時期	改定の内容	改定の趣旨
R3	I 以下のいずれかに該当すること ① 介護福祉士 80%以上 ② 勤続 10 年以上の介護福祉士 35%以上 II 介護福祉士 60%以上 III 以下のいずれかに該当すること ① 介護福祉士 50%以上 ② 常勤職員 75%以上 勤続7年以上の職員が 30%以上	
R3	<配置基準の緩和> 人員配置基準における両立支援への配慮 ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週 30 時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。 ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。	介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、見直しを行う。
R3	<加算要件の見直し> <u>見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し</u> ① 現行の 0.9 人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。（現行 15%を 10%とする。） ② 新たに 0.6 人配置要件を新設する。 ③ の 0.6 人配置要件については、見守り機器や ICT 導入後、安全体制確保の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員	令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等の ICT を導入する場合の更なる評価を行う。

時期	改定の内容	改定の趣旨
R3	をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。	
R3	＜加算要件の見直し＞ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進 ・ テクノロジーを搭載した以下の機器を複数導入している場合、(少なくとも①～③を使用)入居継続支援加算の介護福祉士の配置要件を緩和。(改正前6:1→改正後7:1) ① 入所者全員に見守り機器を使用 ② 職員全員がインカムを使用 ④ 介護記録ソフト、スマートフォン等の ICT を使用 ⑤ 移乗支援機器を使用 ・ 安全体制を確保していること 見守り機器や ICT 等導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。	日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護(介護付きホーム)における入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器(見守り機器、インカム、記録ソフト等の ICT、移乗支援機器)を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCA サイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。
R3	＜配置基準の緩和＞ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し ① 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。 ② 広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。 ③ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト	人材確保・職員定着を図る。

時期	改定の内容	改定の趣旨
R3	型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、置かないことを可能とする。 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型居住施設を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。	
R6	＜配置基準の緩和＞ 離島・過疎地域に所在する定員 30 名の介護老人福祉施設に、短期入所生活介護事業所等が併設される場合、利用者の処遇が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認める。 ①（介護予防）短期入所生活介護事業所が併設される場合、これらの事業所に置かないことができる人員 ・ 医師（※2） ・ 生活相談員 ・ 栄養士 ・ 機能訓練指導員 ②（介護予防）通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所が併設される場合、これらの事業所に置かないことができる人員 ・ 生活相談員 ・ 機能訓練指導員 ③ 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合に、介護老人福祉施設に置かないことができる人員 ・ 介護支援専門員	離島・過疎地域に所在する定員 30 名の小規模介護老人福祉施設における効率的な人員配置を可能とする観点から、短期入所生活介護事業所等を併設する場合に、入所者等の処遇等が適切に行われる場合に限り、当該短期入所生活介護事業所等に生活相談員等を置かないことを可能とする。

【出所】

厚生労働省「介護報酬」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html

【介護職員に関する配置基準の改定の背景】

介護分野では、介護職員に関する配置基準の改定は、介護ロボット・ICT 等の導入推進を伴って

進められてきている。

平成 30 年度介護報酬改定では、介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算について、見守り機器を導入した場合の要件が追加された。（見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算要件の緩和）平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告では、団塊の世代 75 歳以上となる 2025 年に向けて、国民 1 人 1 人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、以下の四つを図ることが示されている。

「Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進」

「Ⅱ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」

「Ⅲ 多様な人材の確保と生産性の向上」

「Ⅳ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」

夜勤職員配置加算の要件の追加は、「Ⅲ 多様な人材の確保と生産性の向上」の取り組みに位置付けられており、「人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進」することが示されている。

【出所】

厚生労働省「参考資料2 平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000191441.html>

令和3年度介護報酬において、見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算について、新たな要件が新設され、見守り機器の導入割合の緩和、見守り機器を 100%導入した場合の介護職員の配置基準の緩和が行われた。上記の配置基準の改定に関する通知では、「見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減」の取組の検討について、「利用者等の安全やケアの質の確保することを前提に、職員の負担軽減や人員体制の効率化等のバランスに配慮しながら、当該事業所等の実情を踏まえて取組の検討を行うこと。」と示されている。

【出所】

厚生労働省「『厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準』のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

以上より、介護分野では、高齢化の進行に伴う介護人材の不足を念頭に、介護職員の配置基準の改定が行われてきたが、配置基準の緩和や職員の負担軽減に向けた取り組みは、利用者の安全確保やケアの質の向上、介護サービスの安定性・持続可能性の確保等に向けた取り組みと一体的に進められてきたと考えられる。

（ウ）先行研究調査

① 先行研究調査の概要・調査から得られる示唆

先行研究の調査にあたって、以下の観点から対象とする先行研究を抽出した。

- 介護職員が担う業務の代替による介護職員の負担軽減と介護の質への影響(直接介護時間の変化)
 - i. ICT・ロボット等による業務の代替
 - ii. 介護助手の活用による業務の代替

調査方法・アンケート項目

i. ICT・ロボット等による業務の代替

【調査方法】

- ・ 実証研究に使用される機器は、直接介護業務を代替するもの(移乗支援機器、排泄予測機器等)、間接介護業務を代替するもの(見守り機器、インカム等)、間接業務を代替するもの(介護業務支援機器)がある。
- ・ 実証研究においては、機器の導入により期待される効果を実証仮設として設定し、実証仮設を検証できる項目を複数の観点から検討のうえ、導入前後で検証項目がどのように変化をしたか分析する。
- ・ 実証仮設を検証する項目の調査手法としては、タイムスタディ調査、職員向けアンケート調査、利用者向けアンケート調査、職員のケアに関する行動回数調査(訪室回数、排泄ケア回数等)、ヒアリング調査がある。
- ・ 厚生労働省の介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業では、介護施設に対して介護ロボット等による生産性向上の取り組みについて支援を行ったうえで、効果検証を実施し、次期介護報酬改定の検討に資するエビデンスの収集を行っている。

【アンケート項目】

- ・ 職員向けアンケート調査の項目には、心理的負担評価(心理的ストレス反応測定尺度(Stress Response Scale-18)を用いた評価で、普段の心理的な状態について「怒りっぽくなる」、「悲しい気分だ」等の項目を4段階で評価)、見守り機器の利用によるモチベーションの変化(「仕事のやりがいの変化」、「職場の活気の変化」の項目を7段階で評価)、見守り機器の利用による職員や施設業務の変化(「気持ちに余裕ができる」、「身体的負担(体の痛みなど)が軽減する」等の項目を7段階で評価)、見守り機器の満足度評価(「大きさ」や「重さ」、「調節しやすさ」等の項目を5段階で評価)がある。
- ・ 利用者向けアンケート調査の項目には、ADL(日常生活動作)の変化(「ほぼ全介助」から「ほぼ自立・自立」の4段階で評価)、認知機能の変化(認知症行動障害尺度(Dementia Behavior Disturbance Scale: DBD13)を用いた評価で、「同じことを何度も聞く」、「よく物をなくしたり、置き場所を間違えたり、隠したりしている」等の項目を5段階で評価)、利用者への心理的な影響(意欲の指標(Vitality Index)を用いた評価で、「起床」や「意思疎通」等の項目について3段階で評価)、コミュニケーションの変化(「利用者の発語量の変化」や「利用者の表情の変化(笑顔になる頻度等)」を7段階で評価)、社会参加の変化(「レクリエーション・イベントへの参加状況」や「他者との交流の変化」等の項目を7段階で評価)、QOL の変化(WHO-5 精神的健康状態表を用いた評価で、「明るく、楽しい気分で過ごした」や「落ち着いた、リラックスした気分で過ごした」等の項目を6段階で評価)、機器導入によるケアの変更(「利用者の状況が可視化できる」、「より適切なタイミングでケアが提供できる」等の項目を5段階で評価)がある。

ii. 介護助手の活用による業務の代替

【調査方法】

- ・ 介護助手導入による実証では、介護職員が実施している間接業務の一部を、介護助手に担当させることで、どの程度ケアの質の向上、業務効率化、介護職員の負担軽減が可能かを検証する。
- ・ 調査手法としては、タイムスタディ調査、職員向け/介護助手向けアンケート調査、利用者向けアンケート調査、ヒアリング調査がある。

【アンケート項目】

- ・ 職員向けアンケート調査、利用者向けアンケート調査は、ICT・ロボット等による業務の代替と同様の調査項目となっている。
- ・ 介護助手向けアンケート調査の項目には、性別、年代家族等の介護経験有無、介護現場での就労経験有無、介護・医療に関する資格の有無、介護に関する研修参加有無、業務内容、仕事のやりがい・満足度（「業務内容についての満足度」や「業務量についての満足度」等の項目を5段階で評価）等がある。

評価の観点

i. ICT・ロボット等による業務の代替

- ・ ICT・ロボット等の導入により、効率的なケアの提供および人員配置を通常より減らすことが可能になるかという調査目的を検証するため、タイムスタディ調査、職員のケアに関する行動回数調査（訪室回数、排泄ケア回数等）を実施。
 - 導入前後で、タイムスタディ調査により、調査対象の ICT・ロボット等に係る業務項目に要する時間が減少するか検証。
 - 導入前後で、行動回数調査により、調査対象の ICT・ロボット等に係る業務の回数が減少するか検証。
- ・ ICT・ロボット等の導入により、職員の負担軽減につながるかという調査目的を検証するため、職員向けアンケートを実施。職員向けアンケート調査では、心理的負担評価、モチベーションの変化、職員や施設業務の変化等が調査項目となっている。
 - 導入前後で、職員の心理的負担評価（心理的ストレス反応測定尺度（Stress Response Scale-18 に基づく）の点数が低下するか検証。
 - 導入後に、職員のモチベーション点数が増加するか検証。
 - 導入後に、職員や施設業務の変化（身体的負担/精神的負担が軽減する、利用者とのコミュニケーションやケアの時間が充分に取れる等の項目）について、「そう思う」という回答割合が増加するか検証。
- ・ ICT・ロボット等の導入により、ケアの質の向上につながるかという調査目的を検証するため、利用者向けアンケートを実施。利用者向けアンケート調査では、対象利用者の ADL（日常生活動作）の変化、認知機能の変化、心理的な影響、QOL の変化、コミュニケーションの変化、社会参加の変化、ケアの変更等が調査項目となっている。
 - 導入前後で、利用者の ADL の点数に変化がみられるか検証。
 - 導入前後で、利用者の認知機能のレベルに変化がみられるか検証。
 - 導入前後で、利用者の認知症行動障害尺度（Dementia Behavior Disturbance Scale：DBD13）の点数に変化がみられるか検証。
 - 導入前後で、利用者の意欲の指標（Vitality index）の点数に変化がみられるか検証。
 - 導入前後で、利用者のコミュニケーションの点数に変化がみられるか検証。

評価の観点	
	➤ 導入前後で、利用者の社会参加の点数に変化がみられるか検証。 ➤ 導入前後で、利用者の QOL(WHO-5 精神的健康状態表に基づく)の点数に変化がみられるか検証。
ii.	介護助手の活用による業務の代替 ・ 介護助手の導入により、業務効率化につながるかという調査目的を検証するため、介護職員および介護助手を対象に、アンケート調査を実施。 ➤ 導入前後で、介護職員を対象としたタイムスタディ調査により、調査対象の ICT・ロボット等に係る業務項目に要する時間が減少するか検証。 ➤ 導入前後で、介護助手のタイムスタディ調査により、介護助手が担う間接業務時間と介護職員の間接業務時間の削減時間の相関関係を検証。 ・ 介護助手の導入により、介護職員の業務負担軽減につながるかという調査目的を検証するため、介護職員を対象に、アンケート調査を実施。 ➤ 導入前後で、介護職員の心理的負担評価(心理的ストレス反応測定尺度(Stress Response Scale-18 に基づく)の点数が低下するか検証。 ➤ 導入後に、介護職員のモチベーション点数が増加するか検証。 ➤ 導入後に、介護職員や施設業務の変化(身体的負担/精神的負担が軽減する、利用者とのコミュニケーションやケアの時間が充分に取れる等の項目)について、「そう思う」という回答割合が増加するか検証。 ・ 介護助手の導入により、ケアの質の確保につながるかという調査目的を検証するため、利用者向けアンケートを実施。 ➤ 導入前後で、利用者の意欲の指標(Vitality index)の点数に変化がみられるか検証。 ➤ 導入前後で、利用者の QOL(WHO-5 精神的健康状態表に基づく)の点数に変化がみられるか検証。 ➤ 導入前後で、利用者の ADL の点数に変化がみられるか検証。 ➤ 導入前後で、利用者の認知症行動障害尺度(Dementia Behavior Disturbance Scale: DBD13)の点数に変化がみられるか検証。 ➤ 導入前後で、利用者のコミュニケーションの点数に変化がみられるか検証。

調査結果	
i.	ICT・ロボット等による業務の代替 ・ 対象機器による程度の違いはあるが、機器導入により、職員の業務時間が減少した。 ・ 単に機器を導入するだけでなく、介護施設の ICT 機器への熟練度や既存業務の整理、アウトソーシング等との組み合わせによっても、導入による効果が異なる可能性が示唆された。 ・ 業務の効率化だけでなく、職員の心理的ストレスの軽減、やりがいの向上、業務の質やケアの向上、利用者の QOL の向上にも寄与する結果が得られた。
ii.	介護助手の活用による業務の代替 ・ 介護助手の導入により、介護職員の間接業務時間が減少した。介護助手が担う間接業務時間と、介護職員の間接業務時間の減少には、一定の相関関係があることも示された。 ・ 職員の心理的ストレスの軽減、やりがいの向上、ケアの質の向上、利用者の発語量や笑顔になる頻度の増加にも寄与する結果が得られた。

■ 介護職員の負担軽減や働きやすさの向上につながる職場環境の整備

調査方法・アンケート項目

【調査方法】

- ・ 介護職員へのインタビュー調査や先行研究結果等から、介護現場で実践されている職場環境の改善や職員の負担軽減、人材育成等の取り組み項目を設定の上、介護施設の施設長や職員向けにアンケート調査を行い、どの取り組みが職員の就労継続意向/離職意向に寄与するか、職員の属性による取り組みへの評価の違い等を分析している。

【アンケート項目】

- ・ 施設長向けアンケート調査の項目には、施設の属性(施設形態、入所定員、正規介護職員数、正規介護職員離職者数等)教育・研修内容に関する項目(「施設あるいは法人の理念や方針」や「介護技術・知識」、「接遇・マナー」等)の実施の有無、職場内教育(OJT)の実施の有無等がある。
- ・ 職員向けアンケート調査の項目には、仕事満足度(「仕事の内容・やりがい」や「キャリアアップの機会」、「賃金」等の項目について5段階で評価)、就労継続意向(「今の勤務先で働きたい」か「別の勤務先で働きたい」を選択)、負担軽減や働きやすさの向上に関する取組の有無(「法人や上司から働きぶりが評価される」、「実務の中で上司や先輩から指導や助言を受ける機会の設定」、「過去1年間で業務を離れ、研修や講習会に参加」等)、職場環境への取り組みの実施状況(介護の質向上への取り組み(「仕事の能率よりも、介護の意味や根拠を優先した行動をとることができる」、「介護における日頃の発見や気づきを自由に共有できる場や機会を提供している」)、適切な評価と人員配置(「職員の入職後の成長を給与にきちんと反映している」、「昇進・昇給について、職員が納得できる客観的な評価基準を提示している」等)、業務負担軽減への取り組み(「職場の事情に合わせて、シフトを組んだり変更することができない」、「職場の状況に応じて夜勤業務に入らない選択をすることができる」等)、トップダウンの管理体制(「管理職や上司の経験や前例を重視する傾向がある」、「利用者のケアにおいて、職員の判断よりも管理職や上司の判断に従うことが多い」等)を4段階で評価)がある。

評価の観点

- ・ 介護職員の負担軽減や働きやすさの向上に向けた取組の有無により、職員の離職意向の低減や就労継続意向の向上につながるかという調査目的の検証のため、職員向けアンケート調査を実施。
 - 取組の実施の有無により、職員の離職意向に有意差があるか検証。
 - 取組の実施の有無により、職員の仕事満足度(仕事のやりがい等)に有意差があるか検証。
 - 取組の実施の有無により、職員の就労継続意向(今の勤務先で働きたい等)に有意差があるか検証。
 - 取組の実施の有無により、職員の離職率に有意差があるか検証。

調査結果

- ・ 介護職員の離職意向と介護施設での取り組みの関係に着目した調査では、介護の質の向上への取り組みは、介護職員の離職意向を直接低めるが、上司の意向を中心とするトップダウンの管理は離職意向を高めるという結果が得られた。また、適切な評価や人員配置、業務負担軽減への取り組みは介護の質の向上への取り組みを介して、間接効果をもたらすことが示された。
- ・ 職員の属性と介護施設での取り組みの関係に着目した調査では、勤続年数が短い人と介護福祉士資格を持たない人の両方に共通して、「介助しやすい施設づくりや福祉機器の導入」が仕事満足度を高めており、ハード面の整備が重要である可能性が示唆された。

第4章 まとめ及び考察

1. 文献調査 A

(1) 諸外国における保育施設の職員の配置基準

文献調査 A では、保育施設の職員の配置基準の検討に資するため、先駆的な取り組みをしている諸外国の保育士・保育者の配置基準に加え、必要となる周辺情報(国における制度、保育における基本原則や考え方・目標、職員資格要件など)を調査した。調査対象国は、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、アメリカ、シンガポールの計6か国である。

保育施設の運営の担当省庁は、学校教育を所管とする省庁が管轄しているのはイギリス(教育庁)とスウェーデン(学校庁)の2か国、福祉・家族政策を所管とする省庁が管轄しているのはドイツ(連邦家族・高齢者・女性・若者省)、フランス(労働・健康・社会福祉・家族省)、アメリカ(保健福祉省)の3か国であった。シンガポールは、教育省及び社会・家族支援省が共同管理下で、幼児教育とケアに関する政策の立案や実施をする幼児期支援局が管轄であった。

調査対象国はこどもが健全に成長するために必要な経験や学びを提供するために文化的習慣や教育システムを包括しつつ、保育における目標や具体の学びを定めており、国の実情に応じた相違がある。スウェーデン、ドイツ、シンガポール、フランスなどは3～4歳児以降が就学前のプレスクールに移行するため早期教育の要素が高まるが、イギリスの保育の具体の学びでは、0歳から5歳までのこどもの学びと発達を支援するよう設計されていることが分かった。日本における保育施設の職員の配置基準の検討のため、保育施設における保育士・保育者の年齢別の配置基準について整理をした。

【保育施設における保育士・保育者の配置基準の根拠法もしくはガイドライン/規制】

全ての調査対象国で保育施設における保育士・保育者の配置基準は、法律もしくはガイドライン/規制で規定されていた。フランス、スウェーデンは法律、イギリス、シンガポールは法的には定められていないが、双方は保育施設の運営の根拠法でガイドラインに準ずることが規定されている。一方、ドイツ、アメリカは州に保育施設の配置基準の権限があるため、州法もしくは州規定で定められていた。

【保育施設における保育士・保育者の年齢別の配置基準】

全ての調査対象国において法律もしくは法律に準拠したガイドラインでこどもの年齢に応じて配置基準が定められていた。その中で、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、シンガポールは国もしくは州で保育士・保育者対こどもの配置数の比重が規定し、スウェーデンは一人の保育士・保育者における明確な基準は設けられておらず、こどものグループの人数のみで留まっている。

調査対象国において大規模な施設型施設の保育士・保育者の年齢別の配置基準を下表に記した。調査対象国において保育士の資格要件は、国もしくは州で、座学及び実技試験等のカリキュラムの修了等が規定されている。加えて、フランスとスウェーデンは国家資格試験に合格すること、その他、フランスとスウェーデン、イギリスのレベル6のように学士号の保有等が求められており、保育士に求められる能力や専門性が異なっていることが分かる。そのため、保育士・保育者の配置基

準を検討するためには、保育士の能力や専門性も踏まえる必要があるため一概に保育士・保育者の配置の比重のみで比較することが難しいことは前提であるが、調査対象国では0歳～義務教育・小学校教育前の保育士・保育者の配置基準において、全ての調査対象国において0歳児が最も手厚い配置基準となっていることは共通している。0歳児においては、全ての国においてこども対保育士・保育者は3～6対1とされており、安全の確保や発達に応じた個別対応が求められている月齢であることが推察できる。0～2歳児においては、シンガポールとスウェーデン以外の国々でこども対保育士・保育者は3～6対1とされており、低年齢という言葉・発達段階の側面から保育士・保育者との愛着関係を築き、基本的な生活習慣を提供することが主な保育のサービスが求められていることが分かる。一方、3歳以上～義務教育・小学校教育前においては、それぞれの保育の目標によって提供される保育の具体的な学びが異なっているが、早期教育の側面も兼ね備えていることが分かる。結果として、未就学児の年齢を大きく分けると0～2歳には発達に応じた生活習慣の提供、3歳以上～義務教育・小学校教育前は早期教育の観点も含んだ保育サービスの提供がされている傾向が見え、保育士・保育者の配置基準を検討する上で大きな起点となる年齢区分であると考えられる。

また全ての年齢でみると欧米の国々はこども対保育士・保育者の比重が高く、シンガポールは比重が緩やかであることが分かる。その中で、イギリス、ドイツ(ベルリン州)、フランス、アメリカ(ニューヨーク州)では2歳児までがこども対保育士・保育者が4.75～6対1、イギリス、ドイツ(ベルリン州)、アメリカ(ニューヨーク州)では2歳児以降は5～13 対1であった。フランスは3歳時以降、義務教育へ移行している。一方、シンガポールは0歳児において欧米の国々と同様な比重であるが、1歳児以降は、こども対保育士・保育者の配置基準は12対1以上になっており、比重は緩やかになっていることがわかる。シンガポールは根拠法に基づき、保育施設がこどもの発達を支える質の高い教育プログラムを提供することを義務付け、4歳から6歳のこどもには幼児期支援局と教育省が共同で提供する公式の実践指針「Nurturing Early Learners Framework 2022」に基づき学習プログラムが提供されている。そのため、こども対保育士・保育者の比重は緩やかではあるものの就学前の早期教育の要素が高いことが推察される。

図表 4-1 調査対象国における保育士・保育者の年齢別の配置基準^{*注1}(トーマツ作成)

凡例: 灰色のセルは義務教育もしくは小学校教育に移行する学齢を記す

	イギリス	ドイツ (ベルリン 州)	フランス	スウェーデ ン	アメリカ (ニューヨー ク州)	シンガポー ル
0歳児	こども対保 育士:3対1	こども対保 育者:3.75 対1	こども対保 育者:6対1	—	こども対保 育士:3対1	こども対保 育士:5対1
1歳児				グループは 6人~12 人 理想	4対1*注2	12 対1
2歳児	5対1	4.75 対1				
3歳児	13 対1	9対1	義務教育に 移行		5対1	18 対1
4歳児						20 対1
5歳児	小学校教育 に移行			小学校教育 に移行		小学校教育 に移行
6歳児		30 対1				

*注1: 施設に応じて配置基準が定められている場合は、大規模な施設型施設を対象とする

*注2: 月齢18か月まで

(2) 今後の諸外国調査における調査設計

欧州諸国では、保育の質の向上の観点から、欧州連合(European Union)の欧州委員会(European Commission)が欧州の教育システムに関する情報提供する「Eurydice」のサイトで加盟国の幼児教育・保育(ECEC)の情報を一貫した情報発信や定期的な調査結果のレポートを公開している。それらを踏まえ、各国の実情に応じ、保育者の配置基準を定めていくこととしており、欧州連合やその加盟国における保育士の配置基準の考え方や変遷は今後の日本における保育所の職員の配置基準の検討に非常に参考になると考える。また、保育士・保育者対こどもの比重に焦点をおき保育の質やこどもの発達および社会的・感情的な影響があることを示すシステムティックレビューをしている国際的なエビデンスの収集も重要である。下記に先行研究レビューとして活用すべきレポートを紹介する。

#1: Staff in early childhood education and care in Europe 2022/2023

発行組織	European Union
発行年	2023 年
概要	欧州連合の加盟国における幼児教育・保育(ECEC)に従事する職員に関する規定や最低資格要件、継続的な専門能力開発(CPD: Continuing Professional Development)の状況などをまとめている。職員の配置基準の指針が示されているレポートではないが、3歳以上のこどもを対象とする保育者には少なくとも学士号が求められていることが記されている。
URL	https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/sites/default/files/2023-11/ECEC_Staff_factsheet220.pdf

#2: High-Quality Early Childhood Education and Care: Low Children-to-Staff Ratio as a Primary Driver for Children's Well-Being and Families' Engagement

発行組織	COFACE Families Europe ※ヨーロッパの家族の福祉と権利の強化のために活動する NPO 組織で、欧州委員会や欧州議会と連携し、家族に関連する政策提言等も行っている。
発行年	2023 年
概要	幼児教育・保育(ECEC)において、保育士・保育者が少数のこどもを担当することでこどもとの質の高い相互作用が促進され、また、保護者や家族との関係強化につながる重要な要素としている。特に、こども対保育者比率の影響は、3歳以上のこどもよりも低年齢児の0～2歳児に効果があると記している。こども対保育者の比率は下記のように提言している。 <こども対保育者の比率> ✓ 2歳未満児は3:1～4:1 ✓ 2～3歳児は5:1 ✓ 3～5歳児では 10:1
URL	https://coface-eu.org/thematic-note-on-high-quality-early-childhood-education-and-care/

#3 : Adult/child ratio and group size in early childhood education or care to promote the development of children aged 0–5 years: A systematic review

著者	Nina T. Dalgaard, Anja Bondebjerg, Rasmus Klokke, 他、2名
発行年	2022 年
概要	過去の先行研究において、成人対こども比率が保育サービスの質やこどもへの影響に関する定量的な研究は少ないことが分かった。こどもの言語・識字に関する評価をするには十分な研究がなかったが、保育士・保育者対こどもの比重が少ないと、早期教育・保育（ECEC）のプロセスの質が向上することが示唆されたことが記されている。
URL	https://doi.org/10.1002/cl2.1239

上記のレポートは一部であるが、欧州諸国における保育士の配置基準に関する政策の方向性や保育士資格の専門性の向上に向けた取組を示している。先行研究レビューを系統だてて行うことでより多くの国際的なエビデンスを収集でき、今後の日本における保育所職員の配置基準の検討において貴重な指針となると考える。

それに加え、より多くの国での職員の配置基準の規定と調査対象国が配置基準を規定するまでの議論の変遷や論点の情報収集をしていくことで今後の日本における保育所の職員の配置基準の検討に資することができると思う。そのため、今後の諸外国調査における調査設計を下記の通り提案する。

図表 4-2 今後の諸外国調査における調査設計

調査1: 先行研究レビュー
✓ 概要: 国際的な先行研究レビューを行い、保育士資格や保育施設における配置基準に関する指針やエビデンスを収集する。
調査2: 諸外国調査
<2-①>
✓ 概要: 令和6年度の調査で未実施の国に対し、同様の調査項目で調査を行う。
✓ 対象国: 韓国・ニュージーランドを想定
<2-②>
✓ 概要: 諸外国における配置基準を規定するまでの議論の変遷や論点などに関する情報収集の調査を行う。
✓ 対象国: 日本の保育の目標や方針に類似性のある国を調査対象国の計8か国から2～3か国を選定(候補国: イギリスやニュージーランド等を想定)

2. 文献調査 B

(1) ヒアリング調査

学術有識者、企業より保育所等における各年齢の配置基準に関する具体的な実証研究の手法等について、各種情報収集を行った。ヒアリング調査では、実証実験の背景・目的や現在の保育士の配置基準における課題や改善を整理し、実証実験を通じて検証する仮説を立て、実証実験で明らかにすること、目的を明確にすることの重要性について意見を頂いた。この背景・目的に基づき、必然的に調査手法、対象者、測定項目、分析手法が定まってくる。

特に調査手法においては、研究デザイン(実験群と対照群を設定、横断研究、その手法)、それに伴う望ましい対象者の人数、実証実験の期間や季節、対象者への配慮やデータ欠損の可能性も含めたデータ取得に関する工夫について研究の現場視点から多数の意見を頂いた。また、ICT 機器等を活用した実証実験においては、活用する機器に応じて取得可能なデータやデータの特性、着用方法、分析方法や費用が異なってくる。また、人体への影響や画像データ等の取得等において保育所、保護者、職員等への説明が必要になると共に、設備や機器の設置や対象者への利用説明も必要となることがわかった。

実証実験に係る倫理的配慮、研究人員体制や費用についても示唆を頂いた。そして実証実験に取り組む際の理想と現実(どこまで理想に近い研究デザインを組み立てていけるのか)についても意見を伺うことができた。

また、保育所等における配置基準に関する実証実験の検討には、保育者の配置そのものだけではなく、園の運営方針、人材育成(研修制度を含む)、評価制度等も影響する要因と考えられるため、保育者の情報とともに保育施設の情報も分析対象になる。保育の質を高めていくために、実践力を高めるという観点から配置を考えていく必要があるとの意見もあった。

今回のヒアリング調査では、実証実験を計画する際の留意すべき事項の概観を整理した。今後、実証実験の背景・目的及び内容を詰めていく過程において、有識者より具体的な意見聴取をする必要があると考える。

また、今回は実証実験の実施主体側に意見聴取を実施したが、特に介入型の実証実験をする場合には、実証実験を過去に経験した保育所、保護者等にも意見聴取する機会を設けることで、より円滑な実証実験を検討することが可能と考える。

(2) 教育分野

クラスサイズやクラスサイズの変化に関連する先行研究の結果から、クラスサイズは児童の学力、教師の指導法に関して影響があるとされているものの、適切な教育環境や指導過程、調査対象期間、対象教科などは明確な知見が得られていない状況にあると整理されている。クラスサイズに関する研究デザインにおいては実証実験、横断研究、縦断研究のデザインがあり、実証実験の目的に応じて多様な研究デザインから取捨選択する必要がある。

現在進行中の実証研究ではあるが、施策の実施による児童生徒への影響(学力、社会情緒的スキル、学校への適応)、教師への影響(指導方法・学級経営、心理的影響、働き方等)を実証実験計画の時点で組み立てておくと、実証実験の結果を施策に生かしやすくなる。保育

■ 保育分野との違い、留意点等

➤ 対象年齢と発達段階

教育分野(主にここでは小学生を対象とする。)は、「勉強の基礎」「人との関わり方」「心と体の成長」を目的としており、保育分野では、乳幼児から未就学児が対象であり、心身の発達基盤の形成時期であり、健全な心身の発達をはかることを目的としている。対象年齢と発達段階の違いに伴い、期待される職員の役割や、活動(遊びを中心とした活動か、学習活動か)といった違いにも留意する必要がある。

➤ 配置基準の考え方

教育分野では、児童生徒の教育環境の改善と教育の質の向上を目的としており、国の学級編制の標準を越えない範囲で市区町村教育委員会が学級編制の決定権を持つ。また、市区町村の独自の基準の導入や調整が可能である。保育分野では、こどもの安全と保育の質の確保のために、国で園児の人数に対して必要な保育士の人数をこどもの年齢と保育施設の形態別に定めている。配置基準の前提の考え方や制度上の違いを念頭において参考にする必要がある。

➤ こどもへの調査の実施

教育分野では、先行研究では、実証実験の調査対象者としてこども自身が回答している、もしくはこどもの学力試験やアンケート調査への回答またセンシングデータを着用したケースも見られたが、保育分野では、こどもがアンケート調査に回答することが難しい、データ取得のための機器の装着が困難等のデータ取得自体が難しいことが考えられるため、研究デザインや調査手法を参考にする際には、こどもへの安全性の確保を含めて検討をする必要がある。

(3) 介護・福祉分野

介護職員が担う業務の代替による介護職員の負担軽減と介護の質への影響(ICT・ロボット等や介護助手による業務の代替)に関する先行研究の結果から、ICT・ロボット等や介護助手の導入を進めることで、介護職員の業務時間が軽減されるとともに、業務の負担や心理的ストレスの軽減、やりがいの向上につながるという結果が得られた。また、利用者のQOLやコミュニケーションにも変化が観測され、職員の業務負担の軽減が、ケアの質の向上にもつながっている。

介護職員の負担軽減や働きやすさの向上につながる職場環境の整備に関する先行研究の結果からは、適切な評価や人員配置、業務負担軽減といった取り組みが、介護の質の向上への取り組みを介して職員の離職意向を低める結果が得られている。介護職員の負担軽減や配置に関する取り組みは、単体の取り組みというよりも、職場環境のマネジメントという観点から、一体的に取り組むことの重要性が示唆される。

■ 保育分野との違い、留意点等

➤ サービスの対象者が異なる違い

介護分野で導入が進んでいる見守り機器は、対象者の「静」⇒「動」を感知するものであり、保育分野での活用の可能性は低いと考えられる。

保育分野では、保育者の目の届く範囲内にこどもがいるが、介護分野では、対象者が自立しており、個室等で生活しているという違いがある。介護分野におけるマンパワー・人の目に頼らない安全管理の方法が、保育分野においても参考となり得る。

➤ ケアの目的による業務の違い

介護分野では、利用者の生活を支援する業務(食事介助、入浴介助、排泄支援等)が業務の中心であり、こどもの成長を支援する保育分野とは業務内容が異なる。

➤ サービス提供時間帯の違い

介護分野の実証研究調査では、介護老人福祉施設等の入所系の施設において、夜間見守り業務の ICT 機器による代替を対象としたものが多い。夜間は高齢者の活動時間帯ではないため、日中業務における実証研究の参考にする場合には留意が必要と考えられる。

➤ 配置基準上の介護職員に求められる資格はない

介護分野では、有資格の介護職員や、配置基準以外の専門職の配置は、加算要件の設定によって評価・誘導している。

(4) 保育所等の職員配置基準に関する実証実験に向けて

保育所等の職員配置基準に係る検討の背景の一つには、保育所の職員配備が充分ではないことによるこどもの健康や発達、安全面への影響が挙げられる。相次ぐ保育事故や不適切な対応事案により、安心してこどもを預けられる体制整備を早急に検討し実現する必要があると実施された改正であり、この視点は保育所の質の在り方においても非常に重要な視点であると言える。また、保育の質の在り方においては、職員配置のみならず、保育所で働く保育士等の働きやすさや処遇改善についても重要な視点となることが示唆されている。

■ 実証実験のロードマップ作成

実証実験の計画を構築し、実証実験の実査、その結果が明らかになったのちに、結果を政策の実行へフィードバックするまでを考慮した大枠のロードマップの作成が必要となる。政策の実行へのフィードバックを期日として現実的なスケジュールを作成することが必要と考える。

■ 実証実験の目的の明確化・計画の構築

実証実験の検討に向けて、目的の明確化をしていくことが重要となる。保育所の職員配置基準の実証実験の目指すべきは、安心してこどもを預けられる体制整備に資する実証となること、そして保育所で働く保育士等の働きやすさの処遇改善に資する実証になることと考えられる。今後の実証

実験の方向として以下2つの方針が考えられる。

- ✓ 大規模な横断研究により保育所の職員配置基準に影響する要因と結果の関係性を把握する（横断研究では、相関関係の結果であることに留意しつつ、横断研究は、同一時点での他地域、他集団別にデータを収集し、同一時点での複数項目間の比較分析が可能である）。
- ✓ 縦断的研究により保育所で働く保育士等の働きやすさの処遇改善に資する実証実験を実施する（例：保育者のタイムスタディーによる業務量調査、ストレス調査等。縦断研究では、特定の集団に対して継続的な調査を実施し、同じ対象者からデータ収集するため、時間系に伴う対象者の変化や長期的な傾向を把握したり、因果関係を分析することが可能である）。

実証実験では、先に横断研究を行い、職員配置基準に影響する要因と結果の関係性を把握したのちに、次に、縦断研究を行い因果関係を示してくといった、研究デザインを組み合わせることで実施することがよりエビデンスに基づく結果が期待できる。

このことから、まずは実証実験の計画の具体化が求められる。実証実験の計画の構築においては、国内外における保育分野の大規模な横断研究の文献やレポートの整理を行い、国際的なエビデンスを収集する。その国際的なエビデンスや実証実験の方法の整理を踏まえ、日本で実現可能な実証実験をしていくために、測定項目、協力を得られる保育施設数・規模、検証に利用するツール、期間、予算、留意点等を検討していき、実証実験の計画を具体化していくことが必要である。

その上で、政策実行の後の職員配置の影響を一定程度長期的な目線で評価していくことも念頭に研究デザインを組み立てていくことが求められる。

■ 有識者ヒアリングと検討会の設置

上述の目的の明確化と研究デザインの検討、調査手法、調査対象者、取得データ（指標）等、分析手法等の具体化の検討に向けて有識者へのヒアリング及び検討委員会での意見聴取を行いながら実証実験の計画を具体化していくことが求められる。

ヒアリング調査を通じて、保育所等における配置基準に関する実証実験の検討には、保育者の配置そのものだけではなく、園の運営方針、人材育成（研修制度を含む）、評価制度等も影響する要因と考えられるため、保育者のみならず、保育施設も分析対象とし考える必要がある。保育の質を高めていくために、実践力を高めるという観点から配置基準を考えていく必要がある。といった意見もあり、実証実験を具体化するうえでも保育現場の配置基準に関連する意見聴取は大切であると考ええる。

Appendix

1. 文献調査 A:要約
2. 文献調査 B:教育分野先行研究概要
3. 文献調査 B:介護分野先行研究概要

Appendix

1.文献調査A：要約

イギリス		ドイツ（ベルリン州）		フランス
保育所運営における制度				
(ア)担当所管	省庁	教育省（Department of Education and Skills）	連邦家族・高齢者・女性・若者省（BMFSFJ）Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）	労働・健康・社会福祉・家族省（Ministre du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles）
	実施運営機関	地方自治体	各州	・労働・健康・社会福祉・家族省（Ministre du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles） ・国民教育省（Ministère de l'Éducation nationale） ・地方自治体
(イ)保育所設置・運営における根拠法	根拠法	保育法2006年（Childcare Act 2006）	<連邦法> ・社会法典 第8巻 児童と若者の福祉（Sozialgesetzbuch（SGB）- Aechtes Buch（VIII）- Kinder- und Jugendhilfe/SGB VIII） <ベルリン法> ・児童支援法（Kindertagesförderungsgesetz/KitaFöG）	社会福祉および家族法典（Code de l'action sociale et des familles）
	根拠法の趣旨	イングラランドとウェールズにおける地方自治体およびその他の機関に対してこのものの福祉の改善、育児サービスの提供および親やその他の人々への情報提供など、このもののウェルビーイングの向上に関する権限と義務を規定している。	社会法典の第3節では、保育施設のあるべき姿や教育支援されることものの対象年齢等が規定されているが、保育士の配置基準については州法で規定されている。ベルリン州の州法の場合、社会法典同様、保育施設と家庭保育のあるべき姿や対象年齢に加え、保育時間や人員配置等の詳細が規定されている。	6歳未満のこともを対象とした保育サービスの整備について、全ての自治体が独自に策定できることを規定している。なお、フランスでは、3歳～16歳までが義務教育の期間であり、保育とは3歳未満のこともに 対する教育を指す。
(ウ)保育における方針	基本原則・考え方	子どもたちがそれぞれ異なる個性をもつ存在であり、常に学び続ける存在であることを尊重し、積極的な人との関係づくりを通じて自立することを重視している。	早期教育では、子ども達の最初の一歩を支援し、その後の教育的成功のための重要な基盤を築くことを目的としている。	保育に対する教育方針については、国民教育省が策定している教育プログラムに活動分野毎に記載されている。
	目標	保育施設において親と一貫性を確保し、このも一人ひとりの成長と学びを支援することに加え、定期的なアセスメントと振り返りを通じて、個々のニーズに応じた発達機会を提供と保育者と保護者の信頼関係を重視し、平等な機会と差別のない環境を整えることで、すべての子どもが参加できる支援を実現すること。	BMFSFJが2019年に発行した「保育施設の質を向上させ、保育施設への入所を促進するための法律（KiTa-Qualitäts- und -Teilhabeverbesserungsgesetz/KiQuTG）」に以下、保育の目標が記載されている。 ・より質の高い保育施設の増加 ・保育の質の標準化と向上 ・各州への支援 ・保育に関する法律の改正と財源拠出	国民教育省が策定している教育プログラムには以下、5つの活動分野が特定されており、それぞれの発達目標が記載されている。 ①様々な場面で言語を活用する ②身体を使った活動により、自分を表現する ③芸術的な活動を通じて、行動し、表現する ④思考を構造化するための初期段階を構築する ⑤世の中を探索する
(エ)子どもの具体的な学び	子どもの具体的な学び	0歳から5歳までのこのどもの学びと発達を支援するよう設計されている。 【主要三領域】学習の基盤となる上、人間関係の形成においても特に重要とされている領域 ①コミュニケーションと言語 ②身体的発達 ③個人的・社会的・心理的発達 【特定四領域】主要三領域を補強するとともに活動や体験を通して文化的、社会的、技術的、環境的多様性の理解を促進するための領域 ①識字 ②数学 ③生活 ④芸術とデザイン	BMFSFJが運営することものの発達における早期教育からの支援に関する情報をまとめたサイト「Frühe Chancen（早期教育の機会）」に以下、子どもの学びについて具体的な重点項目が挙げている。 ・幼児期におけるメディア教育 ・インクルージョンに関する教育 ・言語教育	

Appendix

1.文献調査A：要約

(ウ)保育における方針	イギリス		ドイツ（ベルリン州）		フランス	
	施設型保育施設	家庭型保育施設	施設型保育施設	家庭型保育施設	施設型保育施設	施設型保育施設
	・デイナーサリー 0歳から5歳のこどもを対象とし、長時間保育を提供する施設型保育所 ・私立プリスクール 2歳から5歳のこどもを対象とし、教育方針や経営理念が多様な施設型保育所 ・公立プリスクール 3歳から5歳のこどもを対象とし、公立小学校に併設されている施設型保育所	・チャイルドマインダー 自宅で少人数のこどもを保育者の自宅にて預かる個人型保育所	・保育所 3歳未満のこどもを対象とし、資格を持つ教育者によって教育支援を受ける施設 ・幼稚園 3歳以上のこどもが教育支援を受けける施設	・家庭保育 3歳未満のこどもを対象とした家庭型保育の形態	・クレッシュ 3歳未満のこどもを対象とする保育施設	
II.保育士の資格要件						
(ア)根拠法	保育法2006年 (Childcare Act 2006)	州法			幼児教育者の国家資格証書に関する 2018 年 8 月 22 日の命令 (Arrêté du 22 août 2018 relatif au diplôme d'États d'éducateur de jeunes enfants)	
(イ)保育士の資格要件	無 (ただし、レベル6以上は国家資格である教員免許の保有士を含む) 施設型保育所または家庭型保育所においてスタッフとして就業可能な最低資格要件はレベル2、またはレベル3の資格保持であり、保育者の職位に基づいて決定される。資格レベルは1から9まであり、レベル1から5は英国資格試験規制庁によって認定されている資格であり、定期的な更新が求められる ＜レベル1、2、3＞ 保育や社会福祉、医療分野に必要な知識とスキルを身に付ける資格 ＜レベル4、5＞ レベル3を保有し、既に保育士として勤務している人に対して保育や社会福祉、医療分野における管理職や専門職にキャリアアップするために必要な知識とスキルを提供する資格 ＜レベル6、7、8、9＞ 学士号以上の学位を必要とし、幼児教育および保育の専門知識とスキルの習得、保育施設でのリーダーや管理職、幼稚園や初等教育機関での教職に就くための基礎を築く資格	無			有 以下、トレーニング要件を満たした者が実務と学習を含む3年間のトレーニングを受け、幼児教育者国家試験（Diplôme d'État d'Éducateur de Jeunes Enfants(DEE)）に合格する必要がある。 ＜トレーニング受講要件＞ ・学士号を取得していること ・少なくともレベルIVの専門資格（高校卒業資格、職業訓練を経て取得する特定の職業分野におけるスキルを証明する資格、特定の職業分野での実務を経て取得できる資格等）の卒業証書、証明書、称号を保持していること ＜トレーニング内容＞ 下記を3年間を受講する ・1,500時間の理論学習 ・2,100時間（60 週間）の実践研修 上記には、理論的、方法的、応用的および実践的な教育、現代外国語の教育、ITおよびデジタル実践に関連した教育が含まれる	

Appendix

1.文献調査A：要約

イギリス					ドイツ（ベルリン州）		フランス	
III.園育施設の運営における保育者の配置基準								
(ア)施設法もしくはガイドイラン/規制	名称	Early Years Foundation Stage				・州法 ・社会法典 第8巻 児童と若者の福祉（SGB VIII） Kindertagesförderungsgesetz；KitaFöG（ベルリン州）：2005年	公衆衛生法典（Code de la santé publique）	
	発行年	2006年				社会法典 第8巻 児童と若者の福祉（SGB VIII）：1990年	1953年	
	概要	グループや規模の大きい数のこどものケアと教育を行う施設向けのフレームワークと個人で少人数のこどものケアと教育を行うチャイルドマインダー向けのフレームワークが存在する。2つのフレームワークは同様の学習と発達要件、安全と福祉要件について言及しているものの、環境の違いを考慮し資格要件、評価方法、配置基準などの内容に違いがある。 さらに施設型保育施設には配置基準の前提要件として半数の保育者がレベル2以上の保育資格を保有すること、少なくとも1人は有効な小児救急救命法（PFA）証明書（3年ごとに更新要）を持っている者が、常に保育所等内におり、外出時にはこどもに同行することが規定されている。加えて、保育士、インストラクター、チャイルドマインダー、アシスタントについても配置基準に適用するための前提要件が定められている。				児童教育者の配置基準は州法もしくはSGB VIIIで規定されている。 しかし、保育所と幼稚園の児童教育者の配置基準については、国の法律で規定されており、州法で規定されている。		フランスの公衆衛生法典とは、フランスで医療従事者が医療を行う際に遵守すべき倫理規程を定めたものであるが、保育施設についても、こどもに対するケアを行う観点で、資格保有者の配置基準が規定されている。
	(イ)園育施設の職員配置基準	こどもの年齢別の配置基準 (こども対保育士)	施設型保育施設 公立プリスクール	家庭型保育施設 こどもの数対チャイルドマインダー：3対1	施設型保育施設 【終日】こども対保育者：3.75対1 （【終日未満、半日以上】こども対保育者：5対1） （【半日】こども対保育者：7対1）	家庭型保育施設 こども対保育者：5対1	施設型保育施設 3歳未満のこどもに対しては以下、いずれかの配置基準に遵守しなければならない。 <配置基準1> ・【歩けないこどもの場合】こども対保育者：5対1 ・【歩けるこどもの場合】こども対保育者：8対1 <配置基準2> ・【全ての3歳未満のこどもに対して】こども対保育者：6対1	
		1歳						
(18カ月)								
2歳		こども対保育者：5対1						
3歳	こども対保育士：13対1	・レベル6以上の資格保有者等がこどもと直接関わり、年度中に5歳以上のこどもが多数を占めないクラスの場合：こども対保育士：13対1 ・上述でこどもと直接関わらない場合：こども対保育者：8対1		【終日】こども対保育者：9対1 （【終日未満、半日以上】こども対保育者：11対1） （【半日】こども対保育者：14対1）	—	3歳以降は義務教育に移行 （なお、国において具体的な配置基準は規定されており、1クラスに入ることができる最大人数は地方自治体で規定することができる）		
4歳								
5歳	5歳児で小学校教育に移行		【5歳から8歳】こどもの数対チャイルドマインダー：6対1 （5歳児で小学校教育に移行するため、5歳児以降は一般的に、学童や長期休暇の際に利用される）					
6歳								

Appendix

1.文献調査A：要約

イギリス		ドイツ（ベルリン州）		フランス
上記、「こども の年齢 別における 保育士の配 置基準」に おける条件 等	上記、「こども の年齢 別における 保育士の配 置基準」に おける条件 等	・少なくとも1名の保育者は、レベル3資格を保有し、2歳未満のこどもと働いた経験が十分にあること ・その他保育者の少なくとも半数は、レベル2資格を保有していること ・保育者の少なくとも半数は、乳児のケアに関する訓練を受けていること ・2歳未満のこども用の部屋がある場合、その部屋の責任者は、2歳未満のこどもと働いた適切な経験があること	9時間を超えて支援を受けるこどもに対し、追加の職員費用を支給する必要がある	—
	3歳	・少なくとも1名の保育者は、レベル6以上の資格保有者、インストラクター、または適切な資格を持つ者であること ・少なくとも1名の保育者がこどもと直接関わり、年度中に5歳以上になるこどもが多数を占めるクラスにいること（公立プリスクールは1クラスあたり最大30人の児童が定員である）	—	
	4歳	—	—	
	5歳	・レベル6以上の資格保有者、インストラクター、または適切な資格を持つ者 ・海外で訓練を受けた教師がこどもと直接関わりな い場合： ・少なくとも1名の保育者は、レベル3資格を保有していること ・その他保育者の少なくとも半数は、レベル2資格を保有していること	—	
	6歳	—	—	
	—	—	—	

Appendix

1.文献調査A：要約

保育所運営における制度		スウェーデン		アメリカ（ニューヨーク州）		シンガポール	
(ア)担当所管		学校庁（Skolverket）		保健福祉省（United States Department of Health and Human Services）		幼児期支援局（Early Childhood Development Agency）	
実施運営機関		地方自治体（Kommun）		各州		幼児期支援局（Early Childhood Development Agency）	
(イ)保育所設置・運営における根拠法	根拠法	就学前学校教育要領（Läroplan för förskolan）		<連邦法> ・ <ニューヨーク州> ・ニューヨーク社会福祉法（New York Social Services Law） ・ニューヨーク法典、規則および規制（New York Codes, Rules and Regulations）		・幼児教育施設法 （Early Childhood Development Centres Act 2017） ・幼児教育施設規則 （Early Childhood Development Centres Regulations 2018）	
		すべての子どもに質の高い教育の機会を保障し、社会の一員としての成長を促すことを目的とする法律である。また、教育の目的は、子どもたちが知識と価値観を身に付け、成長することであると規定している。本法は、1歳からの就学前教育から、成人教育に至るまでの学校制度を規定している。すべての子どもとその保護者の権利と義務を明確に定めている。		保育所運営における単一の連邦法は存在せず、州毎に具体的な規則や規定が定められている。ニューヨーク州の場合、ニューヨーク社会福祉法には0歳から12歳を対象とする幼児保育や学齢期保育を提供する保育施設に関する基本的な枠組みと原則が定められておりニューヨーク法典、規則および規制に施設別の詳細な施設要件、安全基準、プログラム内容などが定められている。		幼児教育施設法には2017年に保育法と私立教育法を統合することで制定され、保育施設における施設基準と運営基準を規定している。また、幼児教育施設規則にはライセンス取得要件、スタッフ要件、施設環境要件、料金要件など具体的な運営基準が明記されている。	
(ウ)保育における方針	基本原則・考え方	就学前学校教育要領は、1歳から5歳までの子どもを対象として、すべての子どもにとって楽しく、安全で、教育的な環境を提供することを目的とし、就学前学校の目標や教育の理念、教育者の責任を明確にしている。		ニューヨーク州教育局とニューヨーク州家庭サービス局が共同提供している0歳から8歳向けのNew York State Early Learning Guidelinesに13の基本方針が記載されている。		このものの発達を支える質の高い教育プログラムの具体的な指針や基本原則は以下、年齢別のフレームワーク毎に示されている (1) Early Years Development Framework 2023 0歳から3歳に適用される当フレームワークでは、各規則の頭文字をとり、「TCH.I.L.D」と呼ばれる5つの基本原則が定められている。 (2) Nurturing Early Learners Framework 2022 4歳から6歳に適用される当フレームワークでは、各規則の頭文字をとり、「Teach」と呼ばれる6つの基本原則が定められている。	
目標		就学前学校教育要領の2.22に「就学前教育は、子どもが自分自身や周囲の世界への理解を深めることを支える役割を担う必要がある。探求心や好奇心、遊びたい・学びたいという意欲が、教育の土台となるべきで、それらはアブ・発達・学びが一体となった、包括的な視点によって支えられることが重要である」と記載されている。		New York State Early Learning Guidelinesに以下、5つの学習領域が特定されている上、0カ月から9カ月、8カ月から16カ月、15か月から24カ月、24か月から36カ月、3歳、4歳、5歳、6歳、7歳、8歳の10段階で保育者が発達段階を確認するため、子どもに問いかけられる具体的な質問が詳細に示されている。		(1) Early Years Development Framework 2023 EYDFでは以下、4つの主要な発達領域が示されており、各発達領域に「Development Goals」という発達目標が示されている。 ・認知的発達 ・コミュニケーションと言語的発達 ・身体的発達 ・社会的・感情的発達 (2) Nurturing Early Learners Framework 2022 NELでは学習の基盤として、価値観、社会のおよび感情的な能力、そしてポジティブな学習態度の育成の3つを強調しており、これら学習の基盤を元に以下、5つの発達領域とそれぞれ「Learning Goal」という目標が設定されている。 ・美的および創造的表現 ・数的感覚、数概念 ・健康、安全および運動能力の発達 ・世界の発見、探求 ・言語とリテラシー	
子どもの具体的な学び		就学前学校では、以下の能力などを発展させる教育が多数提供されている。 ・スウェーデン語および、少数民族に属する場合の母語の習得 ・スウェーデン語および、スウェーデン語以外を母語とする場合の母語の習得 ・数学を活用し、問題に対する多様な解決策を模索し、考察し、検証する力 ・空間、時間、形態、集合、パターン、数、順序、測定、変化などの基本的な数学的概念への理解と、それを基にした数学的思考 ・自然科学の基礎的な理解、生物や植物に関する知識、単純な化学プロセスや物理現象への関心 ・科学や技術を探求し、さまざまな方法で表現し、問いを持ち、議論する力		・学習へのアプローチ ・身体的健康・運動能力の発達 ・社会的・情緒的発達 ・コミュニケーション・言語・識字能力 ・認知的発達			

Appendix

1.文献調査A：要約

(ウ)保育における方針	スウェーデン		アメリカ（ニューヨーク州）		シンガポール	
保育施設の種類の分類	施設型保育施設	家庭型保育施設	施設型保育施設	家庭型保育施設	施設型保育施設	施設型保育施設
	・就業前学校（公立、親共同組合、民間） 1歳から5歳の子どもが対象の施設型保育施設 ・公開就学前学校 0歳から5歳までの子どもが対象であり、保護者が任意の時間に訪問できる施設型保育施設	・教育的保育 保育士が自宅で数人の子どもの保育する家庭型保育施設 ・小規模保育施設 0歳から5歳の子どもを3人以上6人以下受け入れている施設型保育施設	・施設型保育センター 0歳から5歳の子どもを7人以上受け入れている施設型保育施設 ・小規模保育施設 0歳から5歳の子どもを3人以上6人以下受け入れている施設型保育施設	・グループ家庭内保育施設 0歳から5歳の子どもを7人以上12人以下受け入れている家庭型保育施設 ・家庭内保育施設 0歳から5歳の子どもを3人以上6人以下受け入れている家庭型保育施設	・乳児ケアセンター 2か月から18か月の子どもを対象とする施設型保育施設 ・チャイルドケアセンター 18か月から6歳の子どもを対象とし、長時間保育を提供している施設型保育施設 ・キンダーガーデן 3歳から6歳の子どもを対象とし、学習基盤を築くことを目的とする施設型保育施設	
II.保育士の資格要件						
(ア)根拠法	・学校法 ・就学前学校教育要領（Läroplan för förskolan） ・高等教育条例（Högskoleförordningen 1993:100） ・教師および就学前教師の教育に関する条例（Förordning (2021:1335) om utbildning till lärare och förskollärare）		なし		幼児教育施設法 （Early Childhood Development Centres Act 2017）	
(イ)保育士の資格要件	有 （就業前学校経歴のみ国家資格の取得が必要） 就学前学校には、校長、就学前学校教師、保育士の3つの職種があり、その中で就学前学校教師のみ国家資格の取得が義務付けられている。以下、それぞれの教育内容を記す。 <校長> 適切な教育と経験を身につけることが求められ、学校庁が定める校長研修プログラムを受講することが義務付けられている。 <就学前学校教師> 国家資格が必要である。資格を取得するには、以下の4つの要件を満たした上で、学校庁に資格を申請する必要がある。 ・大学において、就学前教育分野における120単位の高等教育単位を取得すること ・スウェーデン語、数学、英語、社会科、理科、技術の分野での教科研究および教授法を含む165単位の教育課程を履修すること ・教育学、子どもの発達心理学、カリキュラム理論と教授法に関する教育科学科目を60単位履修すること ・就学前学校での実習を終了すること <保育士> 高等学校の保育科における3年間の教育や成人学校での1年間の専門教育を受ける必要がある。教育内容として、子どもの発達や基本的な保育知識とスキルを学ぶ。		無		無	
	国家資格の有無 資格概要 就学前学校には、校長、就学前学校教師、保育士の3つの職種があり、その中で就学前学校教師のみ国家資格の取得が義務付けられている。以下、それぞれの教育内容を記す。 <校長> 適切な教育と経験を身につけることが求められ、学校庁が定める校長研修プログラムを受講することが義務付けられている。 <就学前学校教師> 国家資格が必要である。資格を取得するには、以下の4つの要件を満たした上で、学校庁に資格を申請する必要がある。 ・大学において、就学前教育分野における120単位の高等教育単位を取得すること ・スウェーデン語、数学、英語、社会科、理科、技術の分野での教科研究および教授法を含む165単位の教育課程を履修すること ・教育学、子どもの発達心理学、カリキュラム理論と教授法に関する教育科学科目を60単位履修すること ・就学前学校での実習を終了すること <保育士> 高等学校の保育科における3年間の教育や成人学校での1年間の専門教育を受ける必要がある。教育内容として、子どもの発達や基本的な保育知識とスキルを学ぶ。		保育士資格における根拠法は存在しないものの、NYCRR18編の416部から418部には運営者、及び保育者の主な就業要件が施設型保育センター、小規模保育施設、グループ型家庭内保育施設、家庭内保育施設の施設ごとに明記されている。運営者と保育者の就業要件が区分されているのは施設型保育センターのみであり、各職に就くために必要な資格、及び教育要件が記されている。一方で小規模保育施設、グループ型家庭内保育施設、家庭内保育施設については、運営者、保育者ともに年齢要件や実務要件などのみ設定されており、資格要件、資格要件などは明記されていない。		保育士になるためにはまず、中等教育修了試験にて規定される学術要件を満たさなければならない。そして、幼児期支援局が認定する幼児教育専門資格を取得する必要がある。さらに、取得した資格に応じて満たすべき言語要件がある。これら3要件を全て満たすことにより、幼児期支援局に保育士として登録することが可能となる。 認定資格は国ではなくPTAs（Private Training Agencies）、NIEC（National Institute of Early Childhood Development）や高等専門学校（Polytechnic）など幼児期支援局が認定する専門機関や教育機関によって発行されており、17歳から受験が可能となる。 また、保育士は対象とするものの年齢に応じて2つに分類される。3歳以下を対象とする保育士はEarly Childhood Educarer（下記、「Educarer」と記す）、3歳以上を対象とする保育士はEarly Childhood Teacher（下記、「Teacher」と記す）と呼ばれ、それぞれさらに取得した資格に応じてEarly Years 1、Early Years 2、Early Years 2C、Level 1、Level 2、Level 2Cに分類される。	
III.保育施設の運営における保育者の配置基準						
名称	学校法（Skollagen）		ニューヨーク法典、規則および規則（New York Codes, Rules and Regulations）		幼児教育施設規則（Early Childhood Development Centres Regulations 2018）	
発行年	2017年		1983年		2018年	
概要	2017年に発行され、「就学前学校の目標達成」に配置基準が記載されている。2025年6月に最新版の発行が予定されている。		違反した場合には罰則が適用される法的効力があり、施設ごとに配置基準が明記されている。すべての施設に対し、このことが常に保育士の視野内において、必要であれば保育士が介入できている距離にすることが求められているものの、施設型保育施設と家庭型保育施設では保育者の配置基準の内容が異なる。		Early Childhood Development Centres Regulations 2018（下記、「ECDC Regulations」と記す）はEarly Childhood Development Centres Act 2017が定める基本的枠組みを具体的に実施するために制定された運営基準である。0歳から6歳を対象とする保育施設は全てECDC Regulationsに沿った運営が求められており、配置基準についてはECDC Regulationsの第10章44項から49項に記載されている。	

Appendix

1.文献調査A：要約

スウェーデン			アメリカ（ニューヨーク州）			シンガポール	
(イ)保育施設 の職員配置基準	施設型保育施設		家庭型保育施設		施設型保育施設		施設型保育施設
	施設型保育センター		小規模保育施設		グループ型家庭内保育施設		家庭内保育施設
	—		—		—		—
	—		—		—		—
	—		—		—		—
	—		—		—		—
	—		—		—		—
	—		—		—		—
	—		—		—		—
	—		—		—		—
1歳	役職等の具体的な配置基準は示されており、以下グループの適正な人数について推奨基準が示されている。		6週間から12歳の場合： こども対保育者：5対1		6週間から2歳の場合： こども対保育者：2対1		こども対保育士：5対1
(18カ 月)	・1歳から3歳の場合、グループは6人から12人が望ましい		2歳から12歳の場合： こども対保育者：6対1		6週間から4歳の場合： こども対保育者：6対1		こども対保育者：12対1 (プログラム中の場合はこども対保育士：8対1、屋外の場合はこども対保育士：6対1)
2歳	・4歳から5歳の場合、グループは9人から15人が望ましい		こども対保育士：5対1		2人以上が5歳以上の場 合： こども対保育者：8対1		こども対保育士：8対1
3歳							こども対保育者：18対1 (プログラム中の場合はこども対保育士：12対1、屋外の場合はこども対保育士：9対1)
4歳							こども対保育者：20対1 (プログラム中の場合はこども対保育士：15対1、屋外の場合はこども対保育士：10対1)
5歳							こども対保育者：25対1 (プログラム中の場合はこども対保育士：20対1、屋外の場合はこども対保育士：13対1)
6歳	6歳児で義務教育に移行 (学校法に基づき、こどものグループは適切な構成と人数を持たなければならないが具体的な配置基準は規定されていない)		6歳児で小学校教育に移行				こども対保育者：30対1 (プログラム中の場合はこども対保育士：25対1、屋外の場合はこども対保育士：15対1)
上記、「こ どもの年 齢 別における 保育士の配 置基準」に おける条件 等	—		最大グループサイズ（1つ のクラスやグループに所属 できるこどもの最大 数）：6人		—		保育時間内にこどもが施設にいる場合： ・ Child First Aid Accreditation（児童応急手当認定者）取得者が少なくとも3人いること。なお認定期間が有効であること。 ・ その内1人は園長不在時に主要監督業務を行うよう任命された保育士であること
(6週間)			最大グループサイズ：8人		前置要件として2歳未満のこどもは同時に2人までしか受け入れることはできず、保育士資格を取得途中の者を雇用した場合、監督する保育士が常時就く必要がある		保育時間外にこどもが施設にいる場合： ・ 少なくとも2人保育者が常駐していること ・ その内1人は保育士であること ・ その内1人はChild First Aid Accreditation（児童応急手当認定）取得者であること。なお認定期間が有効であること。
1歳							
(18カ 月)							
2歳			最大グループサイズ（1つ のクラスやグループに所属 できるこどもの最大 数）：12人				
3歳			最大グループサイズ：18人				
4歳			最大グループサイズ：21人				
5歳			最大グループサイズ：24人				
6歳			—				

Appendix 2.文献調査B:教育分野先行研究概要

教育分野の調査研究について①

少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究の現状について 1/2

(1) 研究内容

背景: 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。

目的: 令和4年度から7年度にかけて、少人数学級及び外部人材の活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果、教師に与える影響等について実証的な調査研究を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

調査観点: ①少人数学級の効果、②外部人材の活用の効果

- ・複数年度にわたる累積的な効果の検証
- ・児童生徒について、学力のみならず、社会情動的スキルなどに係る多角的な影響を検証。その際、心理学に係る専門的な知見を用いて、体系的に調査・分析。
- ・児童生徒への影響のみならず、その過程にある教師への影響（指導方法・学級経営、心理的影響、働き方等）などについても調査・分析。

調査手法: 以下の通り

①【学力】地方公共団体独自の学力調査（※）の結果を活用

②【社会情動的スキルや教師への影響関係】質問紙調査を実施(1)児童生徒（約72.2万件）、(2)教師（延べ6.6万件）、(3)保護者（約40.7万件）、(4)教育委員会

児童生徒と教師は一人一台端末を用いて回答、保護者は自らの携帯電話等を用いて回答

※調査全体像は後述のとおり

調査対象: 政令市や中核市を含む一定数の地方公共団体

調査期間: 令和4年～7年度

令和4年、5年に調査実施、令和6年度の結果を見つつ調査継続、令和7年度とりまとめ

※調査実施中

調査項目: 調査対象と調査項目は後述のとおり

分析手法: 多変量解析

出所: 少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究の現状について 令和6年3月文部科学省初等中等教育局財務課

教育分野の調査研究について①

少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究の現状について 2/2

(2) 研究から得られる示唆

設計

- ・ 施策の実施少人数学級と外部人材の影響を児童に対する影響と教師に対する影響でみる観点
- ・ 児童に対する影響（学力・社会情動的スキル・学校への適用）及び教師に対する影響（指導方法・学級運営、心理的影響、働き方）と影響の観点を整理している
- ・ 主な調査対象は児童と教員だが、関連する調査対象として保護者と教育委員会に調査を実施している
- ・ 調査趣旨を考慮し、調査期間を4年間とし、3年目で中間評価的なポイントを設けている

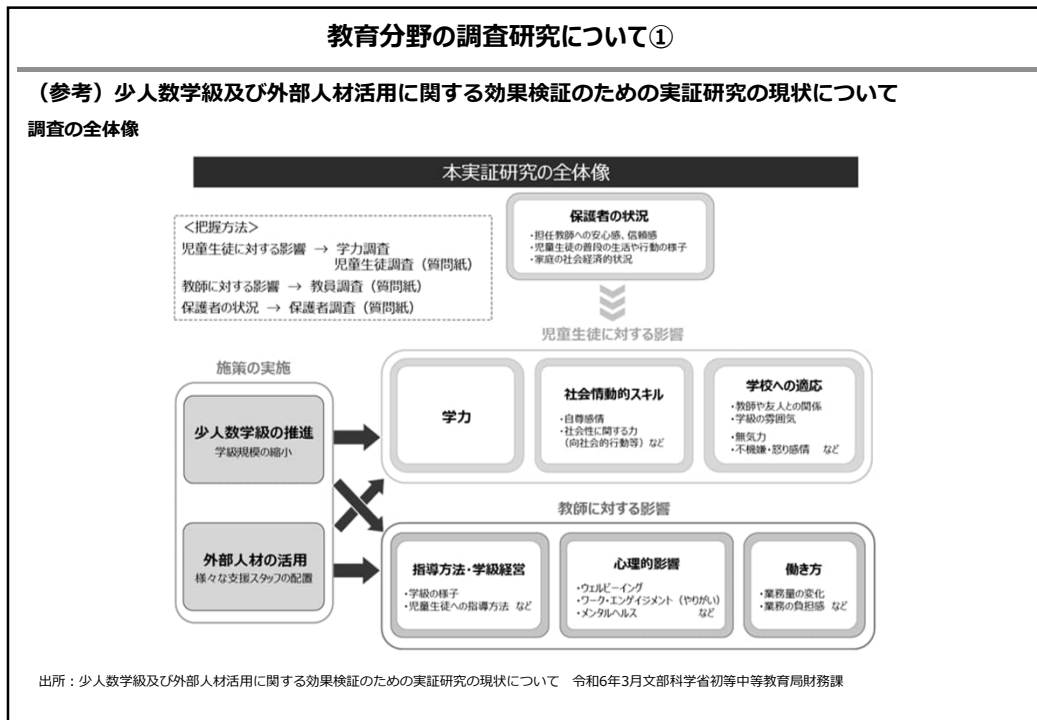
調査手法 ・ 分析

- ・ 横断研究（1年目、2年目、3年目の定点）4年目にまとめを実施。
- ・ 質問紙調査
- ・ 多変量解析
- ・ 上記設計時に多変量解析の分析イメージを検討している。児童に対する影響を例とし、影響する要因の仮説を立てている。

- ・ 本調査研究からは、調査研究の設計（全体図、対象者、期間）や調査手法の考え方が参考となる
- ・ 施策の影響を児童に対する影響、および教師に対する影響を見る点や影響する観点も参考となる
- ・ また、調査対象と関連する調査対象者として保護者、教育委員会を入れており、どの範囲までを調査対象とし、主となる調査対象との関係や影響する人・機関を考慮している

出所: 少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究の現状について 令和6年3月文部科学省初等中等教育局財務課

Appendix 2.文献調査B:教育分野先行研究概要



教育分野の調査研究について①

(参考) 少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究の現状について

調査対象と調査項目

質問紙調査について①		
	調査対象	主な質問項目
①児童生徒調査	調査対象の地方公共団体が所管する 公立の小中学校等に在籍する 小学校4年生～中学校3年生の児童生徒	・所属する学年、学級等の基本情報 ・社会情動的スキル(自尊感情 等) ・学校への適応(教師や友人との関係 等) ・受けている授業の指導方法や学習状況 等
②教員調査	調査対象の地方公共団体が所管する 公立の小中学校等に勤務する常勤の教師 (校長、副校長・教頭、栄養教諭、養護教諭は除く)	・学級の様子や指導、学級経営の状況 ・メンタルヘルスや業務の負担感 等
③保護者調査	児童生徒調査の対象となる児童生徒の 保護者	・児童生徒の学年、学級等の基本情報 ・児童生徒の普段の生活や行動の様子 ・家庭の社会的経済状況 等
④教育委員会調査	調査対象の地方公共団体の教育委員会	・各地方公共団体における独自の 少人数学級の実施の有無 ・支援スタッフの配置人数及び配置時間 等

出所：少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究の現状について 令和6年3月文部科学省初等中等教育局財務課

Appendix 2.文献調査B:教育分野先行研究概要

教育分野の調査研究について①	
AI的手法を用いた子育て支援システムの研究 科学研究費助成事業 東京大学・大学院情報理工学系研究科 中田登志之教授	
(1) 研究内容概要	
背景: 日本の統計では、保育士のストレスレベルが非常に高いことが示されている。最も一般的な18の職種の中で、過労やストレスの影響が大きい上位6つの職種に、教育・学習支援が挙げられている。 目的: なぜ、教育・学習支援部門の過労・ストレス率はこんなにも高いのかについて、調査を行った。日本の保育士のストレスや疲労に影響を与える人的要因に焦点を絞り調査を行った。 調査手法: アンケート調査（基本属性の取得、性別、年齢、体重、身長、作業日等）Garmin社のスマートウォッチ（ストレス測定）、オムロン社のアクティブスタイルプロHJA-750C（疲労度の測定） 調査対象: 東京都内の7つの保育園で働く36人の保育士※ 個人情報保護に関する同意書への署名を用地得ている。 調査期間: 科学研究費期間2018年～2020年 介入調査は2019年に実施 ※調査の明確な期間が不明 調査項目: 幼稚園の教師の基本属性、労働スケジュール（作業日等）、ストレス（心拍数の変動に基づいてストレスを判定、安静、低・中・高ストレス）と疲労（総消費カロリーと基礎代謝率を測定 ※毎日の総消費カロリーと基礎代謝率の割合から疲労度を算出）活動に関する実時間データ 分析手法: 機械学習手法により、統計におけるt-testを用いた回帰モデルを構築 結果: 木曜日と金曜日に働くことは、疲労度とストレスの両方に影響を与えるという結論に至った。土曜日の出勤は疲労度とストレスのどちらにも影響しないが、日曜日の出勤は疲労度には影響しないが、ストレスには影響する要因である。性別、体重、身長は影響を与える要因としては現れない。30歳以下の人は、他の人よりもストレスを感じやすい。	
(2) 研究から得られる示唆	
設計	- アンケート調査と測定機器を用いて実施した調査であり、計測機器はスマートウォッチと活動量計で価格や入手手法のハードルが低い手法で実施している - 調査対象は、幼稚園の教師のみに限定を行い実施をしている - 調査項目は、幼稚園の教師の基本属性とストレスと疲労度を測定し、ストレスと疲労度は、計測機器からのデータを機械学習のモデルを組み、分析結果を出している - ストレスと疲労度は、勤務日、休暇日、および勤務日の中の曜日、および年齢、性別で示している
- アンケート調査と計測機器のデータを用いての設計の参考となる。 - 計測機器で取得できるデータは、変更できないため、計測機器を使う場合、計測機器の信頼性、データの妥当性の確認が必要 - ヒアリング調査で本調査研究についてヒアリングを実施したため、具体はヒアリング調査のまとめに記載した	
出所: AI的手法を用いた子育て支援システムの研究 令和2年 東京大学・大学院情報理工学系研究科 科学研究費助成事業	

教育分野の調査研究について①	
幼稚園教諭における作業負担 –タイム・スタディの結果から 文部科学省科学研究費補助金 中部大学・生命健康学部 堀憲秀教授	
(1) 研究内容概要	
背景: 保育園に勤務する保育士において、約30年以前から腰痛や頸肩腕障害など筋骨格系疾患が多発していることが報告されてきたが、幼稚園教諭の労働負担に関する報告は少ない。また、私立幼稚園での調査はあまりみあたらない。私立幼稚園では方針にもとづいた保育がなされており、公立以上に仕事の多様性を有している。 目的: 公立および私立幼稚園に勤務する教諭の作業内容・作業姿勢・動作を記録し、姿勢分布等を解析することで、幼稚園教諭における労働負担を把握し、軽減を考えるための基礎資料とすべく調査を実施した。 調査手法: 幼稚園教諭の1日の作業をビデオ撮影を実施。 調査対象: 愛知県内の公立幼稚園（1園）の4名の教諭、私立幼稚園（2園）の8名の教諭 調査期間: 科学研究費期間2005年～2006年 介入調査は公立幼稚園は2004年9月、私立幼稚園は2005年1月 調査項目: 1日の作業内容（合計・公立・私立）、1日の姿勢分析（全体・公立・私立）、時間帯別にみた作業姿勢分析（全体） 分析手法: 後日ビデオ撮影を再生し、20秒ごとのスナップリーディング法で解析した。 結果: 幼稚園教諭の労働負担、とくに運動器負担を考えるため、公私立幼稚園教諭においてタイムスタディを実施した。その結果、幼稚園教諭では、立位時間が勤務時間の約半数を占め、しゃがみ・膝立ちなど不安定姿勢も約2割の時間、観察された。立位姿勢や不安定姿勢は、時間帯によって異なり、園児在園時により多く出現した。結果には、示さなかったが、園児在園時の椅子出現割合は、教諭によって異なり、個別の状況を確認することで、作業改善のヒントが得られる可能性が示唆された。	
(2) 研究から得られる示唆	
設計	- 調査項目の1日の作業内容の分類は、参考となる。室内保育、屋外保育、食事準備・かたづけ、介助作業、保育準備、事務、清掃、バス送迎、休憩等個人時間、その他で分類している。また、1日の作業姿勢は、立位、立位片足立ち、立位前傾、しゃがみ、膝立ち、床座、正座つま先立ち、椅座、その他と分類していた。 - 分析は、1日の作業内容、作業姿勢及び時間帯別の作業姿勢について実施している。 - スナップリーディング法とは、ビデオから一定間隔で抽出した静止画像を分析して作業姿勢を評価する方法で、作業中の姿勢を評価することで、身体にかかる負担を把握し、作業改善につなげることができる。
- タイムスタディの実験で調査項目として作業内容の分類、作業姿勢の分類は参考となる。また、調査対象を公立、私立としていたが、施設種別や子どもの年齢などを含めて調査対象をどのようにしていくか、検討の参考になる - 本調査研究では、労働負担、特に運動器負担に着目して分析をしているが、タイムスタディ調査の目的に応じて、同じ調査手法の実施でよいのか、検討が必要となる。	
出所: 幼稚園教諭における作業負担 平成19年 中部大学・生命健康学部 文部科学省科学研究費補助金	

Appendix 2.文献調査B:教育分野先行研究概要

教育分野の調査研究について①

学級規模が授業中のフィードバックに及ぼす影響の即時的かつ継続的計測による実験研究 1/2 科学研究費助成事業 国立教育政策研究所・初等中等教育研究部 山森光陽総括研究官

(1) 研究内容概要

背景：授業中に教師が児童に対して行うフィードバックは、学級が小規模である方が実施しやすく、このような学級で過去の学力が低かった児童の後続の学力を高める効果、学力の底上げが見られることが明らかになりつつある。小規模学級の方が教師と児童間相互交渉が実施しやすいのと考えられる。

目的：授業を受けた学習者全員を、また授業時間全体を対象として、学級規模による授業中の児童の課題従事行動と、教員の児童に対する関わりの違いを検討すること。

調査手法：各学級に対して同一指導案による2時間の実験授業を実施（同一の学習内容、指導案、単元評価基準を事前に協議し作成）し、ビデオカメラの設置により机間指導の状況を把握、ウェアラブルセンサで課題従事行動を把握（日立製作所ヒューマンビッグデータ収集分析システムの名札型センサを児童全員と教師に着用）。

調査対象：小学校第4学年の児童を対象に、2学級で実験授業を実施。対象教科は社会。1組（35人学級）を10人、20人に編制、2組（32人学級）を15人、20人に編制

調査期間：2017年2月 連続した2日間で実施

調査項目：課題従事行動の把握（授業中の児童の揺れの周波数）、机間指導の状況の把握（児童が受けた机間指導の回数）

分析手法：課題従事行動の把握は、60秒ごとの平均周波数を用い、実験学級ごとに各児童の各時点における計測値を標準得点化し、平均の分布を実験学級ごとに比較。机間指導の状況の把握は、動画データを教育心理学の専門の大学教員が視聴し、合議の上児童が教員による机間指導を受けた回数を計測した。

結果：学級規模が大きいくほど、他の児童と比べて授業中の身体運動が逸脱する児童が多くなることと、学級規模が教師の机間指導の実施に与える寄与は比較的大きいことが示唆された。課題従事行動においては、学習集団規模や学級規模が一定以上の条件で、身体揺れ、すなわち動きがなく、課題従事を含む各種行動をとっている時間が少ない児童が出現する可能性があり、学級規模が大きくなると、課題従事行動とは言えないような大きな身体動きをとる児童が出現する可能性がある。机間指導を受けた児童のわがりの学級規模による違いを検討した結果、その割合と学級規模との間には一定の関係は見られなかったが、各児童が机間指導を受けた回数の分散に対する学級規模、教師、児童の各要因の寄与の大きさを検討するために、分散成分を推定し、その割合を求めた結果、児童要因が最も大きかった。教員の違いに関わらず、机間指導を受けやすい特定の児童が存在することを示していると考えられる。一方、学級規模要因も児童要因と同程度の割合であり、学級規模が教師の机間指導の実施に与える寄与は比較的大きいことも示唆された。

出所：学級規模が授業中のフィードバックに及ぼす影響の即時的かつ継続的計測による実験研究 平成29年 国立教育政策研究所・初等中等教育研究部
科学研究費助成事業

教育分野の調査研究について①

学級規模が授業中のフィードバックに及ぼす影響の即時的かつ継続的計測による実験研究 2/2 科学研究費助成事業 国立教育政策研究所・初等中等教育研究部 山森光陽総括研究官

(2) 研究から得られる示唆

設計

- 調査手法の、既存の学級サイズを少人数学級に編制して行う実証実験の調査手法（小学校第4学年の児童を対象に、2学級で実験授業を実施。対象教科は社会。1組（35人学級）を10人、20人に編制、2組（32人学級）を15人、20人に編制）
- 調査項目として課題従事行動の把握（授業中の児童の揺れの周波数）、机間指導の状況の把握（児童が受けた机間指導の回数）を設定して学級サイズを検討したこと
- 分析手法として、各調査項目に対して分析手法を分け、各結果を総合的にみてまとめ・考察を実施していること。課題従事行動の把握は、60秒ごとの平均周波数を用い、実験学級ごとに各児童の各時点における計測値を標準得点化し、平均の分布を実験学級ごとに比較。机間指導の状況の把握は、動画データを教育心理学の専門の大学教員が視聴し、合議の上児童が教員による机間指導を受けた回数を計測した。

- 学級規模による授業中の児童の課題従事行動と、教員の児童に対する関わりの違いについて、児童要因や学級規模要因が関係する可能性の示唆を導いている。過去の研究から仮説を立て、教室と児童間の相互交渉に着眼点を置き、課題従事行動や授業参加及び教員の児童に対する関わりの違いを調査項目として設定している観点が参考になる。
- 既存の学級サイズを少人数学級に編制し、同一の学習内容、指導案、単元評価基準を事前に協議し作成した内容を行い、その結果を示している。実証実験の調査手法は参考となるが、保育の現場を考えた際に、同様の調査手法を取ることが現実的に可能かを検討する必要がある。
例）同一の保育の提供、こどもの年齢を考慮した少人数学級の編制、児童の行動の把握のために各園児にウェアラブルセンサを装着する等

出所：学級規模が授業中のフィードバックに及ぼす影響の即時的かつ継続的計測による実験研究 平成29年 国立教育政策研究所・初等中等教育研究部
科学研究費助成事業

Appendix 2.文献調査B:教育分野先行研究概要

教育分野の調査研究について①

「クラスサイズと学業成績および情緒的・行動的問題の因果関係」 1/2 浜松医科大学子どもこころの発達研究センター 伊藤大幸特任助教

(1) 研究内容概要

背景: 教育政策や学校運営の在り方を論じる上で、クラスサイズ(学級の人数)が児童生徒の学業成績や情緒的・行動的問題に与える影響は中心的な論点の1つだが、OECD加盟国の中でも、わが国の小中学校におけるクラスサイズは大きいという現状がある。
目的: 学業成績(国語および算数・数学)に加え、情緒・行動的問題に対するクラスサイズの影響を検討する。
調査手法: 学業成績の測定には、教研式標準学力検査を使用し、対人関係、向社会的行動、ソーシャルサポート、メンタルヘルスの測定では、アンケート調査を実施した。(縦断研究のデータを分析に用いている)
調査対象: 1つの中規模都市の小学校9校、中学校4校(計11,702名、のべ45,694名、1,308クラス)。小学4年生から中学3年生
調査期間: 継続中のコホート研究プロジェクトの一環 2007年～2015年までの計9回の調査
調査項目: 学業成績、対人関係、向社会的行動、ソーシャルサポート、メンタルヘルス
分析手法: 調査年度ごとのクラスサイズと学業成績及び情緒的・行動的問題の横断的な研究を検討した。学業成績は、前年度のクラスサイズとの関連を検証した、情緒的・行動的問題は、9月の測定値と当該年度のクラスサイズの関連を検討した。9年分の調査データについて、個人レベル、クラスレベルをクラスター変数とする交絡分類モデルに基づいた分析を実施。統計ソフトウェアMplus7.31の交差分類モデルオプションを使用し、マルコフ連鎖モンテカルロ法に基づくベイズ推定によりパラメータを推定した。
結果: クラスサイズに関する観察的研究の障壁となってきたデータの階層性と要因の交絡という2つの方法的問題を解決し、クラスサイズと学業成績、および情緒的・行動的問題の因果関係を検証した。クラスサイズの拡大は、(a)学業成績を低下させること、(b)教師からのサポートを減少させること、(c)友人からのサポートや向社会的行動の減少をもたらすこと、(d)抑うつを高めることが示された。こうした影響の広さから、クラスサイズは学級運営上、重大な意味を持つ変数であることが示された。単一都市における検証であったが、平均的な中規模都市のすべての小中学校を対象としたものであり、サンプルの選択バイアスにおけるクラスサイズは、21～42人の範囲であり、20人以下の少人数学級に知見を一般化することは難しい。今後他の地域でもデータを集積し、知見の一般化可能性を確認する必要がある。

出所: クラスサイズと学業成績および情緒的・行動的問題の因果関係 平成29年 浜松医科大学子どもこころの発達研究センター

教育分野の調査研究について①

「クラスサイズと学業成績および情緒的・行動的問題の因果関係」 2/2 浜松医科大学子どもこころの発達研究センター 伊藤大幸特任助教

(2) 研究から得られる示唆

- | | |
|----|--|
| 設計 | <ul style="list-style-type: none">9年の縦断研究のデータから学業成績(国語および算数・数学)に加え、情緒・行動的問題に対するクラスサイズの影響を分析している。また、以下に示す通り、実験的介入以外の方法で、外部変数の交絡を防ぐ工夫をうけている。そしてデータの階層性にも留意して分析を実施している。 |
|----|--|
- 実験的介入以外の方法で外部変数の交絡を防ぐ工夫を用いている。
例) 法的なクラスサイズ上限が40人である場合、その上限にのみ基づいてクラス編成が行われれば、学年の人数が40人ならクラス数は1、41人ならクラス数は2で、クラスサイズの平均は20.5になることが予測される。この予測値を道義的変数として利用する。原理的に、学校規模(学年ごとの人数)以外の外部変数との交絡を完全に統制することができるため、一種の自然実験(人為的にランダム割付を行わないものの、独立変数がほぼランダムに決定されているデザイン)とみなすことができる。本研究でも、学年ごとの人数によってのみクラスサイズが決定されている学校を調査対象とすること、学校の裁量に起因する交絡の問題を回避している、社会経済的背景、教育熱心等の外部変数との交絡だけでなく、学業成績や情緒的・行動的問題からクラスサイズへの逆方向の影響の発生(例:成績が低い学年だから、小さいクラスサイズで編成する)も防ぐことができる。
 - また、本研究ではデータの階層性についても言及している。小学校の場合、学校で収集されるデータは、複数の個人が1つのクラスに組み込まれ、複数のクラスが1つの学校に組み込まれているという階層構造がある。クラスサイズ研究におけるリサーチクエッションは、クラスサイズが平均的に大きい(小さい)学校の特徴を知ることではなく、クラスサイズが大きい(小さい)クラスの特徴を知ることにあるため、学校間効果ではなく、学校内効果が本来の関心の対象となる。データの階層性を適切に考慮した分析により、学校間効果と学校内効果を分離して推定する必要がある。本研究では学年ごとの人数によってのみクラスサイズが決定されている学校を調査対象とする自然実験デザイン手法と取っている。次にマルチレベルモデルの一種である交差分類モデルを用いている。そして、学校内中心化により学校間変動を除外することで、クラスサイズの純粋な学校内効果を検証するとともに、学校規模との交絡を回避している。

出所: クラスサイズと学業成績および情緒的・行動的問題の因果関係 平成29年 浜松医科大学子どもこころの発達研究センター

Appendix 2.文献調査B:教育分野先行研究概要

教育分野の調査研究について①	
担任学級のクラスサイズの変化が教師が行うフィードバックに与える影響 文部国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 山森光陽統括研究官	
(1) 研究内容概要	
背景：クラスサイズが教師の指導方法に与える影響については一部の支持する知見があるものの、一貫した結論には至っていない。また、特にクラスサイズの変化がフィードバックに与える影響を実験的に検討した研究は不足している。これにより、クラスサイズの変化と教師のフィードバック行動の関係を明確にする必要がある。 目的：担当学級のクラスサイズの変化が教師の行うフィードバックに与える影響を明らかにすることである。 調査手法：2年間で同様の集団を担当した（学年持ち上がり）教員を対象とした調査データを分析し、1年目と2年目でのフィードバックの実施状況がクラスサイズの増減によって異なるかを検討する。 調査対象：山形県内の小学校のうち、条件のあてはまる47校50名の学年持ち上りをした教諭を対象とした。 調査期間：記載なし 調査項目：各学年の年度末に実施した1年間の国語の授業における以下に挙げた項目に関する実施の頻度。(1) 単元テスト返却時における目標に対する達成状況の提示 (a)、(2) 個別に課題に取り組む、(3) 小集団で課題に取り組む、(4) 学級全体で取り組む、(5) 宿題の返却、(6) 小テストの返却の各機会におけるフィードバック内容 (b) 正誤や得点、(c) 考え方や正誤の理由を説明)。回答は4件法で求めた。 分析手法：各教員の1年目のクラスサイズが1年目の実施頻度に与える影響と、1年目と2年目のクラスサイズの差が2年目の実施頻度の変化に与える影響を推定した。モデル推定は時点レベルと教師レベルで求めた。 結果：担任学級のクラスサイズが大きくなった教師にとっては、単元テスト返却時における目標に対する達成状況の提示、学級全体で課題に取り組む機会での考え方や正誤の理由を説明するフィードバック、宿題の返却や小テストの返却の機会での正誤や得点のフィードバックが実施しにくくなる。	
(2) 研究から得られる示唆	
設計	- 調査対象：特定の条件を満たす学校を選定している（例、学年持ち上がり）。 - データ収集：学年度末の授業におけるフィードバックの実施頻度を調査している。フィードバックには、目標に対する達成状況の提示、個別や小集団での課題取り組み、宿題や小テストの返却時のフィードバックなどを含む。 - 分析モデル：クラスサイズの変化がフィードバックの実施頻度に与える影響を分析するためのモデルを構築する。時点レベルと教師レベルの2つのレベルで分析を行う。クラスサイズの平均やその変動を考慮し、フィードバックの実施状況の変化を推定する。
クラスサイズの変化と指導行動の関係を分析するための多層モデル（時点レベルと教師レベル）を用いることで、複雑な関係性を統計的に検証する方法は参考となる。	
出所：担任学級のクラスサイズの変化が教師が行うフィードバックに与える影響 令和2年 文部国立教育政策研究所 初等中等教育研究部	

教育分野の調査研究について①	
クラスサイズ及び達成目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度による2年間にわたる学力の変化の違い 1/3 文部国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 山森光陽統括研究官	
(1) 研究内容概要	
目的：クラスサイズ及び達成目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度による、小学校第4,5学年の2年間にわたる社会科の学力の変化の違いを検討すること。 調査手法：標準学力検査の結果に基づく児童個別の結合パネルデータと、学校調査によるデータを用いて2年間の学力の変化の違いをみる 調査対象：2013年度、2014年度の標準学力検査データ、学級担任を対象とした調査の両方の結果が得られた52校から、2年間の学年学級数が異なる2校を除く50校、対象児童数1,672名 調査期間：－ 調査項目：標準学力検査、クラスサイズ、学年学級数、達成目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度及び学級担任の状況学校調査 分析手法：第4、5、6学年開始後の標準学力検査の結果を児童個別の結合パネルデータに、第4、5学年時のクラスサイズ、目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度を連結したパネルデータのうち、第4学年、第5学年の2年間の、過去と後続の学力の違いに対するクラスサイズ、目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度、及びこれらの交互作用の影響を、児童、クラス、学校の3レベルを仮定したマルチレベルモデルによる分析を行った。 結果：第4、5学年の2年間で見ると、在籍したクラスサイズが小さく、かつ目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度が高い学級担任による指導を受け続けた場合、過去の学力が相対的に低い児童については、これ以外の場合の児童と比べて後続の学力が高いことが示された。	
出所：クラスサイズ及び達成目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度による2年間にわたる学力の変化の違い 令和3年 文部国立教育政策研究所 初等中等教育研究部	

Appendix 2.文献調査B:教育分野先行研究概要

教育分野の調査研究について①	
クラスサイズ及び達成目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度による2年間にわたる学力の変化の違い 2/3 文部国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 山森光陽統括研究官	
(2) 研究から得られる示唆	
背景	クラスサイズと学習者の学力・教師の指導方法 ・クラスサイズが小さいことが学力の高さにつながるかという問いに対し、国内外の実験研究と自然実験デザインを中心とした調査研究による知見が蓄積されている。その蓄積をもとに「クラスサイズ」について知見を整理している。結果として、クラスサイズが小規模であることが学習者の学力に与える効果は調査研究と比較して実験研究の方が高めに見積もられているものの、その効果は正であるが小さいと言える。 ・学習者個人の単位でも過去の言語・読解の学力が低いとサイズの小さいクラスの方が後続の学力が高まると記している。 ・教師の指導方法は、国内外の大規模調査データの分析や授業観察による先行研究が蓄積されている。その中の生徒の学習歴等に関する大規模横断調査のデータセットを分析した結果は、教師一人当たりお生徒数が多いほど授業時間全体に対する実質的に指導に充てる時間が少なく、生徒に対する個別指導にかかる時間が少ないことも示唆されている。
	教育心理学におけるクラスサイズ研究 ・クラスサイズが学習者や教師に与える影響は先行研究で一定程度明らかになっているものの、適切な教育環境や指導過程の議論に発展させられるような知見群は得られているとはいいがたいとしている。そのため、クラスサイズを規定することで教室当たりの児童生徒数と教師の指導が学習者に与える影響を今後明らかにすることが求められている。
	達成目標の提示と達成状況のFBの頻度に着目する意義 ・クラスサイズが小さい方が教室における学習者に対する個別指導が多い背景には、教師の授業の進め方は認知負荷の影響を受けるため、授業中の教室内の学習者が少ない方が教師の処理すべき情報が少なくなると考えられている。特に、低学力の学習者に対する学力の向上に効果的であるとしている。
出所：クラスサイズ及び達成目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度による2年間にわたる学力の変化の違い 令和3年 文部国立教育政策研究所 初等中等教育研究部	

教育分野の調査研究について①	
クラスサイズ及び達成目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度による2年間にわたる学力の変化の違い 3/3 文部国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 山森光陽統括研究官	
(2) 研究から得られる示唆	
背景	クラスサイズ研究における調査対象期間・対象教科 ・クラスサイズが小さい方が学習者の学力に与える効果が正であるものの、影響が小さいことが先行研究で示されている背景の一つに調査対象期間が短いことがあげられる。数年間にわたる経時的な調査が求められている。 ・また、先行研究が対象とした教科は日本の国語に相当する教科や算数・数学のみであり限定的である。他の教科も対象としてクラスサイズの研究が必要である。
	・先行研究で比較検討で利用している国内外の調査研究は、国際的にも主要な実験研究や調査研究であることが推察される。そのため、本研究の背景にあたる先行研究レビューを確認することで、クラスサイズに係る今後の実証方法を検討する上で参考になる。 ・その中でもTable1とTable2で、国内外の論文による「クラスサイズによる学力の違い」を示している。強化に応じた学力の違いをしめすために、「クラスサイズの比較」や「平均クラスサイズ」を比較しており、国や学齢によってクラスサイズの基準は異なる前提はあるものの参考になる。 ・本論文でクラスサイズは学習者の学力・教師の指導方法に関しては影響があるとされているものの、適切な教育環境や指導過程、調査対象期間、対象教科などは明確な知見が得られていないことが分かったため、今後の実証における留意点としてあげられる。
出所：クラスサイズ及び達成目標の提示と達成状況のフィードバックの頻度による2年間にわたる学力の変化の違い 令和3年 文部国立教育政策研究所 初等中等教育研究部	

教育分野の調査研究について①

小学校の学級経営を対象としたAI活用による教師支援手法の開発 1/2

科学研究費助成事業 信州大学 佐藤和紀准教授

(1) 研究内容概要

背景: 学級経営がうまくいかない場合、下駄箱の整理整頓が不徹底になることが知られているが、学級経営に関する体系的な理論は教員養成課程で十分に教えられておらず、教師の成功体験に依存している。最近の教師の多忙さやベテラン教師の退職により、学級経営の知識や技能の伝承が困難になっている。COVID-19 の休校に伴って、文部科学省が示している GIGA スクール構想が前倒しとなり、令和2年度中にすべての児童が1人1台の情報端末が整備されることとなったが、導入後の情報端末の活用は困難が予測される。若手教師には軽い発達障害や不定愁訴等を見抜きにくいことによって、学級経営の困難となり安易な離職につながっている。

目的: 小学校において1人1台の情報端末、IoT、AIを活用した学級経営の支援が可能な場面を調査した上で、支援方法を開発し、実践を通して評価を行うことが目的である。

調査手法: 協力を得た教師に対して、オンラインでシステムの概要および実践の手順を説明の上、実践期間中に児童のエピソード記録をクラウド上のGoogleスプレッドシートに整理して入力するように依頼した。実践の手順は次のように依頼した。(1)教師または係児童が、毎朝、児童の登校が完了した時点で下駄箱の写真を撮影する(2)撮影した写真をGETASONに読みませた上で判定を学級全員で伝える(3)GoodおよびBadの一週間のデータをグラフ用紙等に記入して、誰もがいつでもデータの推移が見られるよう、教室内に掲示する。

*使用したシステム「GETASON」について

IBMCloud で提供されているサービスを利用し、AI のライブラリ「WatsonVisualRecognition」を、フローベースのプログラミングツール「Node-RED」と連携させて、Web アプリケーションとして開発した。スマートフォンで下駄箱を撮影し、ファイルの選択を押し、撮影した写真を選択し、読み込んだ後に「数字が示されたボタン」を押すことで判断される。

調査対象: 小学校8学級(2年1学級、3年1学級、4年1学級、5年2学級、6年3学級)

調査期間: 2020年5月下旬から6月下旬の1週間

調査項目:

【システムによる判定】学級の下駄箱全体の画像の画像認識

【教師への質問紙調査】AIを用いた場合、学級経営は部分的に改善すると思うAIを用いた場合、部分的に改善されたことを通して、他の場面でも改善が見られると思うAIを用いた学級を改善するための活動を、児童は意欲的に取り組むと思うAIを用いた学級を改善するための活動に取り組むことを通して、児童は学級への協力的な態度形成に繋がると思う

分析手法: システムによる分析システムが判定した確信度(Good結果およびBad結果)、教師への質問紙調査平均点、標準偏差を算出した上で、対応のあるt検定を実施。

出所: 小学校の学級経営を対象としたAI活用による教師支援手法の開発 令和5年 信州大学 科学研究費助成事業

教育分野の調査研究について①

小学校の学級経営を対象としたAI活用による教師支援手法の開発 2/2

科学研究費助成事業 信州大学 佐藤和紀准教授

(1) 研究内容概要

結果: GETASONが算出したAとBの判定結果(確信度)の8クラスの5日分のデータの平均を算出し、その推移を図6に示したGood(菱形の折れ線グラフ)は、1日目には84.6%だったが、5日目は90.3%だった、Bad(正方形の折れ線グラフ)は、1日目には27%だったが、5日目は9.3%だった。また、教師7名の学級における児童のエピソード記録では、数値が上がった翌日に「みんなが頑張らないと数値が上がらない。だから頑張ろうという雰囲気が高まった」「誰かのどの靴がかたむいているから数値が下がった。というような結果の出し方ではなかったから、誰かが傷つくようなAIじゃなくてよかった」という意見が確認されている。学級経営でAIを用いる場合、個別の指摘を控え、全体を示すことが、学級集団の意欲を高める可能性が示唆された。

(2) 研究から得られる示唆

設計

- AIを用いた画像認識でスコアリングすることで、下駄箱の整理状況を定量的に評価している。
- 調査手法は、AIを用いる手法として、①画像の分類と②画像内の物体検出が考えられるが、②の場合、靴が揃っていないこともが特定できてしまい、個人の取り組みや個人への批判を生みかねない欠点があるため、①の手法をとっている。
- 調査手法におけるAIの利用について、教師への質問紙調査は、事前と事後の2回実施している。

- 教師支援としてあるテーマ性を持たせた内容に特化し、ICT活用について実証実験を行い、実証実験中も実践内容の向上を図る(スコアリングを可視化)手法を、保育の現場でどのように転用可能か検討が必要である。
- 本調査では、児童と教師のコミュニケーションが発生しているが、教師間のみでの実証実験の研究デザインを組むことも可能と考えられる。

- 画像をスコアリングし、推移を確認することで、こどもの生活習慣などの改善の確認が可能となる。
- AIによる画像認識を用いた調査は、教師データの収集・選定が必要となることに留意する必要がある。

出所: 小学校の学級経営を対象としたAI活用による教師支援手法の開発 令和5年 信州大学 科学研究費助成事業

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

下記のフレームを踏まえて今後の実証実験の検討に参考となる研究を整理します

介護分野の先行研究

■ 調査研究の対象、ICT機器導入や取り組みの目的

		(A) 業務効率化・負担軽減	(B) 利用者の安全確保	(C) 公衆衛生向上	(D) 利用者の機能維持
介護職員が担う業務の代替による介護職員の負担軽減と介護の質への影響 (直接介護時間の変化)	i. ICT・ロボット等による業務の代替	- 見守り機器、インカム - 移乗支援（装着、非装着） - 介護業務支援ICT機器・ソフトウェア		- 排泄予測機器 - ベッドサイドトイレ	専門職による遠隔支援
	ii. 介護助手の活用による業務の代替	- 介護助手導入 - アウトソーシング	—	—	
介護職員の負担軽減や働きやすさの向上につながる職場環境の整備		- 理想的な介護の実現に向けた取り組み - コミュニケーションの工夫 - 業務負担軽減の工夫 等			

■ 調査方法、調査結果

		調査方法	調査結果
介護職員が担う業務の代替による介護職員の負担軽減と介護の質への影響 (直接介護時間の変化)	i. ICT・ロボット等による業務の代替	- タイムスタディ調査 - 職員向けアンケート調査 - 利用者向けアンケート調査 - プレビアリング調査、ヒアリング調査	- ICT・ロボット等や介護助手の導入前後の比較により - 直接介護時間・間接業務時間の変化 - 職員の心理的ストレスの軽減、やりがい、ケアの質の向上 - 利用者のQOLの向上等が観測された
	ii. 介護助手の活用による業務の代替		
介護職員の負担軽減や働きやすさの向上につながる職場環境の整備		- プレビアリング調査 - 職員向けアンケート調査	- 介護の質向上の取り組みは職員の離職意向を低める 「プリセプター制度」や「介助しやすい施設づくりや福祉機器の導入」、「期待される役割の明確化」が仕事満足度の向上につながる等の可能性が示唆された

介護職員が担う業務の代替による介護職員の負担軽減と介護の質への影響（直接介護時間の変化）

i. ICT・ロボット等による業務の代替

ii. 介護助手の活用による業務の代替

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について①	
介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和2年度）	
（1）研究内容	背景：平成30年度介護報酬改定では、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、夜勤職員配置加算の見直しを行うとされた。あわせて、介護ロボットについては、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告において、今後の課題として「介護ロボットの幅広い活用に向けて、安全性の確保や介護職員の負担軽減・効果的な配置の観点も含めた効果実証や効果的な活用方法の検討を進めるべき」との提言がなされた。 目的：介護ロボットの活用内容の把握や評価指標を用いた具体的な効果の検証・把握を行うことを通じ、令和3年度の介護報酬改定等の検討に資するデータ等を整備することを目的とする。 実証テーマ： 夜間見守り－見守り機器を複数導入することにより、ケアの質を確保しながら、効率的なケアの提供を通じて、ケアの質の向上及び夜間の人員配置を通常より減らすことが可能か検証 昼間業務－複数の介護ロボット・ICT機器（以降「テクノロジー機器」という）を組み合わせ導入し、業務オペレーションを変更することにより、どの程度ケアの質の向上、業務効率化、職員の負担軽減が可能か検証 排泄支援－排泄予測機器、ベッドサイドトイレ等を活用することで、排泄に介護を要する原因の分析等を通じ、排泄の自立につなげることが出来るか、職員の業務負担軽減につながるかを検証 ICT活用による非接触対応－テレビ会議システム等のICTを活用し、口腔衛生管理体制加算の算定要件となっている口腔ケアに関する指導に係る歯科診療所の業務負担の軽減、及び対面の指導とICTを活用した指導で同等の質の維持・確保の可能性を検証 調査対象：実証施設を公募し、採択された施設（夜間見守り30施設、昼間業務15施設、排泄支援12施設、ICT活用による非接触対応7施設） 調査手法：①タイムスタディ調査、②職員向けアンケート調査、③利用者向けアンケート調査、④ヒアリング調査 調査項目：調査項目は後述のとおり 分析手法：導入前後の2群間比較
出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和3年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課	

介護分野の調査研究について①					
介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和2年度）					
（1）研究内容	実証結果： 夜間見守り－導入割合0%の場合の業務時間に対して、導入割合10%導入では6.7%減少、導入割合30%では17.5%減少、導入割合50%では24.6%減少、導入割合100%では26.2%減少する結果となった。見守り機器を全床導入することによって、夜勤職員1人あたり対応可能な利用者が平均35.2%増えることが示唆された。 昼間業務－日常的にテクノロジー機器を使用している施設では、機器導入前後で直接介護に充てる時間が増加した一方、使用していない施設では機器導入前後で変化は見られず、効果を得るためには一定の習熟期間が必要と示唆された。 排泄支援－機器導入前後で、1日当たり排泄ケア業務時間が減少するとともに、職員の心理的ストレスの軽減や利用者のQOLの向上が見られた。 ICT活用による非接触対応－ICTを活用することにより、遠隔での多職種連携が実現可能であることが示された。				
（2）研究から得られる示唆	<table><tr><td>設計</td><td> - 各種機器の導入により、職員の業務時間の変化、職員・利用者に与える影響、施設運営に与える影響でみる観点。 - 実証対象機器の導入により得られる効果を整理の上、実証仮説を設定し、対象機器に応じた調査設計がなされている。 - 実証対象施設の実証前のICT・テクノロジー機器の使用状況により、対象機器導入前後での業務時間の変化の差を整理している。 </td></tr><tr><td>調査手法・分析</td><td> - 質問紙調査。タイムスタディ調査は10分毎の作業内容を記録する調査票を使用。 - 事前調査と事後調査の2群間比較（Wilcoxonの順位検定）。 - 実証後、施設管理者や実証の責任者を対象にヒアリング調査を実施し、業務時間の減少やケアの質の向上につながった事例を抽出。 </td></tr></table> - 本調査研究からは、実証研究の設計や調査手法の考え方が参考となる。 - 実証対象機器に期待される効果を整理した上で、実証仮説を設定し、仮説に応じた調査設計が参考となる。 - 夜間見守りに関する実証では、タイムスタディ調査の結果により、業務時間の平均的な短縮割合、夜勤職員1人あたり対応可能な平均利用者数を示しており、配置基準の検討に資する分析結果を示している。	設計	- 各種機器の導入により、職員の業務時間の変化、職員・利用者に与える影響、施設運営に与える影響でみる観点。 - 実証対象機器の導入により得られる効果を整理の上、実証仮説を設定し、対象機器に応じた調査設計がなされている。 - 実証対象施設の実証前のICT・テクノロジー機器の使用状況により、対象機器導入前後での業務時間の変化の差を整理している。	調査手法・分析	- 質問紙調査。タイムスタディ調査は10分毎の作業内容を記録する調査票を使用。 - 事前調査と事後調査の2群間比較（Wilcoxonの順位検定）。 - 実証後、施設管理者や実証の責任者を対象にヒアリング調査を実施し、業務時間の減少やケアの質の向上につながった事例を抽出。
設計	- 各種機器の導入により、職員の業務時間の変化、職員・利用者に与える影響、施設運営に与える影響でみる観点。 - 実証対象機器の導入により得られる効果を整理の上、実証仮説を設定し、対象機器に応じた調査設計がなされている。 - 実証対象施設の実証前のICT・テクノロジー機器の使用状況により、対象機器導入前後での業務時間の変化の差を整理している。				
調査手法・分析	- 質問紙調査。タイムスタディ調査は10分毎の作業内容を記録する調査票を使用。 - 事前調査と事後調査の2群間比較（Wilcoxonの順位検定）。 - 実証後、施設管理者や実証の責任者を対象にヒアリング調査を実施し、業務時間の減少やケアの質の向上につながった事例を抽出。				
出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和3年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課					

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について①			
介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和２年度）			
調査設計（夜間見守り）			
	新規導入	追加導入	全床導入
実証仮設	新規に入居者の10%程度に見守り機器（必要に応じて+インカム）を導入することで、夜勤職員の「直接介護」+「巡視・移動」の時間が減少する	既に見守り機器を導入している施設において、更に見守り機器を導入した場合、夜勤職員の「直接介護」+「巡視・移動」の時間が減少する	見守り機器を全床導入し、事前と事後の実証で夜勤者1人が対応するユニット数を増やし、オペレーションを変更した場合、人員配置基準を超える体制（2ユニットに夜勤職員1人）以上の体制（例：2.5ユニットに1人）で業務が可能となる

実証方法	調査対象者	調査概要
①タイムスタディ調査	実証対象のユニット、フロアで見守り機器を用いたケアを行った夜勤者	- 回答方法：自記式（10分毎に自身が実施した作業項目に1～10分の時間を記入） - 調査スケジュール：事前（見守り機器導入前）1回、事後（見守り機器導入後）1回の計2回、それぞれ5夜勤分実施。各日の夜勤職員全員が回答。 - 調査実施の時間帯：21～翌7時まで
②職員向けアンケート調査	実証対象のユニット、フロアで見守り機器を用いたケアを行った夜勤者（タイムスタディ調査に協力した夜勤者全員）	- 回答方式：自記式 - 調査スケジュール：事前と事後の2回の実証期間中それぞれについて、職員1名につき1度ずつ回答
③利用者向けアンケート調査	【新規導入、追加導入】 機器を追加導入した利用者全員 【全床導入】 見守り機器（追加分含む）を用いたケアを受けた利用者にて、5～10名程度を選抜の上実施※事前と事後で同一の利用者について同一の職員が回答※職員による利用者への聞き取りを実施の上回答	- 回答方式：自記式 - 調査スケジュール：タイムスタディ調査に合わせて事前1回、事後1回実施。職員1名につき1度ずつ回答
④ヒアリング調査	施設管理者	- 調査方法：訪問もしくはWEB会議による調査 - 調査スケジュール：実証終了後に実施

出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和3年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護分野の調査研究について①		
介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和２年度）		
調査設計（夜間見守り）		
調査項目	事後・事前共通	事後のみ
①タイムスタディ調査	事前と事後の実証で共通の調査項目	
②職員向けアンケート調査	心理的負担評価（心理的ストレス反応測定尺度(Stress Response Scale-18)に基づく）	- 見守り機器の利用によるモチベーションの変化 - 見守り機器の利用による職員や施設業務の変化 - 見守り機器の満足度評価（QUEST福祉用具満足度評価）
③利用者向けアンケート調査	- 対象利用者のADLの変化 - 認知機能の変化 - 心理的な影響（意欲の指標 Vitality index に基づく） - QOLの変化	- 対象利用者のコミュニケーションの変化 - 社会参加の変化 - ケアの変更
④ヒアリング調査	－	- 実証にあたってのオペレーションの変更、ケアの質について - 見守り機器の導入の評価とその理由 - 業務改善で確保できた時間が何に活用されたか - 巡視・移動時間が減少・変化なかった施設について、その理由 - ケアの質の向上につながった利用者の事例とその内容
出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和3年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課		

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について①

介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和2年度）

①タイムスタディ調査の調査票（夜間見守り）

NO	分類	Sub-NO	項目	記載例 ②	2時台						
					00分-09分	10分-19分	20分-29分	30分-39分	40分-49分	50分-59分	
A	直接介護	1	移動・移乗・体位変換								
		2	排泄介助・支援								
		3	生活自立支援（※1）								
		4	行動上の問題への対応（※2）								
		5	その他の直接介護								
B	間接業務	6	巡回・移動								
		7	記録・文書作成・連絡調整等（※3）								
		8	見守り機器の使用・確認								
		9	その他の間接業務								
C	休憩	10	休憩・待機								
		11	仮眠	10							
D	その他	12	その他								

※1 入眠起床支援、利用者とのコミュニケーション、訴えの把握、日常生活の支援

※2 徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等

※3 利用者に関する記録等の作成、勤務票等の作成、申し送り、文書検索等

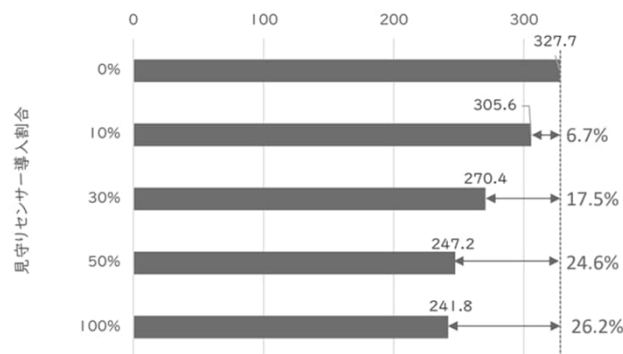
出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和3年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護分野の調査研究について①

介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和2年度）

①タイムスタディ調査の結果（夜間見守り）

図表 V-18 相関式からみた平均的な業務時間の減少割合



出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和3年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について②	
介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和3年度）	
(1) 研究内容	背景・目的：介護ロボットの活用によって介護事業所における利用者の生活の維持・向上と業務効率化や職員の負担軽減等を図る観点から、「介護ロボット導入効果実証委員会」を設置して、介護事業所に対して介護ロボットの効果的な活用方法の助言等の導入支援を行った上で、介護ロボットの導入効果の実証を実施するとともに、当該委員会において、実証から得られたデータの分析等を行い、次期介護報酬改定の検討に資するデータ等を整備することを目的とする。 実証テーマ： 夜間見守り（バイタルタイプ、カメラタイプの2種類） 見守り機器及びインカム等を導入することにより、ケアの質を確保しながら、夜勤職員の業務を効率化（負担軽減）できるか実証。 介護ロボットのパッケージ導入モデル（移乗支援（装着、非装着）、排泄予測、介護業務支援（ICT機器）の連携可能な機器の組み合わせ） 介護現場における課題に応じた機器導入・効果的なオペレーション変更等、実証計画の立案を行い、目的とする効果に対する検証を行うことで、「介護ロボットのパッケージ導入モデル」として一連の取組事例を収集・整理するとともに、各機器の導入効果を検証。 調査対象：「介護ロボット等の開発・実証フィールド」に登録のあった施設に意向調査を実施し、意向調査の回答を踏まえ、事務局が対象施設を選定（夜間見守りは59施設、パッケージは40施設） 調査手法： 夜間見守り ①タイムスタディ調査、②職員向けアンケート調査、③利用者向けアンケート調査、④訪室回数調査、⑤排泄ケア回数調査、⑥ヒアリング調査 介護ロボットのパッケージ導入モデル ①タイムスタディ調査、②職員向けアンケート調査、③利用者向けアンケート調査、④利用者向けタイムスタディ調査、排泄ケア記録調査、利用者タイムスタディ調査⑤オペレーションの変更に関するアンケート調査、⑥ヒアリング調査 調査項目：調査項目は後述のとおり 分析手法：導入前後の2群間比較
出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和4年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課	

介護分野の調査研究について②					
介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和3年度）					
(1) 研究内容	実証結果： 夜間見守り 見守り機器を全床導入することによって、夜勤職員1人あたり対応可能な利用者が平均 26.9%増えることが示唆された。令和2年度と比較し、実証対象施設の建物の構造により、階をまたいでの見守りが困難であったことから、対応可能な利用者の増加割合が小さくなったと推察される。 介護ロボットのパッケージ導入モデル 介護業務支援に関する実証の結果、ICT機器導入によって、記録業務等を都度できるようになるため、間接業務に関する時間短縮になるだけでなく、記録の正確性向上にもつながっていることが把握できた。				
(2) 研究から得られる示唆	<table><tr><td>設計</td><td> - 令和2年度の実証事業から、基本的な設計は継承しているが、対象施設の選定方法や、調査手法のうち業務効率化に関する調査内容の追加が見られる。（訪室回数、排泄ケア回数調査等） - 実証の実施にあたって、オペレーション変更に関して、着実かつ無理なく実施できるよう「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業と連携し、介護ロボットを導入後の効果的なオペレーション変更に関し支援するため、業務支援アドバイザーとの面談を設定してから、実証に移っている。 </td></tr><tr><td>調査手法・分析</td><td> - 令和2年度の実証事業と同様。 </td></tr></table> ・ 令和2年度の実証事業と同様に、実証研究の設計や調査手法の考え方が参考となる。 ・ 実証開始前に業務支援アドバイザーとの面談を設定し、現場の課題に応じた機器の導入とオペレーションの変更を実施したことにより、機器導入による効果が見出しやすくなった点が参考となる。	設計	- 令和2年度の実証事業から、基本的な設計は継承しているが、対象施設の選定方法や、調査手法のうち業務効率化に関する調査内容の追加が見られる。（訪室回数、排泄ケア回数調査等） - 実証の実施にあたって、オペレーション変更に関して、着実かつ無理なく実施できるよう「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業と連携し、介護ロボットを導入後の効果的なオペレーション変更に関し支援するため、業務支援アドバイザーとの面談を設定してから、実証に移っている。	調査手法・分析	令和2年度の実証事業と同様。
設計	- 令和2年度の実証事業から、基本的な設計は継承しているが、対象施設の選定方法や、調査手法のうち業務効率化に関する調査内容の追加が見られる。（訪室回数、排泄ケア回数調査等） - 実証の実施にあたって、オペレーション変更に関して、着実かつ無理なく実施できるよう「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業と連携し、介護ロボットを導入後の効果的なオペレーション変更に関し支援するため、業務支援アドバイザーとの面談を設定してから、実証に移っている。				
調査手法・分析	令和2年度の実証事業と同様。				
出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和4年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課					

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について②

介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和3年度）

①タイムスタディ調査の調査票（介護業務支援）

<タイムトライアル調査項目>

NO	分類	Sub-NO	項目	記録例①	時台					
				—	00分-09分	10分-19分	20分-29分	30分-39分	40分-49分	50分-59分
A	直接介護 ※1	1	移動・移乗・体位変換	6						
		2	排泄介助・支援							
		3	食事支援							
		4	入浴・整容・更衣							
		5	利用者とのコミュニケーション							
		6	その他の直接介護(日常生活支援、レクリエーション等)							
B	間接業務	7	巡回・移動	4						
		8	利用者のアセスメント、情報収集、介護計画の作成・見直し							
		9	記録・文書作成・連絡調整等（※2）							
		10	介護ロボット・ICT機器の準備・調整・片付け（※3）							
		11	他の職員に対する指導・教育（※4）							
		12	その他の間接業務(※5)							
C	休憩	13	休憩・待機							
D	その他	14	その他							
—	—	—	備考・補足等							

※1 見守りによる介助を含む。

※2 利用者に関する記録等の作成、勤務票等の作成、申し送り、職員間の連絡調整、文書検索等

※3 機器の充電、セッティング、設定の確認・見直し、片付け作業等

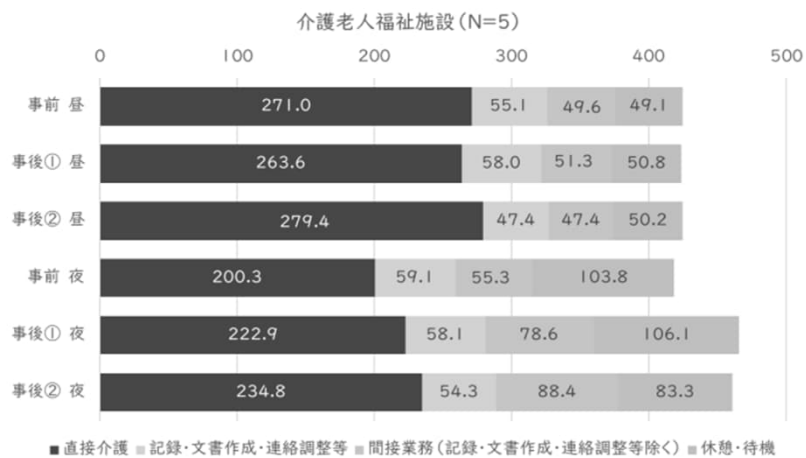
出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和4年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護分野の調査研究について②

介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和3年度）

①タイムスタディ調査の結果（介護業務支援）

図表 VII-68 職員タイムスタディ調査の結果（サービス別）



出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和4年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について②

介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和3年度）

②職員向けアンケート調査の調査票（介護業務支援）

3.記録業務の質の向上

※ この設問では、日々の記録業務における課題についてお伺いします。それぞれ、あてはまるものに○をつけてください。

	全くちがう	いくらかそうだ	まあそうだ	その通りだ
1 介護業務の合間や後に記録業務を行うことが負担である	0	1	2	3
2 介護業務の合間や後に記録業務を行うのに時間がかかる	0	1	2	3
3 介護業務の合間や後に記録業務を行うのに手間がかかる	0	1	2	3
4 介護業務の合間に記録のためのメモを取るのが手間である	0	1	2	3
5 介護業務の合間に記録のためのメモを取りにくいことがある	0	1	2	3
6 介護業務の合間に記録のためのメモを取り忘れることがある	0	1	2	3
7 介護業務の合間や後に記録のために業務内容を思い出すのが難しい	0	1	2	3
8 介護業務の合間や後に業務内容を正確に記録することが難しい	0	1	2	3
9 他の人の介護記録を理解しにくい場合がある	0	1	2	3

出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和4年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護分野の調査研究について②

介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業（令和3年度）

②職員向けアンケート調査の調査票（介護業務支援）

6.業務時間の変化

※ この設問では、介護業務支援の導入による記録業務の改善で確保できた時間と、その業務に活用したかについてお伺いします。介護業務支援機器の導入後に、既存の記録業務の時間に行った業務について、あてはまるものすべてに○をつけて、既存の記録業務の時間のうち、それぞれの業務に使った時間の割合を合計100%になるようにご回答ください。

	行った業務	割合
1 移動・移乗・体位変換		
2 排泄介助・支援		
3 食事支援		
4 入浴・整容・更衣		
5 利用者とのコミュニケーション		
6 その他の直接介護（日常生活支援、レクリエーション等）		
7 巡回・移動		
8 利用者のアセスメント・情報収集・介護計画の作成・見直し		
9 記録・文書作成・連絡調整等（※2）		
10 介護ロボット・ICT機器の準備・調整・片付け（※3）		
11 他の職員に対する指導・教育（※4）		
12 その他の間接業務（※5）		
13 休憩・待機		
14 その他		

※1 見守りによる介助を含む。

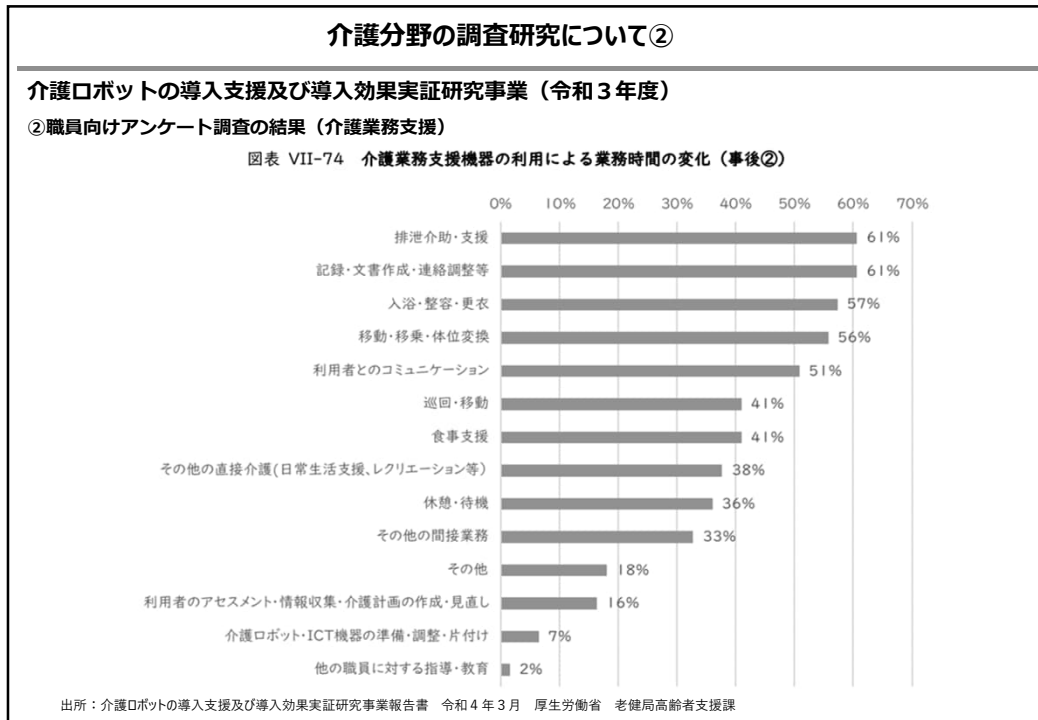
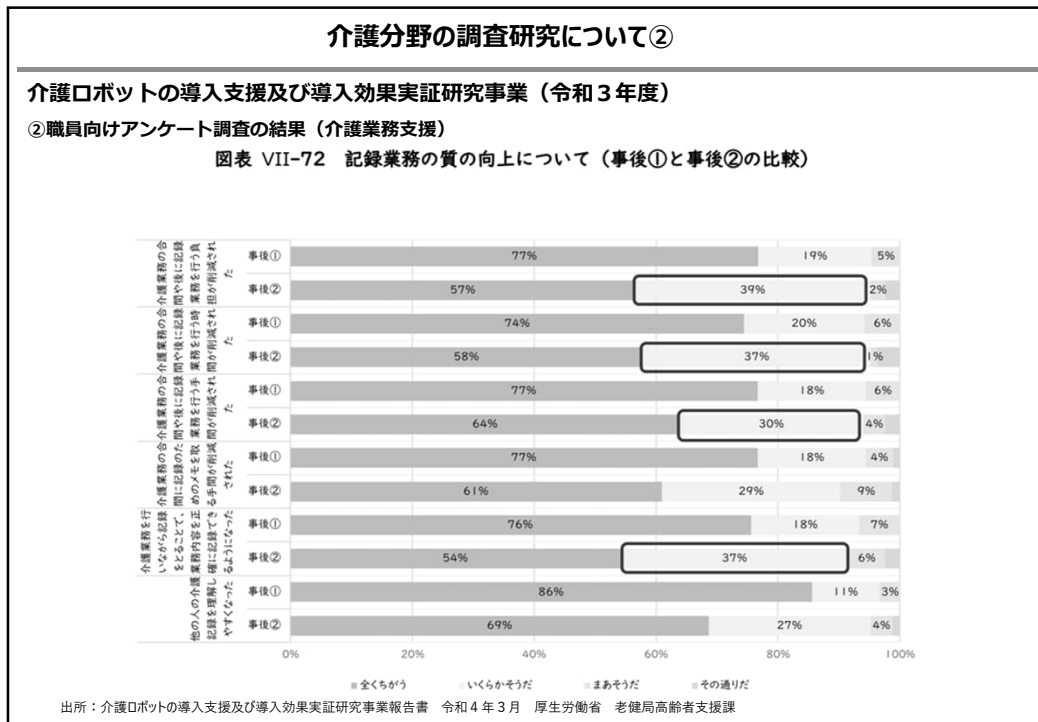
※2 利用者に関する記録等の作成、勤務票等の作成、申し送り、職員間の連絡調整、文書検索等

※3 機器の充電、セッティング、設定の確認・見直し、片付け作業等

※4 ケアの内容や方法に関する指導、OJT等

※5 ベッドメイク、掃除、レクリエーションの準備等

出所：介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書 令和4年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課



介護分野の調査研究について③

介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究（令和２年度）

（１）研究内容

背景・目的：

少子高齢化社会において介護人材の不足が予想され、現状、介護現場の人員不足や時間外業務の増加が問題となっているが、介護分野でのICT機器・介護ロボット等（以下、「ICT機器等」という。）の導入・使用が進んでいない。この現状を放置すれば、将来的に介護サービスの維持が困難となることが懸念される。
そこで、本事業では、介護施設における介護業務のデータ化（見える化）に基づく業務課題把握およびICT機器等活用による生産性向上モデル（適正な人員配置等）について検討することを目的とする。

実証テーマ：

- 1.介護業務のデータ化（見える化）に基づくICT機器等活用の有効性
- 2.介護業務のデータ化（見える化）に基づく生産性向上モデルの有用性
- 3.介護現場におけるICT機器等活用上の課題

調査対象：

入所サービスを行う3施設
施設A／従来型70名定員、施設B／ユニット型29名定員、施設C／従来型120名定員

調査手法：

- ①業務タイムトライアル調査「業務の見える化」／介護業務および看護業務（24時間/1日）
- ②生産性向上の目標設定（生産性向上により生まれた「時間的余裕」を何に使うか、ニーズを把握）
- ③目標達成に向けた人員配置・業務スケジュール策定、ICT機器等の対象領域・利用方法の検討

調査項目： 調査項目は後述のとおり

分析手法： 調査結果の比較分析

出所：介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究報告書 株式会社メディヴァ（令和２年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

介護分野の調査研究について③

介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究（令和２年度）

（１）研究内容

実証結果：

1.介護業務のデータ化（見える化）に基づくICT機器等活用の有効性

介護業務のデータ化（見える化）に基づき、施設毎の業務課題や優先順位を把握した上で、ICT機器等活用を最適化することの有効性と効果が検証された。

- ①施設構造、施設種類が異なっても、ICT機器等活用による生産性向上効果が期待できるが、導入領域（対象業務）や効果は施設毎に異なり、画一的にICT機器等を導入しても、生産性向上に寄与しない可能性が示唆された。
- ② ICT機器等導入による生産性向上効果への寄与度（割合）は約50%であり、既存業務の整理やアウトソーシング等の解決策との組み合わせ最適化が有効であると考えられる。
- ③ ICT機器単体でなく、既存システムおよび操作端末等との組み合わせを考慮して活用することが有効である。

1 定員あたりの効率化効果で比較すると、3 施設平均は0.41時間となり、施設種類（従来型/ユニット型）ではユニット型の方が改善幅が大きいという結果となった。

2.介護業務のデータ化（見える化）に基づく生産性向上モデルの有用性

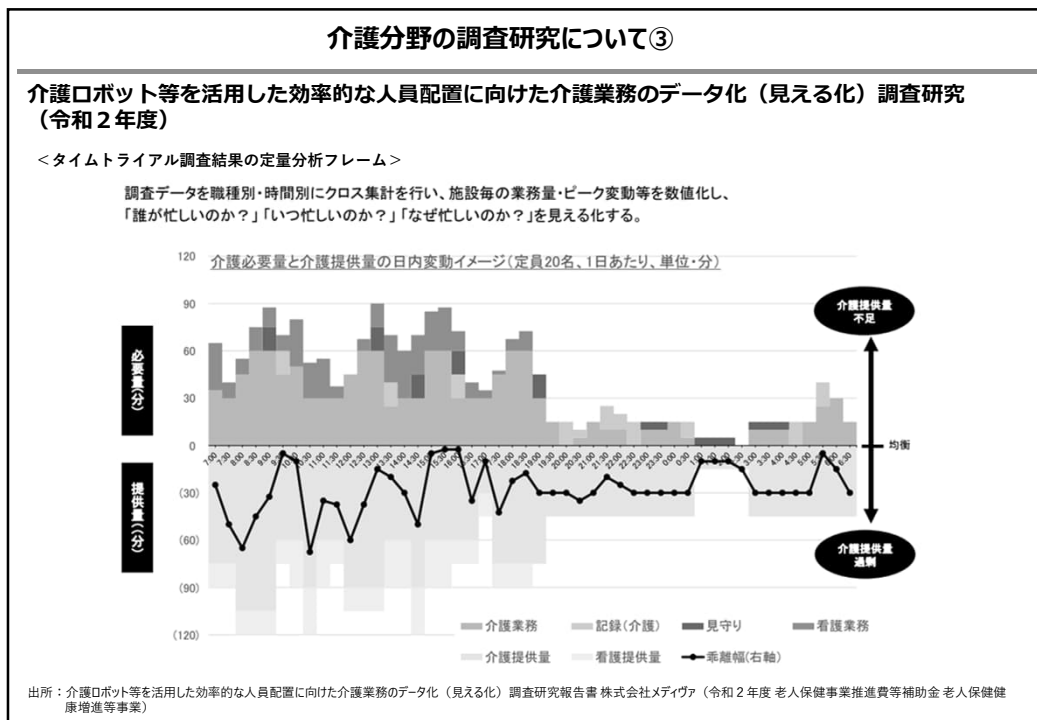
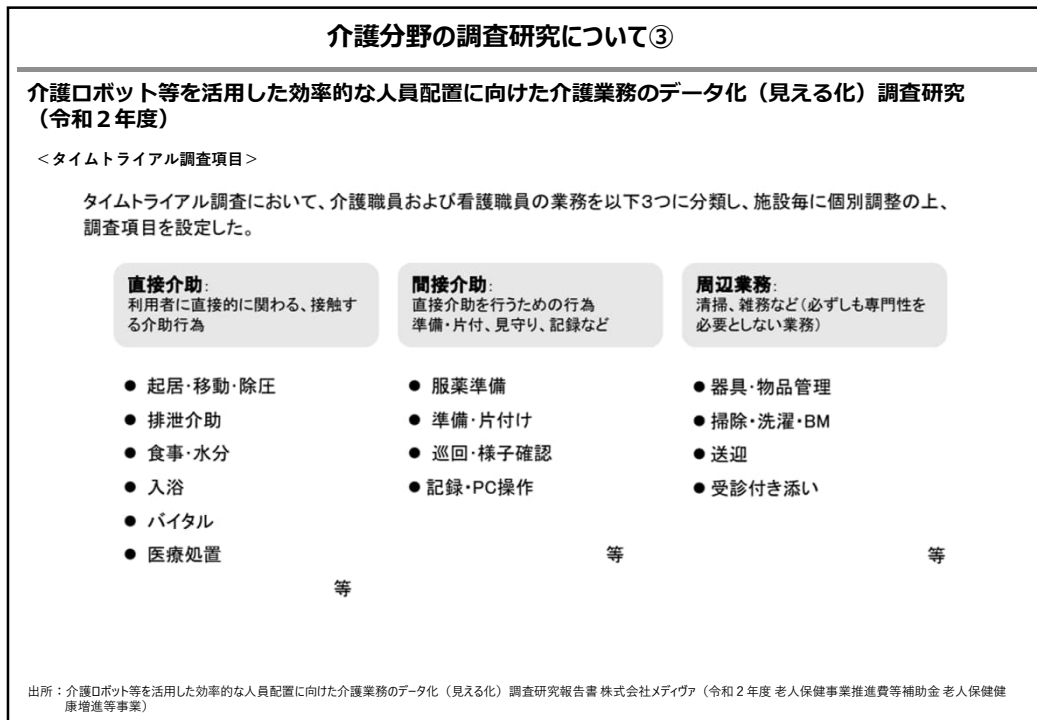
業務のデータ化（見える化）に基づき、施設状況・目的および効果予測に合わせ生産性 向上を推進していくモデルの有効性について検証された。

- ①業務のデータ化（見える化）により、業務課題の抽出と効果試算による優先順位付け が明らかにした上で、人員配置・業務スケジュールを策定するプロセスを経ることで、PDCAサイクルに基づく業務マネジメント実践につながると考えられる。
- ②定員数や施設構造、施設種類（従来型/ユニット型）、既存業務オペレーション状況により、課題となる業務やICT機器等活用領域と活用効果が異なり、施設毎の個性があることが示唆された。
- ③調査対象施設では、生産性向上効果（生まれた時間的余裕）を、配置人員の削減ではなく、「職場環境の改善」と「ケアの質向上に資する活動」に活用した。介護現場でICT機器等活用による生産性向上を定着・普及を目指す上では、地域毎・施設毎に生産性向上に取り組む目的があり、目的達成の一手段としてのICT活用という丁寧な検討プロセスが有効であると考えられる。

出所：介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究報告書 株式会社メディヴァ（令和２年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

介護分野の調査研究について③	
介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究（令和２年度）	
（１）研究内容	
実証結果： 3.介護現場におけるICT機器等活用上の課題 介護現場の生産性向上に資するICT機器等活用には複数業務領域での導入が望ましいが、一般的な介護施設では判断・対応が難しい。各メーカー単位では機器横断的なサポートが行われにくい。ICT機器等活用推進には、資金面およびコンサルテーション機能の支援が望まれる。 ① ICT機器等の費用負担が大きい 複数システムを導入する資金的負担が大きい。 ② インターネット環境の整備負担が大きい複数ICT機器を活用するためには施設全体でのインターネット環境整備が必要になるが、各メーカーの推奨環境が異なり、Wi-Fi 対応と有線LAN対応のものが混在したり、機器毎に専用サーバー設置を求められる等、専門的な知識・判断が求められる。 ③ 複数ICT機器の併用・連携が難しい複数ICT機器を組み合わせる場合、データ閲覧・入力が一端末で完結することが望ましい。しかしながら、クラウド対応で無い機器が混在し、各機器の操作端末OS規格（iOS/android）が一致せず、複数端末の保有・操作が必要となってしまう。既に介護記録システムが導入されており、新たにセンサー機器類導入を検討する場合に、同事象が起きやすく、導入を断念するケースも見られる。	
出所：介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究報告書 株式会社メディヴァ（令和２年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）	

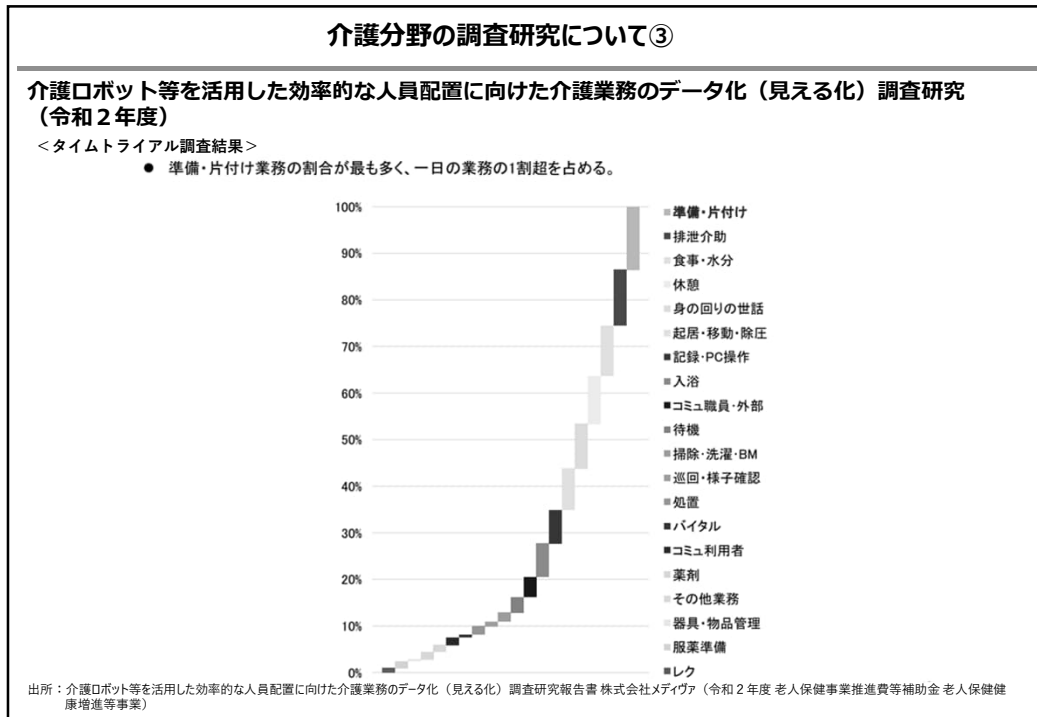
介護分野の調査研究について③	
介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究（令和２年度）	
（２）研究から得られる示唆	
設計	- 調査フェーズにおいては、業務のタイムトライアル調査から業務の仕分け（業務課題の抽出）と、ICT機器等活用を反映した業務オペレーション立案の支援を実施までの４つのプロセスを検証する。 - プロセス１：業務の実態把握・業務の見える化 - プロセス２：業務課題の抽出・業務の仕分け - プロセス３：生産性向上の目標設定 - プロセス４：人員配置・業務オペレーション策定 - 考察フェーズでは、３施設での調査結果をもとに、介護業務のデータ化（見える化）に基づくICT機器等活用および生産性向上モデル（適正な人員配置等）の検討について考察する。
調査手法・分析	- タイムトライアル調査では、客観的なデータ収集・回答者の負担軽減のため業務調査アプリを使用。 - 調査項目は、厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」をもとに調査対象施設の状況に合わせ項目を厳選。 - 生産性向上を「実践」につなげるためには、施設現場スタッフと現状・課題認識を共有できることが重要であるため、調査データおよび分析結果を分かりやすいグラフ・フレームワークを使って、視覚化。 - 業務の「見える化」で抽出された業務の問題点に対する解決策をマッチングさせ、調査結果からの効果試算を参考に課題の優先順位付けを検討。 - 適正な人員配置に向けた課題解決策は、業務整理・アウトソーシング・ICT機器等活用の３領域から検討。
- 実証研究の設計や調査手法の考え方が参考となる。 - タイムトライアルの結果を、直接介護業務と間接・周辺業務に区分けし、生産性向上に向けて解決すべき課題業務を抽出と解決策との仕分けを実施し、タイムトライアル調査の数値および対象施設とのディスカッションに基づき、解決策の効果シミュレーションを行った点、生産性向上効果（時間）を現場でどの様に使いたいのかニーズを整理した点は参考となる。	
出所：介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究報告書 株式会社メディヴァ（令和２年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）	



Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について③				
介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究（令和2年度）				
＜タイムトライアル調査結果に基づく、課題業務と解決策の仕分け＞				
	既存業務の整理	アウトソーシング (介護助手等)	ICT機器等活用	生産性向上 効果試算 (最大値)
①準備・片付け業務 (含む掃除・洗濯等) 1日あたり22時間強 - 介護業務量ピーク時間帯に同時発生	既存業務の重要度や必要度、頻度の再検討	- 介護助手・外部業者のさらなる活用 - 看介他、職種間連携の検討		7時間
②記録・PC操作 1日あたり約10時間発生			タブレット端末等によるデータ閲覧・入職の検討	6時間
③職員間コミュニケーション - 介護スタッフ間接助の1割(約5時間) - 看護スタッフ間接助の2割(2.5時間)			インカムによる職員間情報共有の効率化・迅速化	3時間
④11時のピーク平準化 入浴に重なり、昼食に向けての準備・片付、利用者の移動助も発生。同時に準備・片付け業務も発生。	入浴業務の実施時間帯、実施内容の見直しによるピーク平準化	看介他、職種間連携の検討		直接の業務量削減効果は無いが、業務の計画的な業務運営に寄与

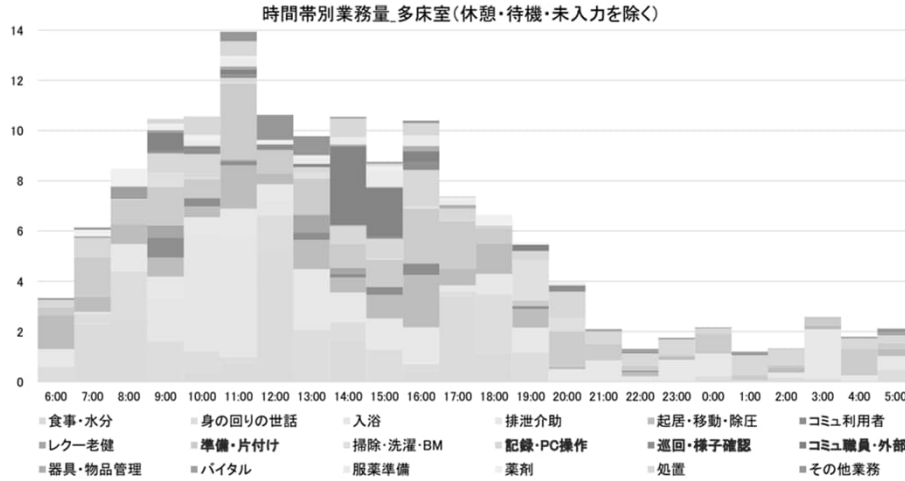
出所：介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究報告書 株式会社メディア（令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）



介護分野の調査研究について③

介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究（令和2年度）

<タイムトライアル調査結果>



出所：介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究報告書 株式会社メディア（令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

介護分野の調査研究について③

介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究（令和2年度）

<生産性向上効果の使い方（現場の生産性向上ニーズ）>

- 現場スタッフへのヒヤリング(主任クラス)結果は以下の通り。
- 3施設ともに、生産性向上効果(ICT機器等導入等)による生まれる時間)を、現行の配置人員削減ではなく、職場環境改善およびケアの質向上に資する取組みに使うことを選択した。

	対象施設A	対象施設B	対象施設C
生産性向上効果(生まれた時間的余裕)の使い道	● 記録も含め、時間内に終わる業務にしていきたい ● レクリエーション、委員会、ユニットミーティングの時間を日中の時間にコンスタントに計画的に入れられるようにしたい ● 居室の環境整備などもできればよい	● 時間外業務(委員会やリーダー業務等)を減らす ● 昼食作りやおやつ作り、レク、外への散歩など、入居者との関わり、職員同士の意見交換 ● 入浴が時間に追われている為、精神的に軽減できれば良い ● 介護基礎研修の技術を現場に落とす時間 ● 感染清掃の時間、5S改善に向けた動き ● 日常、月間業務、ケアプラン作成や入居者のタンス整理	(ヒヤリング実施せず)
人員配置および業務オペレーションへの反映	(日中) ● 現行配置人数を維持 ● 業務効率化により得られる時間的余裕を、レクや委員会活動の計画的運用および時間外業務削減に充てる業務スケジュールに変更 (夜間) ● 現行配置人数を維持 ● 実態としては配置人数見直しの余地はあるが、2021年3月時点の施設基準上、減らすことが困難。 ● 業務効率化により得られる時間的余裕を、ケアプラン作成や環境整備に活用する業務スケジュールに変更		

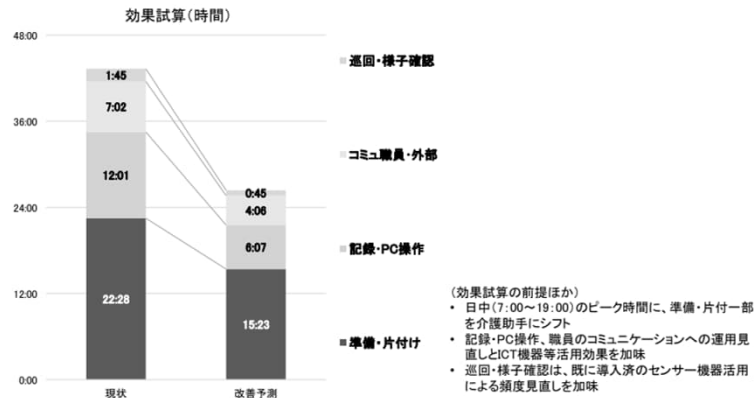
出所：介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究報告書 株式会社メディア（令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

介護分野の調査研究について③

介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究（令和2年度）

<タイムトライアル調査_人員配置効率化試算>

- タイムトライアル調査数値および対象施設とのディスカッションに基づき解決策の効果シミュレーションを行った。
- 準備・片付け業務の介護助手活用および記録システム活用等を中心に、16時間程度の生産性向上効果を見込む。



出所：介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に向けた介護業務のデータ化（見える化）調査研究報告書 株式会社メディア（令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

介護分野の調査研究について④

介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究（令和5年度）

(1) 研究内容

背景・目的：

令和4年12月に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書において、介護サービス事業者の経営状況について、詳細に把握・分析するためのデータベースを整備することが適当とされている。介護事業者の経営状況を把握・分析するためのデータベース構築に向けて、まずは、経営状況の把握・分析に活用することが想定される勘定項目や財務指標等を整理する必要がある。その際、**生産性向上の取組が影響を与え得る財務指標等についても整理**を行う。より正確な経営状況の実態把握に向けた経営情報の的確な把握・収集方法などに加えて、**生産性向上に資する取組が経営状況に与える効果**について検討・整理することを目的とする。

実証テーマ：

生産性向上の取組の効果：経営面への効果、経営情報・KPIの把握状況

生産性向上の取組については下記6つの取組を確認

- ①身体介助系の機器・介護ロボット
- ②見守り・ICT関係の機器・介護ロボット
- ③業務委託(アウトソーシング)、
- ④介護助手等の人材活用
- ⑤記録・報告様式の工夫
- ⑥ICT機器・ソフトウェアの導入

調査対象： アンケート/介護サービス情報公表システムに登録されている介護施設・事業所より、入所・居住系サービス8,000件、通所介護事業所1,000件、訪問介護事業所1,000件を無作為抽出
ヒアリング/アンケート調査において特に取組や経営面の効果が認められる介護事業所9件

調査手法：

- ①生産性向上の先進事例となる法人・介護事業所等に対してプレヒアリングを行い調査項目の設計、②管理者向けアンケート調査、③ヒアリング調査

調査項目： 調査項目は後述のとおり

分析手法： アンケート結果の定量分析、ヒアリング内容の定性分析・構造整理

出所：介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究報告書 株式会社日本総合研究所（令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について④

介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究（令和5年度）

（1）研究内容

実証結果：

- ①**身体介助系の機器・介護ロボット**：直接的な効果として、職員の腰痛等の身体的負担の軽減に加えて、利用者の身体的な身体的苦痛の軽減の割合も高い。一部事業者においては、**残業時間の減少や褥瘡件数等のケアの質の向上に関する効果**も見られている。経営的な効果として、腰痛発生ゼロによる職員定着率の向上に加えて、リフト導入費用年間 150 万円程度で離職を抑えることができている状況について、リフトの投資対効果の高さを強調する意見も聞かれた。
- ②**見守り・ICT 関係の機器・介護ロボット**：直接的な効果として、**利用者の状態把握の向上、業務中の不安感・精神的負担感の軽減等**の割合が高い。また、**利用者の状態把握の向上の結果、訪室が最適化されることで身体的負担が軽減されるだけでなく、見守り業務以外のケアに集中できるようになり職員のやりがいの増加にもつながるケース**が見られた。また、身体拘束の廃止や事故報告数の減によりリスクマネジメントが強化されるなどケアの質の向上に関する効果についても複数の事業者において把握できた。結果的に、職員定着率が向上したとする事業者も複数存在した。
- ③**業務委託（アウトソーシング）**：直接的な効果として、業務に要する時間の縮減の効果が大きい。また、介護職員が従前対応していた分の新たな時間が生まれることで、各職員の専門業務への注力や、シフトの柔軟化を実現しているケースが見られる。業務委託活用の事例として、一般的にイメージされる給食、清掃、洗濯等以外にも、薬局による配薬サービスや給食業者による下膳サービスなどユニークなものも見られた。
- ④**介護助手等の人材活用**：業務委託の活用と共通する部分が多く、直接的な効果としては**業務に要する時間の縮減の効果が大きい**。また、収支の観点では人件費の増加（コスト増）とのトレードオフとなる可能性が示唆されている。
- ⑤**記録・報告様式の工夫**：直接的な効果として、**業務に要する時間の縮減のほか、業務中の気持ちの余裕の増加**が挙げられる。また、新たに生み出された時間をケアに充てることができるだけでなく、これまで散逸していた**情報が一元化・共有化されることで多職種間のコミュニケーションが増加するなど、結果的にケアの質を向上させる効果**も期待できる。
- ⑥**ICT 機器・ソフトウェアの導入**：直接的な効果として、**利用者の状態把握の向上や業務に要する時間の縮減**が挙げられる。**インカムやチャットツールの活用により、タイムリーに情報共有できるようになることで、コミュニケーションのコストが大幅に低減され、結果的にチームワークの向上やケアの質の向上**といったさまざまな観点での効果が見込める。また、職員間のコミュニケーションの増加により職員同士の仲が良くなるといったケースも見られた。

出所：介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究報告書 株式会社日本総合研究所（令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

介護分野の調査研究について④

介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究（令和5年度）

（2）研究から得られる示唆

設計

- 過去に実施された先行研究（「介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業」、「介護経営実態調査」、「介護労働実態調査」）などから、介護事業所および施設における経営改善に関わる取組およびそれに関連する生産性向上に関わる取組を整理し、各経営情報の的確な把握・収集方法、生産性向上施策が経営状況に与える効果とその関係性などについて、仮説を整理。
- 介護事業者向けアンケートやヒアリング調査項目の仮説構築にあたり、生産性向上策を実施する好事例と考えられる厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等に事例掲載のある介護事業者を対象に、プレヒアリングを実施。

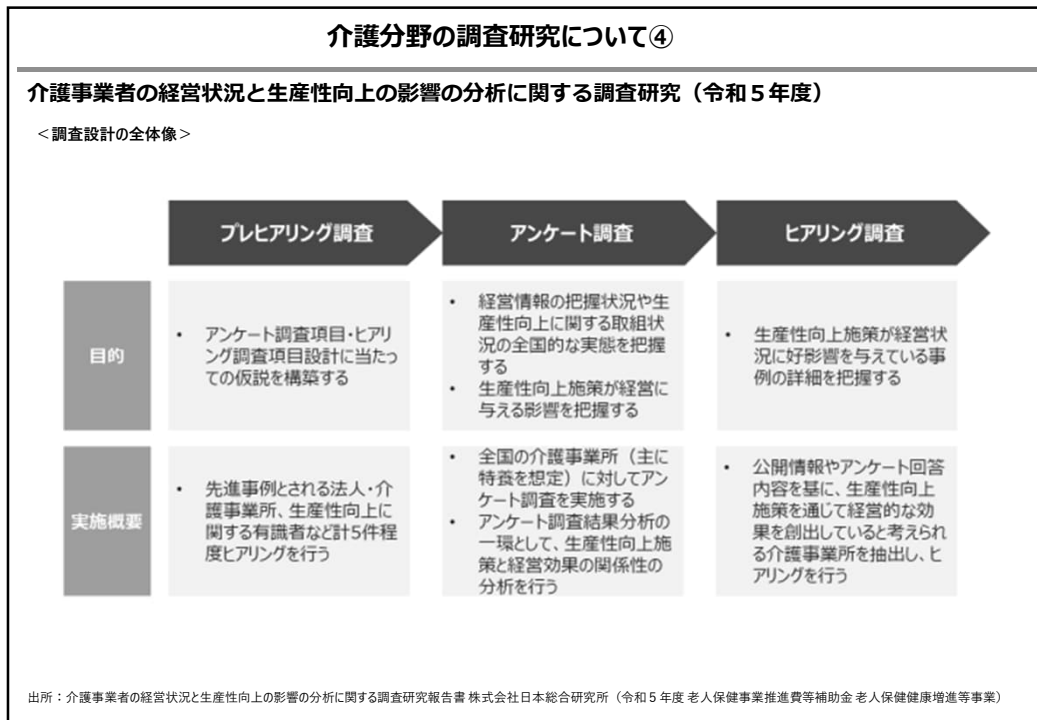
調査手法・分析

- アンケート調査では、各取組の実施有無だけでなく、取組開始前の課題やきっかけ、取組の推進体制など、背景にあたる事項も確認。
- また、取組開始前と直近の経営情報・KPI（入居率・稼働率、人件費、離職者数など）を回答を得ることで客観的な効果の測定を実施。

- 実証研究の設計や調査手法の考え方が参考となる。
- 過去の先行研究より先進的な取組を行っている法人に対するプレヒアリングを行い生産性向上に関する取組内容や効果の仮説を構築し、それを基にアンケート調査の項目を設定したことにより、生産性向上による経営・サービスの質の向上に関する構造化や効果が見出しやすくなった点が参考となる。

出所：介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究報告書 株式会社日本総合研究所（令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

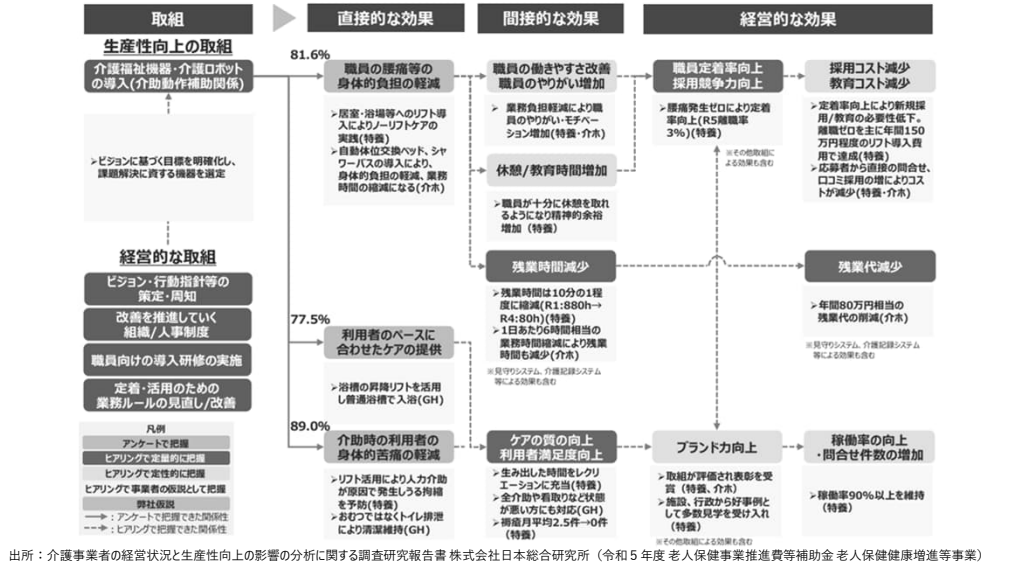
Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要



介護分野の調査研究について④

介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究（令和5年度）

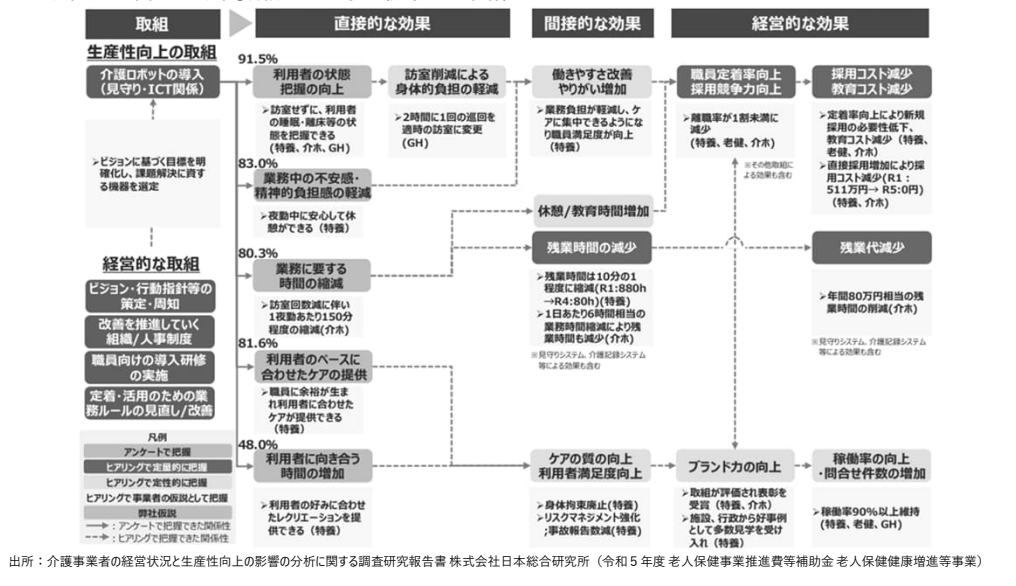
< 生産性向上の取組による効果①介護福祉機器・介護ロボットの導入 >

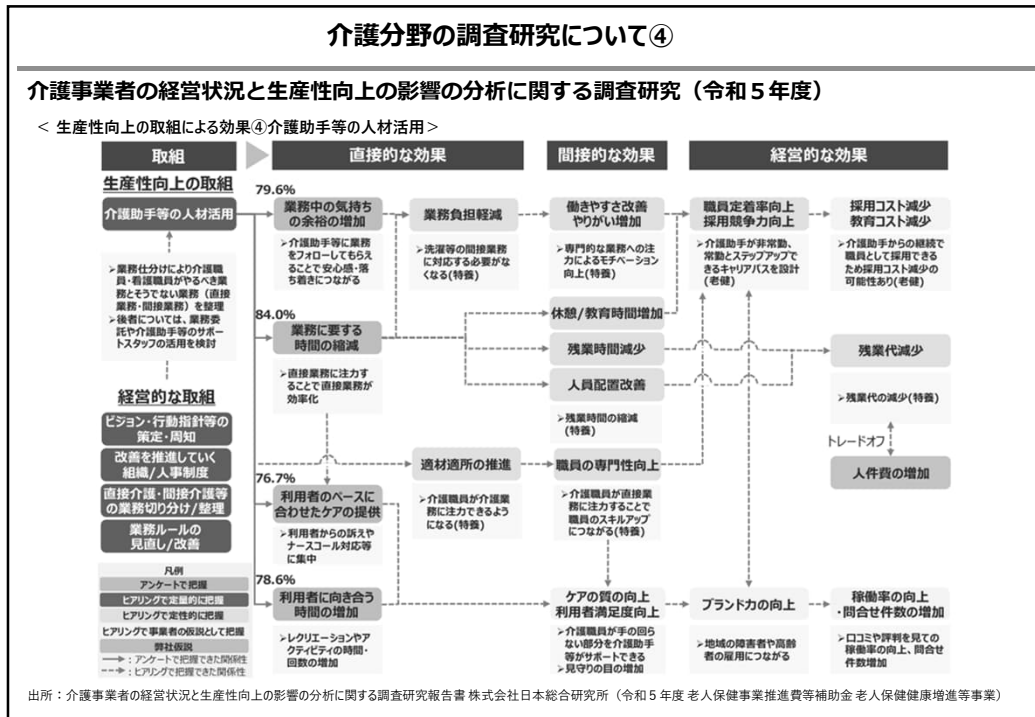
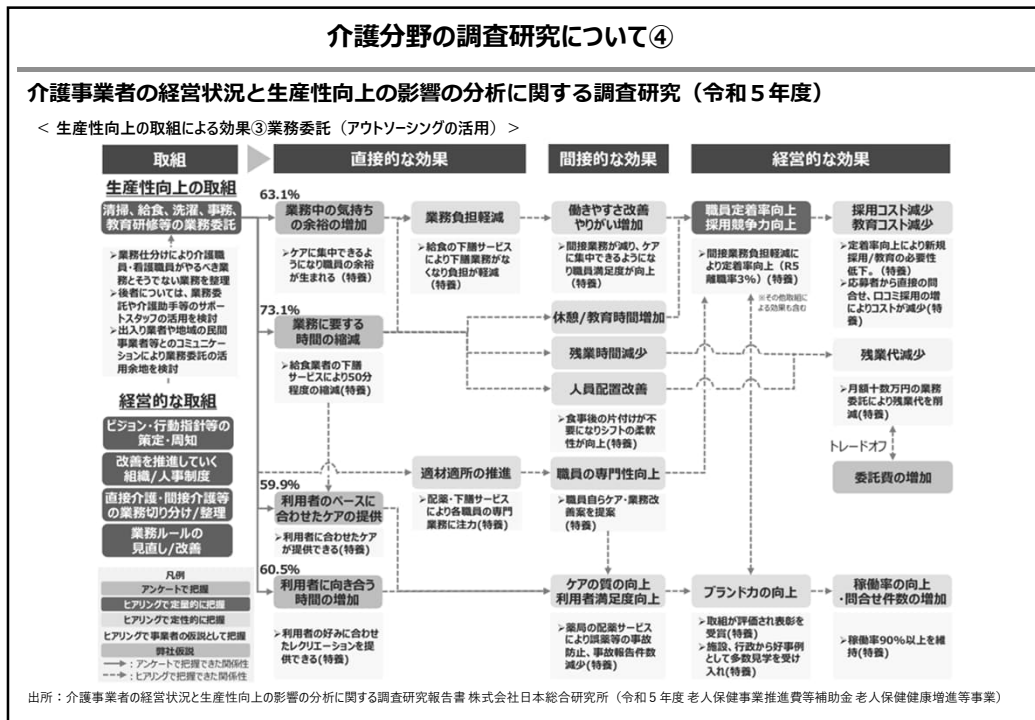


介護分野の調査研究について④

介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究（令和5年度）

< 生産性向上の取組による効果②介護ロボットの導入（見守り・ICT関係） >

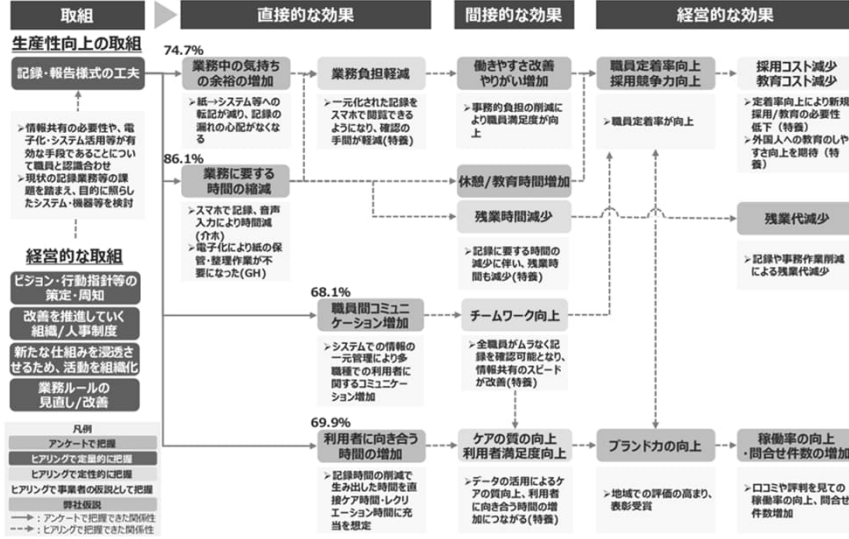




介護分野の調査研究について④

介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究（令和5年度）

< 生産性向上の取組による効果⑤記録・報告様式の工夫 >

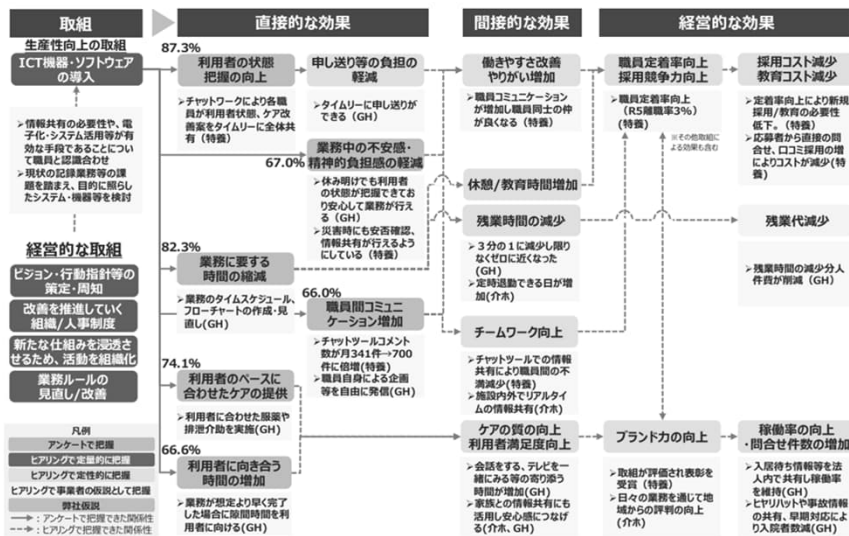


出所: 介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究報告書 株式会社日本総合研究所 (令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)

介護分野の調査研究について④

介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究（令和5年度）

< 生産性向上の取組による効果⑥ICT機器・ソフトウェアの導入 >



出所: 介護事業者の経営状況と生産性向上の影響の分析に関する調査研究報告書 株式会社日本総合研究所 (令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について⑤	
介護老人福祉施設の見守り機器導入と夜勤従事者のタスクシェアリング（働き方改革）	
(0) 基本情報	
研究機関：聖隷クリストファー大学	研究代表者：野田 由佳里
研究種目：基礎研究(C)（一般）	研究期間：2019-04-01 - 2023-03-31
(1) 研究内容	
背景： 科学的根拠を「見える化」し、質の高い介護を提供するためのインセンティブを制度設計に組み込もうとする試みは介護現場の厚生を改善するのに有益であるという認識の共有や、合意形成がなされていないのか、LIFE（科学的介護情報システム）導入に対しても及び腰の法人が多い。一方、データを活用することによって、介護現場に必要なニーズ分析を行い、得られた情報をもとに、より質の高い介護をめざしている法人もみられるようになった。 目的： 夜勤者の負担感が解消され、理想的な見守り体制を敷くための方策である遠隔管理の有効性を検証すること。 調査対象： 突発的な体調の変化や事故が生じやすい介護老人福祉施設を対象とした。 調査手法： 睡眠時の遠隔管理を行う介護ロボットの使用実態をモデル人形や、研究者自身がモデルとなって睡眠（起居動作を含む）のビデオ動画を作成し、遠隔でのモニター管理の精度検証を行う。また実際に利用している事業所に対して使用感の聞き取りも補足的に行う。 調査結果： 見守り機器の導入により、睡眠中に得られた情報を、クラウドシステムを用いた遠隔管理でモニター管理ができるようになることで、夜勤職員のステーションでの作業や記録時間の創出や時間短縮に有効であることがわかった。本研究から、遠隔モニター利用により、適時訪問が可能のため、「感染症の拡散防止」ができ、人材不足で業務が逼迫している介護現場の「転倒事故の未然防止」「業務の効率化」を図ることができる可能性が見出された。	
(2) 研究から得られる示唆	
設計	- モデル睡眠のビデオ動画を作成し、複数社の見守り機器機器を対象に、遠隔でのモニター管理の精度を検証・比較。 - 実際に見守り機器を導入している施設に対し、使用感や導入による効果等についてヒアリングを実施。
複数社の機器を比較することで、それぞれ機器の特長、有効性を明らかにしている点が参考となる。	
出所：科学研究費助成事業データベース	

介護分野の調査研究について⑥	
介護人材確保に向けた新たな試みー 多職種連携による 介護ロボットの効果的な活用ー	
(0) 基本情報	
研究機関：日本社会事業大学	研究代表者：壬生 尚美
研究種目：基礎研究(C)（一般）	研究期間：2021-04-01 - 2024-03-31
(1) 研究内容	
背景： 介護を担う職員の人材不足は深刻であり、厚生労働省と経済産業省はともに2011年度より、福祉用具・介護ロボット実用化支援事業に取り組み、介護ロボットの開発普及を促進している。しかし、介護ロボットの導入は進んでおらず、介護・福祉分野では、介護ロボットの性能や導入に向けた諸条件が示されていないため、活用促進につながらないと推察される。介護現場で介護ロボット・機器が実際にどのように導入されているのか、その現状と課題を明らかにすることによって、利用者と介護サービス提供者双方のニーズに沿った効果的な介護ロボットの導入への取組の検討が期待される。 目的： 介護ロボットを有効活用することによって、介護福祉現場における課題を明らかにし、各専門職の専門性を生かした多職種連携・協働のサービス体制づくりを検討する。 調査手法・対象： 【郵送調査】介護ロボット導入の課題を明確にすることを目的に、介護老人福祉施設の施設長、介護支援専門員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員の5名を対象に、介護ロボットの使用状況、介護ロボット使用に関する意識等を調査。 【訪問調査】介護ロボットの効果的な導入に当たり、どのような方策を立て取り組んでいるのかを明らかにすることを目的に、3種類以上の介護ロボットを導入している施設を対象とし、介護ロボットの導入に関して中心的に行っている職員を中心にインタビューを行った。 調査結果： 郵送調査の結果から、最も使用している介護ロボットは「見守りロボット」であり、福祉用具と同様な体制づくりを行っていた。専門職員からは、「情報不足」「知識がない」「効果を実感できていない」等の意見が挙げられていた。訪問調査の結果から、現場と開発企業を仲介するIT系職員の役割が重要であるとともに、業者も含めた多職種連携体制づくりが重要であり、補完的に介護ロボットを導入することで質の高い効果的なケアにつながる事が分かった。	
(2) 研究から得られる示唆	
設計	介護福祉現場の多職種から介護ロボット導入に対する課題を収集することで、管理者と専門職の使用意識の差を明らかにしている。また、実際に介護ロボット導入を中心的に担っている職員への聞き取り調査により、導入推進に重要なポイントを明らかにしている。
調査目的に対する調査手法や対象者の設定方法が参考となる。	
出所：科学研究費助成事業データベース	

介護分野の調査研究について⑦	
デイサービス利用者の重度化防止を目指した介護スキームの開発実証	
(0) 基本情報	
研究機関：福島県立医科大学 研究種目：基礎研究(C) (一般)	研究代表者：柴 喜崇 研究期間：2022-04-01 - 2025-03-31
(1) 研究内容	
背景：従来の介護は、日々利用者への個別ケアに多くの時間を使っており、あらたに重度化防止に資するケアに時間を割く余裕がないのが現状である。そこで、利用者及び介護職員とともに遠隔に配置された専門職等とが協働する、各専門領域の評価結果に基づく個別フィードバックから、ケア内容を協議した上で実践する、新しい介護スキームを考えたい。 目的：本研究の目的はリハビリテーション専門職（以下、専門職）による遠隔支援をデイサービスの現場に提供することで①デイサービス職員の重度化予防・自立支援のためのスキル、ケアの質の向上、②利用者の自立支援・重度化防止の効果を検証することである。本研究において、要介護者の重度化防止につながる介護スキームが構築できその効果が検証されれば、他の事業者において応用可能であり重度化防止に貢献できることが期待される。 調査手法・対象：介入群（33名）対照群（29名）について初回評価、中間、最終評価を実施した。遠隔支援は、利用者の各時期における評価結果を基に、デイサービス職員と専門職がZoomミーティングを実施し、デイサービス利用時や在宅生活時の支援の内容や方法に関するアドバイスを実施した。 分析手法・調査項目：①質的検証－Zoomでの遠隔支援時における音声データをもとに逐語録を作成し、分析に用いた。②量的検証－Barthel Index、握力、TUG、SPPB(4m歩行時間含む)、Vitality Index、WHO-5、主観的健康感などを分析に用いた。 調査結果：①質的検証－介入群の利用者の共起ネットワーク分析から、ミーティングの回数を重ねるごとにミーティングの内容に変化が見られ、利用者のできること、「参加」面に目が向けられるようになった。デイサービス職員の発言は、最終評価では、利用者の自立支援に重要な「参加」「目標」といった発言に変化が見られた。 ②量的検証－アンケート調査における、介入群の3時点での比較では、SPPBの4m歩行時間と総得点で有意差があり、多重比較の結果、どちらも初回と比較して最終評価が有意に低下する結果となった。多くの項目は有意な変化を認めなかったが一部指標で有意な低下を認めた。	
(2) 研究から得られる示唆	
設計	- 介入群（33名）対照群（29名）について初回評価、中間、最終評価を実施することで、介入による効果を検証。 - 質的検証・量的検証によるアプローチから、介入による効果を評価している。
実証期間中の調査であるが、調査設計が参考となる。	
出所：科学研究費助成事業データベース	

介護職員が担う業務の代替による介護職員の負担軽減と介護の質への影響（直接介護時間の変化）

- i. ICT・ロボット等による業務の代替
- ii. 介護助手の活用による業務の代替

介護分野の調査研究について⑧	
介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和4年度）	
（1）研究内容	
背景・目的： 生産性年齢人口が減少し、労働力の確保に向けた制約が強まる中、介護サービスの質を維持・向上させるため、介護現場において、ICT、介護ロボット等のテクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活用等による生産性向上の取組（以下、「介護ロボット等による生産性向上の取組」）を推進することは重要である。 本事業においては、「介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果実証委員会」を設置し、介護施設に対して介護ロボット等による生産性向上の取組について支援を行った上で、当該取組による効果実証を実施するとともに、実証から得られたデータの分析等を行い、次期介護報酬改定の検討に資するエビデンスの収集等を行うことを目的とする。 実証テーマ： 夜間見守り—見守り機器を複数導入することにより、ケアの質の確保及び職員の業務負担軽減が可能かを検証。 パッケージ—厚生労働省が示している「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、介護現場における課題に応じた機器導入・効果的なオペレーション変更等、実証計画の立案を行い目的とする効果に対して検証。 介護助手—実証施設における介護助手の業務と役割分担を明確化し、介護助手導入によるケアの質の確保、職員の業務負担軽減の効果を検証。 提案型—介護現場における生産性の向上の取組に意欲的な介護施設からの実証に関する提案を受け付け、当該取組の目標に対する効果を検証し、その取組内容についての評価・今後の改善を行う。 調査対象：実証施設を公募し、採択された施設（夜間見守り38施設、パッケージ38施設、介護助手21施設、提案実証17施設） 調査手法：①タイムスタディ調査、②職員向けアンケート調査、③利用者向けアンケート調査、④ヒアリング調査 調査項目：調査項目は後述のとおり 分析手法：導入前後の2群間比較	
出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和5年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課	

介護分野の調査研究について⑧	
介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和4年度）	
（1）研究内容	
実証結果： 夜間見守り—機器の導入率と「直接介護」及び「巡回・移動」時間合計において、導入割合0%の場合の業務時間に対して、導入割合10%導入では2.9%減少、導入割合30%では6.8%減少、導入割合50%では8.4%減少、導入割合80%では6.4%減少する結果となった。 介護助手—介護助手不在（事前）の状況と、介護助手導入後（事後①、事後②）での職員の業務時間の変化では、職員の間接業務時間は、事後①で14.3分、事後②で12.8分減少した。介護助手が30時間間接業務を担うと、介護職員の間接業務時間は約20時間削減される計算結果が得られた。介護助手の活用により職員が増やすことができた時間は、事後①、事後②いずれも「利用者とのコミュニケーション」、「記録・文書作成・連絡調整等」が50%超であった。介護助手導入による職員のモチベーションの変化では、「仕事のやりがいの変化」、「職場の活気の変化」で「増加したとを感じる」という回答が、事後①、事後②いずれも50%超であった。	
（2）研究から得られる示唆	
設計	- 各種機器の導入により、職員の業務時間の変化、職員・利用者に与える影響、施設運営に与える影響でみる観点。 - 実証対象機器の導入により得られる効果を整理の上、実証仮説を設定し、対象機器に応じた調査設計がなされている。 - 実証対象施設の実証前のICT・テクノロジー機器の使用状況により、対象機器導入前後での業務時間の変化の差を整理している。
調査手法・分析	- 質問紙調査。タイムスタディ調査は10分毎の作業内容を記録する調査票を使用。 - 事前調査と事後調査の2群間比較（Wilcoxonの順位和検定）。 - 実証後、施設管理者や実証の責任者を対象にヒアリング調査を実施し、業務時間の減少やケアの質の向上につながった事例を抽出。
- 本調査研究からは、実証研究の設計や調査手法の考え方が参考となる。 - 実証対象機器に期待される効果を整理した上で、実証仮説を設定し、仮説に応じた調査設計が参考となる。 - 夜間見守りに関する実証では、タイムスタディ調査の結果により、業務時間の平均的な短縮割合、夜勤職員1人あたり対応可能な平均利用者数を示しており、配置基準の検討に資する分析結果を示している。	
出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和5年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課	

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について⑧

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和4年度）

<見守り機器導入に関するタイムスタディ調査項目>

NO	分類	Sub-NO	項目	記載所①	21時台						
					—	00分-09分	10分-19分	20分-29分	30分-39分	40分-49分	50分-59分
A	直接介護	1	移動・移乗・体位変換	6							
		2	排泄介助・支援								
		3	生活自立支援（※1）								
		4	行動上の問題への対応（※2）								
		5	その他の直接介護								
B	間接業務	6	巡回・移動	4							
		7	記録・文書作成・連絡調整等（※3）								
		8	見守り機器の使用・確認								
		9	消毒などの感染症対応（※4）								
		10	その他の間接業務								
C	休憩	11	休憩・待機								
		12	仮眠								
D	その他	13	その他								
—	—	—	備考・補足等								

※1 入眠起床支援、利用者とのコミュニケーション、訴えの把握、日常生活の支援

※2 徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等

※3 利用者に関する記録等の作成、勤務票等の作成、申し送り、文書検索等

※4 消毒作業や消毒液の補充等、感染症対策に関わる作業時間

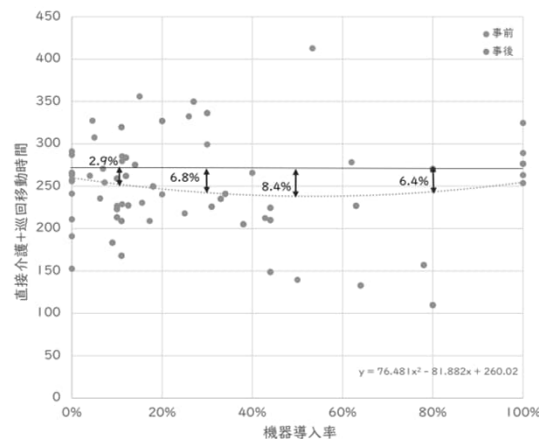
出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和5年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護分野の調査研究について⑧

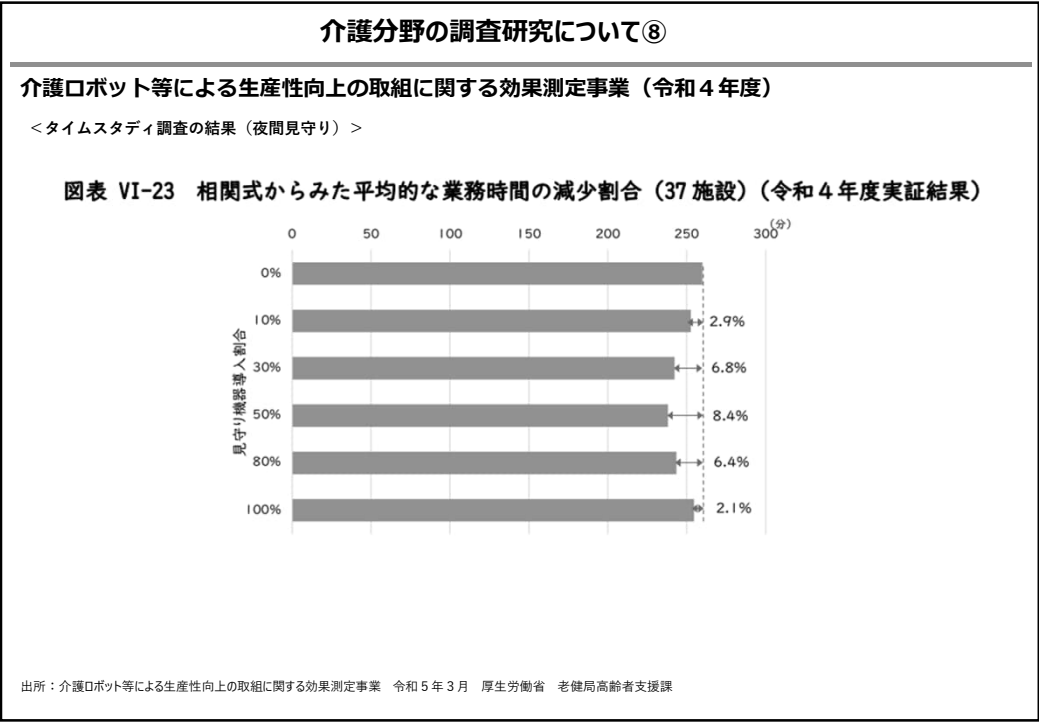
介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和4年度）

<タイムスタディ調査の結果（夜間見守り）>

図表 VI-22 機器の導入率と「直接介護」及び「巡視・移動」時間合計の相関Ⅱ（37施設）
（令和4年度実証結果）



出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和5年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課



介護分野の調査研究について⑧

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和4年度）

<介護助手活用に関するタイムスタディ調査項目（職員向け）>

NO	分類	Sub-NO	項目	記録時間	（ ） 時台					（ ） 時台					（ ） 時台							
					00分-09分	10分-19分	20分-29分	30分-39分	40分-49分	50分-59分	00分-09分	10分-19分	20分-29分	30分-39分	40分-49分	50分-59分	00分-09分	10分-19分	20分-29分	30分-39分	40分-49分	50分-59分
A	直接介護	1	移動・移送・体位変換	6																		
		2	排泄介助・支援																			
		3	食事支援																			
		4	入浴・整髪・更衣																			
		5	利用者とのコミュニケーション																			
		6	機能訓練・リハビリテーション・運動的ケア																			
		7	その他の直接介護																			
		8	その他																			
B	間接業務	9	記録・移動	4																		
		10	記録・文書作成・連絡調整等（※1）																			
		11	利用者のケアマネジメント情報収集・介護計画の作成・見直し																			
		12	他の職員に対する指導・教育（※2）																			
		13	食事・おやつに関連する準備・片付け等																			
		14	入浴業務の準備等																			
		15	リネン交換・ベッドメイク																			
		16	居室清掃・片付け																			
		17	消毒などの感染症対応																			
		18	その他の間接業務（※3）																			
		19	休憩																			
C	休憩	20	休憩・待機																			
		21	その他																			
D	その他	22	その他																			
23		その他																				
—	—	—	備考・補足等																			

※1 利用者に関する記録等の作成、取捨整理等の作成、申し送り、文書授受等
※2 ケアの内容や方法に関する指導、OJT等
※3 レタリング・メンテナンス等

出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和5年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護分野の調査研究について⑧

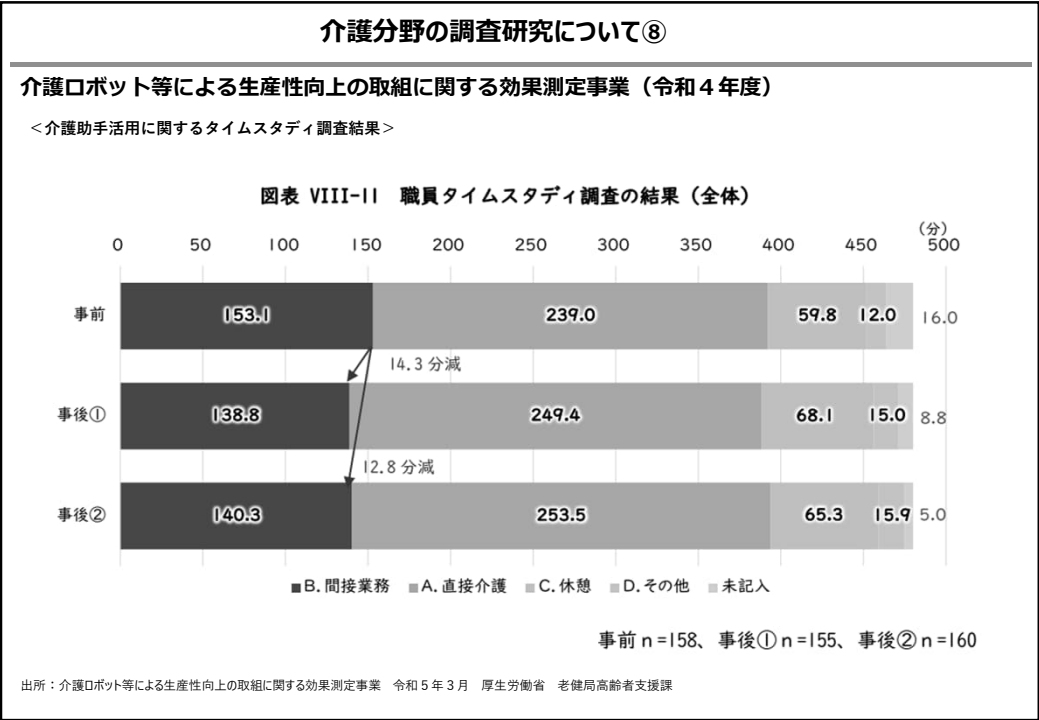
介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和4年度）

<介護助手活用に関するタイムスタディ調査項目（介護助手向け）>

NO	分類	Sub-NO※	項目	記載例①	（ ）時台					（ ）時台					
				00分-09分	10分-19分	20分-29分	30分-39分	40分-49分	50分-59分	00分-09分	10分-19分	20分-29分	30分-39分	40分-49分	
B	間接業務	1	巡回・移動	4											
		2	他の職員に対する指導・教育												
		3	食事・おやつに関連する準備・片付け等												
		4	入浴業務の準備等												
		5	リネン交換・ベッドメイク												
		6	居室清掃・片付け	6											
		7	消毒など感染症対応												
		8	その他の間接業務												
C	休憩	9	休憩・待機												
D	その他	10	その他												
		11	他のフロア等での業務												
—	—	—	備考・補足等												

Sub-NO ※1 次の作業場所までの移動時間
※2 作業内容や方法に関する指導、OJT等を受けた時間
※3 食器洗浄、片付けなど食事関係に関する業務時間
※4 入浴業務に関わる着替えの準備、利用者の誘導等の時間
※5 シーツ等の交換作業時間
※6 利用者の居室内の清掃、洗濯物の収納等の時間
※7 消毒作業や消毒液の補充等、感染症対策に関わる作業時間
※8 レクリエーションの準備等
※9 休憩時間や次の作業までの待ち時間
※10 上記いずれにも該当しない業務時間

出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和5年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課



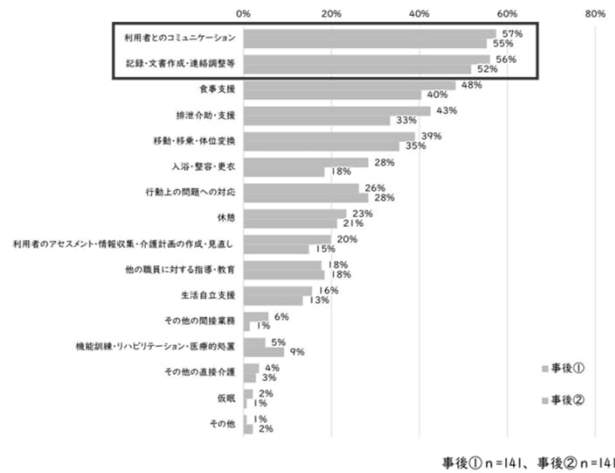
Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について⑧

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和4年度）

<介護助手活用に関するタイムスタディ調査結果>

図表 VIII-17 介護助手の活用により職員が増やすことができた時間



出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和5年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護分野の調査研究について⑨

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和5年度）

（1）研究内容

背景・目的：

厚生労働省では、ICT、介護ロボット等のテクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活用等による生産性向上の取組（以下、「介護ロボット等による生産性向上の取組」という。）を強力に推進することとしている。本業務では、「介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果実証委員会」（以下、「実証委員会」という。）を設置し、介護施設に対し介護ロボット等による生産性向上の取組について支援を行った上で、当該取組による効果実証を実施するとともに、実証や調査から得られたデータの分析等を行い、次期（令和6年度）介護報酬改定の検討に資するエビデンスの収集等を行うことを目的とする。

実証テーマ：

夜間見守り－夜間の人員配置の変更も視野に入れ、見守り機器を複数導入することにより、ケアの質の確保及び、職員の負担軽減が可能かを実証。

パッケージ介護現場における課題に応じた機器導入・効果的なオペレーション変更等、実証計画の立案を行い、目的とする効果に対する検証を行う。対象機器は見守り機器・移乗支援（装着、非装着）、排泄予測、介護業務支援（ICT機器）の4種それぞれに対し、連携可能な機器を組み合わせる。

介護助手－実証施設における介護助手の業務と役割分担を明確化し、介護助手導入によるケアの質の確保、職員の業務負担軽減の効果を検証。

提案手法－テクノロジーの導入、介護職員の業務の整理等の取組について実証を行い、特に介護サービスの質の維持・向上、効率的な人員配置の実現等の観点の評価検討に資するデータを整備。

調査対象：テクノエイド協会HP「介護ロボット等の開発・実証フィールド」に登録のあった施設に意向調査を実施。意向調査の結果を踏まえて、事務局にて対象施設を選定。（夜間見守り28施設、パッケージ40施設、介護助手18施設、提案手法10施設）

調査手法：①タイムスタディ調査、②職員向けアンケート調査、③利用者向けアンケート調査、④訪室回数・排泄ケア記録回数、⑤ヒアリング調査

調査項目：調査項目は後述のとおり

分析手法：導入前後の2群間比較

出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和6年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について⑨

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和5年度）

（1）研究内容

実証結果：

夜間見守り—令和2年度～令和5年度の調査結果も含め、通常時のオペレーションと実証時のオペレーションでの夜勤職員の担当利用者数を比較し、見守り機器の全床導入により職員1人当たりの担当利用者数がどの程度増加するのかを試算した結果、全体平均で通常の約1.5倍の利用者の対応が可能という結果が得られた。

パッケージ非装着型移乗支援機器を導入した施設では、2名介助を1名介助に変更して実証を行っており、人員数の変化を加味すると導入前後で3.7分（18%）減少した。

介護助手—令和4、5年度の実証施設において、Wilcoxonの符号付順位検定を用い「介護助手なし」と「介護助手あり」における介護職員の間接業務の時間を比較したところ、「介護助手あり」で有意に介護職員の間接業務の時間が短くなった。

提案手法—テクノロジーや介護助手導入前後で比較すると、事前の人員配置は2.73:1から、事後では2.86:1となった。

（2）研究から得られる示唆

設計

- 各種機器の導入により、職員の業務時間の変化、職員・利用者に与える影響、施設運営に与える影響をみる観点。
- 実証対象機器の導入により得られる効果を整理の上、実証仮説を設定し、対象機器に応じた調査設計がなされている。
- 実証対象施設の実証前のICT・テクノロジー機器の使用状況により、対象機器導入前後での業務時間の変化の差を整理している。

調査手法・分析

- 質問紙調査。タイムスタディ調査は10分毎の作業内容を記録する調査票を使用。
- 事前調査と事後調査の2群間比較（Wilcoxonの順位検定）。

- 本調査研究からは、実証研究の設計や調査手法の考え方が参考となる。
- 実証対象機器に期待される効果を整理した上で、実証仮説を設定し、仮説に応じた調査設計が参考となる。
- 夜間見守りに関する実証では、タイムスタディ調査の結果により、業務時間の平均的な短縮割合、夜勤職員1人あたり対応可能な平均利用者数を示しており、配置基準の検討に資する分析結果を示している。

出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和6年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護分野の調査研究について⑨

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和5年度）

<実証で使った見守り機器>

見守り機器は、補助金等での支援実績、導入・普及状況等を踏まえて選定したと報告されている。

図表 VI-4 実証で使った見守り機器

NO	メーカー名	機器名	機器タイプ別の区分※
1	パラマウントベッド株式会社	眠りSCAN	バイタルタイプ
2	株式会社バイオシルバー	Aams/アアムス	バイタルタイプ
3	ノーリツプレジジョン株式会社	Neos+Care（ネオスケア）	カメラタイプ

※機器タイプについては以下の区分として本調査内で総称した。

- バイタルタイプ…機器の内蔵センサーにより離床や心拍、呼吸等の体動と、睡眠状態を把握できる

見守り機器

- カメラタイプ…カメラ型でシルエット画像により対象者が映し出され、設定された対象動作の検知が可能な見守り機器

出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和6年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

Appendix 3.文献調査B:介護分野先行研究概要

介護分野の調査研究について⑨

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和5年度）

<見守り機器活用における課題>

タイムスタディ調査結果で「巡視・移動」時間が減少しなかった施設における理由や、見守り機器活用における課題（機器の設置・調整、誤報・失報など）についても整理している。

図表 VI-110 「巡視・移動時間」が減少しなかった理由

区分	主な理由
新規	・ 誤報が多かったためあらゆる作動に対して訪室していた。 ・ 失禁などの排泄ケアが必要な利用者がいた。 ・ 対象利用者の入所後数週間の時期と事後調査が重なったため、落ち着きがなくなり対応が増えた。
追加	・ 見守り機器の故障に対するリスクを不安視し、利用者の状況を巡視・訪室で確認したい職員がいた。 ・ 利用者の表情を直接見ることによって体調の変化を察知するため、定期巡回を減らすことは難しかった。カメラタイプとバイタルタイプの見守り機器を併用することで定期巡回を代替可能かもしれない。
全床	・ 実証期間が短期間であったため訪室しないことに対する職員の不安があった。見守り機器の情報だけでは心配で、訪室した方が職員は安心であったようである。

出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和6年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護分野の調査研究について⑨

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（令和5年度）

<見守り機器活用における課題>

タイムスタディ調査結果で「巡視・移動」時間が減少しなかった施設における理由や、見守り機器活用における課題（機器の設置・調整、誤報・失報など）についても整理している。

図表 VI-111 見守り機器活用における課題

区分	カテゴリ	主な意見
新規	誤報・失報	・ 誤報による訪室で利用者が覚醒してしまいトイレ誘導に至ったケースがあった。見守り機器の位置や設定を変更すると誤報回数を減らすことができた。 ・ 頭を上げただけで「離床」という通知が鳴ってしまい、通知が多くなるので煩わしかった。 ・ 誤報は少なく、あまり問題はなかったが、たまに寝ているのに寝ていないと表示されることがあった。 ・ ギャッジを上げた時に誤報が発生した。 ・ 誤報であっても見守り機器のシルエット映像で状況を正確に判断できたため、誤報時の職員の訪室は行っていない。
	機器の設定	・ センサーの感度を設定できるとメーカーから聞いたが、職員が設定を変更することはなかった。 ・ ベッドの高さ調整を頻繁に希望される利用者が多く、調整の度に職員が再度見守り機器の微調整をする必要があり手間であった。 ・ 複数の機器を持ち歩きながら業務を行うのは負担がある。 ・ 設定に関する負担はほとんどない。機器の操作は全職員が実施できるようにしている。
追加	誤報・失報	・ 本実証で導入した見守り機器では、誤報・失報は発生していない。 ・ 利用者の検知の設定が十分でなかったため検知が多くなりすぎたことによる職員の確認の負担が発生していた。
	機器の設定	・ ベッドシーツの交換でベッドの移動を行った日の夜に見守り機器がうまく作動せず、事故に繋がることがある。 ・ 見守り機器のサーバが5年くらいで壊れてしまい、交換に数十万円かかる。

出所：介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 令和6年3月 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護職員が担う業務の代替による介護職員の負担軽減と 介護の質への影響（直接介護時間の変化）

- i. ICT・ロボット等による業務の代替
- ii. 介護助手の活用による業務の代替

介護分野の調査研究について⑩

介護老人保健施設等における業務改善に関する調査研究事業

（１）研究内容

背景：三重県介護老人保健施設協会が平成 27 年から取り組んでいる「元気高齢者による介護助手モデル事業」は、**介護職員の周辺業務を担う具体的な人材対策・業務改善の取組等として離職防止に寄与する等の効果**を挙げ、介護老人保健施設（以下、老健施設）以外の介護保険サービスにも展開しつつある。

目的：本事業では、三重県での調査実績を踏まえ、介護助手の中でも特 60 歳以上の介護助手（以下、高齢介護助手）に着目し、**老健施設における高齢介護助手の導入状況や実施業務等の実態把握を行い、多職種連携・業務分担等による業務改善に資する取り組みの提案を目指す。**

調査手法：アンケート調査（3種類の調査票による。①施設票：高齢介護助手の雇用状況や業務の役割分担等に関する調査、②介護職員票：業務の負担感や職場環境等に関する調査、③介護助手票：業務の負担感や従事している業務内容等に関する調査）

調査対象：①施設としての意向について、適切に回答できる方、②現場で介護業務を担っている介護職、③高齢介護助手

調査項目：①施設の基本情報、高齢介護助手の雇用人数、導入したきっかけ、導入にあたっての課題、業務分担等
②回答者の基本情報、心身の健康状態、職場環境や周囲の人との関係について、介護職の仕事に対する気持ち、介護助手の存在による業務や施設への影響等
③回答者の基本情報、心身の健康状態、職場環境や周囲の人との関係について、介護助手の仕事に対する気持ち、従事する業務、介護職員との関わり

分析手法：単純集計、クロス集計

調査結果：高齢介護助手による影響では **70%以上の施設が「業務負担感」「業務量」が減少している**と思うと回答。また、**半数近くの施設が「介護の専門性を活かした業務への集中」が高まっている**と思うと回答しており、**周辺業務の担い手という点に加え、介護の質の向上に関しても良い影響を与えると示唆された。**

（２）研究から得られる示唆

- | | |
|----|--|
| 設計 | <ul style="list-style-type: none"> 施設、介護職員、介護助手を対象にアンケート調査を実施。 介護職員、介護助手のアンケート調査について、それぞれと仕事上の関わりがある群と、関わりがない群のクロス集計結果により、関わりがある群のほうが、良い影響を感じている割合が高いという分析結果を得ている。 |
|----|--|

- アンケート調査の調査項目が参考となる。
- アンケート調査の分析は単純集計、クロス集計のみのため、統計的有意性の確認には追加分析が必要になる。

出所：介護老人保健施設等における業務改善に関する調査研究事業 報告書 令和3年3月 公益社団法人 全国老人保健施設協会（令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

介護分野の調査研究について⑪	
高齢介護助手雇用による介護職員の業務促進・阻害要素の変化と情緒的消耗感との関連	
(1) 研究内容	背景: 介護助手の導入は介護職員の負担を軽減させるための対策のひとつとして着目されている。2020年度に全国老人保健施設協会が会員施設を対象に行った調査によると、高齢介護助手を雇用している施設は全会員施設中31.7%であり、すでに高齢介護助手が現場で活躍していることが見受けられる一方で、いまだ高齢介護助手を活用していない施設も多く、介護現場の人材不足や介護職員の負担感を改善するには、高齢介護助手をさらに浸透させることが求められる。 目的: 本研究は、介護職員が普段の業務に従事するにあたり、高齢介護助手の今日によって働きやすくなったと感じるのか（業務促進）、もしくは働きにくくなったと感じるのか（業務阻害）を明らかにし、それらの業務促進・阻害要素と介護職員の情緒的消耗感との関係を探ることを目的としている。 調査手法・対象: 2020年度に全国老人保健施設協会が実施した「介護老人保健施設等における業務改善に関する調査研究事業」の調査データを用いた。介護職員票を全会員施設を対象に10部ずつ配布しており、本調査では、勤務する施設が高齢介護助手を雇用していると回答した介護職員票を抽出し、解析に用いた。（施設数：964、人数：5,185人） 調査項目: 本調査に先立つ介護職員へのヒアリングおよび関連する分野の有識者による検討会議を基に設定した。 ①業務促進・阻害要素の変化：「全体的な業務量」「普段の業務における気持ちのゆとり」「介護の専門性を活かした業務への集中」等の9項目を設定し、3件法（減少した/変わらない/増加した）で回答を求めた。 ②情緒的消耗感：Maslach Burnout Inventoryを基にした日本語版バーンアウト尺度の下位尺度である情緒的消耗感を用いた。 ③個人特性：性別、年齢、介護職としての経験年数、雇用形態、介護系の資格の保有、現場での役職、主観的健康感、周囲との人間関係、高齢介護助手への信頼を用いた。 分析手法: ②情緒的消耗感得点を従属変数、①高齢介護助手の雇用によって介護職員が感じた業務促進・阻害要素の変化を独立変数、③個人特性を調整変数として重回帰分析を行った。
出所：高瀬麻衣ほか（2024）「高齢介護助手雇用による介護職員の業務促進・阻害要素の変化と情緒的消耗感との関連」『日本公衆衛生雑誌』71巻5号 p. 275-282	

介護分野の調査研究について⑪	
高齢介護助手雇用による介護職員の業務促進・阻害要素の変化と情緒的消耗感との関連	
(1) 研究内容	分析結果: 高齢介護助手の雇用により介護職員が改善したと感じた項目は、「全体的な業務の量」（改善：63.6%）、「普段の業務における気持ちのゆとり」（改善：39.8%）、「介護の専門性を活かした業務への集中」（改善：38.0%）であった。 調整変数とすべての業務を調整した重回帰分析の結果、「全体的な業務の量」が減少し、「普段の業務における気持ちのゆとり」が増加し、「介護の専門性を活かした業務への集中」が向上し、「施設職員の人間関係」が改善したと回答した者ほど、情緒的消耗感得点が低かった。対して、「地域の人や団体と関わる機会」が増加したと回答した者ほど、得点が高かった。 高齢介護助手の雇用は介護助手が感じる業務促進・阻害要素の変化に関与し、それらが介護職員の低い情緒的消耗感と関連したことから、介護職員のバーンアウトのリスクを軽減する対策になり得る可能性が示唆された。
(2) 研究から得られる示唆	設計 2020年度に全国老人保健施設協会が実施した「介護老人保健施設等における業務改善に関する調査研究事業」の調査データを用い、そのうち、勤務する施設が高齢介護助手を雇用していると回答した介護職員票を抽出し、解析に用いた。 - 分析に用いるアンケート調査は、介護職員へのヒアリングおよび関連する分野の有識者による検討会議を基に、アンケート項目が設定されている。 調査手法・分析 ①業務促進・阻害要素の変化、②情緒的消耗感得点、③個人特性の3つの変数を設定し、重回帰分析を行う。 ・本調査研究からは、調査手法・分析の考え方が参考となる ・過去のアンケート調査結果を用いて、調査目的をふまえて変数を設定し、高齢介護助手という職員の存在が加わることで、従来の職員の業務や勤務環境に、どのような変化がもたらされるか分析するアプローチの参考となる。
出所：高瀬麻衣ほか（2024）「高齢介護助手雇用による介護職員の業務促進・阻害要素の変化と情緒的消耗感との関連」『日本公衆衛生雑誌』71巻5号 p. 275-282	

介護職員の負担軽減や働きやすさの向上につながる職場環境の整備

介護分野の調査研究について⑫

高齢者介護施設における介護職員の離職意向に関連する要因の構造分析

(1) 研究内容

背景： 高齢者介護施設における介護職員の離職に関する研究は蓄積されているが、実際に介護現場で行われている介護職員の離職防止に向けた取り組みの有効性を明らかにしている先行研究は見当たらない。

目的： 本研究は介護現場で行われている介護職員の離職防止に向けた取り組みから、構造的なモデルを検討し、離職意向に影響を及ぼす要因の関係を明らかにすることを目的とする。

調査手法・対象： 特別養護老人ホームに従事している外国人介護職員を対象に量的調査を行った。全国の特別養護老人ホーム8,097施設より系統無作為抽出により2,490施設を選定し、各施設に5部ずつ調査票を送付した。

分析手法・調査項目：

(調査1) 離職防止マネジメントに取り組んでいる高齢者介護施設の人事担当者4人を対象にインタビュー調査を行い、介護職員の離職防止に対する具体的な取組内容を明らかにした。文字化されたインタビューデータから、介護職員の離職防止に関わる内容を70項目を抽出し、先行研究と比較を行い30項目へと改編した。改編した項目は「理想的な介護の実現に向けた取り組み」「コミュニケーションの工夫」「人材育成と評価の工夫」「業務負担軽減の工夫」「組織風土」の5つのカテゴリーに分けた。

(調査2) 東京近郊の市にある入所型施設もしくは夜勤を要する介護保険サービスを提供するすべての高齢者介護施設(77施設)の介護職員を対象に、各施設長あてに介護職員への調査票配布を依頼し、調査票の配布を行った。調査項目は、個人属性、調査1で生成した離職防止に向けた取り組み項目、離職意向とした。離職防止に向けた職場環境への取り組み項目について、共分散構造分析を用いて最適モデルを探った。確証的因子分析では、標準化推定値は0.6を基準として、説明力の低いものを除外し、適合度のよいモデルになるまで修正と改良を繰り返した。

調査結果： 離職意向に直接効果をもたらす内生潜在変数は、介護の質向上への取り組みとトップダウンの管理体制であり、介護の質向上への取り組みは離職意向を直接低めるが、上司の意向を中心とするトップダウンの管理は離職意向を高める。適切な評価と人員配置と業務負担軽減への取り組みは介護の質向上への取り組みを介しての間接効果が示された。

(2) 研究から得られる示唆

設計

- ・ 高齢者介護施設の人事担当者4人を対象にインタビュー調査、先行研究内容をふまえ、アンケート項目を設定。
- ・ 現場での離職防止に向けた取り組み項目が、職員の離職意向にどのように影響しているか、共分散構造分析により、要素間の関係性や程度のモデル化を行っている。

- ・ インタビュー項目の設定手法や、現場で実践されている取り組みがその取り組みの目的にどのような影響をもたらしているか、モデル化を行うアプローチが参考となる。

出所：内田和宏ほか(2021)「高齢者介護施設における介護職員の離職意向に関連する要因の構造分析」『老年社会科学』42巻4号 p.289-300

介護分野の調査研究について⑬

介護施設職員の仕事満足度と就業継続意向に関連する職場環境要因：勤続年数・介護福祉士資格・雇用形態による違いに着目して

(1) 研究内容

背景：介護職員の仕事満足度や就業継続意向に関連要因については研究蓄積が図られているが、勤続年数や保有資格等の職員の個性性を考慮した関連要因の検討は少ない。職員の個性性に合わせた対応を考える必要があるが、どのような職員に対して、どのような職場環境が仕事満足度・就業継続意向の向上につながるか十分に検討されていない。

目的：本研究は、職員の早期離職が課題となっている高齢者介護施設において、介護職員の仕事満足度や就業継続意向を高める職場環境要因を明らかにするとともに、それらが職員の勤続年数や保有資格、雇用形態といった個性性によってどのように異なるのかを検討することを目的としている。

調査手法・対象：財団法人介護労働安定センターが実施した「介護労働実態調査2017」の労働者調査票の個票データを用いた。「介護労働実態調査2017」の労働者調査は、介護保険法で指定された介護サービス事業を実施する事業所の中から無作為に約18,000事業所を抽出し、1事業所あたり介護にかかわる3人を上限に選んだ52,914人に郵送調査を行っている。本研究では、訪問系より施設系で早期離職が深刻であることから、高齢者介護施設の介護職員2,948人を分析対象とした。

分析項目：アンケート項目から、以下の変数を作成している。

- ①仕事満足度：「仕事の内容・やりがい」「キャリアアップの機会」「賃金」等の各項目について、5件法で回答を得、満足の高い回答から順に4～0点を配点。各項目について守勢部分分析を行った結果、いずれの項目も第1主成分への負荷量が0.6以上であったことから一元的な尺度を構成するものとみなし、第1主成分の主成分得点を介護職員の「仕事満足度」とした。
- ②就業継続意向：「今の勤務先で働きたい」「介護関係の別の勤務先で働きたい」等の選択肢から、「今の勤務先で働きたい」と回答した場合を「就業継続意向あり(=1)」とみなし、それ以外は「就業継続意向がない、または不明(=0)」とみなした。
- ③仕事の資源：JD-Rモデル*の課題レベル、対人レベル、組織レベルを参照し、抽出した10項目について、それぞれ実施の有無のダミー変数を作成した。
- ④仕事の要求：「身体的な負担」「労働時間の負担」「利用者との関係の負担」「勤務環境の負担」について尺度化した。

* JD-Rモデル：仕事に関するストレス反応を低減し、モチベーションなどのポジティブな効果を促進する要因として「仕事の資源(job resources)」に着目している。「仕事の資源」は、課題レベル(例：パフォーマンスに対するフィードバック等)、対人レベル(例：上司や同僚からのサポート等)、組織レベル(例：研修の機会等)の3水準に分類されている。

出所：王偉秋、杉原陽子(2021)「介護施設職員の仕事満足度と就業継続意向に関連する職場環境要因：勤続年数・介護福祉士資格・雇用形態による違いに着目して」『応用老年学』15巻 1号 p.26-37

介護分野の調査研究について⑬

介護施設職員の仕事満足度と就業継続意向に関連する職場環境要因：勤続年数・介護福祉士資格・雇用形態による違いに着目して

(1) 研究内容

分析手法：

- ①仕事満足度を従属変数とし、③仕事の資源、④仕事の要求、その他の要因を独立変数とする重回帰分析を実施。
- ②就業継続意向を従属変数とし、③仕事の資源、④仕事の要求、その他の要因を独立変数とするロジスティック回帰分析を実施。勤続年数(3年未満/3年以上)、介護福祉士資格(あり/なし)、雇用形態(正規/非正規)のそれぞれについて「仕事の資源」の各変数との交互作用項を作成。重回帰分析/ロジスティック回帰分析に各交互作用項を1つずつ追加投入し交互作用効果を調べた。

調査結果：

- ①仕事満足度について、勤続年数が短い職員には「プリセプター制度」と「介助しやすい施設づくりや福祉機器の導入」が、介護福祉士資格を持たない介護職員には「期待される役割が明確」と「介助しやすい施設づくりや福祉機器の導入」が、仕事満足度の向上につながる可能性が示された。特に「介助しやすい施設づくりや福祉機器の導入」は、勤続年数が短い人と介護福祉士資格を持たない人の両方に共通しており、ハード面の整備が重要である可能性が示唆された。
- ②就業継続意向については、勤続年数が3年未満の介護職員では3年以上の職員よりも、「上司や先輩から指導や助言を受ける機会」「プリセプター制度」「介護能力を適切に評価する仕組み」「能力や資格取得に応じた賃上げ」が、就業継続意向により強く関連していた。一方、勤続年数が3年以上の介護職員では3年未満の職員よりも「期待される役割が明確」であることが就業継続意向により強く関連していた。

(2) 研究から得られる示唆

- | | |
|---------|---|
| 設計 | <ul style="list-style-type: none"> 「介護労働実態調査2017」から、高齢者介護施設の介護職員を分析対象として抽出。 アンケート調査の設問から、複数の変数を作成し、変数間の関連性を分析。 |
| 調査手法・分析 | <ul style="list-style-type: none"> 勤続年数、介護、福祉士資格、雇用形態といった職員の個性性によって、仕事満足度や就業継続意向の関連要因が異なるか否かを分析するため、①仕事満足度/②就業継続意向を従属変数、③仕事の資源/④仕事の要求を独立変数とし、重回帰分析/ロジスティック回帰分析を行ったうえで、職員の個性性を示す項目と各変数との交互作用項を作成し、重回帰分析とロジスティック回帰分析に各交互作用項を1つずつ追加投入し交互作用効果を検証。 本調査研究からは、分析項目の設定方法や分析手法が参考となる。 職員の個性性に着目する観点や、職員のストレス低減やモチベーションにポジティブな効果をもたらす要因を課題レベル、対人レベル、組織レベルに分類して構造化する方法も参考となる。 |

出所：王偉秋、杉原陽子(2021)「介護施設職員の仕事満足度と就業継続意向に関連する職場環境要因：勤続年数・介護福祉士資格・雇用形態による違いに着目して」『応用老年学』15巻 1号 p.26-37

介護分野の調査研究について⑭	
正規介護職員の離職率と従来型・ユニット型の介護老人福祉施設における教育・研修の関連	
(1) 研究内容	背景: 介護はヒューマンサービスであることから、介護職員の質がサービスの質を左右する。しかし、介護職員の研修は十分な根拠がないまま実施され、限られた時間における研修での交代勤務の多い施設内の知識や成果の共有化の重要性が指摘されている。介護老人福祉施設の介護職員における不安や不満を軽減し離職を防止していくためには、さらなる教育・研修の充実の必要性が示唆される。 目的: 本研究は、従来型・ユニット型の介護老人福祉施設で実施している勤続1年未満・以上の正規介護職員向けの教育・研修内容と体制を把握した上で、教育・研修内容や体制と正規介護職員の離職率がどのように関連しているかを明らかにし、今後の職場定着促進に必要な方策を施設形態毎に検討することを目的とする。 調査対象: 算出されたサンプルサイズを従来型・ユニット型にて二分した各590施設を、施設形態により振り分けた会員リストの中から、乱数表を用いた単純無作為抽出法により抽出。 調査手法: 抽出された各施設形態の介護老人福祉施設を対象とし、各施設にて実施している教育・研修内容と離職者の状況に関する質問紙調査を行なった。先行研究を参考とし、20項目の研修内容（①施設/法人の理念や方針、②介護技術・知識、③接遇・マナー等）の実施の有無について、勤続1年未満/1年以上の正規介護職員向けに区分して調査。教育・研修に関する体制として、OJTの実施の有無、新卒と中途採用における教育・研修内容の違い等について回答を求めた。 分析手法: 収集した調査データの分析について、従来型とユニット型の施設形態による教育・研修内容の実施状況の差はχ^2検定を用いて行なった。また離職率に関連する規定因子の抽出は、従属変数を離職率、独立変数を施設形態別に実施している各教育・研修内容や体制（実施有1、実施無0）とし、ステップワイズ法による重回帰分析を用いて分析した。 調査結果: 正規介護職員の離職率との有意な関連性のある具体的内容は、従来型では勤続1年未満向けとしてリーダー養成が正の関連、勤続1年以上向けとして記録の書き方と報告の方法が正の関連、ユニット型では勤続1年未満向けとして介護技術・知識、教育・研修の責任者の設置が負の関連、勤続1年以上向けとして機能訓練に関する知識が正の関連、腰痛予防対策が負の関連があることを明らかにした。
(2) 研究から得られる示唆	設計 - 先行調査を参考とし、研修内容、教育・研修に関する体制の違いに関するアンケート調査を実施。 - 研修内容や体制に関する項目を独立変数、離職率を従属変数とし、重回帰分析により、項目間の関連性を分析。 ・ 本調査研究からは、分析項目の設定方法や分析手法が参考となる。
出所：田中康雄（2021）「正規介護職員の離職率と従来型・ユニット型の介護老人福祉施設における教育・研修の関連」『日本農村医学会雑誌』70巻 1号 p.1-12	

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー Sー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人(総称して“デロイト ネットワーク”)のひとつまたは複数を指します。DTTL(または“Deloitte Global”)並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業

保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究
報告書

令和7年3月 発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ
